台風第９号災害検証報告書

佐用町台風第９号災害検証委員会

目　　次

災害検証報告にあたって ---------- 1

佐用町防災力強化への提言 ---------- 3

台風第９号災害の概要と検証の実施

第１章　検証の概要

１　検証の概要

（１）検証の趣旨 ---------- １３

（２）検証の視点

（３）検証の体制 ---------- １５

第２章　台風第９号の気象状況及び被害状況

１　気象状況

（１）気象状況 ---------- １６

（２）降雨状況

（３）河川の水位 ---------- １７

台風第９号災害による浸水実績図 ---------- １８

２　被害状況等

（１）人的被害の状況 ---------- ２１

（２）住家被害の状況

（３）ライフラインの被害と復旧状況

（４）高速道路の状況

（５）道路の被害状況 ---------- ２２

（６）鉄道の被害状況

（７）公共土木施設の被害状況

（８）農林水産業の被害状況 ---------- ２３

（９）農地・土地改良施設被害状況

（10）治山関係被害状況 ---------- ２４

（11）社会福祉施設の被害状況

（12）教育関係施設（学校）の被害状況 ---------- ２５

（13）主な公立文教施設の被害状況

（14）指定文化財等の被害状況

（15）中小企業者等の被害状況 ---------- ２６

（16）病院等の被害状況 ---------- ２７

（17）町営住宅被害状況

(18) 地区センター、集会所被害状況
(19) 公用車被害状況

3　応急対応
（1）給水活動 ---------- 28
（2）消毒液及び消石灰の配布
（3）マスク配布
（4）給食支援
（5）無料入浴 ---------- 29
（6）仮設トイレの設置
（7）緊急一時宿泊所
（8）災害ごみ収集
（9）住宅応急修理 ---------- 30
(10) 応急仮設住宅等
(11) 被災河川の応急工事
(12) 被災道路の応急工事
(13) 医療活動 ---------- 31

4　各種支援
（1）人的支援
（2）ボランティア支援
（3）物的支援 ---------- 32
（4）各種支給制度
（5）義援金 ---------- 33
（6）生活再建支援金
（7）フェニックス共済 ---------- 34
（8）公的融資
（9）税・使用料などの減免
(10) こころのケア

第1編　災害対策本部体制、関係機関との連携

第1章　町の防災体制

1　災害対策本部体制
（1）本部組織
（検証項目1）警戒準備体制及び災害警戒本部の設置 ---------- 35
（検証項目2）災害対策本部の設置及び災害対策本部会議の開催 ---------- 36
（2）本部各部（班）の機能と人員配置
（検証項目1）本部各部職員の事務分担
（検証項目2）各地域対策部の機能 ---------- 37

（検証項目３）広報体制（報道機関への対応）
（検証項目４）災害対応職員の支援体制 ---------- ３８
（３）職員の配備（参集）基準と実際
（検証項目１）職員の配備体制
（検証項目２）職員の配備連絡 ---------- ３９
（検証項目３）職員の参集状況 ---------- ４０
（検証項目４）参集報告
災害対策本部体制の改善への提言 ---------- ４１

２　平時の防災体制
（１）防災担当組織・防災責任者の設置
（検証項目１）防災に係る組織体制 ---------- ４４
（検証項目２）防災担当職員の配置
（２）職員への防災研修、防災訓練
（検証項目１）職員に対する防災研修 ---------- ４５
（検証項目２）防災訓練の実施
平時の防災体制の改善への提言 ---------- ４６

３　防災拠点施設の整備
（１）災害対策本部室
（検証項目１）庁舎の浸水対策 ---------- ４７
（検証項目２）災害対策本部事務室 ---------- ４８
（２）通信と非常電源設備
（検証項目１）情報通信機器
（検証項目２）非常用電源の確保 ---------- ４９
防災拠点施設の改善への提言 ---------- ５０

（参考資料）
【佐用町地域防災計画、佐用町水防計画、佐用町課設置条例、佐用町行政組織規則の規定】
１　災害対策本部体制
（１）配備の決定 ---------- ５１
（２）災害対策本部設置基準
（３）災害対策本部等の設置場所
（４）指揮の権限
（５）災害対策本部の組織
（６）本部各部の任務
（７）災害対策本部の協議事項等
（８）活動場所 ---------- ５２
（９）人員配置
（10）配備連絡
（11）参集場所

（12）参集報告

２　平時の防災体制
（１）防災対策の推進 ---------- ５３
（２）事務分掌
（３）研修 ---------- ５４
（４）防災訓練

３　防災拠点施設の整備
（１）本庁舎および支所の位置づけ ---------- ５５
（２）他の防災拠点との関連
（３）庁舎の防災対策

４　表１～表７・図１～図６
（表１）各対策部の任務 ---------- ５６
（表２）配備基準 ---------- ５７
（表３）合併以降の町における防災体制と対応状況 ---------- ５８
（表４）災害時緊急連絡網 ---------- ５９
（表５）職員の参集状況及び被災状況 ---------- ６０
（表６）組織構成 ---------- ６１
（表７）人員配置 ---------- ６２
（表８）台風第９号災害における佐用町の初動時の主な対応 ---------- ６３
（図１）旧町所属職員の配置 ---------- ６４
（図２）災害当日２１時時点の参集状況 ---------- ６５
（図３）ハザードマップ（防災マップ）と浸水実績（佐用地区）---------- ６６
（図４）ハザードマップ（防災マップ）と浸水実績（上月地区）---------- ６７
（図５－①）本庁舎１階の機器配置図 ---------- ６８
（図５－②）本庁舎２階の機器配置図
（図５－③）本庁舎屋上の機器配置図 ---------- ６９
（図６－①）上月支所１階の機器配置図 ---------- ７０
（図６－②）上月支所２階の機器配置図
（図６－③）上月支所３階の機器配置図 ---------- ７１
（図６－④）上月支所屋上の機器配置図

第２章　地域防災体制・活動

１　消防団の体制・活動
（１）地域における消防団の活動状況
（検証項目１）消防団の出動 ---------- ７２
（検証項目２）消防団の活動
消防団の体制・活動の改善への提言 ---------- ７４

２　自主防災組織の体制・活動
（１）自主防災組織の活動状況
（検証項目１）自主防災組織の体制・活動 ---------- ７５
（２）地域と町との情報連携
（検証項目１）地域と町との情報連携 ---------- ７６
自主防災組織の体制・活動の改善への提言 ---------- ７７

（参考資料）
【佐用町消防団・自主防災組織の概要及び地域防災計画の規定】
１　消防団・自主防災組織の体制・活動
（１）消防団の設置 ---------- ７８
（２）消防団の服務規律
（３）消防団の活動
（４）消防団の教養及び訓練
（５）協力組織等の指導育成への協力
（６）自主防災組織の体制
（７）自主防災組織の活動 ---------- ７９
（８）育成強化対策 ---------- ８０
（９）情報の収集伝達

２　表１～表４
（表１）消防団団員数と年齢の推移 ---------- ８１
（表２）消防団の組織概要
（表３）自主防災組織と消防団組織 ---------- ８２
（表４）自主防災組織の体制 ---------- ８３

第３章　防災関係機関相互の情報共有

１　防災関係機関相互の情報共有
（１）防災関係機関相互の情報共有
（検証項目１）神戸海洋気象台との情報共有 ---------- ８４
（検証項目２）県との情報共有
防災関係機関相互の情報共有の改善への提言 ---------- ８６

（参考資料）
【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】
１　気象情報等の収集伝達
（１）気象情報 ---------- ８７
（２）水防活動用気象注意報・警報
（３）水防警報
（４）水位周知河川（水位情報周知河川）の情報
（５）災害情報の伝達手段 - ---------- ８８

（６）庁内の情報共有
（７）防災関係機関との情報共有
（８）上下流域の市町との情報共有

第４章　広域応援体制

１　広域応援体制
（１）県への支援要請と支援
（検証項目１）県への支援要請と支援 ---------- ８９
（２）他市町への支援要請と支援
（検証項目１）他市町への支援要請と支援 ---------- ９０
（３）広域防災応援協定の活用
（検証項目１）広域防災応援協定の活用 ---------- ９１
広域応援体制の改善への提言 ---------- ９２

（参考資料）
【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】
１　県への支援要請と支援
（１）県への支援要請と支援 ---------- ９３
（２）他市町への支援要請と支援
（３）広域防災応援協定の活用 ---------- ９４

２　表１～表２
（表１）兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定 ---------- ９５
（表２）人的支援等一覧表 ---------- ９６

第５章　災害対応に係る資機材

１　防災資機材の備蓄
（１）防災物資、資機材の備蓄
（検証項目１）備蓄物資の確保 ---------- ９７
（２）防災物資、資機材の配布、活用
（検証項目１）備蓄物資の配布、活用 ---------- ９８
防災資機材の備蓄の改善への提言 ---------- ９９

（参考資料）
【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】
１　防災資機材の備蓄
（１）防災物資、資機材の備蓄 ---------- １００
（２）防災資機材の整備 ---------- １０１

２　表１～表３
（表１）緊急物資備蓄一覧表 ---------- １０２
（表２）役場庁舎及び備蓄倉庫位置図 ---------- １０３
（表３）水防資機材一覧表 ---------- １０４

第６章　義援金、支援物資の対応

１　義援金、支援物資の対応
（１）義援金、支援物資の募集、配布、活用
（検証項目１）義援金の募集、配分、活用 ---------- １０５
（検証項目２）支援物資の募集、配布、活用 ---------- １０６
義援金、支援物資の対応の改善への提言 ---------- １０８

（参考資料）
【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】
１　義援金等の対応
（１）義援金の募集 ---------- １１０
（２）義援金の受け付け、保管
（３）義援金の配分

２　救援物資の対応
（１）救援物資の受入れ
（２）受入れと仕分け
（３）輸送と配布

３　表１～表２
（表１）佐用町・兵庫県義援金配分一覧表 ---------- １１１
（表２）支援物資集計表 ---------- １１２
（表３）大型支援物資集計表

第２編　災害情報の伝達、避難の実施等

第１章　防災情報の収集と発信

１　町からの避難勧告等の発信
（１）避難勧告等の判断指標
（検証項目１）避難準備情報（洪水）の判断指標 ---------- １１３
（検証項目２）避難勧告（洪水）の判断指標 ---------- １１４
（検証項目３）避難指示（洪水）の判断指標 ---------- １１５
（検証項目４）避難準備情報・避難勧告・避難指示（土砂災害）
の判断指標 ---------- １１６
（２）避難勧告等の発令判断のための情報収集
（検証項目１）防災情報機器等による情報収集
（検証項目２）パトロールや電話等による情報収集 ---------- １１７

（３）避難勧告等の発令の総合的判断と発信
（検証項目１）避難勧告等の発信時期 ---------- １１８
（検証項目２）避難勧告等の対象地域 ---------- １１９
町からの避難勧告等の発信の改善への提言 ---------- １２０

（参考資料）
【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】
１　気象情報等の収集伝達
（１）気象情報 ---------- １２４
（２）水防活動用気象注意報・警報
（３）水防警報
（４）水位周知河川（水位情報周知河川）の情報

２　避難の勧告・指示等の伝達
（１）避難勧告・指示等の伝達経路 ---------- １２５
（２）避難時の伝達事項事例
（３）防災行政無線による伝達
（４）その他の伝達方法 ---------- １２６

３　避難勧告・指示の発令等
（１）避難の種類
（２）避難勧告・指示等の基準 ---------- １２７
（３）避難の種類及び発令基準（洪水）
（４）避難の種類及び発令基準（土砂災害）

４　避難勧告判断を行うための各種情報収集
（１）防災気象情報提供システム等の活用 ---------- １２８
（２）通信機能の確保
（３）通信設備・情報の管理 ---------- １２９
（４）発見者の通報義務

５　表１～表６
（表１）避難の種類、避難勧告、指示等の基準 ---------- １３０
（表２）避難の種類及び発令基準（洪水） ---------- １３１
（表３）各種情報による「はん濫注意水位」到達時間 ---------- １３２
（表４）各種情報による「避難判断水位」到達時間 ---------- １３３
（表５）避難判断水位の超過履歴 ---------- １３４
（表６）避難の種類及び発令基準（土砂災害） ---------- １３５

第２章　町からの避難勧告等の伝達

１　町からの避難勧告等の伝達
（１）町からの伝達

（検証項目１）防災行政無線による情報伝達 ---------- １３６
（検証項目２）防災行政無線以外による情報伝達
（検証項目３）町からの情報伝達の内容 ---------- １３７
町からの避難勧告等の伝達の改善への提言 ---------- １３９

（参考資料）
【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】
１　情報収集・伝達手段の確保
（１）通信機能の確保 ---------- １４１
（２）通信設備・情報の管理
（３）代替通信手段の確保
（４）情報の伝達系統及び伝達手段 ---------- １４３
（５）住民に対する情報伝達系統 ---------- １４４

２　気象情報等の収集伝達
（１）気象情報 ---------- １４５
（２）水防活動用気象注意報・警報
（３）水防警報
（４）水位周知河川（水位情報周知河川）の情報

３　避難の勧告・指示等の伝達
（１）避難勧告・指示等の伝達経路 ---------- １４６
（２）避難時の伝達事項例
（３）防災行政無線による伝達
（４）その他の伝達方法 ---------- １４７

４　表１
（表１）台風第９号災害発生時の防災行政無線の放送内容 ---------- １４８

第３章　地域における情報伝達と避難誘導

１　地域における情報伝達
（１）防災行政無線（集落内放送）等による情報伝達
（検証項目１）防災行政無線による情報発信 ---------- １４９
（検証項目２）防災行政無線による放送内容
（検証項目３）防災行政無線の聴取 ---------- １５０
（２）消防団、自主防災組織による避難誘導
（検証項目１）消防団による避難誘導
（検証項目２）自主防災組織による避難誘導 ---------- １５１
地域における情報伝達の改善への提言 ---------- １５２

２　地域における住民の避難行動
（１）避難場所及び経路

（検証項目１）避難場所の事前設定 ---------- １５４
（検証項目２）避難経路の事前設定
（検証項目３）避難の場所 ---------- １５５
（検証項目４）ハザードマップと住民の避難行動 ---------- １５６
地域における住民の避難行動の改善への提言 ---------- １５７
３　災害時要援護者への支援
（１）在宅の災害時要援護者への支援
（検証項目１）事前の取組み（情報収集、支援体制の構築など） ---------- １５９
（検証項目２）避難の支援
（検証項目３）障がい者・外国人等への情報伝達 ---------- １６０
（２）社会福祉施設への支援
（検証項目１）社会福祉施設の避難支援 ---------- １６１
災害時要援護者への支援の改善への提言 ---------- １６２

４　自動車移動者への情報伝達と誘導
（１）自動車移動者への情報伝達と誘導
（検証項目１）町内の道路状況の情報収集 ---------- １６５
（検証項目２）高速道路など周辺道路の交通規制に関する情報共有
（検証項目３）自動車移動者への情報伝達及び流入車両の誘導 ---------- １６６
自動車移動者への情報伝達と誘導の改善への提言 ---------- １６８

（参考資料）
【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】
１　地域における情報伝達
（１）住民の避難行動 ---------- １７０

２　地域における住民の避難行動
（１）避難所の設定
（２）避難路の整備
（３）避難誘導標識の整備

３　災害時要援護者への支援
（１）情報提供 ---------- １７１
（２）避難対策
（３）外国人への情報伝達等

４　自動車移動者への情報伝達と誘導
（１）被災情報及び交通情報の収集
（２）陸上交通の確保 ---------- １７２

５　表１～表４
（表１）防災行政無線の設置状況 ---------- １７３
（表２）台風９号災害発生時の防災行政無線の放送内容 ---------- １７４

（表３）町災害復興計画検討委員会アンケート結果 ---------- １７６
（表４）避難所一覧 ---------- １７７

６　図１～図６
（図１）浸水想定図（佐用地区） ---------- １７９
（図２）浸水想定図（平福・長谷地区） ---------- １８０
（図３）浸水想定図（上月地区） ---------- １８１
（図４）浸水想定図（久崎・円光寺地区） ---------- １８２
（図５）浸水想定図（幕山地区） ---------- １８３
（図６）浸水想定図（須安・力万地区） ---------- １８４

第４章　避難所の設置・運営

１　避難所の設置・運営
（１）避難所の設置・開設
（検証項目１）指定避難所の開設 ---------- １８５
（検証項目２）福祉避難所の設置 ---------- １８６
（検証項目３）指定避難所への職員派遣
（検証項目４）避難所の設備、備品 ---------- １８７
（２）避難所との情報連絡・運営
（検証項目１）避難所との連絡体制
（検証項目２）避難者への情報伝達 ---------- １８８
（検証項目３）避難所の運営体制
（３）避難者の健康管理及び避難所の衛生対策
（検証項目１）避難者の健康管理 ---------- １８９
（検証項目２）避難所の衛生対策 ---------- １９０
避難所の設置・運営の改善への提言 ---------- １９１

（参考資料）
【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】
１　避難所の設置
（１）避難所の開設 ---------- １９３
（２）避難勧告・指示等の伝達経路
（３）避難所派遣要員
（４）避難者の受け入れ ---------- １９４
（５）避難所設備の整備

２　避難所の運営
（１）避難所の運営
（２）避難者の健康管理
（３）保健活動の実施
（４）仮設トイレの確保 ---------- １９５

（５）入浴、洗濯対策
（６）食品衛生対策
（７）宿泊施設、社会福祉施設等の活用
（８）避難所後方

３　表１～表７
（表１）開設避難所一覧 ---------- １９６
（表２）避難所の受け入れ状況
（表３）健康管理、衛生対策活動状況 ---------- １９７
（表４）医療・助産対策 ---------- １９８
（表５）健康対策
（表６）し尿処理対策 ---------- １９９
（表７）食品衛生対策

第３編　災害救援ボランティア活動の支援体制

第１章　災害ボランティアの支援体制、ニーズの把握、募集、活動支援

１　町と町社会福祉協議会による災害ボランティアセンター開設・運営及びこれに対する応援の体制
（１）災害ボランティアセンターの拠点の確保、支部の開設
（検証項目１）災害ボランティアセンターの拠点の確保、支部の開設 ----- ２００
（検証項目２）ボランティアの募集や募集停止の経緯 ---------- ２０１
（検証項目３）ボランティアニーズの把握方法 ---------- ２０２
（２）災害対策本部と災害ＶＣの連携と情報共有
（検証項目１）災害対策本部と災害ＶＣの連携・情報共有のあり方 ------- ２０３
（検証項目２）災害対策本部と災害ＶＣの情報の発信 ---------- ２０４
（３）災害ボランティアの安全衛生対策
（検証項目１）災害ボランティア活動の状況と安全衛生面の確保
（４）災害ＶＣの運営資金、災害ボランティア保険の取り扱い
（検証項目１）災害ＶＣの運営資金 ---------- ２０５
（検証項目２）災害ボランティア保険 ---------- ２０６
町と町社会福祉協議会による災害ＶＣの開設・運営
及びこれに対する応援の体制の改善への提言 ---------- ２０７

第２章　災害ＶＣの運営と福祉支援活動との関係

１　災害ＶＣの運営と福祉支援活動との関係
（１）町社協が運営する介護サービス事業の災害時対応
（検証項目１）災害ＶＣの運営と介護サービスの運営体制 ---------- ２０８
災害ＶＣの運営と福祉支援活動との関係改善への提言 ---------- ２０９

第３章　その他の被災者支援活動等

１　その他の被災者支援活動等

（１）近隣相互の応援、専門職による応援等

（検証項目１）その他の地域支援活動と専門職による応援 ---------- ２１０

（検証項目２）専門職によるボランティアの活動 ---------- ２１１

その他の被災者支援活動等の改善への提言 ---------- ２１２

（参考資料）

【佐用町地域防災計画、佐用町水防計画及び佐用町災害ボランティアセンターマニュアルの規定】

１　災害ボランティア活動の支援体制の整備

（１）災害ボランティア活動の支援マニュアルの作成 ---------- ２１３

（２）受入体制の整備

（３）ボランティア活動の支援拠点の整備 ---------- ２１４

（４）災害ボランティア活動の環境整備

２　災害ボランティアの要請・受け入れ

（１）災害救援専門ボランティアの派遣要請

（２）災害ボランティアの受け入れ ---------- ２１５

３　佐用町災害ボランティアセンターについて

（１）設置目的 ---------- ２１６

（２）役割

４　センターの運営について

（１）センターの運営方針について

（２）センターの統括責任者について

（３）運営時間について

（４）センタースタッフについて

（５）センター設置場所について ---------- ２１７

（６）センター出張所

（７）センター運営資金と資器材の確保

５　センターの組織について

（１）センターの組織について ---------- ２１８

６　センターの活動内容について

（１）各班活動内容について ---------- ２１９

７　災害ボランティアの募集について

（１）ボランティアの募集手順について

（２）ボランティアの区分について ---------- ２２０

（３）ボランティア保険について

（４）ボランティア活動証明書について ---------- ２２１

８　センターの情報管理について

（１）個人情報の管理について

（２）情報の混乱防止について

９　センターの設備・備品・資器材について
（１）電話回線の確保について　----------　２２２
（２）車両の確保について
（３）備品・資器材の確保及び管理について

１０　センターのレイアウトについて
（１）センターのレイアウトについて

１１　センターの閉鎖について
（１）閉鎖協議（例示）----------　２２３
（２）閉鎖後の業務（例示）

１２　表１～表２
（表１）佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定　---------　２２４
（表２）佐用町災害ボランティアセンター運営方針　----------　２２６

１３　図１～図２
（図１）災害ＶＣ本部及び支部の設置場所　----------　２２７
（図２）ボランティア数とニーズ件数

災害検証報告にあたって

佐用町台風第９号災害検証報告にあたって

平成２１年８月９日午後９時に日本の南海上で熱帯低気圧から台風となった台風第９号により、兵庫県では大気の状態が非常に不安定となり、佐用町佐用では１時間に８９ミリ、日降水量は３２６．５ミリを観測し、死者１８名、行方不明者２名の人的被害を始め、広範囲に及ぶ浸水、１，７００戸以上の家屋被害のほか、河川・道路・農地・農業用施設などに甚大な被害が発生した。

近年、局地的に降る猛烈な豪雨による災害が頻発しており、佐用町のみならず全国で同様の災害が発生することは想像に難くない。佐用町の災害対応に関する検証は、町の災害対策の強化に留まらず、全国の自治体における災害対策の教訓となるものと考える。

佐用町台風第９号災害検証委員会では、町の台風第９号災害への対応に関する検証にあたって、事実に即して客観的に問題点を明らかにすること、亡くなられた方を含め多くの被害が出たという事実を踏まえること、安全・安心な佐用町の実現のため建設的な視点での検証をすること、県の検証委員会とも力を合わせて地域ともコミュニケーションを図りながら協働的に進めること、弱点の反省からスタートし、問題点をできるだけ具体に明らかにして、実践的な提言に結びつけることを念頭において検証に望んだ。

平成２２年１月から６回にわたる委員会、３０回を超えるワーキング部会等において精力的に検証を行い、町においても、膨大な資料を作成提出するとともに、事実をありのままに明らかにする姿勢でこの検証に望まれた。

その結果、検証項目は７８項目、改善のための提言は９０項目に及ぶものとなった。

町のさらなる防災力強化に向けた、９０の提言の基本に流れる考え方は以下のとおりである。

１　住民の視点に立った災害対応を行う

行政は、自らが行う災害対応が、住民生活の安全などに対してどのような影響を与えるのかを十分に考慮し、住民の視点に立った災害対応を行う必要がある。

また、住民一人ひとりが自分で判断し、状況に応じた安全な行動ができるよう防災に関する知識を高めるとともに、日頃から家庭内で防災について話し合うほか、地域では集落における身近なハザードマップづくりや訓練などにより地域が協力して防災に取り組むことができるよう、町は必要な支援を行うなど、それぞれが担うべき役割を十分に認識して、住民・地域・行政の協働による災害に強いまちづくりを進める必要がある。

さらには、佐用町で今まで育まれてきた地域の防災力、住民力を防災活動にさらに活用して、参加型の地域防災を目指していくことが望まれる。

２　実践的なルールを策定し、着実に実行

町の防災の基本を定めている現行の町地域防災計画などを総合的に見直すとともに、情報の収集や分析など個々の職員の行動指針を整備し、職員の配備計画や避難情報の発信など、規定に沿った的確な対応ができるよう、実情に応じた実践的なルールを策定することが必要である。

また、災害対応にあたっては、定めたルールに従って着実に実行することが必要である。その上で、的確な災害対応を行うため、町、地域での訓練はもとより、町と地域と住民が連携した実践的な訓練を繰り返し行うことが重要である。

３　迅速・確実に情報を伝達し、活用する

町は、地域における防災活動を支援するため、気象や河川の水位などに係る情報を迅速かつ的確に多様な手段により伝達する一方、地域では、町に的確な災害対応を促すため、地域の被災状況などを町に伝える必要がある。

また、町は収集した情報を的確に分析して活用するとともに、確実な情報交換を行って関係機関等との連携を図る必要がある。

このためには、平時から防災情報の発信伝達に心がけ、安全な地域づくりに活用しておくことが必要である。

４　防災人材の育成など、平時から防災力向上への取り組みが重要

一朝にして災害に強く立ち向かう体制は構築できない。防災力を向上するためには、平時からの取り組みが重要である。このため、町の防災に係る組織体制の充実強化に加え、研修・訓練により専門的知識・判断力を高め、町防災の中心的役割を担う人材を養成するとともに、地域においても防災リーダーの育成に努め、地域防災力の向上を図る必要がある。

自然災害は無くすことはできないが、行政や地域社会、住民の力によって被害を最小限に止めることは可能である。

提言の中には、取り組みに一定の期間を必要とするものもあるが、町においては、直ちに改善に取り組むことができるものについては早急に着手し、中長期の期間が必要なものについては、計画づくりを進めるなど、二度と同じような大きな被害を生じることのないよう不断の努力をお願いする。

平成２２年7月１６日

佐用町台風第９号災害検証委員会
委員長　　室　﨑　益　輝

佐用町防災力強化への提言

災害対策本部体制の改善への提言

提言１ 地域防災計画・水防計画の見直しと職員活動マニュアルの整備が必要である。

提言２ コアメンバーによる災害対応の判断・決定体制の構築が必要である。

提言３ 災害対策本部会議構成員に地域代表等の参画を得ることが適当である。

提言４ 限られた人員で適切で効果的な災害対応を行うため、災害対策本部組織の見直しが必要である。

提言５ 地域の情報を収集する住民による「災害モニター（仮称）」の設置などを検討する必要がある。

提言６ 災害の態様ごと等、きめ細かに配備基準を定めることが望ましい。

提言７ 平時の勤務先や職務、業務量等を勘案した、災害時の職員配置に見直すことが必要である。

提言８ 職員への連絡体制の徹底と適切に参集状況を把握することが必要である。

提言９ 災害対応職員の確保と役場退職者などによる支援体制など、体制の充実が必要である。

提言１０ 災害対応職員の健康管理を適切に行うことが必要である。

平時の防災体制の改善への提言

提言１１　防災・危機管理担当組織の設置が必要である。

提言１２　専任の防災担当職員の配置が必要である。

提言１３　職員に対する防災研修を積極的に行うことが必要である。

提言１４　実践的な防災訓練を実施することが必要である。

防災拠点施設の改善への提言

提言１５　庁舎の浸水対策を図ることが必要である。

提言１６　災害対策事務室の確保が必要である。

提言１７　災害に備えて防災情報機器を集中設置することが適当である。

提言１８　非常用電源の整備が必要である。

提言１９　フェニックス防災システム端末の支所への設置と機能の有効活用が必要である。

消防団の体制・活動の改善への提言

提言２０　消防団員の確保対策が必要である。

提言２１　洪水時の救助活動を行うための資機材が必要である。

自主防災組織の体制・活動の改善への提言

提言２２　地域防災力の向上のため自主防災組織の強化が必要である。

提言２３　自分の命は自分で守る自助意識・地域の安全は地域で守る共助意識の啓発が必要である。

提言２４　地域と町が災害情報を共有するための仕組みづくりに取り組む必要がある。

防災関係機関相互の情報共有の改善への提言

提言２５　関係機関との情報共有のための体制整備が必要である。

提言２６　災害対策を行う職員及び県などの関係機関との連絡の徹底が必要である。

広域応援体制の改善への提言

提言２７　各関係機関への速やかな派遣要請が必要である。

提言２８　広域的な応援体制の一層の充実強化が必要である。

提言２９　支援要請に関する事務を担当する部署を明確にする必要がある。

提言３０　家屋被害認定士などの育成、確保が必要である。

提言３１　民間企業、災害関係ＮＰＯなどとの応援協定を拡充することが必要である。

防災資機材の備蓄の改善への提言

提言３２　防災資機材の備蓄計画を策定する必要がある。

提言３３　防災資機材の備蓄場所の分散が必要である。

提言３４　住民による被災後３日分の食料等の備蓄を周知する必要がある。

提言３５　食料や生活必需品を円滑に配布できる仕組みづくりが必要である。

義援金、支援物資の対応の改善への提言

提言３６　義援金募集にあたっては、積極的に広報活動を行う必要がある。

提言３７　被災地のニーズに合った支援物資の調達ができるよう、十分な広報が必要である。

提言３８　物流事業者と連携した被災者ニーズに合った支援物資の調達、確保や民間ノウハウを活かした輸送体制の構築などに取り組むことが必要である。

提言３９　平時から、支援物資の配布体制等を検討しておくことが必要である。

提言４０　支援物資は、必要とする個々の被災者に行き渡るよう配布することが望ましい。

町からの避難勧告等の発信の改善への提言

提言４１　情報機器をより有効活用した観測情報の収集が必要である。

提言４２　気象台の予報官などとの電話連絡を密にし、より詳細な情報の収集が必要である。

提言４３　町内の各地域の情報をきめ細かく収集し、分析するための仕組みと人材の養成が必要である。

提言４４　避難勧告等の発令の方針を明確にし、住民の理解を得ておくことが必要である。

提言４５　対象範囲を細分化して避難勧告等を出すことが望ましい。

提言４６　避難勧告等の放送の内容を工夫する必要がある。

提言４７　避難勧告等以外にも、住民の避難や防災活動等を支援するため、きめ細かな情報発信が必要である。

提言４８　自治会では、町からの情報や集落の状況に基づき、集落内放送をすることが望ましい。

提言４９　町から発信する防災情報やハザードマップに関する住民への周知啓発が必要である。

町からの避難勧告等の伝達の改善への提言

提言５０　住民などに迅速・確実に情報を伝達できるよう、既存の情報伝達機器をより有効に活用する必要がある。

提言５１　新たな情報伝達手段の導入について検討する必要がある。

提言５２　各種情報機器の操作に習熟した職員の養成が必要である。

地域における情報伝達の改善への提言

提言５３　住民は、防災情報に日頃から注意する必要がある。

提言５４　戸別受信機の整備・管理及び使用方法の周知を徹底する必要がある。

提言５５　地区遠隔端末装置（集落内放送）の未設置箇所の解消を図ることが望ましい。

提言５６　自治会は、平時から集落内放送の操作に習熟する必要がある。

提言５７　地域における避難誘導体制の見直しが必要である。

提言５８　消防団及び自主防災組織において、住民の避難誘導などを行う体制を強化することが望ましい。

提言５９　水害など災害の態様に合わせた住民の避難訓練が必要である。

地域における住民の避難行動の改善への提言

提言６０　水害時の安全性を高めるためには、住民一人ひとりが、それぞれの状況に応じた安全な避難方法を判断できることが望ましい。

提言６１　水害時の安全な避難の考え方を、住民に周知する必要がある。

提言６２　指定避難所の安全性を災害ごとに、明示する必要がある。

提言６３　各家庭や地域では、それぞれに適した避難場所・経路について日頃から話し合っておく必要がある。

提言６４　避難場所への安全な避難のため、施設や避難経路の整備を図ることが望ましい。

提言６５　屋外避難においては、早期の行動が必要である。

災害時要援護者への支援の改善への提言

提言６６　地域による災害時要援護者マップの作成が必要である。

提言６７　災害時要援護者に関する事前の情報収集と情報共有が必要である。

提言６８　地域全体で災害時要援護者を支援する仕組みを構築する必要がある。

提言６９　災害時要援護者に対する避難準備情報等を迅速・的確に伝達する必要がある。

提言７０　災害時要援護者施設と緊急避難の支援体制の構築を図る必要がある。

提言７１　災害時要援護者の避難生活支援のため、町内の福祉施設を活用できるよう、協定を締結しておくことが望ましい。

自動車移動者への情報伝達と誘導の改善への提言

提言７２　各関係機関で交通に関する情報連携を行うことが必要である。

提言７３　災害時における高速道路から危険地域への流入車両の抑制のため、関係機関による協力体制を平時から構築しておく必要がある。

提言７４　地域において、危険個所への車両流入を抑制できるよう、取り組みを強化することが望ましい。

提言７５　町から自動車移動者等へ防災情報を発信するため、新たな情報伝達手段の導入を検討する必要がある。

提言７６　水害時における車での移動の危険性を周知する必要がある。

避難所の設置・運営の改善への提言

提言７７ 住民の安全な避難場所を確保するため、指定避難所を迅速に開設する体制の整備が必要である。

提言７８ 浸水対策や非常用通信機器など、避難所施設の整備の充実が必要である。

提言７９ 避難所運営マニュアルの見直しが必要である。

提言８０ 避難所の運営体制の構築が必要である。

提言８１ 避難所への連絡体制を見直す必要がある。

提言８２ 避難所での避難者の健康管理に配慮する必要がある。

町と町社会福祉協議会による災害ＶＣの開設･運営及びこれに対する応援の体制の改善への提言

提言８３ 平時から行政、町社協、関係機関・団体とのネットワークの強化を図る必要がある。

提言８４ 災害ボランティア活動に係る意識啓発と災害ボランティアをコーディネートできる人材の発掘、育成、訓練などを実施することが望ましい。

提言８５ 災害ＶＣ本部(または支部)は、活動場所にアクセスしやすく、かつ安全性が確保された場所に設置するとともに、災害対策本部と緊密な連携がとれる環境を整備する必要がある。

提言８６　災害ボランティア活動の安全衛生環境を確保するため、保健・医療・福祉関係者などが、災害ＶＣと連携して活動することが望ましい。

災害ＶＣの運営と福祉支援活動との関係改善への提言

提言８７　平時から、災害によって福祉支援を必要とする人に生じる新たな生活・福祉的課題（支援需要）への対応を検討しておく必要がある。

提言８８　災害時にも介護サービスの提供を維持できる体制を構築する必要がある。

その他の被災者支援活動等の改善への提言

提言８９　地域内で災害ボランティア活動に取り組めるようボランティアの活動環境の整備を図る必要がある。

提言９０　専門的技能を活かした支援活動を受け入れる体制を検討しておく必要がある。

台風第９号災害の概要と検証の実施

第１章　検証の概要

１　検証の概要

（１）検証の趣旨

平成２１年８月９日に佐用町に大きな被害をもたらした台風第９号災害に対する町の対応を中心に検証する。その結果を町地域防災計画に反映させるとともに、今後の災害対策を充実、強化し、災害における被害を最小限に抑え、二度と同じような大きな被害を生じることのない安全で安心な佐用町の実現に資する。

（２）検証の視点

① 台風第９号災害に関する課題

台風第９号による記録的な豪雨により、人的被害を始め広範囲に及ぶ浸水、家屋、河川、道路、農地、農業用施設等など甚大な被害を受け、町では災害対策本部を設置し、県・他市町の応援も得て全庁体制のもと応急対策に取り組んだが、以下のような課題も明らかとなった。

＜課題＞

・町の防災準備体制、災害用資機材の配備、職員参集配備体制	→	町の防災体制に関すること
・県や他市町からの広域応援体制、救援物資等の募集や配分	→	町と関係機関との連携に関すること
・被害状況の把握、防災関係機関内の情報共有や避難に関する情報発信	→	災害情報の伝達に関すること
・避難所の開設、運営	→	避難所の設置・運営に関すること
・災害救援ボランティアの募集、受入れ、活動支援	→	ボランティアに関すること
・超過洪水に対する河川整備	→	河川の整備等に関すること　など

② 国・県の検証委員会

国・県においても、避難のあり方や災害対応に係る検証等が以下のとおり行われている。

内閣府・・・大雨災害における避難のあり方等検討会
消防庁・内閣府・・・災害時要援護者の避難対策に関する検討会
国土交通省近畿地方整備局・・・局地的豪雨による被害軽減方策検討会
兵庫県・・・兵庫県台風第９号災害検証委員会

③ 検証項目の考え方

佐用町検証委員会では、町が行った災害対応に限った検証を行う。

町の防災体制、町と関係機関との連携に関すること
災害情報の伝達、避難の実施等に関すること
災害救援ボランティア活動の支援体制に関すること
} 町の委員会で検証

河川の整備等に関すること　→　国・県の委員会で検証

④ 検証の主な視点

災害対策本部体制、関係機関との連携

・警戒準備体制及び災害警戒本部の設置、災害対策本部の設置及び災害対策本部会議の開催
・本部各部職員の事務分担、各地域対策部の機能、広報体制（報道機関への対応)、災害対応職員の支援体制
・職員の配備体制、職員の配備連絡、職員の参集状況、参集報告
・防災に係る組織体制、防災担当職員の配置
・職員に対する防災研修、防災訓練の実施
・庁舎の浸水対策、災害対策本部事務室
・情報通信機器、非常用電源の確保
・消防団の出動、消防団の活動
・自主防災組織の体制・活動
・地域と町との情報連携
・神戸海洋気象台との情報共有、県との情報共有
・県等への支援要請と支援
・他市町への支援要請と支援
・広域防災応援協定の活用
・備蓄物資の確保
・備蓄物資の配布、活用
・義援金の募集、配分、活用、支援物資の募集、配布、活用

災害情報の伝達、避難の実施等

・避難準備情報(洪水)の判断指標、避難勧告(洪水)の判断指標、避難指示(洪水)の判断指標、避難準備情報、避難勧告、避難指示(土砂災害)の判断指標
・防災情報機器等による情報収集、パトロールや電話等による情報収集
・避難情報の発信時期、避難勧告等の対象地域
・防災行政無線による情報伝達、防災行政無線以外による情報伝達、町からの情報伝達の内容
・防災行政無線による情報発信、防災行政無線による放送内容、防災行政無線の聴取
・消防団による避難誘導、自主防災組織による避難誘導
・避難場所の事前設定、避難経路の事前設定、避難の場所
・事前の取り組み(情報収集、支援体制の構築など)、避難の支援、障がい者・外国人等への情報伝達
・社会福祉施設の避難支援
・町内の道路状況の情報収集、高速道路など周辺道路の交通規制に関する情報共有、自動車移動者への情報伝達及び流入車両の誘導
・指定避難所の開設、指定避難所の設置、指定避難所への職員派遣、避難所の設備、備品
・避難所との連絡体制、避難者への情報伝達、避難所の運営体制
・避難所の健康管理、避難所の衛生対策

災害救援ボランティア活動の支援体制

・災害 VC の拠点の確保、支部の開設、ボランティアの募集や募集停止の経緯、ボランティアニーズの把握方法

・災害対策本部と災害VCの連携･情報共有のあり方、災害対策本部と災害VCの情報の発信 ・災害ボランティア活動の状況と安全衛生面の確保 ・災害VCの運営資金、災害ボランティア保険 ・災害VCの運営と介護サービスの運営体制 ・その他の地域支援活動と専門職による応援、専門ボランティアの活動

（３）検証の体制

「佐用町台風第９号災害検証委員会」

分野別にワーキング部会を設置し、担当委員を中心に災害時の町、消防団、自主防災組織及び社会福祉協議会などの災害対応の状況について、町の担当者や被災者からなどのヒアリングや検証委員会に対する住民意見の聴き取り、被災地の現地調査などから具体の課題を抽出し改善策の検討等を行い、委員会で横断的に７８項目の検証、９０項目の提言を取りまとめた。

① 委員構成

検証委員	所属・職
宇田川　真之	人と防災未来センター主任研究員
○齋藤　富雄	（財）兵庫県国際交流協会理事長
菅　磨志保	関西大学社会安全学部准教授
前林　清和	神戸学院大学防災・社会貢献ユニット長
◎室﨑　益輝	関西学院大学災害復興制度研究所長

（五十音順　◎：委員長　○：副委員長）

② ワーキング部会、担当委員

ワーキング部会	検証委員
全ワーキング	室﨑　益輝
災害対策本部体制、関係機関との連携	宇田川　真之 齋藤　富雄
災害情報の伝達、避難の実施	宇田川　真之 前林　清和
災害救援ボランティア活動の支援体制	菅　磨志保 前林　清和

（五十音順）

③ 検討経緯

期間：平成２２年１月２６日から平成２２年７月１６日

・検証委員会（６回）
・現地調査及び被災者、町担当者等のヒアリング（７回）
・住民意見の聴き取り（１回）
・ワーキング部会（３４回）

第２章　台風第９号の気象状況及び被害状況

１　気象状況

（１）気象状況

平成２１年８月９日午後９時に日本の南海上で熱帯低気圧から台風となった台風第９号により、兵庫県では大気の状態が非常に不安定となり、佐用町佐用では１時間に８９ﾐﾘ、日降水量は３２６．５ﾐﾘを観測し、町の観測史上最大を記録する豪雨となった。

（２）降雨状況

▼主な地点の降雨量［上段（　）：最大時間雨量、下段：最大 24hr 雨量］　　単位：mm

観測所名 （河川名）	佐用 （佐用川）	円光寺 （佐用川）	三河 （千種川）
今回雨量	(89) 326.5	(70) 283	(54) 262
既往最大(最大 24hr)※	187	210	192

※　H16 台風第 21 号

▼等雨量線図

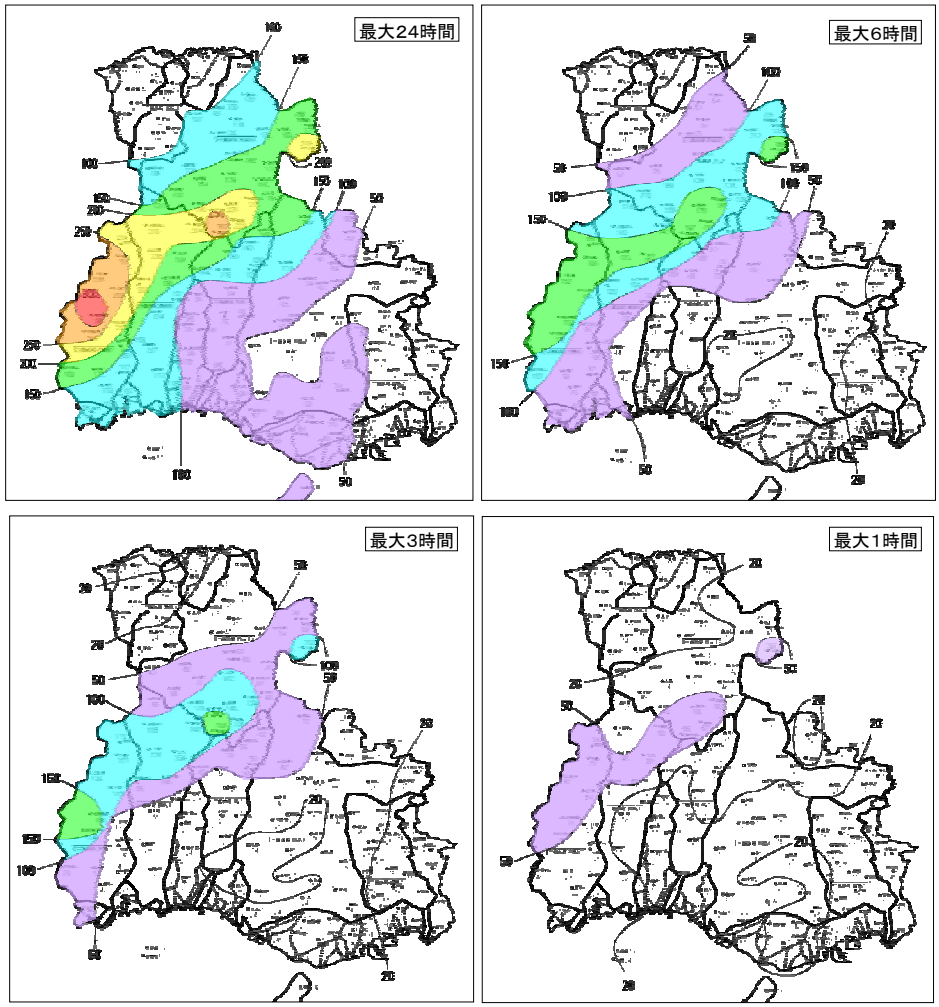

（３）河川の水位

① 佐用川の水位＜佐用町佐用＞

佐用川（佐用）の水位は午後３時まで２．２m付近で推移し、午後５時３０分にはん濫注意水位（２．８０m）に到達したが、雨はその後に小康状態となり、午後５時３０分から午後７時の１時間３０分の間、水位は低下した。(午後７時の水位は２．７０m)。

その後、午後７時から突如雨が激しくなり、時間雨量５９．５ﾐﾘの降雨によって午後７時５８分に避難判断水位（３．００m）に到達。その後、時間最大雨量８９ﾐﾘの豪雨により、僅か１０分間で水位が３６㎝も上昇するなど河川水位が急上昇し、午後８時４０分にはん濫危険水位（３．８０m）を超え、水位が上昇に転じてから約２時間で右岸堤防高に達し、午後９時５０分に最高水位５．０８mを記録した。

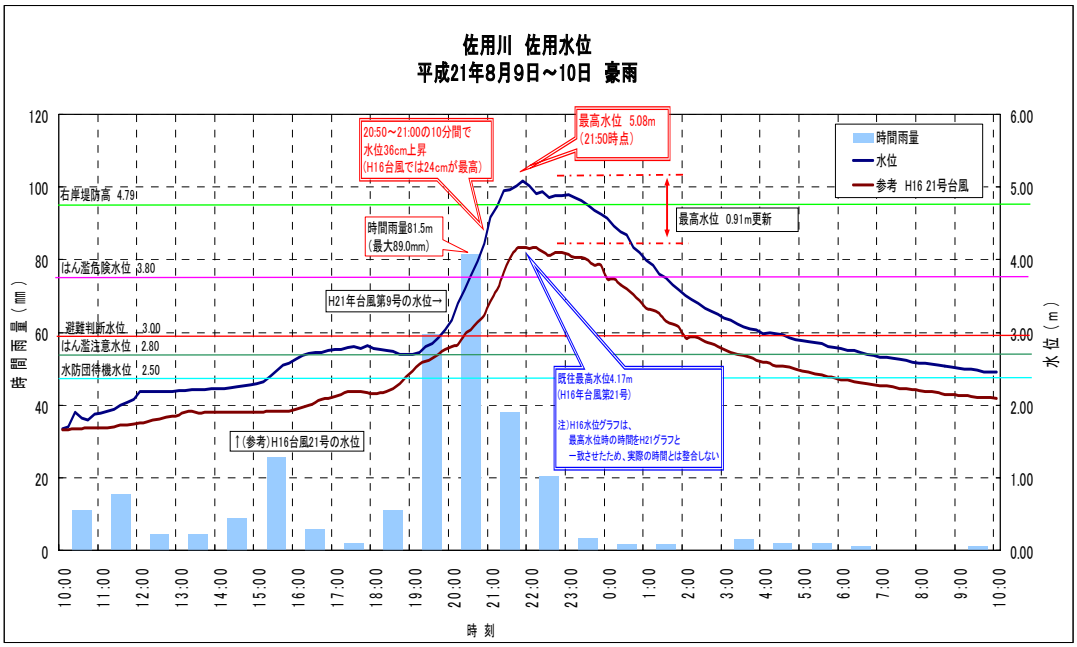

8/9～10の時間雨量、水位の経過データ（観測地点：佐用町佐用）

氾濫危険水位	3.80
避難判断水位	3.00
はん濫注意水位	2.80
水防団待機水位	2.50

	時刻	時間雨量	水位
8月9日	14:10	9.0	2.23
	14:20		2.24
	14:30		2.25
	14:40		2.27
	14:50		2.28
	15:00		2.29
	15:10	25.5	2.32
	15:20		2.38
	15:30		2.47
	15:40		2.55
	15:50		2.58
	16:00		2.63
	16:10	6.0	2.68
	16:20		2.71
	16:30		2.72
	16:40		2.72
	16:50		2.75
	17:00		2.76
	17:10	2.0	2.77
	17:20		2.79
	17:30		2.81
	17:40		2.78
	17:50		2.82
	18:00		2.78
	18:10	11.0	2.76
	18:20		2.75
	18:30		2.74
	18:40		2.70
	18:50		2.70
	19:00		2.70

水位が下降

時刻	時間雨量	水位
19:10	59.5	2.73
19:20		2.80
19:30		2.85
19:40		2.92
19:50		3.04
20:00		3.17
20:10	81.5	3.40
20:20		3.59
20:30		3.77
20:40	(60分間	3.98
20:50	最大89.0)	4.22
21:00		4.58
21:10	38.0	4.73
21:20		4.95
21:30		4.96
21:40		5.01
21:50		5.08
22:00		5.01
22:10	20.5	4.91
22:20		4.93
22:30		4.85
22:40		4.88
22:50		4.88
23:00		4.90
23:10	3.5	4.85
23:20		4.82
23:30		4.74
23:40		4.68
23:50		4.62
24:00		4.57

2時間で水位は2m上昇

←10分間で36cm上昇

←最高水位 5.08m

	時刻	時間雨量	水位
8月10日	00:10	1.5	4.46
	00:20		4.38
	00:30		4.34
	00:40		4.16
	00:50		4.10
	01:00		3.99
	01:10	1.5	3.93
	01:20		3.80
	01:30		3.75
	01:40		3.66
	01:50		3.58
	02:00		3.51
	02:10	0.0	3.45
	02:20		3.40
	02:30		3.33
	02:40		3.29
	02:50		3.25
	03:00		3.20
	03:10	3.0	3.17
	03:20		3.12
	03:30		3.08
	03:40		3.05
	03:50		3.03
	04:00		2.98
	04:10	2.0	2.99
	04:20		2.98
	04:30		2.96
	04:40		2.93
	04:50		2.90
	05:00		2.89

時刻	時間雨量	水位
05:10	2.0	2.87
05:20		2.86
05:30		2.85
05:40		2.80
05:50		2.79
06:00		2.78
06:10	1.0	2.75
06:20		2.75
06:30		2.72
06:40		2.70
06:50		2.68
07:00		2.66
07:10	0.0	2.65
07:20		2.64
07:30		2.63
07:40		2.62
07:50		2.59
08:00		2.58
08:10	0.0	2.57
08:20		2.56
08:30		2.55
08:40		2.54
08:50		2.52
09:00		2.51
09:10	1.0	2.50
09:20		2.49
09:30		2.48
09:40		2.46
09:50		2.46
10:00		2.45

【台風第９号災害による浸水実績図】

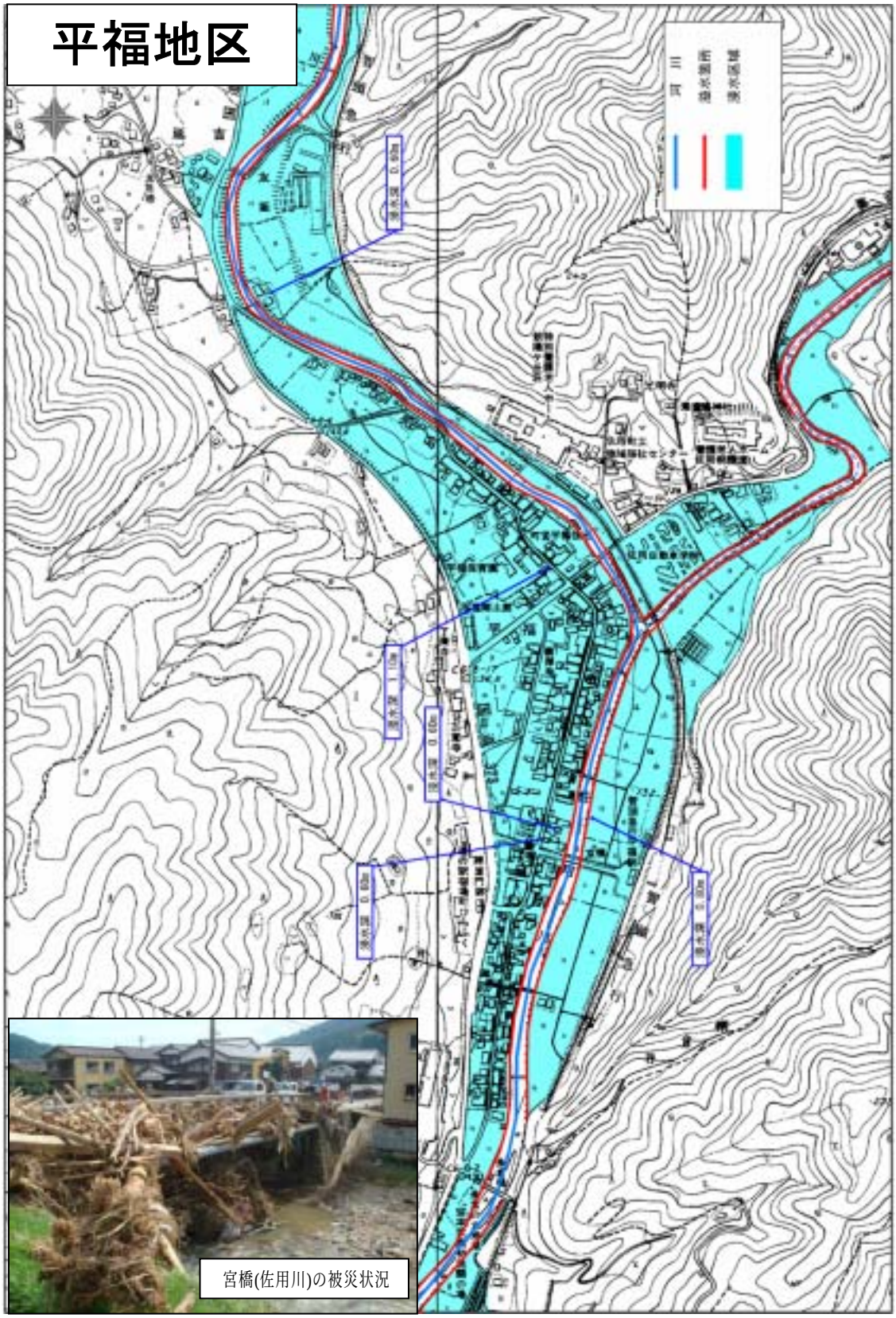

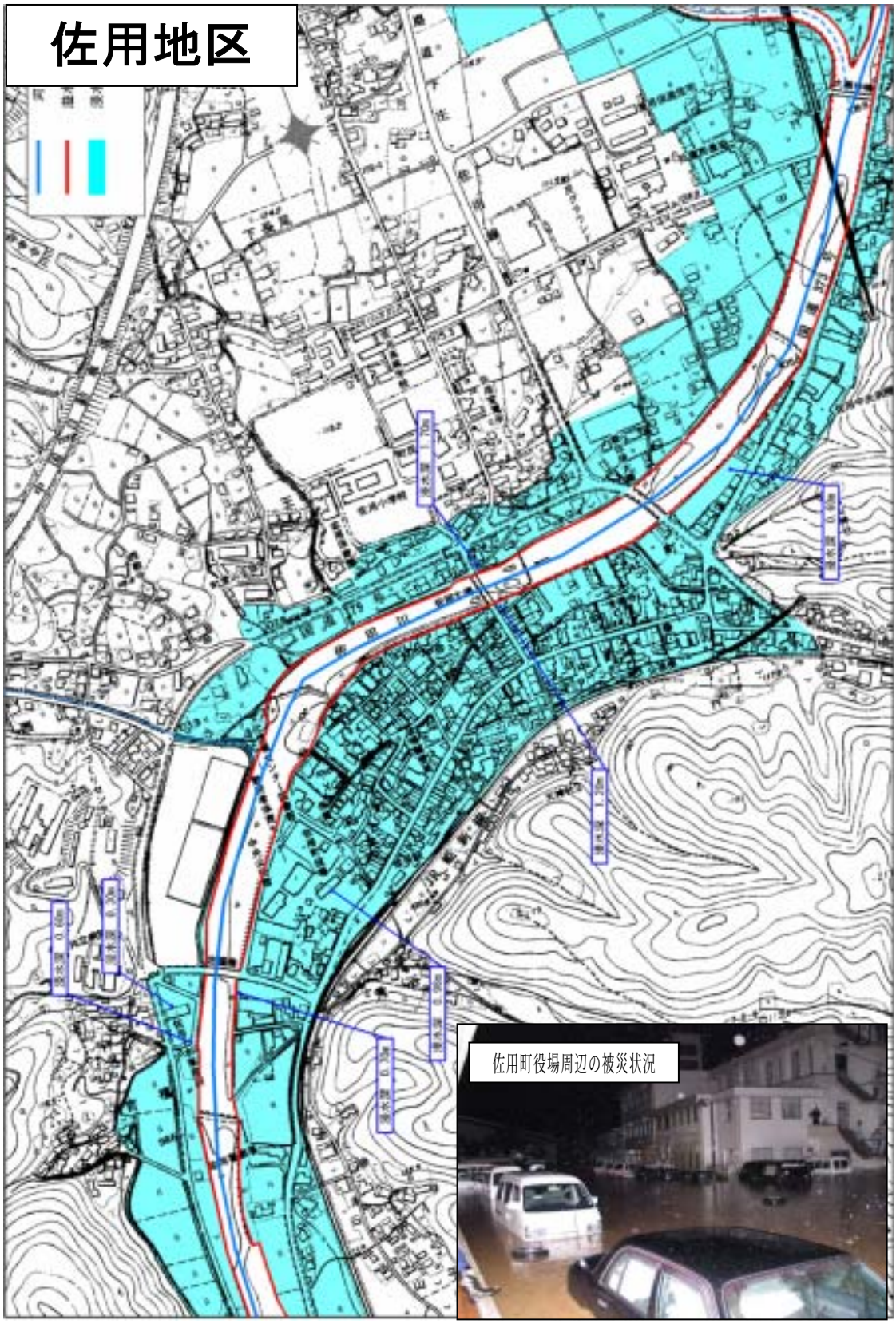
佐用地区
佐用町役場周辺の被災状況

久崎地区

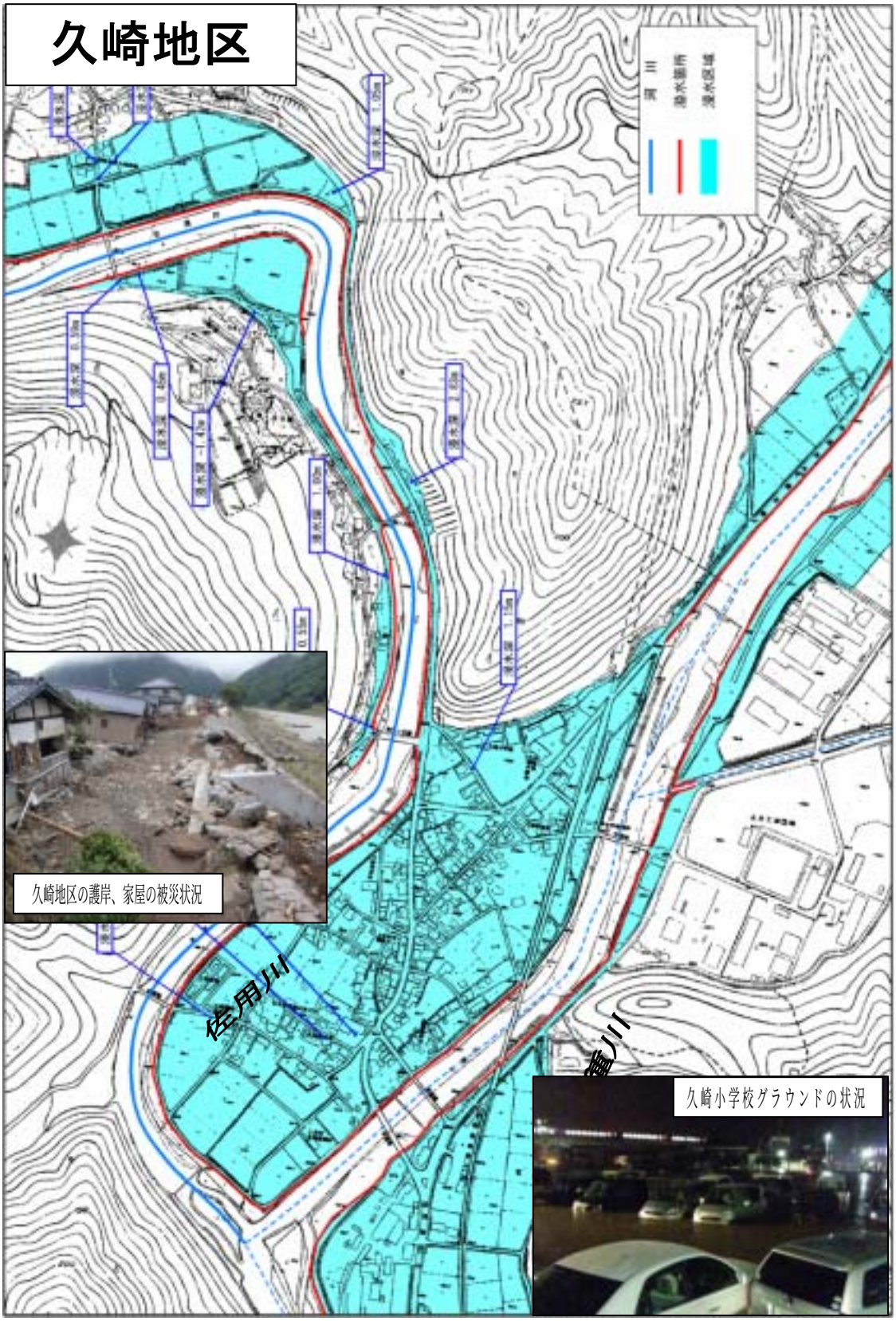
河川
浸水箇所
浸水区域
浸水深 0.3m
浸水深 0.5m
浸水深 1.0m
浸水深 1.4m
浸水深 1.5m
浸水深 1.7m
浸水深 1.8m
浸水深 2.0m
佐用川
久崎地区の護岸、家屋の被災状況
久崎小学校グラウンドの状況

2　被害状況等

※災害救助法の適用：平成 21 年 8 月 9 日（兵庫県：佐用町・宍粟市・朝来市、岡山県：美作市）
※被災者生活支援法の適用：平成 21 年 8 月 9 日
※局地激甚災害の指定(旧上月町)：平成 21 年 9 月 15 日、佐用町全域指定：平成 22 年 3 月 17 日
※被害状況等については、平成 22 年 3 月末時点

（1）人的被害の状況

	死者	行方不明者	合計
人的被害（人）	18	2	20

（2）住家被害の状況

	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水※	合計
人家被害（棟）	139	269	483	157	742	1,789

※町調査による

河川漂流物による家屋被害

土砂による家屋被害

（3）ライフラインの被害と復旧状況

種別	被害状況		全面復旧完了日
電気	停電戸数	8/10 ピーク時　約 2,700 戸	9 月 7 日
水道	断水世帯	8/10 ピーク時　約 4,750 世帯	8 月 27 日

（4）高速道路の状況

種別	規制区間	規制内容	規制発令時間	備考
高速道路 (中国自動車道)	山崎 IC～佐用 IC(上下線)	通行止	8 月 9 日 19:51	
	山崎 IC～美作 IC(上下線)	通行止	8 月 9 日 19:55	佐用～美作間の追加
	山崎 IC～津山 IC(上下線)	通行止	8 月 10 日 00:10	美作～津山間の追加
	山崎 IC～津山 IC(上り線) 福崎 IC～津山 IC(下り線)	通行止	8 月 10 日 01:00	山崎～福崎(下りのみ)の追加
	上記規制区間すべて	通行止解除	8 月 10 日 17:30	作東(出入)、佐用(流出)のランプ規制は継続
	佐用 IC（流出ランプ）	規制解除	8 月 12 日 10:00	規制の全面解除

（５）道路の被害状況（佐用町内の通行不能箇所）

道路種別	崩土などによる 全面通行止の箇所数※	現在通行止箇所
県管理道路	24 箇所	0 箇所
町管理道路	52 箇所	5 箇所

※片側通行箇所は町内で 100 箇所以上

道路の被害状況【佐用町水根】

道路の被害状況【佐用町須安】

（６）鉄道の被害状況

路線名	運行不可能区間	運行再開状況
JR 姫新線	播磨新宮駅～美作江見駅	播磨新宮駅～佐用駅間の運行再開（8/21） 佐用駅～美作江見駅間の運行再開（10/5）　→全線開通
智頭線	久崎駅～大原駅	全線運行再開（8/29）

姫新線の被害状況【佐用町早瀬】

姫新線の被害状況【佐用町須安】

（７）公共土木施設の被害状況（災害件数・金額※）

区分	兵庫県（光都土木管内）		佐用町	
	件数	金額(千円)	件数	金額（千円）
河　川	181	16,637,438	78	672,877
砂　防	31	333,442	－	－
道　路	47	297,666	101	344,535
橋　梁	1	6,407	17	443,824
水　道	－	－	4	274,410
下　水	－	－	7	310,972
合　計	260	17,274,953	207	2,046,618

※件数、金額については、災害査定による国庫補助決定数値

佐用川の被害状況【佐用町山脇】

橋梁の被害状況【佐用町横坂】

（８）農林水産業の被害状況

① 農産物被害状況※

作物名	面積（ha）	被害額（千円）
白大豆	90.0	10,065
黒大豆	6.0	6,654
水　稲	450.0	186,302
ナ　ス	0.3	663
ピーマン	0.1	564
ひまわり	3.0	315
合　計	549.4	204,563

※面積、被害額については聞き取り値

農産物の被害状況（大豆）

② 農畜産業施設被害状況※

農作物・畜産物施設名	件数	被害額（千円）
パイプハウス	5 棟	5,000
トラクター、コンバイン等の機械	269 台	154,150
連絡橋	1 橋	27,800
農協倉庫・営農センター等	3 箇所	5,600
合　計		192,550

※件数、被害額については聞き取り値

（９）農地・土地改良施設被害状況

区　分		件　数	被害額(千円)
農　地		232	799,075
農業用施設等	道　路	37	66,749
	水　路	92	284,438
	頭首工	29	164,206
	ため池	15	86,645
	橋　梁	11	132,980
	小　計	184	735,018
合　計		416	1,534,093

農地の被害状況【庵】

※件数、金額については、災害査定による国庫補助決定数値

（10）治山関係被害状況※

区分	箇所数	被害額(千円)
林地荒廃	152	1,419,750

※箇所数、被害額については聞き取り値

治山の被害状況【佐用町下秋里】

治山の被害状況【佐用町仁位】

（11）社会福祉施設の被害状況※

区　　分	施設数	施　　設　　名
高齢者福祉施設	6	朝陽ヶ丘荘、やすらぎの家さよう 佐用朝霧園 浩陽園、 聖医会佐用ﾘﾊﾋﾞﾘｽﾃｰｼｮﾝ きらめきケアセンター上月
障がい者福祉施設	4	千種川ﾘﾊﾋﾞﾘｽﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ ケアホームこすもす 共同生活介護施設たんぽぽ 地域活動支援センターあさぎり
保　育　園	4	長谷保育園 上月保育園 徳久保育園 久崎保育園
合　計	14	

※被害状況については聞き取りによる

久崎保育園の被害状況

（12）教育関係施設（学校）の被害状況 ※

区　分	学校名	主な被害状況
県立高校	佐用高校	土砂流入、排水溝決壊など
町立中学校	佐用中学校	法面擁壁の一部損壊など
町立小学校	利神小学校	フェンスの破損など
	江川小学校	体育館の床上浸水など
	久崎小学校	体育館の床下浸水など
	幕山小学校	トイレの浸水など
幼稚園	マリア幼稚園	グラウンド等に大量の土砂流入など

※被害状況については聞き取りによる

（13）主な公立文教施設の被害状況

施　設　名	主な被害状況
町立図書館	床上浸水
さよう文化情報センター	床上浸水
上月文化会館	床上浸水
平福郷土館	床上浸水
佐用町昆虫館	床上浸水、施設倉庫破壊など
長谷体育館	大量の土砂流入など
上月体育館	エアコン室外機損壊など

町立図書館の被害状況

佐用町昆虫館の被害状況

（14）指定文化財等の被害状況

区　分	施設名	主な被害状況
県指定	飛龍の滝及びその周辺	参道に土砂流入
町指定	利神城	天主台の石垣崩落
未指定	平福景観形成地区	土砂流入、家屋損壊

平福景観形成地区の被害状況

（15）中小企業者等の被害状況

① 商工会の被害状況※

区　分	被　害　状　況	
佐用町商工会	商工会館（本所）	一時、胸まで浸水し、電気、水道、電話が使用不能 県商工会連合会や周辺商工会の復旧応援により、8/19 から業務再開
	上月支所	一時、胸まで浸水し、電気、水道、電話が使用不能、玄関扉も損壊パソコン等事務機器もほぼ全損したが、県商工会連合会や周辺商工会の復旧応援により 8/18 から業務再開

※被害状況については聞き取りによる

② 店舗・工場・その他事業所の被害状況

業種別被害状況※

※聞き取り値

業　種	事業所数	被害総額(千円)
製造業	23	294,380
商業（卸・小売・飲食）	160	1,290,520
その他の業種	218	2,646,400
合　計	401	4,231,300

廃業事業者数

地　区	佐用	上月	久崎	三河	合計
廃業事業者数	6	4	3	1	14

商店街の被害状況【佐用商店街】

商店街の被害状況【久崎商店街】

（16）病院等の被害状況

機　関　名	主な被害状況
佐用中央病院	浸水（1階部分)、ＭＲＩ・ＣＴ・レントゲン機器などが損傷、断水（貯水タンク使用)、停電（一部使用可）
佐用共立病院	地下浸水（電気設備、ボイラー等使用不能)、断水（貯水槽使用不可につき災対本部から優先的に水を確保）
長田クリニック	床上浸水、レントゲン機器が損傷
池田歯科	床下浸水、配線などが損傷

（17）町営住宅被害状況

修繕戸数	81 戸

（18）地区センター、集会所被害状況

区　分	被災状況
地区センター	久崎地区センターが大規模被災
集会所	佐用・上月地区 22 集落の集会所が被災

（19）公用車被害状況

	水没により廃車	要修理
被災公用車	55 台	5 台

公用車の被害状況

公用車の被害状況

3　応急対応

（1）給水活動

期　間	状　況
8/10～8/19	自衛隊、県内市町、西播磨企業団から 1t～3.5t の給水車により延べ 233 台が給水活動を実施

自衛隊による給水活動

他市町による給水活動

（2）消毒液及び消石灰の配布

薬　品	状　況
消毒液(1 本 500㎖)	3,088 本を配布
消石灰（1 袋 20kg）	5,500 袋を配布

消石灰による床下の消毒

（3）マスク配布

品　名	状　況
マスク	31,000 枚を配布

（4）給食支援

期　間	状　況
8/10～9/11	8/14 ピーク時　14,000 食を配布

給食支援の状況【久崎小学校】

（5）無料入浴

期　間	施設名
8/10～ 最長 10/31 まで	佐用の湯
	佐用ゴルフクラブ
	武蔵の里　五輪坊
	西はりま天文台公園
	湯郷温泉旅館協同組合加盟旅館等
	ダイヤモンドカントリー
	センターひまわり
	けんこうの里　三日月
	ゆう・あい・いしい
	道の駅あいおい白龍城
	笹ヶ丘荘

（6）仮設トイレの設置

期　間	状　況
8/11～	上月、佐用地区で 97 基を設置

（7）緊急一時宿泊所

施設名	受け入れ状況
笹ヶ丘荘	8/10～9/20 まで約 500 名
ダイヤモンドカントリー	8/17～9/20 まで約 350 名
ゆう・あい・いしい	8/10～8/31 まで約　60 名
西はりま天文台公園	8/22 に 4 名

（8）災害ごみ収集

受　入　箇　所	期　間	搬　入　量
佐用クリーンセンター	8/10～2 月末	12,315 t
上月グラウンド	8/13～8/26	7,916 t
笹ヶ丘公園グラウンド	8/10～9/30	2,657 t
上月工業団地内	8/13～8/25	419 t
長谷盛土場	8/13～8/24	5,169 t
計		28,476 t

他市町による災害ごみの収集応援

災害ごみの仮置き場【上月ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ】

（９）住宅応急修理

対　　象	大規模半壊、半壊と認定された家屋
相談件数	781 件
申請受付数、申請金額	454 件、177,041 千円

（10）応急仮設住宅等

① 応急仮設住宅

地　区	区分	戸数	工　事 着工日	入　居 開始日	ピーク時	入居状況
上　月 （上月小学校隣接地）	第1期	13 戸	8/19	9/ 6	13 戸(23 人)	7 戸（13 人）
	第2期	11 戸	8/24	9/11	11 戸(47 人)	11 戸（40 人）
久　崎（旧ﾘﾊﾞｰｻｲﾄﾞﾎﾃﾙ跡地）		18 戸	8/24	9/15	18 戸(40 人)	11 戸（24 人）
合　　計		42 戸			42 戸(110 人)	29 戸（77 人）

仮設住宅【上月】

仮設住宅【久崎】

② その他（公営住宅等）

住　　宅　　名	ピーク時	入居状況
雇用促進住宅	39 戸(81 人)	26 戸(61 人)
県教職員住宅（佐用高校教職員住宅）	3 戸(6 人)	2 戸(4 人)
播磨科学公園都市高層住宅	2 戸(4 人)	2 戸(4 人)

（11）被災河川の応急工事

対策項目	状　況
大型土のうによる仮復旧	46 箇所（佐用川等）
河道埋塞箇所の堆積土砂緊急撤去	41 箇所（佐用川等、排出土砂は約 20 万 m3）

（12）被災道路の応急工事

通行止及び通行規制箇所や二次災害危険箇所を中心に応急工事を実施

河川の応急工事【佐用町円光寺】

道路の応急工事【佐用町須安】

（13）医療活動

活動団体等	対応	場所	状　況
兵庫県災害本部救護医療チーム	常駐	佐用小学校	8/10～17に医療・相談活動を実施
日赤医療チーム	常駐 巡回	久崎小学校を拠点に巡回	8/10～20に医療、相談活動を実施
日本看護協会チーム			8/11～16に医療、相談活動を実施
保健師等	巡回	佐用、上月、久崎	8/11～　災害に伴う心のケア相談実施

日赤医療チームによる医療活動【久崎小学校】

4　各種支援

（1）人的支援

派遣元	期　間	支援内容、延べ人数
県	8/10～	災害対策本部支援、家屋被害調査、被災者生活相談支援など 911人(12/25時点)
各市町	8/10～	給水支援、災害ゴミ収集、家屋被害調査など 1,218人(12/25時点)
自衛隊	8/ 9～8/23	捜索活動、給水支援（動員数996人、車両213台、給水138.1t）
警　察	8/ 9～	捜索活動（動員数5,253人（9/6時点）（※捜索活動継続中））

※8 月 9～10 日の 2 日間で、延べ 1,135 名の消防団員が土のう積み、人命救助等に活躍した。

（2）ボランティア支援

項　目	状　況
ボランティアセンター設置	8/10設置
ボランティアの総数	延べ16,760人

ボランティアの受付

家屋の泥出し作業

畳の搬出

ボランティアに感謝する看板

（３）物的支援

区　分	受け入れ先	期　間	配　布
生活物資 (食料、衣料等)	佐用中学校	8/22まで	被災者の方々に順次配布
	勤労者体育センター 上月支所、久崎小学校	9/25まで	
大型物資 (テレビ等)	笹ヶ丘ドーム	9/25まで	9/15、10/7に抽選のうえ配布

生活物資支援【勤労者体育ｾﾝﾀｰ】

大型物資支援【笹ヶ丘ドーム】

（４）各種支給制度

支給制度名		支給内容			
		全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水
災害弔慰金		500万円（生計維持者）、250万円（その他）			
災害援護金		20万円/世帯	10万円/世帯	10万円/世帯	5万円/世帯
災害緊急見舞金※		10万円/世帯	10万円/世帯	5万円/世帯	2万円/世帯
被災者生活再建支援	基礎支援金	100万円	50万円	25万円	被害割合に応じ5万円・15万円
	加算金	建築・購入200万円、補修100万円、賃借50万円		―	―
フェニックス共済		最大600万円			―

※　店舗・事業所には3万円支給

（5）義援金

1．佐用町義援金第1次配分

(円)

住家被害	配分額	件数	配分額計
全壊	200,000	139	27,800,000
大規模半壊	100,000	269	26,900,000
半壊	100,000	483	48,300,000
床上浸水	50,000	157	7,850,000
店舗・事業所	30,000	322	9,660,000
合計		1370	120,510,000

(円)

人的被害	配分額	人数	配分額計
死亡	300,000	18名	5,400,000
行方不明	300,000	2名	600,000
重傷者	30,000	3名	90,000
合計		23名	6,090,000

総計	126,600,000

2．佐用町義援金第２次配分

(円)

住家被害	配分額	件数	配分額計
全壊	96,000	139	13,344,000
大規模半壊	48,000	269	12,912,000
半壊	48,000	476	22,848,000
床上浸水	24,000	157	3,768,000
店舗・事業所	14,000	321	4,494,000
合計		1362	57,366,000

※半壊7世帯辞退

(円)

人的被害	配分額	人数	配分額計
死亡	150,000	18名	2,700,000
行方不明	150,000	2名	300,000
重傷者	15,000	3名	45,000
合計		23名	3,045,000

総計	60,411,000

3．災害遺児修学支援金

修学支援金	月額　２０，０００円
入学支度金	小・中・高　８０，０００円
人数	５名

総計	9,440,000

4．兵庫県義援金第1次配分

(円)

住家被害	配分額	件数	配分額計
全壊	220,000	139	30,580,000
大規模半壊	110,000	269	29,590,000
半壊	110,000	476	52,360,000
床上浸水	40,000	157	6,280,000
合計		1041	118,810,000

(円)

人的被害	配分額	人数	配分額計
死亡	220,000	18名	3,960,000
行方不明	220,000	2名	440,000
重傷者	110,000	1名	110,000
合計		21名	4,510,000
総計			123,320,000

5．兵庫県義援金第２次配分

(円)

住家被害	配分額	件数	配分額計
全壊	100,000	139	13,900,000
大規模半壊	50,000	269	13,450,000
半壊	50,000	476	23,800,000
床上浸水	20,000	157	3,140,000
合計		1041	54,290,000

(円)

人的被害	配分額	人数	配分額計
死亡	100,000	18名	1,800,000
行方不明	100,000	2名	200,000
重傷者	50,000	1名	50,000
合計		21名	2,050,000
総計			56,340,000

（6）生活再建支援金

① 生活再建支援金（国）

区分	基礎支援金	申請件数 (1月21日現在)	住宅再建（加算支援金）		
			建設・購入	補修	賃貸
全壊	100万円	187件	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	50万円	236件			

※単数世帯の場合は上記金額×3/4の基礎及び加算支援金

② 生活再建支援金（県・町）

区　分	支援金	申請件数	備　考
半壊	25万円	458件	
床上浸水（10%以上20%未満）	15万円	72件	
床上浸水（10%未満）	5万円	85件	町単独事業

（7）フェニックス共済

制度名	被災加入者戸数	申請件数	給付率
兵庫県住宅再建共済制度	187戸	174件	93%

（8）公的融資

制度名	融資内容	状　況
被災者生活復興資金貸付	300万円まで無利子（床上浸水以上）	申請件数　113件（12/28受付終了）

（9）税・使用料などの減免※

区　分	減免対象
税金	町税、県民税、固定資産税、国民健康保険税、所得税
使用料など	水道、下水道、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、福祉医療、町営住宅の家賃、高校の就学補助

※被害の状況に応じ、減免

（10）こころのケア

区　分	場　所	状　況
佐用町こころのケア相談室	佐用小学校	8/20～31に開設
	旧佐用健康福祉事務所	9月に6日、10月に7日開設
	佐用町保健センター	11月に4日開設
仮設住宅と雇用促進住宅への健康訪問	仮設住宅 雇用促進住宅	仮設住宅入居者に随時訪問し、健康状態の相談を実施
スクールカウンセラー	各中学校	・週1日～2日配置 ・PTSDなど心のケアが必要な児童生徒への支援、教師への助言を実施

スクールカウンセラーによるケア

第１編　災害対策本部体制、関係機関との連携

第１章　町の防災体制

１　災害対策本部体制

（１）本部組織

検証項目１　**警戒準備体制及び災害警戒本部の設置**

検証の視点　**本部の設置や職員配備などの協議・決定状況**

８月９日午後３時頃から町長、消防長、住民課長及び同課副課長が参集し、気象等の情報収集を行うため、建設課、下水道課及び上月支所等に少数（午後５時の参集人員は２６名）を配備した警戒準備体制をとった。

町地域防災計画では、大雨警報又は洪水警報が発令され小規模災害発生のおそれがあるときは、災害警戒本部を置き１号配備とすることとしているが、警戒準備体制から災害対策本部を置くこととなったため、災害警戒本部は設置していない。

災害当日は日曜日で、出勤している職員数も少なかった。町長、副町長も町内での行事に出席のため常時庁舎内にいることができなかった。外出中の町長、副町長は、情報収集にあたっていた住民課長等と携帯電話などにより連絡をとっていた。

【主たる要因】

警戒準備体制は敷かれたが、その後の災害対策に係る具体的な協議体制（誰がどのような情報に基づいて誰と協議してどのような災害対応を行うのか等）が町地域防災計画等において明確に定められていない。

また、今回の災害対応は、町における過去最大の災害（平成１６年９月の台風第２１号災害）の経験をもとに対応しようとしていた。

当日は、午後５時頃に小康状態になった降雨が午後７時頃から急激に降りはじめ、午後９時前後の短時間に集中して２００㍉程度の雨が降るという過去の経験では計ることができない状況が生じており、早期に配備の決定などを判断することが困難な気象状況であった。（兵庫県台風第９号災害検証委員会で神戸海洋気象台は、「播磨北西部に対する大雨・洪水警報の発表は８月９日午後２時１５分で、豪雨となる前に発表して大雨に対する警戒を呼び掛けており、夕方に数時間の小康状態となっていたが、大雨の可能性が高いことから大雨・洪水警報を継続していた。しかし、播磨北西部に１時間５０㍉、６０㍉という激しい雨は予測していたが、１時間８０㍉以上の猛烈な雨に厳重な警戒を呼び掛けたのは午後９時５０分の警報の切り替えによるもので、雨量の予測が困難な事例であった。」と報告している。）

検証項目２　**災害対策本部の設置及び災害対策本部会議の開催**

検証の視点　**災害対策本部の設置と災害対策本部会議の開催状況**

町地域防災計画では、水防指令２号が発令され、中規模の災害発生が予想されるときは２号配備をとり、災害対策本部を設置することとしている。

午後４時４７分に水防指令２号が発令され、午後７時１４分に水防指令３号が発令された。災害対策本部は午後７時に設置した。

８月１１日午後９時に第１回災害対策本部会議を開催し、１２日以降は、警察等の関係機関を含めた会議を毎日開催しているが、第１回開催までの初動時においては、町長及び副町長に各対策部の責任者が直接報告し、個別に対応していた。

【主たる要因】

午後４時４７分に水防指令２号が発令されたが、午後５時頃から降雨が小康状態となり、フェニックス防災システムの雨雲レーダーと実際の雲の動き、佐用川の状況を勘案して体制はそのまま維持することとした。

災害対策本部は、フェニックス防災システムの雨雲分布と降水雨量予測により、雨が降り続くと判断されたため、午後７時に設置した。その後、午後７時１４分に水防指令３号が発令された。

初動時に災害対応の中心的活動を行う本庁舎が浸水し、１０日午前２時頃になるまで本庁舎周辺の浸水が解消されない状況の中、災害対策本部では被害状況の確認を行うほか、翌朝の食事の手配や給水準備などの被災者支援対策などに取り組んだ。１０日、１１日の両日は、自衛隊、消防、警察、県や各市町からの救援・支援の受け入れや、水道施設の応急復旧などの当面の緊急対策に追われた。

また、町では合併以前から災害時には、課長会が災害対応の情報交換の場として開かれていたが、町地域防災計画に規定する災害対策本部会議を開催したことはなく、災害対策本部の各部の運営を行う部長が、直接本部長及び副本部長に個別に報告、協議し、対応方針を決定していた。

（２）本部各部（班）の機能と人員配置

検証項目１　**本部各部職員の事務分担**

検証の視点　**本部各部職員の活動状況**

自主参集した職員もいることから、職員の参集に対する意識はあったものの、参集した職員のほとんどが地域等からの電話対応に追われる状況であった。

また、町の合併後年月が経っていないこともあり、配備された職員全てが地域の詳細な状況を把握している訳ではなかった。このため、電話対応していても被害状況や場所の確認に手間取るなど迅速・的確に対応することができなかった。

【主たる要因】

町地域防災計画では、各対策部の基本的な職務は規定しているが（表１）、具体的な業務の詳細な手順等を定めたマニュアルなどがなかった。

また、合併によって町域が広くなったため、地域の状況をよく把握している職員が少なくなっている（図１）。

検証項目２　各地域対策部の機能

検証の視点　各地域対策部の役割

災害対策本部と本庁舎内の同じフロアで活動していた佐用地域対策部は、地域対策部で本来行うべき地域被害状況調査、地域住民への広報などの業務ができなかった。

また、上月地域対策部は、庁舎の浸水による停電で機能が停止した。南光地域対策部と三日月地域対策部は、地域の被害状況調査及び応急対策の実施並びに道路の通行止めなどを行ったが、本部への状況報告や本部との連絡調整が十分にできなかった。

【主たる要因】

佐用地域対策部では、災害対策本部と同様に参集した職員が電話対応に追われた。本庁舎１階が浸水したために２階を応急の活動の場としたが、電話対応や報道各社からの被害状況等の取材などの対応でさらに混乱した。

上月地域対策部では、庁舎が浸水し停電になるなど地域対策部としての機能が停止した。

他の地域対策部では、本部への電話がつながりにくく、つながっても本部では住民などからの電話で混乱した情況の中、情報の適切な処理ができなかった。

検証項目３　広報体制（報道機関への対応）

検証の視点　報道機関への対応状況

初動時には、報道機関への適切な対応ができなかった。被害状況のまとめもはかどらず、報道各社への情報提供も個別対応に対して随時回答していたため、回答内容が統一されたものではなかった。

多くの報道関係者が、本庁舎２階の災害対応事務室前の廊下で待機しており、副町長と総務課長が随時その質問に答えていたが、８月１０日から報道機関控え室を別館２階に設け、そこで町長が記者の求めに応じて随時対応した。

８月１２日からは、総務対策部に報道担当者を配置し、窓口を一つにして対応を行い、記者会見室を設け、午前９時と午後５時に町長や副町長が定期的に会見を行うこととした。

【主たる要因】

町地域防災計画では報道機関への対応は総務対策部が行うこととなっていたが、平時から広報課等の独立した組織がなく、また、普段から報道機関等への対応が不慣れであったため、十分な対応ができなかった。

検証項目４　災害対応職員の支援体制

検証の視点　**災害対応職員への支援状況**

災害対策本部（本部室・総務対策部・生活対策部・農林対策部・建設対策部)、佐用地域対策部や上月地域対策部に配備された職員は、災害後何日も帰宅できなかった上に、１ヶ月近く休みもなく、毎日深夜まで電話対応、施設管理、り災証明発行などの作業が続く一方、早い段階で通常の業務体制となった部署もあり、全体の適正な職員配置が計画的に行われなかった。

【主たる要因】

過去、このように長期間の災害対応を行ったことがなく、町地域防災計画にも災害対応職員の支援が業務として定められていなかったため、各対策部の職員の配備状況や職員の被災状況の把握をはじめ、災害対策に従事する職員の食事の手配や健康管理などの後方支援が十分に行われていなかった。

（３）職員の配備（参集）基準と実際

検証項目１　職員の配備体制

検証の視点　**配備計画やこれに基づく職員の配備状況**

町地域防災計画では、大雨注意報又は洪水注意報が発令され災害発生のおそれがあるときなどには、準備配備を行い警戒準備体制をとり、大雨警報又は洪水警報が発令され小規模災害発生のおそれがあるとき、又は水防指令１号が発令されたときなどには関係課職員の２０％による１号配備を行い災害警戒本部を置き、中規模の災害発生が予想され水防指令２号が発令されたと

きなどには、職員の半数による２号配備を行い災害対策本部を置き、大規模の災害発生が予想され水防指令３号が発令されたときなどには、全職員による３号配備を行うこととしている（表２）。

８月９日午後２時１５分、播磨南西部及び北西部に大雨洪水警報が発令され、県光都土木事務所に対して午後２時２６分に水防指令１号が、午後４時４７分には水防指令２号が発令された。

町では、午後３時頃から職員が参集して準備配備による警戒準備体制をとり（午後５時の参集人員は２６名）、午後７時に災害対策本部を設置し、午後７時５０分に３号配備指示を行った。

【主たる要因】

当日は、本部組織の項で検証したとおり、災害対応に係る体制の判断が困難な気象状況であった。

また、町における過去の災害時の配備状況を調査したところ、平成１７年１０月１日に４町が合併、平成１８年７月１９日の災害で合併後初めて３号配備のため全員招集を行った際、深夜の招集にもかかわらず、３号配備人員４３１名に対して２６９名（約６３％）の職員が参集したが、生活対策部などでは差し当たって行うべき業務がなく、招集に対する批判もあった。さらに、翌日の勤務に支障が出るとともに、時間外勤務手当も多額に上った。

この災害以降、全職員に対する招集や時間外勤務手当ての支給を伴う招集を躊躇するようになり、平成１９年７月１４日に県土木事務所に水防指令３号が発令された際にも、町では、管理職を中心とした準備配備に留めている。

また、同年８月からは、町地域防災計画の定めとは別に水防計画配備表を作成し、３号配備を３号の１（全職員の８割参集）と３号の２（全職員参集）に分けて運用することとしていたが、その後も、全て管理職を中心とした準備配備で対応しており、一般職員への招集はなかった（表３）。

検証項目２　職員の配備連絡

検証の視点　配備に係る連絡体制

災害対策本部長は、午後７時５０分に３号配備指示を行った。３号配備指示を受け、佐用地域対策部は午後７時５０分に３号配備連絡、上月地域対策部・南光地域対策部・三日月地域対策部は午後８時に３号配備連絡を行ったが、連絡が届かなかった職員があった。

また、消防本部は午後７時５７分に３号配備連絡を行った。

【主たる要因】

３号配備時の災害時緊急連絡網（表４）は作成されていたが、連絡網による職員への連絡が徹底できておらず、殺到する住民からの電話への対応で配

備連絡が遅れたり、連絡を急ぐあまり定められた連絡網によらず、既存の住所録などにより手近なところから連絡するケースがあった。

検証項目３　職員の参集状況

検証の視点　職員の参集状況

３号配備が発令されてから約１時間後（午後９時）の職員参集状況は、３号配備対象人員３８５名に対して２１８名（約５７％）であった（表５）。この中には、参集連絡を受けずに自主参集した者もいた。

【主たる要因】

午後９時に参集できなかった理由は、浸水・土砂崩れのため７１名（１８％）、自宅被災のため１８名（５％）、庁舎以外の施設で業務中のため１８名（５％）など参集することが困難な状況であった（図２）。

午後７時の災害対策本部設置を受けて、２号配備を行うことでさらに多くの職員が参集したと考えられるが、町における従前の対応経緯からこの時点では管理職による対応となった。

検証項目４　参集報告

検証の視点　職員参集状況の把握

町地域防災計画では、参集した職員が各自で非常参集記録表に記入し、各対策部長は、所属単位で参集状況をとりまとめ、本部室に報告することが規定されているが、非常参集記録表の作成が行われず、３号配備の連絡を受けて参集した職員の参集状況を取りまとめることができなかった。

【主たる要因】

非常参集記録表が用意できなかった部署もあり、参集した職員の多くは記録できなかった。また、各対策部長は災害対応に追われ、参集状況を取りまとめる余裕がなかった。

災害対策本部体制の改善への提言

提言１　地域防災計画・水防計画の見直しと職員活動マニュアルの整備が必要である。

災害の教訓を今後の災害対応に活かすため、今回の災害対応の検証に基づき対応記録等の整理・分析を行い、地域防災計画や水防計画を実践的なものに見直す必要がある。

また、地域防災計画や水防計画に基づき災害時に各職員が的確に対応できるよう、各部、班の所掌を明確にしておくことはもちろんのこと、従事する職員が行うべき業務の内容、手順等を具体的に示した活動マニュアルの整備が必要である。

提言２　コアメンバーによる災害対応の判断・決定体制の構築が必要である。

災害対応には迅速、的確な判断・決定が求められることから、本部長（町長）を常時補佐する幹部職員（コアメンバー）を指定し、コアメンバーによる協議、決定体制の構築が好ましい。

町長とコアメンバーの協議等は、警戒準備体制時においては避難勧告の発令、職員の配備体制や本部の設置等を、本部設置後においては、迅速な対応が求められる重要事項の協議を行うことが望ましい。

コアメンバーとしては、町長、副町長、消防長、防災担当課長等が考えられる。

提言３　災害対策本部会議構成員に地域代表等の参画を得ることが適当である。

本部会議は、できるだけ時間を定めて定期的に開催し、災害応急対策、被害拡大対策や被災住民対策などに係る協議を行う。災害対策本部会議は各班が的確な対策を効率的に行うための情報共有の場でもある。

このため、災害対策に係わる関係機関等の参加が必要である。県民局、消防団長、自衛隊、警察、学校関係、ライフライン各社、日本赤十字社等はもちろんのこと、地域との連携を強化し、効果的な活動を促進するため地域の防災リーダーである自治会連合会代表者や、ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会代表など地域代表の出席を求めることが望ましい。

提言４　限られた人員で適切で効果的な災害対応を行うため、災害対策本部組織の見直しが必要である。

災害対策本部が、限られた人員で迅速、適切な対応を行えるよう、実践的な活動組織として再構築するため大幅な見直しが必要である。例えば、住民からの電話が殺到し、災害対応に当たる災害対策本部や各部職員の大多数が電話対応に追われ、役割を分担して各業務が実施できなかった今回の状況を

考えると、住民からの電話に対応する窓口を一本化した情報センターの設置、被害情報や気象情報の収集分析を所掌する班、報道機関の対応をする広報班、住民への情報発信などを行う班など、役割を明確に分離した組織の見直しが必要である。

提言５　地域の情報を収集する住民による「災害モニター（仮称）」の設置などを検討する必要がある。

合併によって広くなった町域の各地域の状況を、町が単独で把握することは困難であることから、災害時の各地域の状況を地域の住民が報告する「災害モニター（仮称）」を設置するなど、きめ細かな地域の情報を収集できるシステムの構築を検討する必要がある。

また、各地域対策部で災害モニターからの情報収集を行い、各地域対策部から専用回線などを利用して災害対策本部に情報を伝え集約するなど、被害の把握や対応方針の決定に結びつける仕組みづくりが必要である。

提言６　災害の態様ごと等、きめ細かに配備基準を定めることが望ましい。

県が県土木事務所に対して発令する水防指令に基づき町職員の配備基準が定められているが、水防指令は県土木事務所所管区域（西播磨地域全域）をその範囲として発令されることから、町の災害時の職員配備にあたっての判断基準は、あらかじめ地域防災計画において、きめ細かく定めておく必要がある。また、風水害、地震、大規模事故、感染病等、災害の態様ごとに、本部員の構成、担当者の配備（動員）の基準等を定めることが望ましい。

提言７　平時の勤務先や職務、業務量等を勘案した、災害時の職員配置に見直すことが必要である。

参集場所が自宅から遠い地域に設定されている職員も多く、災害時に道路の冠水等により参集できない職員もあったことから、参集場所の設定にあたっては、個々の職員の自宅との距離を考慮するほか、地域の詳細な状況を把握している職員を確保するため、合併前の所属や平時の勤務先を考慮した配置が必要である。また、職員は、平時から災害時に配置される地域の状況を把握するよう努める必要がある。

保育士が現地機関である保育園以外の所属に参集指定されているが、休日・夜間の災害時には対応可能でも、平日、日中の場合には、園児の避難などに従事する必要があるため、現所属に配置を見直すなど、職務に応じて災害対策本部、各地域対策部及び現地機関の職員配置を見直す必要がある。

災害対策本部の人員は業務量に応じて適切に配置することはもとより、想定外の業務の発生に対応できるように、余裕をもった配置が必要である。また、災害時においては、予定している各部の配置職員が参集できるとは限らないため、一つの業務に対して複数の人員を配置することが望ましい。

提言８　**職員への連絡体制の徹底と適切に参集状況を把握することが必要である。**

災害時に災害時緊急連絡網による職員への連絡が徹底できていなかった。職員に電話による緊急連絡網を徹底することに加えて、防災行政無線や携帯電話のメール機能等を活用するなど多様な伝達手段によって確実な参集連絡を行う必要がある。

提言９　**災害対応職員の確保と役場退職者などによる支援体制など、体制の充実が必要である。**

災害時には、通常の連絡網が機能しないことがあり、予定している職員の確保が出来ない場合が多いことから、伝達を受けた職員が出務の可能性を報告するなど、職員の確保について確認ができる体制を構築しておくことが望ましい。

また、職員自身が被災者になることを考慮し、役場退職者などによる支援体制をあらかじめ構築しておくことが望ましい。

提言10　**災害対応職員の健康管理を適切に行うことが必要である。**

災害対応が長期化することが予想される場合には、災害対応に従事する職員の精神面も含めた健康管理に十分に留意するとともに、交代要員の確保等を図り、業務日誌の記録を徹底するなど、交代に伴う引継ぎが確実に行われるよう措置を講じるほか、各対策部の災害後の業務量も考慮した配備人員の見直しやローテーション作りが必要である。

2　平時の防災体制

（1）防災担当組織・防災責任者の設置

検証項目１　**防災に係る組織体制**

検証の視点　**防災を担当する組織の状況**

住民課では消防及び防災に関する業務を、まちづくり課では、危機管理の総合調整に関する業務を、支所では地域振興課が支所管内における消防及び防災業務をと、防災業務が分散され、それぞれの部署では他の多くの業務と併せて防災業務を所掌している。

【主たる要因】

防災、消防及び危機管理の業務が、住民課、まちづくり課及び支所の地域振興課に分散され、それぞれの業務分担が不明確であることに加えて、各課においては他の多くの業務を所掌しているため、防災業務のウエイトが極めて少なくなっている。また、連携体制も十分ではない。

検証項目２　**防災担当職員の配置**

検証の視点　**防災担当職員の配置状況**

防災担当職員が、他の業務も所掌し、防災以外の業務に手を取られていた。

【主たる要因】

住民課の防災担当職員は、防犯や生活安全など、まちづくり課の危機管理の総合調整担当職員は、地域活動の推進・支援や自治振興組織などの各種団体との連携業務を、支所の地域振興課の消防及び防災担当者は、本庁との連絡調整全般、地域自治活動などの業務を兼務していた。このため、どうしても目前の業務に追われ、防災業務に専念することができない状態であった。

（２）職員への防災研修、防災訓練

検証項目１　職員に対する防災研修

検証の視点　職員に対する防災研修の実施状況

フェニックス防災システムや河川監視警報システムなど防災情報機器の操作に習熟した職員が少なく、初動時の情報収集等を迅速・的確に行うことが困難であった。

また、町地域防災計画の習熟など、職員の防災に対する意識や防災に関する知識が十分ではなかった。

【主たる要因】

住民課防災担当者は、県等が主催する防災研修や防災情報機器の操作研修等に年２回程度参加していたが、一般の職員に対しては、防災に対する意識の啓発、知識の向上を図り災害対応力を身につけるための研修が行われていなかった。

検証項目２　防災訓練の実施

検証の視点　防災訓練の実施状況

町総合防災訓練として、毎年、各市町持ち回りで開催される西播磨地域総合防災訓練に参加していたが、地震を想定した訓練であり、風水害対応の訓練は行われなかった。

合併以前から町単独での防災訓練はほとんど行っておらず、合併後も職員非常参集訓練、情報収集伝達訓練、本部運営訓練や他機関との連携訓練など、災害対応に習熟するための実践的な訓練が行われていなかった。

【主たる要因】

職員は、広域で実施される訓練には参加していたが、地震を想定した訓練が主で洪水災害に対応した訓練ではなかった。また、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努めていなかった。

住民課が防災関係業務を兼務体制で担当しており、他の業務に手を取られ、実践的な災害対応訓練が行われていなかった。

平時の防災体制の改善への提言

提言 11　防災・危機管理担当組織の設置が必要である。

４町合併後の広大な町域の防災対策を推進するためには、防災・危機管理を所掌する専門組織の設置が必要である。

また、防災・危機管理を所掌する組織は、「防災」を標榜し、町内外に防災担当部署の明確化が必要である。

提言 12　専任の防災担当職員の配置が必要である。

防災業務は主として住民課で所掌しているが、他の業務に手を取られ防災業務のウエイトが極めて少なく業務分担も不明確であった。平時の防災・危機管理業務の一元化を図り、専任の防災担当職員を配置することが望ましい。

また、各支所においては、本庁と連携して防災・危機管理業務を推進し、地域における防災力向上業務を担当する職員の配置が必要である。

提言 13　職員に対する防災研修を積極的に行うことが必要である。

職員を対象に、学識経験者等を講師とした研修会を開催するなど防災研修を積極的に行い、防災意識の啓発、知識の向上に努める必要がある。

提言 14　実践的な防災訓練を実施することが必要である。

災害時に的確な対応ができるよう職員非常参集訓練、情報収集伝達訓練、本部運営訓練、他機関との連携訓練など実践的な図上訓練や防災訓練を、繰り返し実施することで職員の災害対応能力の向上に努める必要がある。

また、町地域防災計画や水防計画に基づき災害時に各職員が的確に対応できるよう、各部、各班の個々の業務まで詳細に定めた活動マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた実践的な訓練を繰り返し行うことで災害対応能力の向上に努める必要がある。

加えて、訓練結果の事後評価を通じて課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実を図る必要がある。

３　防災拠点施設の整備

（１）災害対策本部室

検証項目１　**庁舎の浸水対策**

検証の視点　**庁舎の浸水対策の状況**

本庁舎、上月支所ともに旧町の庁舎を利用している。
本庁舎は午後９時１５分頃から浸水が始まり、その後玄関扉が破損し急激に水が流入し、１階が浸水した（床上約１m）（写真１）。
上月支所では、午後９時４０分頃から浸水が始まり、１階が浸水した（床上約１.２m）（写真２）。

【主たる要因】

地域防災拠点である本庁舎はハザードマップの浸水想定区域内にあったが（図３）、平成１６年９月の災害時にも浸水被害を受けることがなかったため、庁舎の浸水対策が不十分であった。
また、想定をはるかに超える出水状況に対応することができなかった。
上月支所は、浸水のシュミレーションの計算対象外の大日山川の流域内にあり（図４）、平成１６年９月の災害時にも浸水がなかったため、庁舎への浸水が予測できない状況であった。

（写真１）本庁舎浸水の様子

本庁本庁舎１階

本庁舎駐車場

（写真２）上月支所浸水の様子

上月支所駐輪場

上月支所１階

検証項目２　**災害対策本部事務室**

検証の視点　**災害対策本部の業務を行う事務室の状況**

警戒準備体制時から災害対策本部設置後も防災を担当する住民課がある１階を中心に活動が行われた。

防災担当者は、２階に設置しているフェニックス防災システムによる防災情報の収集や防災行政無線放送のため、頻繁に１階と２階を往復しなければならなかったほか、１階で業務を行なっていた本部室と２階で業務を行なっていた情報収集を担当する総務対策部との情報伝達が円滑に行なえなかった。

本庁舎浸水後は２階を中心に対応が行われた。

【主たる要因】

警戒準備体制時から、災害時非常電話や河川監視警報システムが設置してある本庁１階で情報収集等の活動が行われていた。

フェニックス防災システム、衛星・防災ＦＡＸ端末、防災行政無線放送設備が２階に設置されており、防災担当者は防災情報収集・確認等のため１階と２階を頻繁に往復しなければならなかった。

町地域防災計画では、災害対策本部を本庁３階会議室に設置することとしているが、３階会議室には災害対策事務を行なうための設備などがなく、災害対策本部設置後も、平時は議会委員会室・議員控室として使用している３階会議室を災害対策本部に設える余裕がなかったため、１階で情報収集等の業務を行なった。

本庁舎浸水後は２階で業務を継続し、１０日以降も引き続き２階で関係機関からの救援・支援の受け入れのほか、給水活動や災害ゴミの処理などの当面の緊急対策に追われた。

（２）通信と非常電源設備

検証項目１　**情報通信機器**

検証の視点　**情報通信機器の運用状況**

本庁舎ではフェニックス防災システムが２階、河川監視警報システム端末と非常時専用電話が１階に配置されていたが、１階が浸水したことによって、河川監視警報システム端末や非常時専用電話回線を始め、各種ＯＡ機器が水没し、使用不能となった。また、停電したことで、水没を免れた兵庫県衛星通信ネットワークシステム、電話交換機、ＦＡＸ、コピー機、インターネットサーバー等も使用不可能となった（図５－①・②）。

上月支所では、河川監視警報システム端末と非常時専用電話回線が１階に配置されていたが、１階が浸水したことによって、本庁舎と同様の状況とな

った（図６－①）。
　南光及び三日月支所では浸水被害がなかったにも関わらず、事務所内でインターネットが使用できない状態となり気象情報等の情報収集に支障を生じたが、三日月支所では隣接する三日月文化センターに設置されている来客者閲覧用のインターネットにより、気象情報を入手していた。

【主たる要因】

　本庁舎では、合併によって組織体制が拡大したが、合併前の旧庁舎を引き続き利用していることから、面積が不足しており、防災情報機器を１箇所に集中して配置するには物理的な制約があった。このため、やむを得ず機器を分散配置していたが（図５－①・②）、結果として、情報収集及び発信効率の悪化と防災情報機器の水没につながった。
　また、ＯＡ機器を機能的に配置するため、本庁舎、上月支所では電気配線及びＬＡＮ配線を床下に敷設しており、浸水による漏電から停電した。停電したことで、本庁舎に設置しているインターネットサーバーがダウンしたが、現在の支所のインターネット回線は全て本庁舎のサーバーを経由しており、そのサーバーがダウンしたことによって、インターネットによる情報収集を遮ることになった。
　また、フェニックス防災システム端末は本庁舎のみに設置されており、支所からフェニックス防災システムで情報を得ることはできなかった。

検証項目２　非常用電源の確保

検証の視点　非常用電源の整備状況

　本庁舎では浸水後間もなく停電した。フェニックス防災システム用の非常用発電機もＣＡＴＶ用の非常用発電機も水没し機能しなかった。
　このため、水没を免れた隣接の体育館からコードリールによって応急的に電源を引き入れることで、ＦＡＸ兼コピー機、事務所内の一部電灯、電話交換機を復旧するための最低限の電力を確保した。
　上月支所では浸水後停電し、一時的に自家発電機が作動したが、約１５分後に停止してしまい、電気を使用する機器が全て使用できない状態となった。

【主たる要因】

　本庁舎には、庁舎に電源供給するための非常電源装置は整備されていなかった。
　フェニックス防災システムとＣＡＴＶにそれぞれ備えていた専用自家発電機が、共に地上５０cm 程度の場所に設置されていたために水没し、稼動しない状態となった（図５－①）。
　一方、上月支所では庁舎の自家発電機を備え、屋上に設置していたため水没することはなかったものの、燃料供給装置にエアーが混入するトラブルのために約１５分しか稼動しなかった（図６－④）。

防災拠点施設の改善への提言

提言 15　庁舎の浸水対策を図ることが必要である。

災害対策本部は災害対策の中枢であり、災害の影響を受けない場所に設置することが必要である。

庁舎そのものを浸水想定区域外へ移設することが望ましいが、移設できない場合は改築も視野に入れ、浸水しないよう配慮した構造にすることが望ましい。

また、本庁舎については本部機能の拠点施設でもあることから、必要に応じて消防署、上月支所等を予備施設として設定することも考えられる。

提言 16　災害対策事務室の確保が必要である。

災害等の発生時には、防災・危機管理対応職員は、極めて困難な状況の中での情報の収集、分析、その結果に基づく迅速、的確な対応が求められている。そのため、担当職員には平常の業務からの切り離しが必要であり、できるだけ、独立した災害対策本部室、災害対策事務室を確保することが適切である。その場合、それらの執務室の普段の活用も考慮することが必要である。

提言 17　災害に備えて防災情報機器を集中設置することが適当である。

災害発生時における災害対応業務は、混乱の中で迅速に、効率的かつ的確に行うことが求められることから、防災情報機器を集中設置することが適当である。庁舎の浸水時にもそれらの機器が水没することのないよう、２階以上のフロアに設置するほか、地震災害に備えた設置方法を採ることが望ましい。

提言 18　非常用電源の整備が必要である。

停電時には電話機、ＯＡ機器をはじめあらゆる情報通信機器が使用できず、情報の収集や伝達に支障を生じるため、停電時にも機器が使用できるよう浸水のおそれがない場所に非常用電源を整備し、また、それらの装置が正常に作動するよう日頃から整備・点検を行う必要がある。

提言 19　フェニックス防災システム端末の支所への設置と機能の有効活用が必要である

各支所でも気象情報や河川情報などを収集するため、各支所にフェニックス防災システム端末を設置する必要がある。

加えて、本部及び各支所間での情報共有を図るため、各支所で地域の被害状況などの入力を行い、本部や他の支所でも迅速に状況を把握できるよう、同システムの機能を有効に活用することが必要である。

また、フェニックス防災システム端末の増設など、合併市町におけるきめ細かな情報収集・伝達体制の構築について、県に対して協議、提案することが必要である。

（参考資料）

【佐用町地域防災計画、佐用町水防計画、佐用町課設置条例、佐用町行政組織規則の規定】

１　災害対策本部体制

（１）配備の決定

準備配備において、災害情報を収集し、その状況及び必要な対策を町長に報告する。

町長は、報告に基づいて警戒準備体制、災害警戒本部及び災害対策本部の設置を決定し、配備を指示する。

（２）災害対策本部設置基準

災害対策本部は、災害対策本部設置の配備該当基準に基づき（表２）、町長が設置する。

（３）災害対策本部等の設置場所

災害対策本部は、本庁舎３階会議室に設置する。また、地域対策部は、住民対応の機能として本庁舎、上月支所、南光支所、三日月支所の各庁舎内に設置するが、被災のため使用できない場合には、最寄りの公共施設等に設置する。

（４）指揮の権限

災害対策本部長は町長、地域対策部長は財政課長及び各支所長とする。

（５）災害対策本部の組織

災害対策本部は、１２の対策部等で構成されている（表６）。

（６）本部各部の任務

各対策部の任務等は地域防災計画・水防計画に規定されている（表１）。また、各対策部の各部長は、地域の実情を考慮するとともに、職務の内容と関連させて、直ちに災害対策活動が行えるようそれぞれの任務を具体的に明確化しておく。

（７）災害対策本部の協議事項等

本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。協議事項等の具体の内容は、以下のとおりである。

■災害対策本部会議の協議事項等

- 災害応急対策の総合調整
- 災害対策本部配備体制の決定
- 避難所等の開設決定
- 避難の勧告等の決定
- 自衛隊派遣要請依頼の決定
- 災害救助法適用申請の決定

・県及び他市町への応援要請の決定
・応急対策に要する予算及び資金の決定
・その他重要事項の決定

（８）活動場所

災害対策本部と佐用地域対策部は、本庁舎内で活動する。

上月地域対策部は上月支所、南光地域対策部は南光支所、三日月地域対策部は三日月支所で活動する。

（９）人員配置

災害対策本部・各対策部の人員配置は、災害対策本部７６名、健康課などの現地機関４４名、消防本部・団４３名、佐用地域対策部７２名、上月地域対策部４９名、南光地域対策部５４名、三日月地域対策部４７名の合計３８５名となっている（表７）。

（10）配備連絡

配備該当基準に基づき、各配備要員を参集させる（表２）。

連絡は、あらかじめ定めた災害時電話連絡網（表４）及び庁内放送を用いることとする。

（11）参集場所

準備配備においては、適宜適切な場所に参集する。

災害警戒本部及び災害対策本部の構成員並びに本部室の構成員は、勤務時間の内外を問わず、本庁舎３階会議室に設置された本部へ参集する。

その他の職員は、本庁舎１階又は各支所を参集場所とするが、災害状況等により、やむをえず参集場所に行くことができない場合は、最寄りの支所に参集する。

また、健康課、水道課、下水道課等の現地職員は、原則として各自の所属先に参集する。

（12）参集報告

参集した職員は、各自非常参集記録表に記入する。各対策部長は、所属単位で参集状況をとりまとめ、本部室へ報告する。

2　平時の防災体制

（1）防災対策の推進

町は、町域における防災対策の推進のため、平時から、町防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

（2）事務分掌

住民課では、戸籍・住民登録等、国民健康保険及び国民年金、消防及び防災、環境及び衛生に関する業務を行い、危機管理の総合調整に関する業務は、まちづくり課が行う。支所では、所管区域の消防団との連絡調整及び災害時における被害状況の調査等に関する業務を地域振興課が行う。

佐用町課設置条例

（事務分掌）

第２条　各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

まちづくり課

（１）　町政の総合企画及び広域行政に関すること。

（２）　まちづくりの推進に関すること。

（３）　支所及び各課間の総合調整に関すること。

（４）　町広報、公聴及び報道に関すること。

（５）　危機管理の総合調整に関すること。

（６）　地域交流及び国際交流に関すること。

住民課

（１）　戸籍、住民登録等に関すること。

（２）　国民健康保険及び国民年金に関すること。

（３）　消防及び防災に関すること。

（４）　環境及び衛生に関すること。

佐用町行政組織規則

（支所及び課等の設置及び所掌事務）

第８６条　佐用町支所及び出張所設置条例（平成１７年佐用町条例第６号）第１条及び第２条の規定に基づき、各支所に、総合窓口課及び地域振興課を置く。

７　地域振興係においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

（１）　所管区域の各種統計（他課等に属するものを除く。）に関すること。

（２）　所管区域の少子高齢化、定住及び雇用施策事業推進に関すること。

（３）　所管区域の交通施策事業の推進及び交通安全対策に関する

（４）　所管区域の町政の振興計画及び推進に関すること。

（５）　所管区域の地域活動の推進及び支援に関すること。

（６）　所管区域の自治振興組織及び各種団体との連携及び事業推進並びに地縁団体の相談に関すること。

（７）　所管区域の智頭鉄道及びＪＲ姫新線の利用促進事業の推進に関すること。

（８）　所管区域の地域交流及び国際交流事業の推進に関すること。
（９）　所管区域の交流施設の事業推進に関すること。
(10)　所管区域の消防団との連絡調整に関すること。
(11)　所管区域の災害時における被害状況の調査等に関すること。
(12)　所管区域の防火水槽及び消火栓の調査等に関すること。
(13)　所管区域の防犯灯及び街路灯の調査等に関すること。
(14)　前各号に掲げるものを除くほか、地域振興課の事務で他の係に属さないこと

（３）研修

町は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員を積極的に参加させ、防災対策要員の対応能力の向上を図り、防災専門職員の養成に努める。

（４）防災訓練

町及び防災関係機関は、防災訓練を実施し、実践的な対応力を向上させる。また、訓練結果の事後評価を通じて課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実を図る。防災訓練の実施に当たっては、救出・救護等において、特に災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。

地域防災計画　防災訓練一覧
１　町総合防災訓練
（１）災害対策本部設置訓練
（２）会場展示型訓練
（３）市街地活用型訓練
（４）広域連携訓練
（５）地域総ぐるみ訓練
２　個別防災訓練
（１）抜き打ち訓練
①職員非常参集訓練・②情報収集伝達訓練
（２）図上訓練
①対策のシミュレート訓練・②他機関との連携訓練等
（３）実施訓練
①水防訓練・②消防訓練・③災害救助訓練・④災害警備訓練
⑤林野警備訓練
（４）その他の個別訓練
①災害ボランティアの受入訓練
②災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練
③災害時要援護者への情報伝達、避難誘導訓練等

3　防災拠点施設の整備

（1）本庁舎及び支所の位置づけ

消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能を確保する拠点として、地域防災拠点に位置づける。

また、佐用地域対策部を本庁舎内に設置する。

（2）他の防災拠点との関連

広域防災拠点、各地域防災拠点、コミュニティ防災拠点及び消防本部等との交通、通信のネットワークが確保されるよう配慮する。また、災害時における地域の救援・救護、復旧活動が効果的に実施できるよう、地域防災拠点に必要な機能の充実に努める。

コミュニティ防災施設一覧

地域	公共施設名	情報連絡所	所在地
佐用	江川小学校	○	豊福
	佐用小学校	○	佐用
	利神小学校	○	口長谷
上月	久崎小学校	○	久崎
	上月小学校		上月
	幕山小学校	○	本郷
南光	中安小学校	○	米田
	徳久小学校	○	西徳久
	三河小学校	○	上三河
三日月	三日月小学校	○	乃井野
計	１０箇所		

（3）庁舎の防災対策

庁舎における耐震化及び浸水防止対策等を図る。また、停電時における電源確保として自家発電装置の配置を行い、その浸水対策を施す。

4　表１～表７・図１～図６

（表１）各対策部の任務

■各対策部の任務

各対策部の主な任務は、次のとおりとする。各部長は、地域の実情を考慮するとともに職務の内容と関連させて、直ちに災害対策活動が行えるようそれぞれの任務を具体的に明確化しておくことが必要である。

対　策　部	主　　な　　任　　務
本部室 部長：住民課長	職員配備体制の指示、本部の設置、本部会議の招集、本部命令の指示、地域本部の統括、消防団の出動命令、要援護地域への応援班手配、避難勧告に関すること
総務対策部 部長：総務課長	本部長・副本部長の秘書、全般的な災害状況の集約、CATV、防災無線の管理運用、町民への広報・情報提供、地域からの情報・要望取得、報道機関との連絡調整
生活対策部 部長：福祉課長	園児・福祉施設利用者の安全確保、食料品・飲料水・生活必需品の調達確保・配給、避難所の設置指示、応急医療・医薬品の確保、防疫対策 健康課 ～ 現勤務地で待機、対策部長の指示により任務遂行 水道課 ～ 現勤務地で待機、対策部長の指示により任務遂行
農林対策部 部長：農林振興課長	山林・ため池・農林道・水路の被害調査及び応急対策、諸資材の輸送、作業員の確保、救助・救援物資の調達及び配布協力
建設対策部 部長：建設課長	道路・橋梁・河川等の被害調査及び応急対策、緊急輸送路の確保、交通対策、浸水・排水対策の実施、建設機材の確保、下水道施設等の応急対策 下水道課 ～ 現勤務地で待機、対策部長の指示により任務遂行
教育対策部 部長：教育委員会 総務課長	園児・児童・生徒・宿泊施設等利用者の安全確保、園・学校施設の被害調査及び応急対策、所管施設における避難所設置運営
消防本部 部長：次　長	消火・救急・救助・救援活動、災害発生箇所の応急対策活動、危険地等の巡視巡回、警察署及び近隣消防機関との連携
各地域対策本部 部長：支所長 ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ所長	総務班 ～ 所轄職員の配備体制指示、本庁本部との連絡調整、地域災害状況の集約、応急対策の実施指示、地域防災無線の管理運用、地域住民への広報・情報提供、地域からの情報・要望取得、気象情報等の収集・分析、 生活班 ～ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品・衛生材料の調達確保、炊き出しの実施、応急医療・防疫対策の実施、救助・救援物資等の調達及び配布、地域避難所の開設・運営、地域公共施設の被害調査・応急対策 機動班 ～ 道路・橋梁・河川・山林・ため池・農林道・水路等の被害調査及び応急対策、緊急輸送路の確保、浸水・排水対策の実施、建設機材の確保、諸資材の輸送、作業員の確保
消防団	災害発生危険箇所等の巡視巡回及び応急対策活動 各地域対策本部及び自主防災組織との連携
自主防災組織	各地域における情報の提供、本部指示の住民への徹底、地域住民の避難誘導・安否確認

（表２）配備基準

１　配備の体制と基準

災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。

■配備体制図

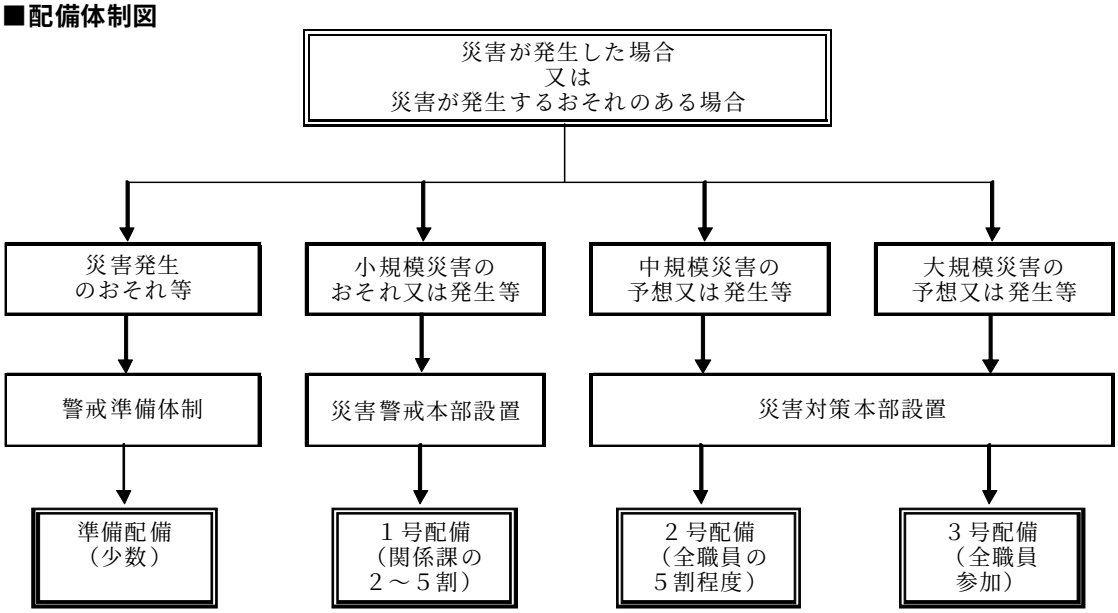

■配備基準

組織	配備	配備の基準	備考
警戒準備体制	準備配備	□大雨その他異常な自然現象により道路冠水、河川橋梁通行止措置田畑冠水等の事象が出始めたとき、又は短時間のうちに見込まれるとき □大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発令され、災害発生のおそれがあるとき □台風が近畿地方に接近したとき □その他町長が必要と認めたとき	関係課から少数を配備し、主として災害警戒対策の情報収集を行う 住民課及び各支所から待機を指示
災害警戒本部	1号配備	□災害発生のおそれがあるが、その時間、規模等推測の困難な段階 □大雨警報、洪水警報のいずれかが発令され、小規模災害発生のおそれがあるとき □小規模の災害が発生した場合 □水防指令１号が発令されたとき □町長が当該配備体制の必要を認めたとき	関係課人員の20～50%を配備し、情報連絡及び小規模な応急対策の準備を行う 本庁から配備を指示
災害対策本部	2号配備	□中規模の災害発生が予想される段階 □中規模な災害が発生した場合 □町内一部に集中災害があったとき □水防指令２号が発令されたとき □本部長が当該配備体制の必要を認めたとき	所属人員の約50%を配備し、防災活動を行う 対策本部から配備を指示
	3号配備	□大規模の災害発生が予想される段階 □大規模な災害が発生した場合 □大規模な災害が予想される気象情報が発令されたとき □町内大半に集中的災害があったとき □水防指令３号が発令されたとき □災害救助法の適用を受ける段階に迫られたとき □本部長が当該配備体制の必要を認めたとき	所属人員全員を配備し、防災活動を行う 対策本部から指示

[注]消防本部・署及び各対策本部の職員配備表は、別に定めるところによる。

[注]準備配備、１号配備の解除は、その基準となる注意報又は警報が解除されたとき、２号配備、３号配備は本部長の指示により解除される。

（表３）合併以降の町における防災体制と対応状況

<table>
<tr><th>日　付</th><th>状　　況</th><th>年度別水防
指令回数</th></tr>
<tr><td>H17年10月1日</td><td>旧４町が合併し、新佐用町となる</td><td rowspan="2">【H17年度】
（H17.10～H18.3）
<table><tr><th></th><th>回数</th></tr><tr><td>指令１号</td><td>－</td></tr><tr><td>指令２号</td><td>－</td></tr><tr><td>指令３号</td><td>－</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>－</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>H17年10月</td><td>職員災害応急マニュアルを策定、運用開始</td></tr>
<tr><td>H18年６月</td><td>災害応急対策マニュアルを策定、運用開始</td><td rowspan="4">【H18年度】
（H18.4～H19.3）
<table><tr><th></th><th>回数</th></tr><tr><td>指令１号</td><td>7</td></tr><tr><td>指令２号</td><td>1</td></tr><tr><td>指令３号</td><td>－</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>1</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>H18年７月</td><td>佐用町水防計画を策定、運用開始</td></tr>
<tr><td>H18年7月19日</td><td>大雨による避難勧告発令
<table><tr><th>時　刻</th><th>事　　象</th></tr><tr><td>0:20</td><td>水防指令1号発令</td></tr><tr><td>1:50</td><td>水防指令2号発令</td></tr><tr><td>2:30</td><td><u>職員2号配備体制</u></td></tr><tr><td>3:30</td><td>災害対策本部設置</td></tr><tr><td>3:40</td><td><u>職員3号配備体制</u></td></tr><tr><td>4:10</td><td>久崎で避難判断水位（相当）に到達</td></tr><tr><td>5:00</td><td>避難勧告発令（久崎集落；186世帯、604人）</td></tr><tr><td>5:30</td><td>避難勧告発令（家内集落；26世帯、92人）</td></tr></table>7/19大雨時、職員3号配備で対応、
職員配備の考え方について問題が生じた</td></tr>
<tr><td>H18年９月</td><td>災害対策人員配備表（佐用町水防計画の別表）を変更
【変更内容】平日・夜間に分けていた配備基準を統一</td></tr>
<tr><td>H19年４月</td><td>佐用町地域防災計画を策定、運用開始</td><td rowspan="2">【H19年度】
（H19.4～H20.3）
<table><tr><th></th><th>回数</th></tr><tr><td>指令１号</td><td>4</td></tr><tr><td>指令２号</td><td>1</td></tr><tr><td>指令３号</td><td>1</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>－</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>H19年８月</td><td>7/14の指令3号時、職員2号(管理職対応)配備で対応
災害対策人員配備表（佐用町水防計画の別表）を変更
【変更内容】３号配備→３号の１配備、３号の２配備に分割</td></tr>
<tr><td>H20年度</td><td>指令1号時、１号配備を行わず、準備配備で対応
(H20年度全て)</td><td>【H20年度】
（H20.4～H21.3）
<table><tr><th></th><th>回数</th></tr><tr><td>指令１号</td><td>8</td></tr><tr><td>指令２号</td><td>－</td></tr><tr><td>指令３号</td><td>－</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>－</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>H21年度
H21年8月9日</td><td>8/2の指令1号時、１号配備を行わず、準備配備で対応
平成21年台風第９号災害発生</td><td>【H21年度】
（H21.4～H22.2）
<table><tr><th></th><th>回数</th></tr><tr><td>指令１号</td><td>2</td></tr><tr><td>指令２号</td><td>1</td></tr><tr><td>指令３号</td><td>1</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>1</td></tr></table></td></tr>
</table>

※１　水防指令は上郡（光都）土木への発令をカウント、避難勧告は佐用町内への勧告発令回数
※２　水防指令は、１号発令→２号発令→３号発令→２号発令→１号発令の場合、１～３号がそれぞれ１回とカウント

（表４）災害時緊急連絡網

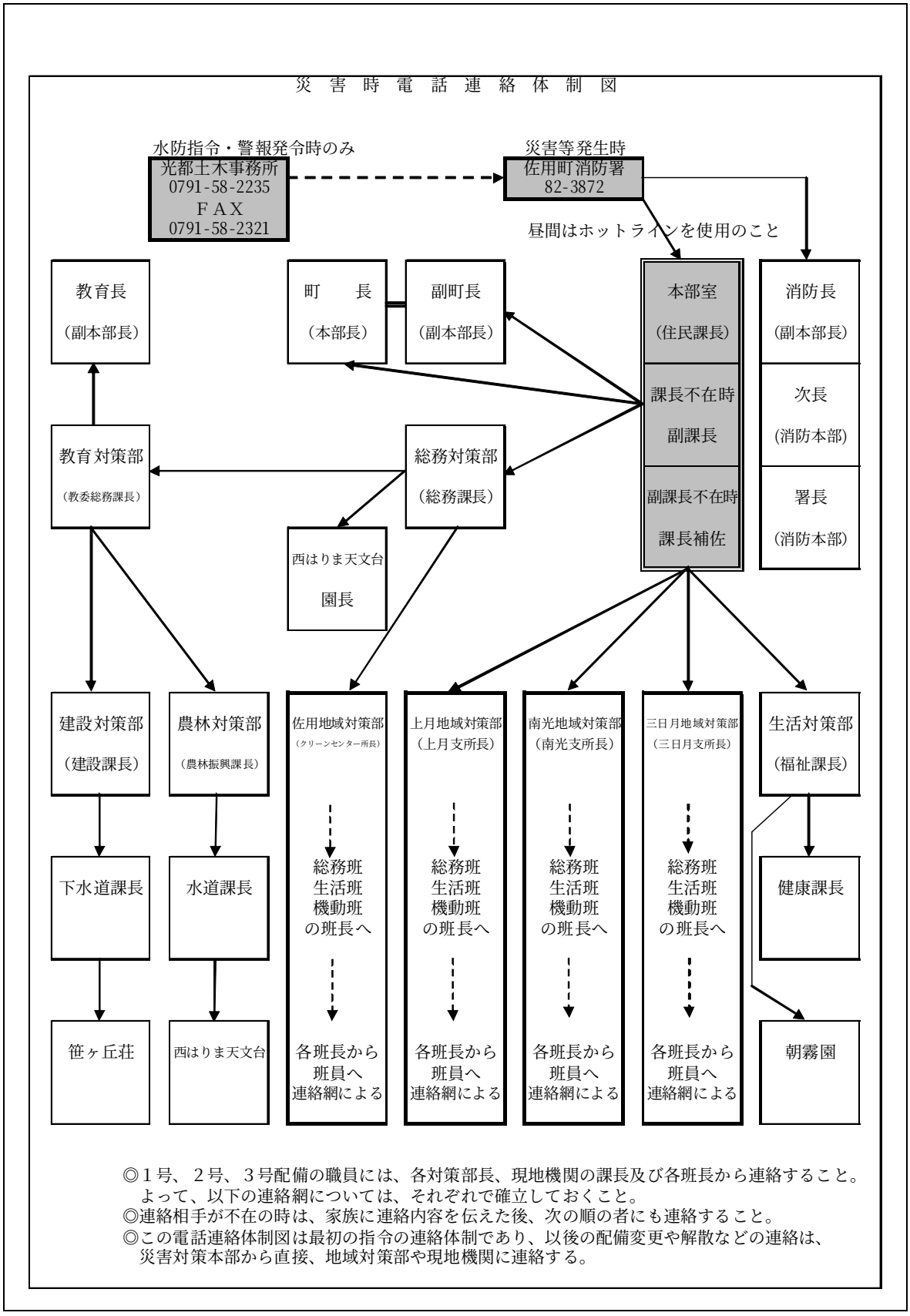

◎１号、２号、３号配備の職員には、各対策部長、現地機関の課長及び各班長から連絡すること。
　よって、以下の連絡網については、それぞれで確立しておくこと。
◎連絡相手が不在の時は、家族に連絡内容を伝えた後、次の順の者にも連絡すること。
◎この電話連絡体制図は最初の指令の連絡体制であり、以後の配備変更や解散などの連絡は、
　災害対策本部から直接、地域対策部や現地機関に連絡する。

（表５）職員の参集状況及び被災状況

■19時・21時・0時の職員の参集状況、被災状況

場所	参集部署	参集人員 19時	参集人員 21時	参集人員 0時	3号配備人員	被災人数
本庁舎	災害対策本部	7	21	21	39	18
	佐用地域対策部	2	31	34	72	33
第２庁舎	災害対策本部	4	15	18	38	9
上月支所（1階）	上月地域対策部	6	21	24	49	28
上月支所（3階）	水道・下水道	8	14	14	20	10
南光支所	南光地域対策部	1	34	50	54	3
三日月支所	三日月地域対策部	1	21	30	47	6
合計		29	157	191	319	107

21時参集割合
本庁舎 46.8%
上月支所 50.7%
全体 49.2%

被災割合
本庁舎 45.9%
上月支所 55.1%
全体 33.5%

場所	参集部署	参集人員 19時	参集人員 21時	参集人員 0時	3号配備人員	被災人数
現地機関（天文台公園等）	災害対策本部	3	5	6	24	3
消防本部	災害対策本部	12	24	26	37	6
各地域	各地域消防団	6	32	32	5	2
合計		21	61	64	66	11

	参集人員 19時	参集人員 21時	参集人員 0時	3号配備人員	被災人数
総計	50	218	255	385	118

21時参集割合
全体56.6%

被災割合
全体30.6%

※職員の参集人員２１８名及び被災人員１１８名は、災害対策本部等と現地機関等を合わせた人員
※規定された場所への参集状況ではなく、各時刻において実際に参集した場所で人数をカウント
※消防本部参集対象職員の場合、21時時点では消防本部から本庁・各支所へ派遣4名、浸水・土砂崩れ等により各支所への参集4名はそれぞれの部署でカウント

（表６）組織構成

■災害対策本部・地域対策部

本部員会議	本　部　長	町　　長	本　部　員	住民課長 総務課長 福祉課長 農林振興課長 建設課長 教委総務課長 消防本部次長 支所長
	副本部長	副　町　長 消　防　長 教　育　長		

災害対策本部

本部室
部　長：住民課長
副部長：住民課副課長

総務対策部
部　長：総務課長
副部長：まちづくり課長

生活対策部
部　長：福祉課長
副部長：健康課長

農林対策部
部　長：農林振興課長
副部長：商工観光課長

建設対策部
部　長：建設課長
副部長：下水道課長

教育対策部
部　長：教委総務課長
副部長：生涯学習課長

消防本部
部　長：次　長
副部長：署　長

佐用町消防団本部
部　長：団　長
副部長：支団長４名

佐用地域対策部
地域対策部長：ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ所長
副部長：財政課長
総務班、生活班、機動班

上月地域対策部
地域対策部長：支所長
副部長：地域振興課副課長
総務班、生活班、機動班

南光地域対策部
地域対策部長：支所長
副部長：総合窓口課副課長
総務班、生活班、機動班

三日月地域対策部
地域対策部長：支所長
副部長：地域振興課副課長
総務班、生活班、機動班

佐 用 町 消 防 団
佐用支団・上月支団・南光支団・三日月支団

集落自主防災組織

（表７）人員配置

■平成21年度　佐用町災害対策人員配備表

	構　成　員	人数	準備体制	警戒体制	災害対策体制		
			待　機	１号配備	２号配備	３号配備	
						３号の1	３号の2
			関係課等	関係課２割	全部署４割	全部署８割	全職員
災害対策本部	町　長	1	1	1	1	1	1
	副町長	1	1	1	1	1	1
	教育長	1	1	1	1	1	1
	消防長	1	1	1	1	1	1
	本部室	11	2	3	6	10	11
	総務対策部	14	1	2	7	10	14
	生活対策部	9	1	3	4	6	9
	農林対策部	14	1	3	6	10	14
	建設対策部	11	1	3	5	10	11
	教育対策部	13	1	3	5	10	13
	計	76	11	21	37	60	76
現地機関	健康課	2	1	2	2	2	2
	水道課	10	1	2	4	9	10
	下水道課	10	1	2	5	9	10
	天文台公園	11	1	2	4	9	11
	朝霧園	9	1	2	2	6	9
	笹ヶ丘荘	2	1	1	1	2	2
	計	44	6	11	18	37	44
消防本部・団	消防署員	37	9	14	25	37	37
	消防団本部	6	0	1	6	6	6
	計	43	9	15	31	43	43
佐　用 地域対策部 （本庁１階 税務課側）	総務班	14	1	2	6	13	14
	生活班	29	1	2	10	23	29
	機動班	28	1	3	7	18	28
	消防署員	1	0	0	1	1	1
	計	72	3	7	24	55	72
上　月 地域対策部 （上月支所）	総務班	6	1	2	4	6	6
	生活班	26	1	2	6	17	26
	機動班	16	1	2	5	11	16
	消防署員	1	0	0	1	1	1
	計	49	3	6	16	35	49
南　光 地域対策部 （南光支所）	総務班	9	1	2	3	8	9
	生活班	22	1	2	7	20	22
	機動班	22	1	2	4	16	22
	消防署員	1	0	0	1	1	1
	計	54	3	6	15	45	54
三日月 地域対策部 （三日月支所）	総務班	9	1	2	5	6	9
	生活班	20	1	2	6	16	20
	機動班	17	1	2	4	15	17
	消防署員	1	0	0	1	1	1
	計	47	3	6	16	38	47
総　人　員		385	38	72	157	313	385

※準備体制（職場待機又は自宅待機）については、各部長が１号配備者の中から指名し、待機場所を指示することとする。

※２号、３号配備の指示がでた場合、対象者全員を招集するかどうかは、地域の状況により対策部長が判断することがある。

（表８）台風第９号災害における佐用町の初動時の主な対応

河川水位						主な事象		町の主な動き等	
時間	佐用川		千種川		志文川				
	佐用	円光寺	久崎	上三河	三日月	時間	内容	時間	内容
14:20	2.24	2.16	2.45	0.98	0.55	14:15	播磨南西部・北西部に大雨洪水警報発表（播磨北西）	15:00	消防長が消防署に参集
15:00	2.29	2.28	2.56	1.05	0.60			15:30	町長が昆虫館の行事から帰庁
15:30	2.47	2.47	2.75	1.14	0.67			15:30	住民課長及び副課長参集
						14:26	光都土木事務所に水防指令第１号発令	16:46	消防署から本庁に消防長移動
15:50	2.58	2.62	2.88	1.17	0.71			16:56	上月排水ポンプが自動可動
16:30	2.72	3.05	以後	1.26	0.74	16:36	西播磨県民局長の発する水防警報（佐用川第２号(準備)・佐用川佐用地点の水位2.63m）		
16:40	2.72	3.17	欠測	1.29	0.74			17:40	町長帰宅。円応寺集落の行事に出席 副町長参集
17:00	2.76	3.37	***	1.39	0.74				
17:30	2.81	3.52	***	1.58	0.74			18:16	消防長が消防署に移動
18:00	2.78	3.55	***	1.76	0.74	16:47	光都土木事務所に水防指令第２号発令	18:30	副町長が延吉集落へ
18:30	2.74	3.54	***	1.91	0.74			19:00	町長が円応寺集落より帰庁
19:00	2.70	3.51	***	1.87	0.74	19:11	ＪＲ運転休止（三日月駅～佐用駅）		災害対策本部設置
19:10	2.73	3.51	***	1.84	0.99				
19:20	2.80	3.53	***	1.87	1.04	19:14	光都土木事務所に水防指令第３号発令	19:20	消防本部：山田～幕山～大酒各地増水あるも異常なし
19:30	2.85	3.57	***	1.86	1.02				
19:40	2.92	3.65	***	1.87	1.06	19:45	千種川流域水位計データ・佐用川円光寺水位3.7m超過サイレン吹鳴	19:30	副町長が延吉集落から帰庁 上月地域対策部：久崎小避難所開設 南光地域対策部：２号配備連絡
19:50	3.04	3.85	***	1.85	1.06	19:51	山崎ＩＣ～佐用ＩＣ[上・下線]通行止め	19:32	消防本部：石井～三河～米田各地増水あるも異常なし
								19:41	消防本部：消防長が本部に移動[異常なしの報告]
						19:55	山崎ＩＣ～美作ＩＣ[上・下線]通行止め	19:45	本部：久崎・円光寺観測地点での避難判断水位（相当）到達によるサイレン吹鳴があり、１時間後には氾濫危険水位（相当）に達する見込みであり避難情報に注意するよう放送[上月地域久崎地区]
						19:58	佐用川氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報・佐用川佐用地点の水位が3.0m到達） 智頭急運転休止（久崎駅～大原駅）	19:50	本部：職員３号配備指示
								19:57	本部：消防団出動要請を放送[佐用地域]
								19:59	本部：佐用排水ポンプの操作
20:00	3.17	4.12	***	1.86	1.08			20:00	南光地域対策部：３号配備連絡、教育長参集 三日月地域対策部：３号配備連絡 上月地域対策部：久崎排水ポンプ場へ職員参集[２名]
20:10	3.40	***	***	1.89	1.10			20:10	本部：上月小避難所開設
20:20	3.59	5.00	***	1.93	1,11	20:12	土砂災害警戒情報	20:29	本部：土砂災害警戒情報を放送[全町]
20:30	3.77	5.53	***	1.98	1.14	20:13	西播磨県民局長の発する水防警報（佐用川第３号出動・佐用川佐用地点の水位3.40m）	20:30	本部：徳久小避難所開設 佐用地域対策部：佐用小・江川小避難所開設
20:40	3.98	5.99	***	2.07	1.15				
20:50	4.22	6.38	***	2.10	1.17			20:39	佐用地域対策部：体育センター避難所開設
								20:56	本部：佐用地域川原町に避難を促す放送[佐用地域]
21:00	4.58	6.64	***	2.25	1.20	21:04	西播磨県民局長の発する水防警報（千種川（上三河）第３号出動・千種川上三河の水位2.25m）	20:59	本部：佐用地域川原町に避難を促す放送[佐用地域]
								21:00	南光地域対策部：南光文化センター避難所開設 三日月地域対策部：三日月小避難所開設
21:10	4.73	6.86	***	2.29	1.25			21:10	本部：佐用地域新町に避難勧告発令の放送[佐用地域]
21:20	4.95	7.15	***	2.40	1.28			21:20	本部：避難勧告発令の放送[全町] 上月中避難所開設
21:30	4.96	7.40	***	2.55	1.38			21:30	役場玄関入口扉破損、急激に浸水、１階停電 本部：三日月中避難所開設
21:40	5.01	7.70	***	2.75	1.41	21:38	千種川氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報・千種川上三河地点の水位が2.5m到達）	21:34	消防本部：増水により出動不可となり本部に連絡
								21:40	上月支所１階浸水、２階に移動
21:50	5.08	8.00	***	3.03	1.44			21:42	本部：県に自衛隊の災害派遣を要請
22:00	5.01	8.26	***	3.34	1.48			21:51	本部：屋内の安全な場所に避難するよう放送[全町]
22:10	4.91	8.33	***	3.67	1.53			22:00	南光地域対策部：中安小避難所開設
22:20	4.93	8.40	***	3.90	1.61	22:29	西播磨県民局長の発する水防警報（志文川第３号出動・志文川三日月地点の水位1.61m）	22:14	町長：自衛隊に派遣要請したことや屋内の安全な場所に避難するよう放送[全町]
22:30	4.85	8.40	***	4.26	1.71			22:18	本部：屋内の安全な場所に避難するよう放送[全町]
22:40	4.88	8.40	***	4.43	1.77			22:20	消防本部：姫路市消防局に消防応援隊要請
22:50	4.88	8.40	***	4.65	1.88	22:57	志文川氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報・志文川三日月地点の水位が1.8m到達）	22:24	町長：自衛隊に派遣要請したことや屋内の安全な場所に避難するよう放送[全町]
23:00	4.90	8.40	***	***	1.92			23:00	本部：上津中避難所開設
23:30	4.74	8.06	***	***	2.00				
0:00	4.57	7.66	***	***	2.00			23:43	本部：土砂災害厳重注意情報を放送[全町]
0:40	4.16	6.98	***	***	2.30				
1:00	3.99	***	***	***	2.20			1:19	本部：兵庫県企業庁に応援給水待機要請

※はん濫警戒情報等の各基準水位は、佐用、上三河、三日月に設定されている。

（図１）旧町所属職員の配置

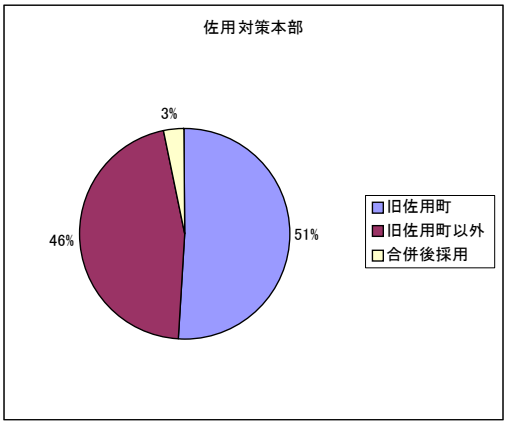

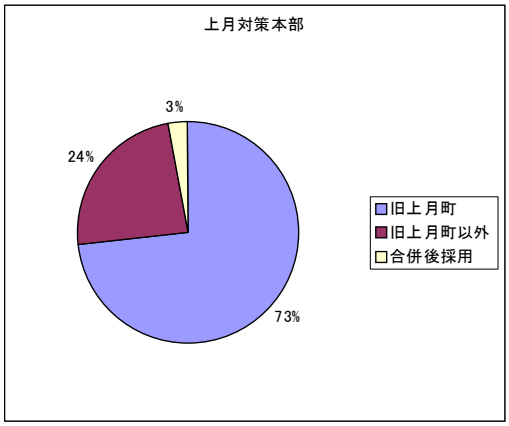

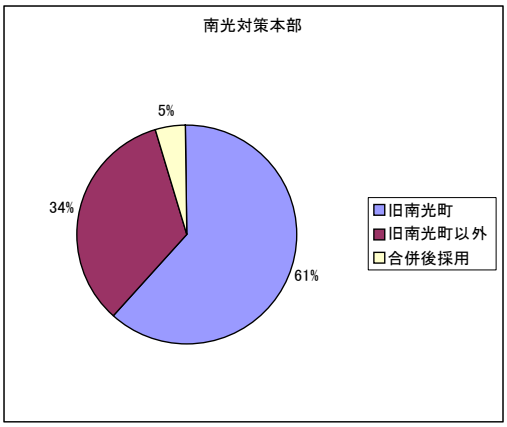

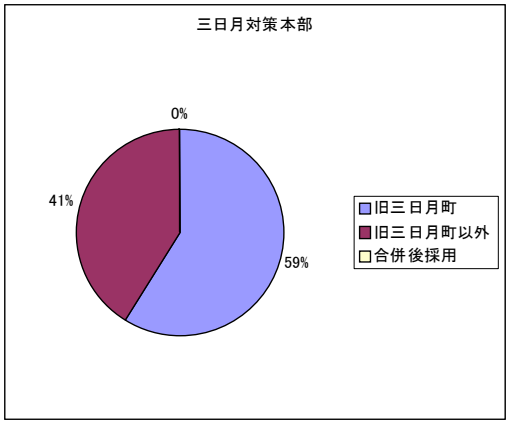

＜参考＞ 災害対策本部

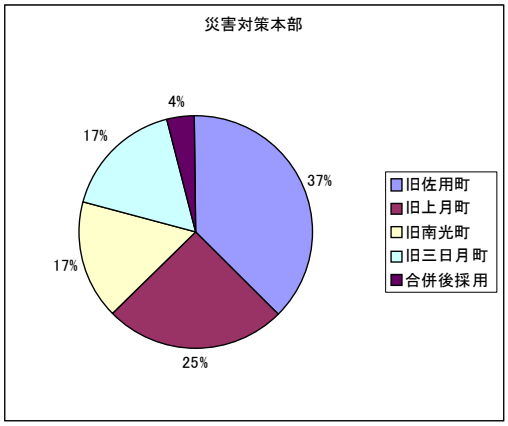

（図２）災害当日２１時時点の参集状況

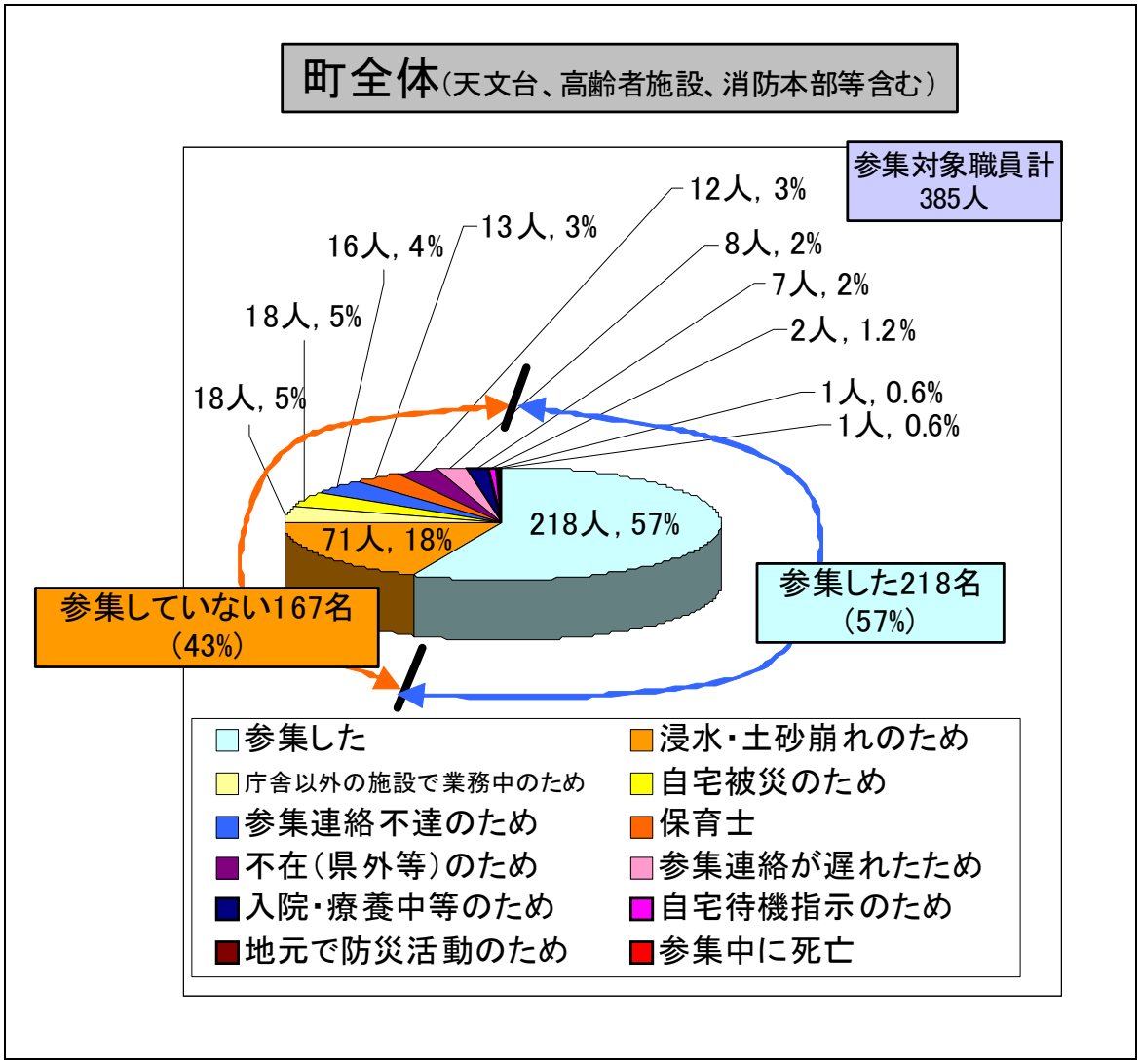

（図３）ハザードマップ（防災マップ）と浸水実績（佐用地区）

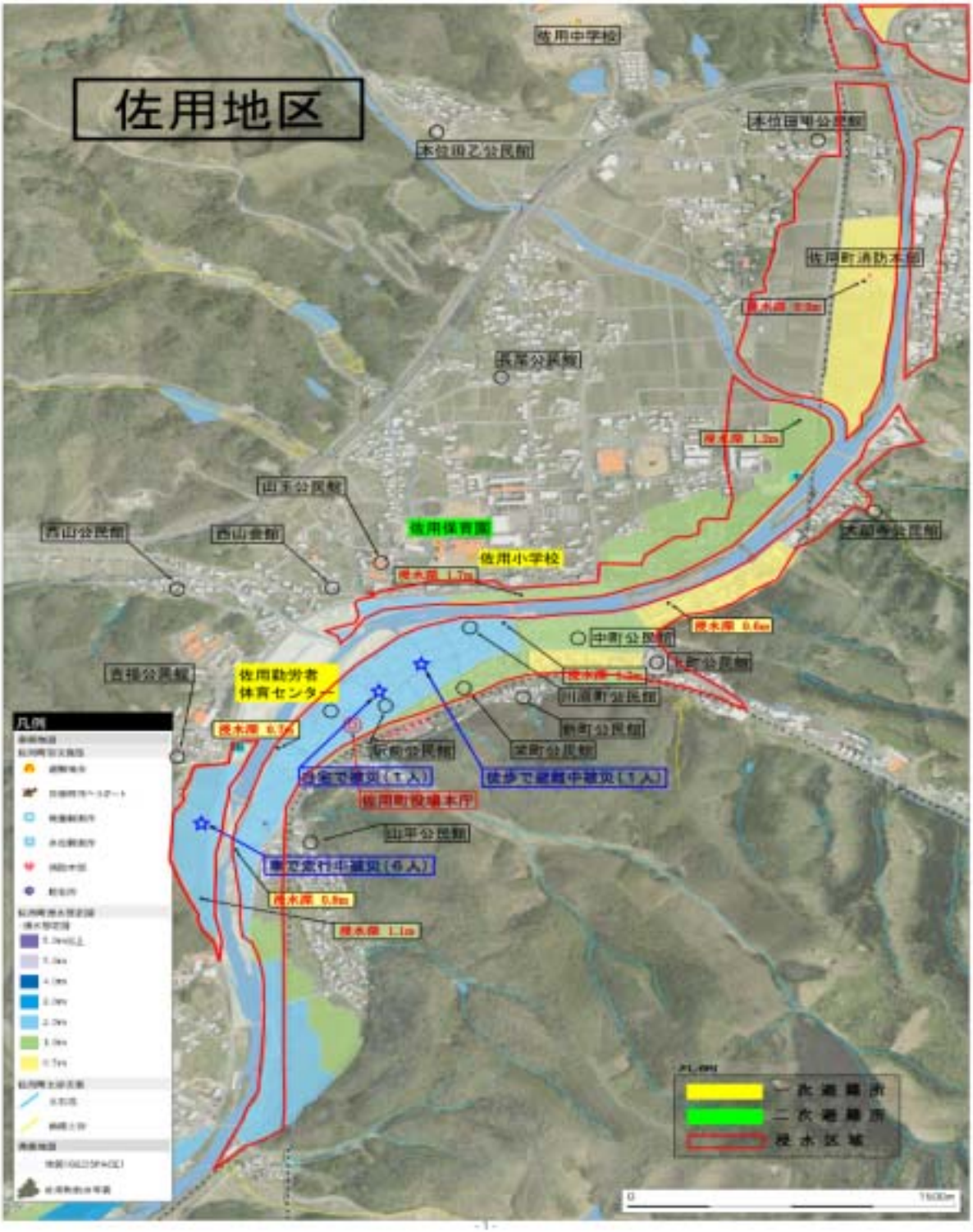

（図４）ハザードマップ（防災マップ）と浸水実績（上月地区）

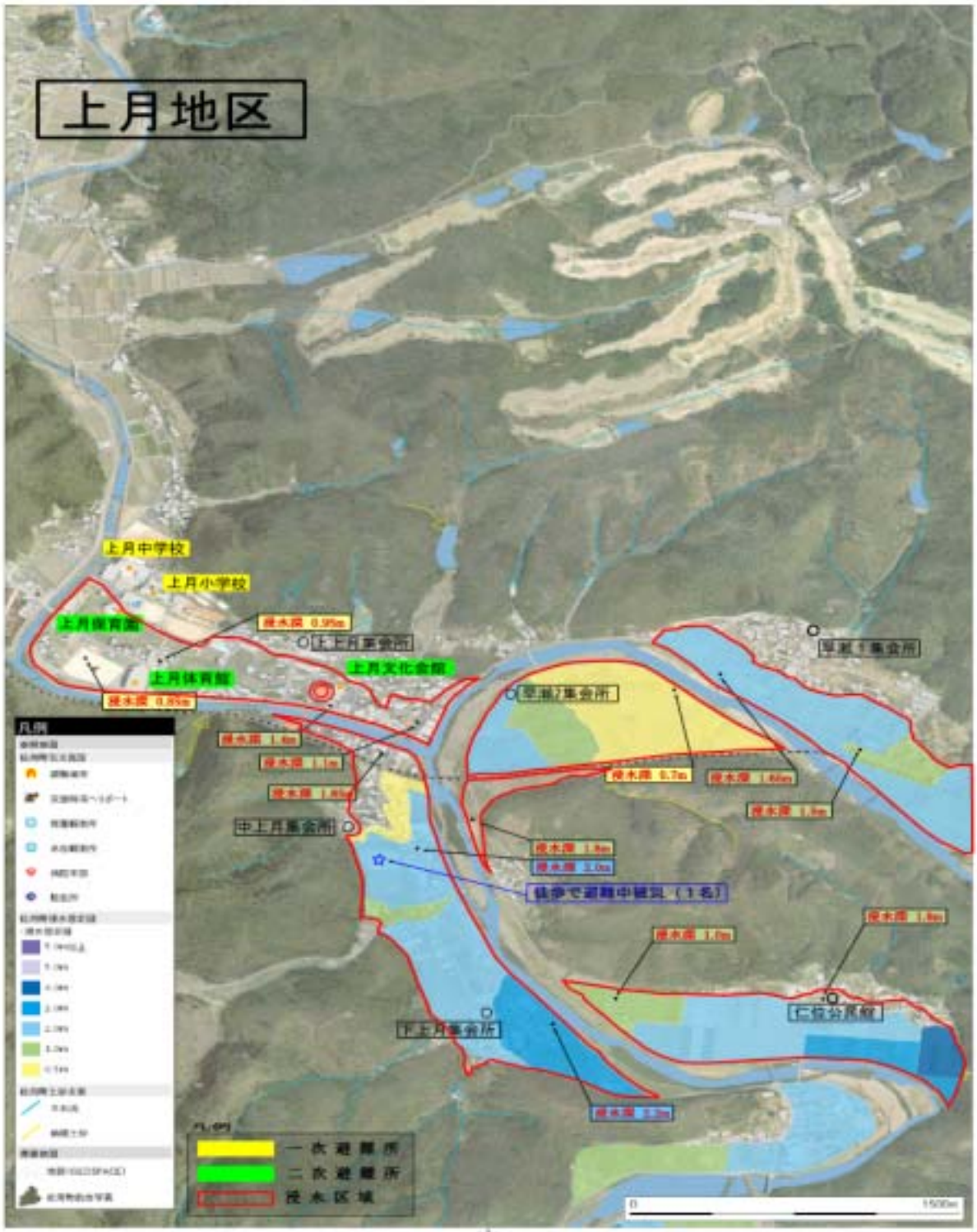

（図５－①）本庁舎１階の機器配置図

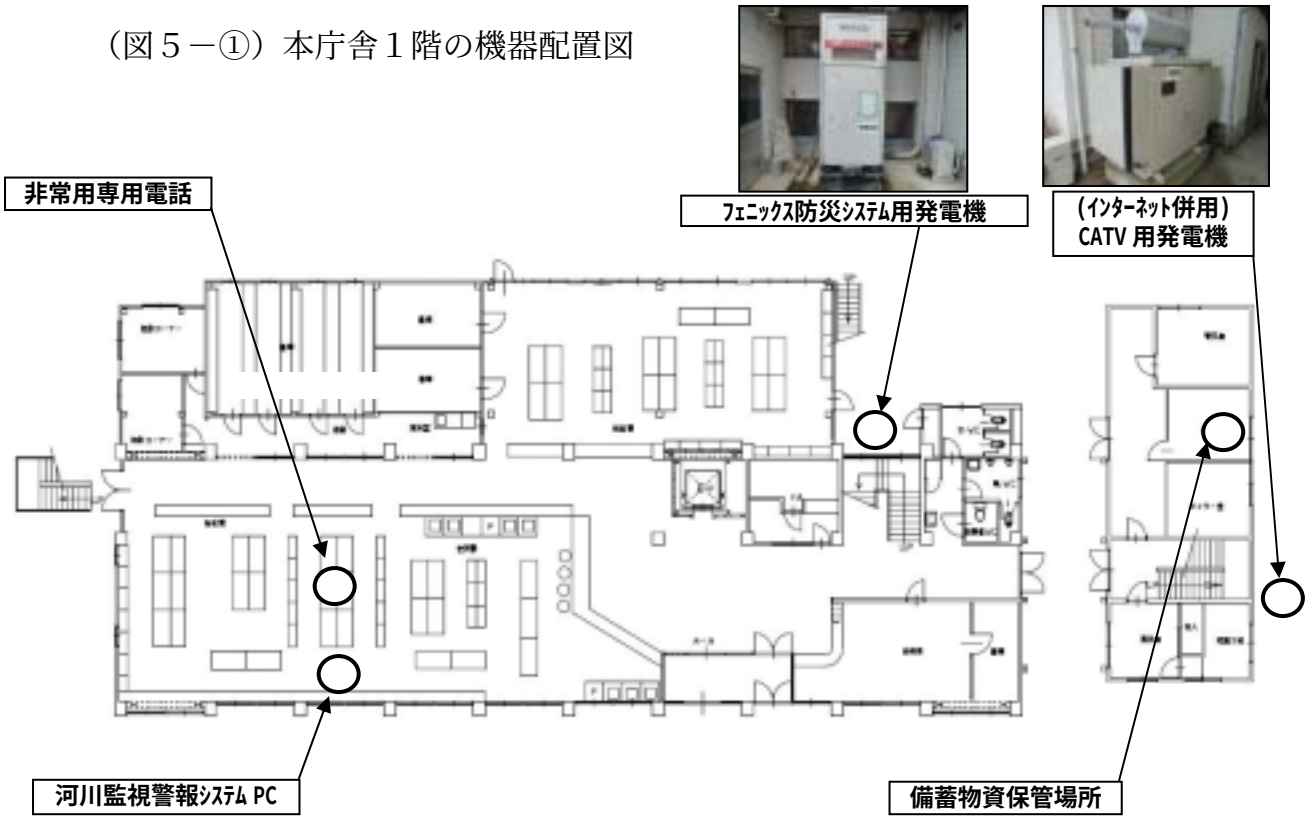

（図５－②）本庁舎２階の機器配置図

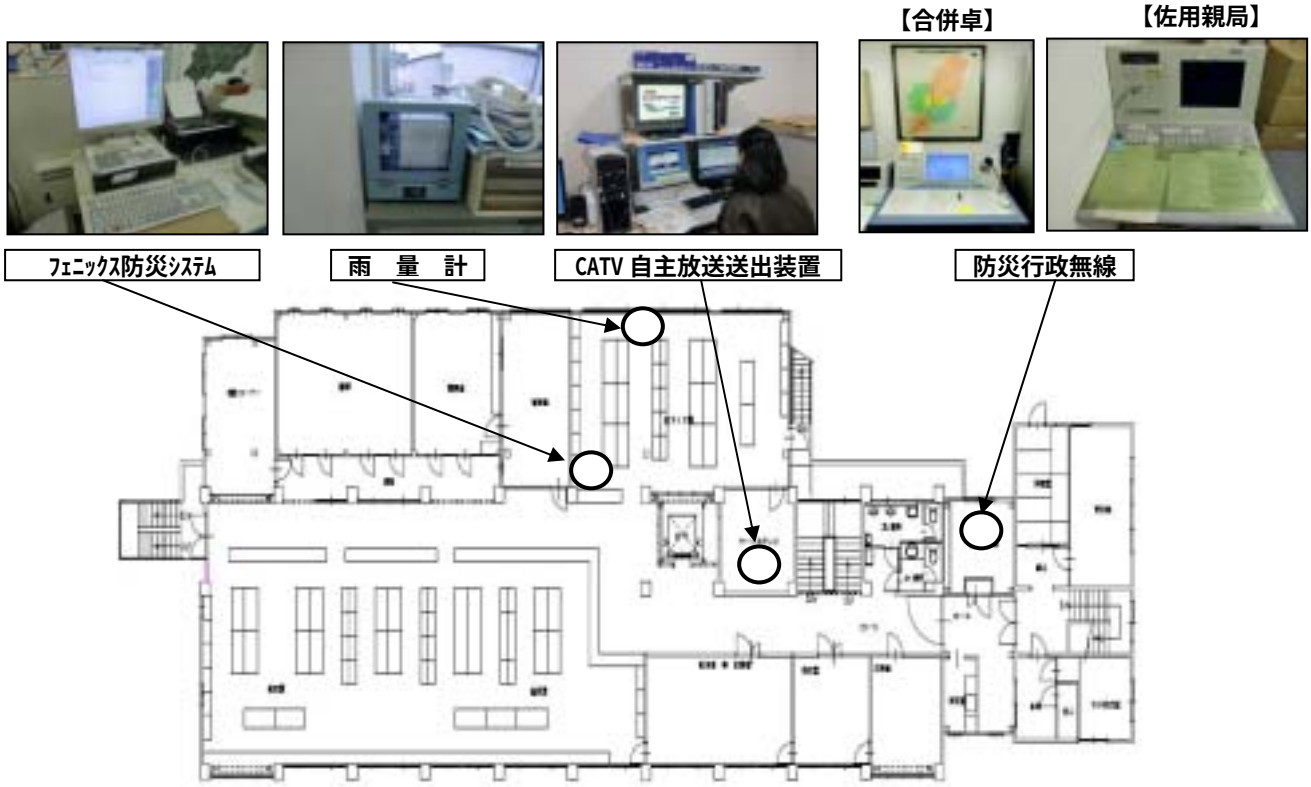

（図５－③）本庁舎屋上の機器配置図

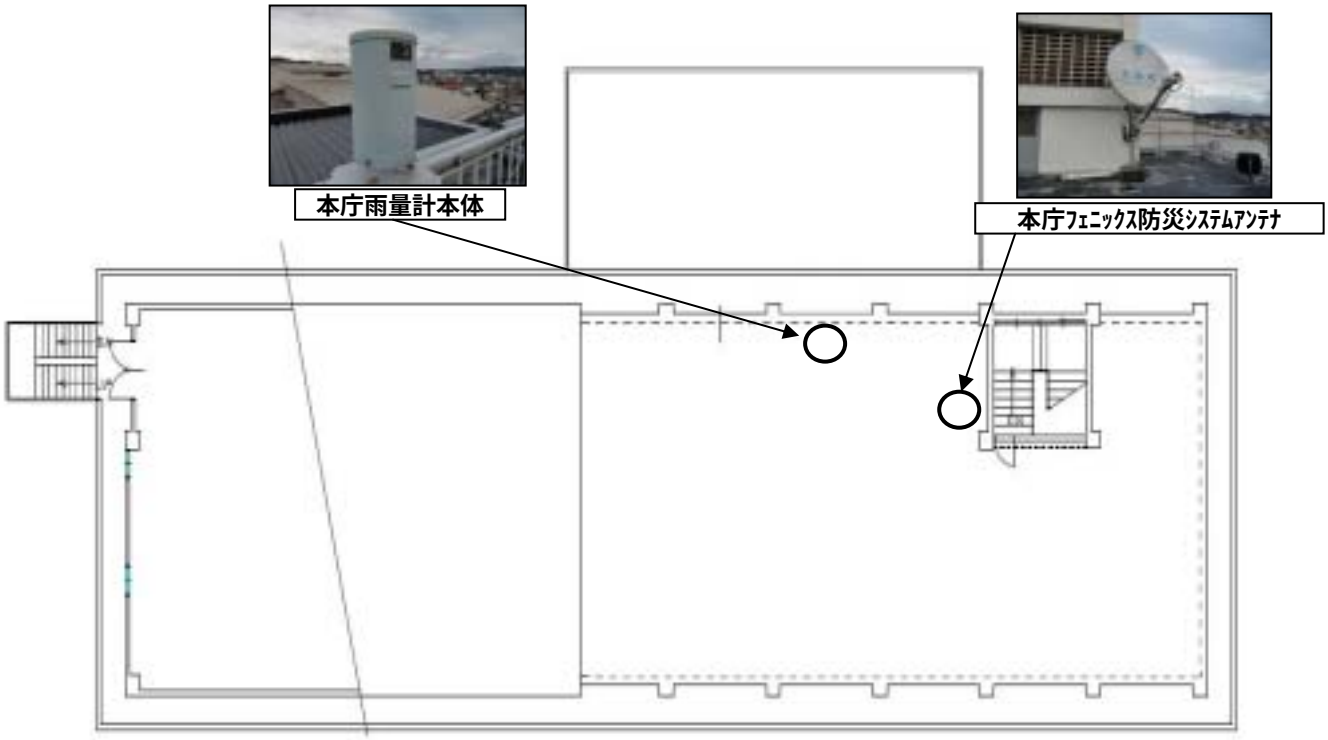

（図６－①）上月支所１階の機器配置図

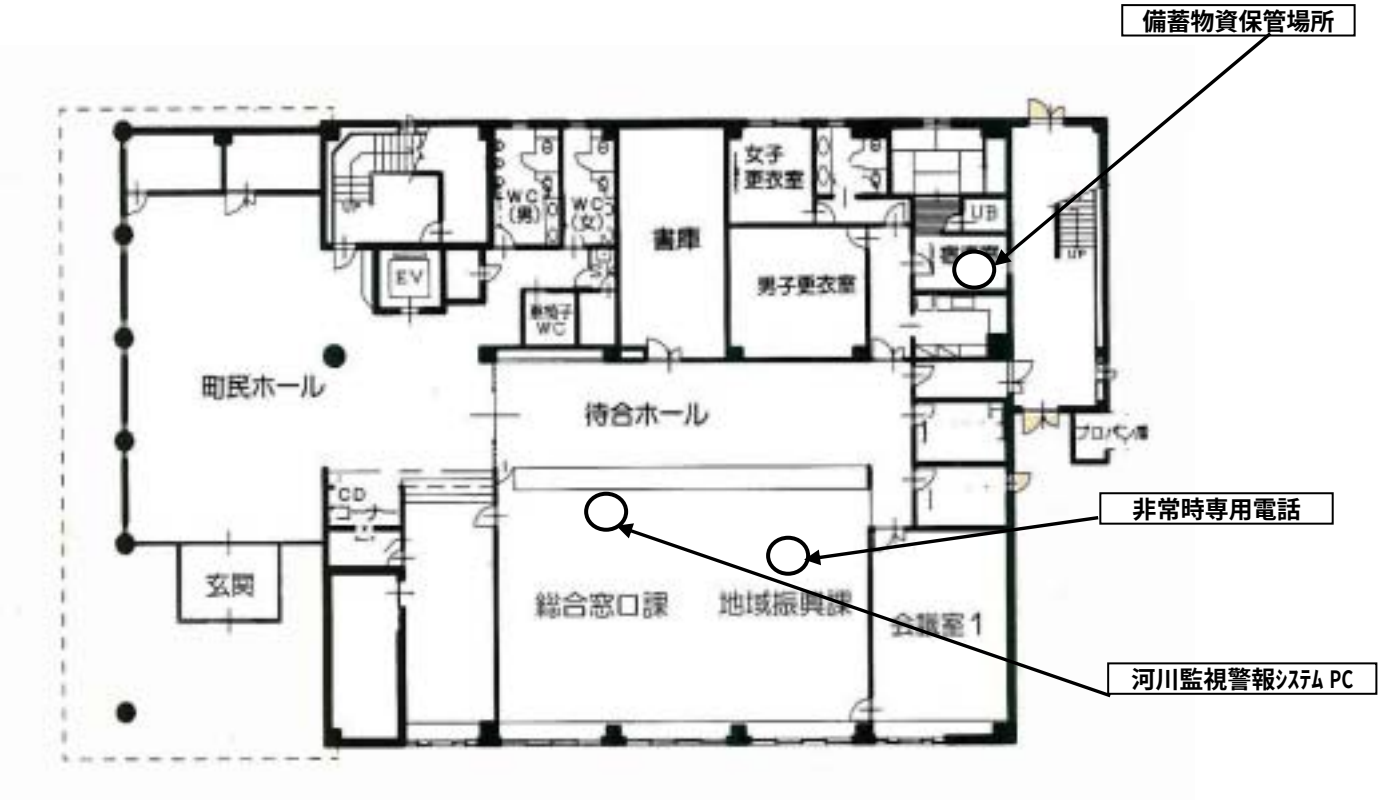

（図６－②）上月支所２階の機器配置図

（図６－③）上月支所３階の機器配置図

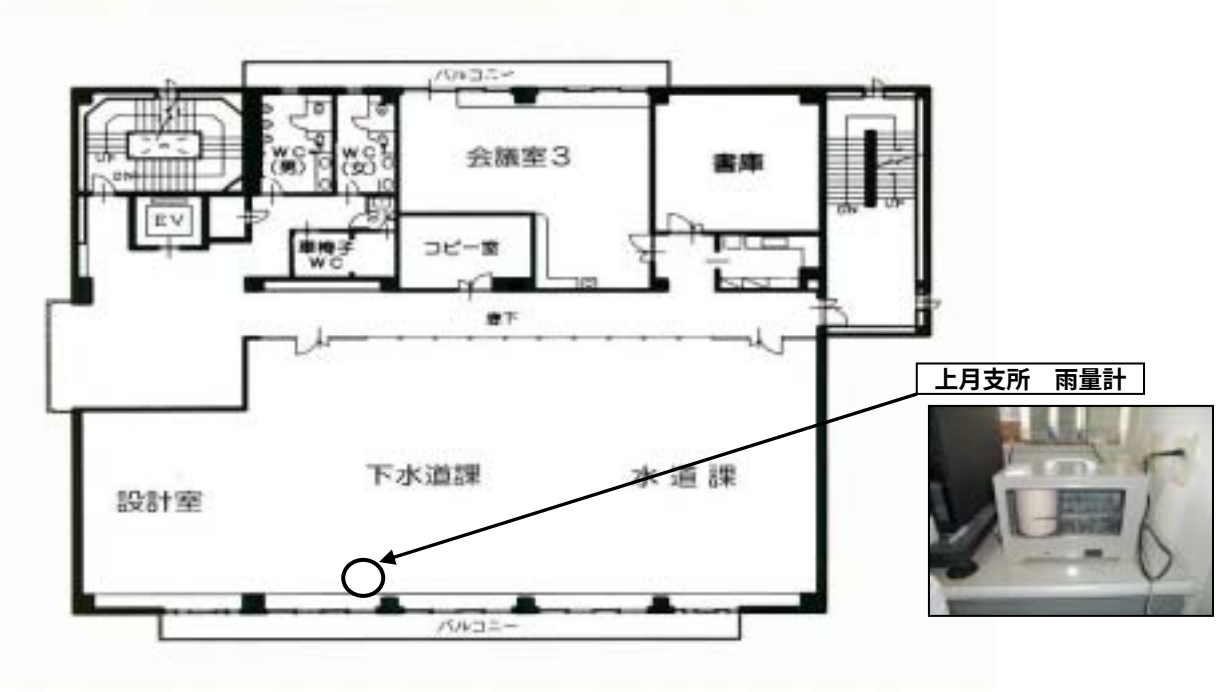

（図６－④）上月支所屋上の機器配置図

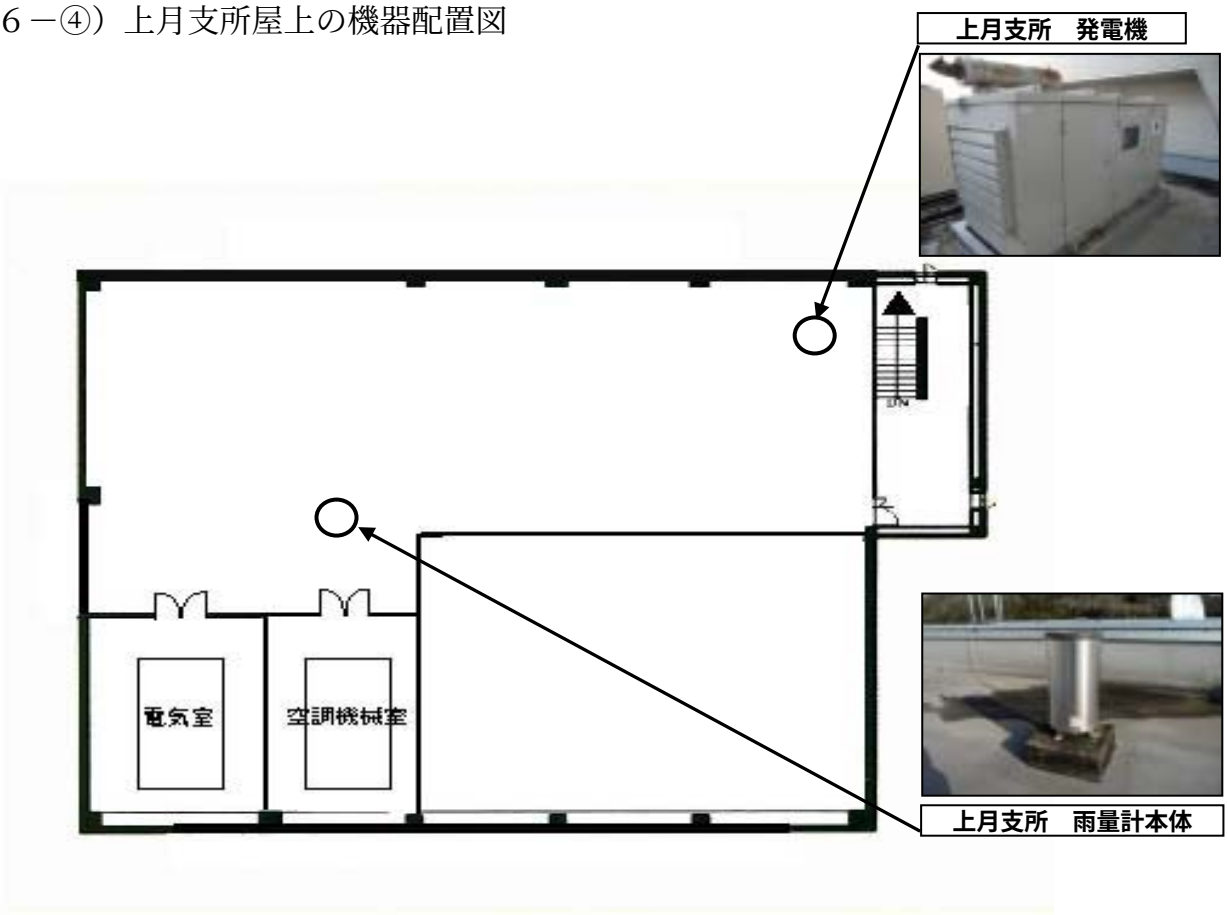

第２章　地域防災体制・活動

１　消防団の体制・活動

（１）地域における消防団の活動状況

検証項目１　消防団の出動

検証の視点　消防団の出動状況

町には５５分団があり、定数は１，２４５名、団員数は１，１２４名である（表１～表３）。

災害当日、消防団は全分団出動し、団員の出動率は６４．９％であった。

８月９日の各支団の出動団員数は、佐用支団２１８名、上月支団１３２名、南光支団２２２名、三日月支団１５７名で合計７２９名であった。

三日月地域では、１５時３０分頃から出動し、土のうを設置したり、河川の巡回を行った。

上月地域では、１８時頃から出動し、国道沿いの堤防の巡回、土のうの設置を行った。

南光地域では１８時３０分頃から出動し、土のうを設置したほか、２０時頃には、一部分団が道路の通行止めによる誘導や警戒活動を行った。

佐用地域では、１９時頃から出動し、地域の巡回や土のうの設置などを行った。

【主たる要因】

消防団は地域と密接に連携し安全安心な地域づくりの一翼を担っている。

災害時にはいち早くかけつけ災害対応を行うが、若年層の減少や地域社会への帰属意識の希薄化により消防団入団者が減少してきており、必要とする消防団員の確保ができない地域が増えている。

検証項目２　消防団の活動

検証の視点　消防団の活動状況

消防団では、８月９日午後３時３０分頃から地域の要請及び分団長の指示などにより、多くの分団が地域情報の把握、避難誘導及び住民の救助などの活動を行った。

消防団は、外出していた者や道路の冠水などにより出動できない者、団員自身の住居が被災した者があるなど、全団員が出動できない中、地域の被害軽減に努めたが、床上浸水となった地域では、浸水深が深くなった時点や流速が速くなった時点から活動することができなかった。

消防団の主な活動状況

①地域情報の把握

地域の要請及び分団長の指示などにより、本部からの出動要請よりも早く活動を行っていた分団もあった。延べ３４分団が、見回り等を行い河川や地域の危険箇所等の状況把握を行った。

②水防活動

延べ４４分団が、土のう積み、シート張りなどを行った。

③住民の避難誘導

延べ７分団が住民の安否確認、延べ２１分団がポンプ付積載車による警戒放送やサイレン吹鳴により住民の避難誘導を行い、地域住民の被害軽減に貢献した。また、自治会役員や町職員と連携し、通行止めや交通整理を行い町外者、特に自動車移動者の避難誘導を行った。（町外避難者２７５名）

④住民の救助

延べ６分団が浸水により車に閉じ込められた住民などの救助を行い、地域住民の被害軽減に貢献した。

⑤出動団員数

８月９日の実出動団員数は、７２９名であった。

【主たる要因】

災害時にいち早くかけつけ災害対応を行ったが、広範囲にわたる浸水と堤防の決壊などにより、消防団員自らが避難を迫られる状況となり活動範囲や活動内容が限られた。

各消防団は、複数の地域を活動範囲として受け持っている場合が多く、今回のように被害が広範囲に及ぶ災害においては、活動を必要とするすべての地域に対応することができなかった。

また、消防団には、洪水時に備えた資機材としては土のう袋やシートなどしかなく、住民の救助活動や避難誘導を行うための救命胴衣やロープなどの資機材がなかった。

消防団の体制・活動の改善への提言

提言 20　消防団員の確保対策が必要である。

消防団は、地域防災を支える要として、必要不可欠な組織である。

町は、災害時に水防活動、住民の避難誘導及び救助を行う消防団員を確保する必要がある。高齢化、若年層の減少・町外への流出、地域社会への帰属意識の希薄化などで、消防団員が確保できない場合もあるため、事業所との協調関係を築き、消防団活動への理解と協力を得て、勤務地を活動地域とする企業消防団員や女性消防団員の確保などに努めることが必要である。

提言 21　洪水時の救助活動を行うための資機材が必要である。

消防団が備えている資機材は、消防ポンプやホースなど主に火災時の活動を考慮したものとなっている。洪水時の住民の救助活動や避難誘導のため、救命胴衣やロープなどの資機材を備えることが必要である。

２　自主防災組織の体制・活動

（１）自主防災組織の活動状況

検証項目１　**自主防災組織の体制・活動**

検証の視点　**自主防災組織の体制・活動の状況**

佐用町では集落自治会が自主防災組織として活動している。

自主防災組織の体制は、各集落により異なっており、一般的な例としては、会長と副会長の下に、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班、衛生清掃班、安全点検班、防犯・巡回班、女性防火委員があり、それぞれの班に平時と災害時の役割がある。例えば、救出・救護班は、平時には、資機材確保や整備を行い、災害時には、救出・救護活動を行う（表４）。

８月９日、各地域の自主防災組織は、自治会役員を中心に早い地区では午後３時頃から集まり、テレビなどで得た気象情報や、各地域での降雨、河川、山の状況などから過去の災害の経験をもとに、今後の対応などの協議を行い、午後９時までに、５５集落で役員が参集し、集落で危険な箇所の見回りや土のう積み等を行っていた。

特に、住民の避難を促すため各戸を訪問するなど消防団と協力し避難誘導などの活動を行った。

自主防災組織の主な活動状況

①危険箇所の見回り

６７集落で役員等が道路、河川、ため池などの見回りを行った。

②地域住民の安否確認、避難誘導

４８集落で役員と消防団が連携して、電話、訪問及び防災行政無線等を活用して住民の安否確認、避難の呼びかけや避難誘導などを行った。

③町外者の避難誘導

１０集落で役員と消防団及び町職員が連携し、町外者、特に自動車移動者の避難誘導を行った。（町外避難者２７５名）

【主たる要因】

自主防災組織は集落自治会を基本的な単位として組織されている。

町では、以前から集落自治会を中心としたコミュニティの結びつきが強く、平時においても祭りや地区の清掃などのコミュニティ活動が活発に行われている。今回の災害においても、地域を守るため、防災活動が積極的に行われた。

（２）地域と町との情報連携

検証項目１　地域と町との情報連携

検証の視点　**地域と町との情報連携の状況**

各地域の自主防災組織は、テレビなどの気象情報や各地域の降雨の状況をみながら見回りなどを行い、過去の災害で危険であった地域内の河川や道路の状況などを把握し、電話、訪問及び防災行政無線による地区内放送などにより、住民に情報を伝達するなど積極的に活動したが、町との情報連携は十分ではなかった。

一方、町では、過去の水害で被害が大きかった地域の自治会には午後８時頃までは連絡を取り、地域の状況などの情報を得ることができていたが、午後８時以降は連絡をとっていない。

【主たる要因】

各自主防災組織は、地域内での見回りを優先して行い、裏山や河川の状況などを地域の住民に伝えるとともに、危険になっている各戸に対して避難を呼びかけることに注力しており、町に連絡している状況ではなかった。また、町災害対策本部では、被災住民などからの電話が輻輳し、つながりにくい状況であった。

一方、町では、午後８時以降は各地域からの電話に追われ、午後９時以降は初動時に災害対応の中心的活動を行う本庁舎が浸水し、１０日午前２時頃になるまで本庁舎周辺の浸水が解消されない状況の中、災害対策本部では被害状況の確認を行うほか、翌朝の食事の手配や給水準備などの被災者支援対策などに追われ、各自治会に連絡できなかった。

自主防災組織の体制・活動の改善への提言

提言22　地域防災力の向上のため自主防災組織の強化が必要である。

今回の災害で、避難誘導など地域の防災活動の中心的な役割を担ったのは自主防災組織と消防団であった。地域の防災を担うのは地域住民であり、コミュニティを強化するとともに、自分の命は自分で守る、地域の安全は地域で守るという「自助」「共助」を基本とした地域防災力の向上が必要である。

そのため町は、地域の特性を考慮し、自主防災組織構成員に対する研修など、地域の防災リーダーの育成に努めるほか、防災資機材の充実と地域の防災への取り組みを支援し、地域防災力の向上を推進する必要がある。

提言23　自分の命は自分で守る自助意識・地域の安全は地域で守る共助意識の啓発が必要である。

このたびの災害においては、自助、共助が重要であることが認識された。

自分や家族がまず第一に取り組み、地域が互いに助け合うことが必要である。このため、平時から家庭内での災害時の連絡方法や食料の備蓄、家具の固定など防災について話し合い、防災に関する知識や意識を向上することが不可欠である。

さらに、地域では、地域ぐるみの訓練や専門家を招いた講習会、身近なハザードマップの作成などを通じて、地域が一体となって防災に取り組む意識を醸成することが必要である。

提言24　地域と町が災害情報を共有するための仕組みづくりに取り組む必要がある。

町は、地域の防災活動を支援するため気象や河川の水位などのきめ細かな情報を速やかに地域に伝える必要がある。一方、地域においても町に的確な災害対応を促すため迅速に地域の状況を伝える必要がある。

このため、消防団や自主防災組織に町との連絡係を置き、町においてもその対応を行う職員を置くなど、災害時における地域と町の円滑な情報共有を図るための仕組みづくりに取り組むことが必要である。

また、地域との連携を強化し、効果的な活動を促進するため、災害対策本部会議に地域の防災リーダーである自治会連合会代表者など、地域代表の出席を求めることが望ましい。

（参考資料）

【佐用町消防団・自主防災組織の概要及び地域防災計画の規定】

１　消防団、自主防災組織の体制・活動

（１）消防団の設置

佐用町に消防団を設置する。

消防団の名称は、佐用町消防団とし、その管轄区域は、町内の全域とする。

消防団は、消防団本部の下に佐用支団、上月支団、南光支団及び三日月支団の４支団があり、総分団数５５分団、総団員数１,１２４名（定員１,２４５名）である（表２）。

（２）消防団の服務規律

消防団員は、消防団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところにしたがい、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

（３）消防団の活動

水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災の防御及び鎮圧に努めなければならない。

（４）消防団の教養及び訓練

消防団員は、品位の向上及び消防技術の練成に努め、定期的にこれらの訓練を行わなければならない。

（５）協力組織等の指導育成への協力

消防団は、常に管内の自衛、協力組織等に対し指導的責任を有し、かつ、この組織の強化、育成に協力するものとする。

（６）自主防災組織の体制

自主防災組織内の編成は、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等を置く。

■編成上の留意事項

・女性の参加と昼夜別々の組織編成の検討
・水防班、がけ崩れの巡視班等、地域の実情に応じた対応
・事業所の自衛消防組織や従業員の参加
・地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

佐用町の全集落数は、１４２集落あり、自主防災組織は、旧佐用町５７集落、旧上月町３８集落、旧南光町２０集落及び、旧三日月町２７集落の１４２集落（１００％）ある（表４）。

自主防災組織体制は、各集落により異なっている。一般的な例としては、会長と副会長の下に、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等があり、それぞれの班

に平時と災害時の役割がある。例えば、救出・救護班は、平時には、資機材確保や整備を行い、災害時には、救出・救護活動を行う（表３）。

（７）自主防災組織の活動

自主防災組織の参加者は、町と協議の上、自らの規約、防災計画を定め、活動を行う。

■防災計画の内容

・自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
・防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
・防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
・情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）
・出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
・救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
・避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）
・給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
・防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
・救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
・警察署、消防署等への連絡

自主防災組織の活動は、以下の活動について、校区単位（コミュニティ単位）で行うことを基本とする。

■平時の活動

消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努める。

・防災に関する知識の向上
・防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
・地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）
・地域における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認
・家庭における防火・防災等予防上の措置
・地域における情報収集・伝達体制の確認
・避難地・医療救護施設の確認
・防災資機材の整備、管理
・防災訓練の実施等
・個人備蓄の啓発
・地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

■災害発生時の活動

消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努める。

・出火防止と初期消火
・負傷者の救助
・地域住民の安否確認
・情報の収集・伝達（二次災害軽減のため）
・避難誘導、避難生活の指導
・給食・給水
・近隣地域への応援等

（８）育成強化対策

町は、町内全域における自主防災組織の結成を促進するともに、その活動の活性化を支援する。

・自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。

・啓発資料の作成 ・各種講演会、懇談会等の実施 ・情報の提供 ・各コミュニティへの個別指導・助言 ・コミュニティごとの訓練、研修会の実施 ・顕彰制度の活用 ・活動拠点施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）

・地域づくり協議会を単位とした自主防災組織又はネットワークの育成を図る。小規模な集落では単独の自主防災組織結成が難しいため、小学校区を単位とした地域ぐるみの防災コミュニティの結成を促進する。この場合、既存の自主防災会等は自主防災部として活動できるよう配慮する。

・安全・安心コミュニティ・ファイルづくりの推進、自主防災組織を中心とした諸団体の情報共有連携の強化と活動の活性化の支援に努める。

〈コミュニティ・ファイルづくりの内容〉

自主防災組織等の地域団体や住民が、安全・安心の確保の観点から、それぞれの地域を点検し、得られた情報を共有する。

さらに、諸団体や町等において、これらの情報をファイルとして管理することによって、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

（９）情報の収集伝達

・情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等に提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

・情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、防災行政無線、携帯電話、伝令等による。

2　表１～表４

（表１）消防団団員数と年齢の推移

	平成１６年	平成２１年	増　減
団 員 数	1,188 人	1,124 人	▲64 人（5.4%減）
平均年齢	34.0 歳	35.6 歳	＋1.6 歳

（表２）消防団の組織概要

佐用町消防団

組織　　平成２１年４月１日現在

分　団　数		55 分団
内　本部機動分団		8 分団
団員数	条例定数	1,245 人
	実人員	1,135 人
ポンプ車	ポンプ自動車	8 台
	ポンプ付積載車	56 台
	小型動力ポンプ	9 台
	その他	5 台
無線機	車載無線機	8 台
	携帯無線機	36 台
	受令機	17 台
階級別	団長	1 人
	副団長	18 人
	分団長	55 人
	副分団長	88 人
	部長	129 人
	班長	143 人
	団員	701 人
	合　計	1,135 人

【組織概要】

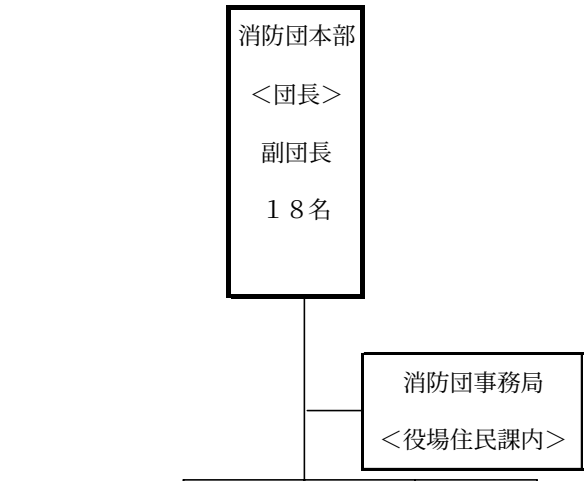

支団名	佐用支団	上月支団	南光支団	三日月支　団
分団数	１７分団	１０分団	２０分団	８分団
本部機動分団	2	1	3	2
地域分団	15	9	17	6
団員数	390	249	251	216
ポンプ自動車	2	1	3	2
ポンプ付積載車	16	13	17	10
集落数	57	38	20	27

※消防団員数の1,135人は、消防団事務局11名を含むため、実数は、1,124人である。

（表３）自主防災組織と消防団組織

自主防災組織　　平成２１年４月１日現在

旧町名	世帯数	人口			地域づくり協議会		自主防災組織数
		男	女	計	設置数	集落数	
旧佐用町	2,878	3,738	4,161	7,899	6	57	57
旧上月町	1,714	2,463	2,613	5,076	3	38	38
旧南光町	1,479	1,994	2,182	4,176	3	20	20
旧三日月町	1,148	1,501	1,638	3,139	1	27	27
合　計	7,219	9,696	10,594	20,290	13	142	142

消防団組織

旧町名	分団数	集落数	団員数	ポンプ車等
旧佐用町	本部機動　２分団 地域分団１５分団	57	395	ポンプ自動車　２台 ポンプ付積載車　１６台
旧上月町	本部機動　１分団 地域分団　９分団	38	253	ポンプ自動車　１台 ポンプ付積載車　１３台
旧南光町	本部機動　３分団 地域分団１７分団	20	256	ポンプ自動車　３台 ポンプ付積載車　１７台
旧三日月町	本部機動　２分団 地域分団　６分団	27	220	ポンプ自動車　２台 ポンプ付積載車　１０台
合計	本部機動　８分団 地域分団４７分団	142	1,124	ポンプ自動車　８台 ポンプ付積載車　５６台

（表４）自主防災組織の体制

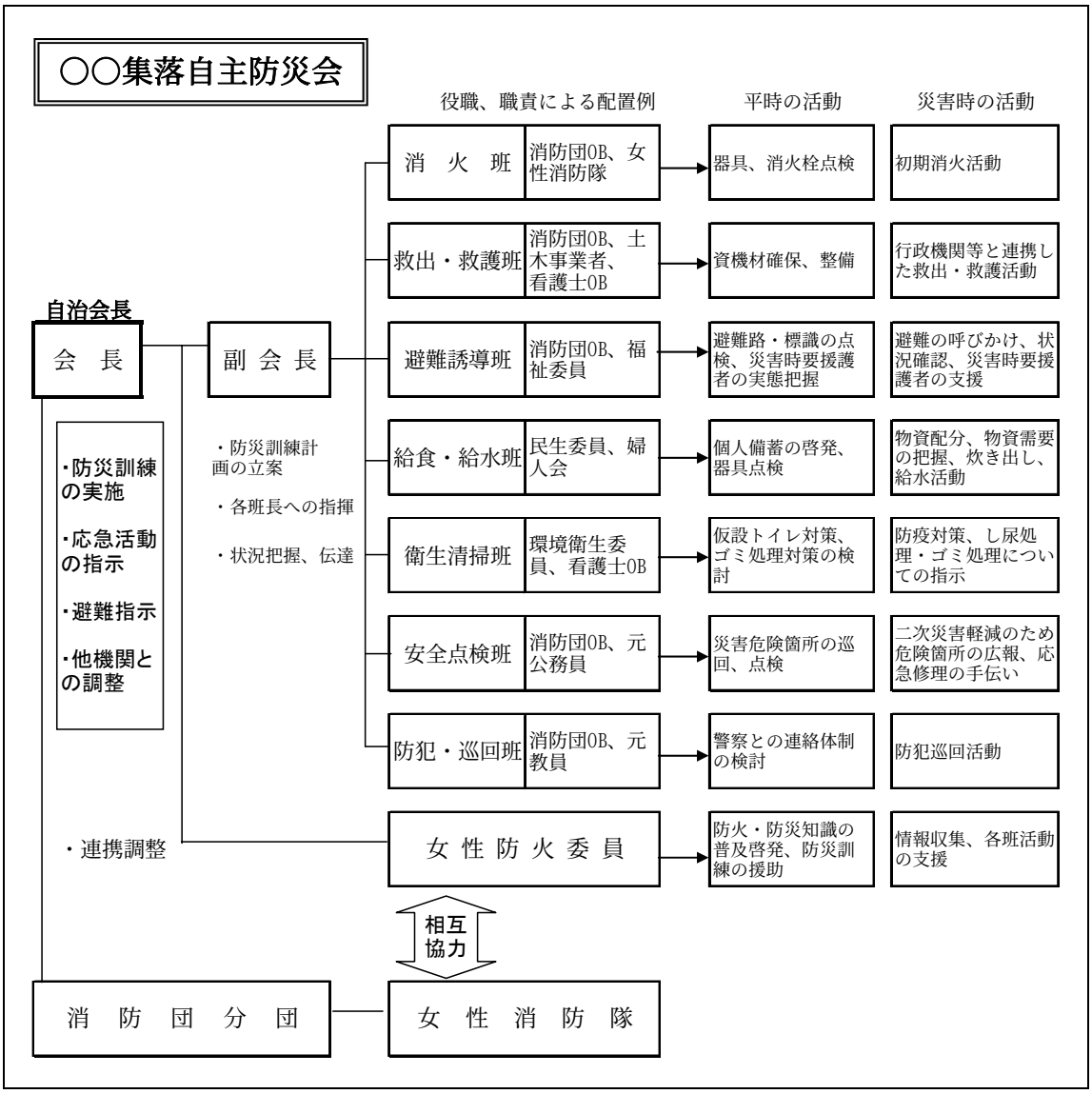

第３章　防災関係機関相互の情報共有

１　防災関係機関相互の情報共有

（１）防災関係機関相互の情報共有

検証項目１　**神戸海洋気象台との情報共有**

検証の視点　**神戸海洋気象台との情報共有の状況**

町地域防災計画では、町（本部室）は、神戸海洋気象台から防災気象情報提供システムにより連絡を受け、町長へ報告するとともに庁内関係者へ伝達することとなっている。

8月9日午後８時１０分宍粟市と佐用町に土砂災害警戒情報が発表され、町ではひょうご防災ネットのメール配信で同情報を受信した。

なお、本庁舎２階に設置されていたフェニックス防災システムでの通知は、同時刻には確認作業がされていない。

午後８時１５分、神戸海洋気象台から町本部に土砂災害警戒情報の発表について電話連絡があった。以降、同気象台から町への電話はつながらない状況となった。

神戸海洋気象台では、市町等との間での情報交換を行うため、市町等専用の回線（一般には非公開）を確保しており、災害時には専用回線を通じて町から同気象台に連絡できる体制を整えている。災害当日は、同気象台から土砂災害警戒情報発表の電話連絡があったが、町からは同気象台に連絡をとっていない。

【主たる要因】

町では、一般には非公開とした災害時専用回線を用意しておらず、殺到する住民などからの電話のため神戸海洋気象台から町への電話は、つながりにくい状況となっていた。

また、町では、従前から災害時に神戸海洋気象台に協議した経験がなく、このたびの災害でも町から同気象台に雨量予測などを問い合わせすることはしていない。

検証項目２　**県との情報共有**

検証の視点　**県との情報共有の状況**

町地域防災計画では、災害情報の伝達手段として、町は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力すること、あらかじめ県が指定する時間ごとに町域の災害情報をとりまとめフェニックス防災システムに

入力すること、災害情報の報告を行うに当たり、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用することとなっているほか、町（総務対策部）及び防災関係機関は、被害状況や応急対策実施状況等の情報を相互に交換し情報共有に努めることとなっている。

また、同計画による県から町への情報伝達先は消防本部となっており、災害対策本部には消防本部が伝えることとなっている。

当日、水防指令及び佐用川に係るはん濫警戒情報は県から消防本部に伝えられ、消防本部から町災害対策本部に伝えられたが、佐用川避難判断水位超過に関する情報が、消防本部から町災害対策本部に伝わっていない。

午後９時１５分本部長（町長）が直接、携帯電話で県に被災状況の報告を行い、それ以降、随時、町長が県と直接、携帯電話を活用して被災状況や支援を必要とする事項などについて情報交換を行った。

フェニックス防災システムによる被害状況の報告は午後１０時２０分に行われた。

【主たる要因】

県から町への水防警報や水位に関する情報伝達先は、町から県への届出により、２４時間体制で職員が待機している消防本部となっている。町災害対策本部が設置された後も県から町への情報伝達は消防本部に行われている。このため、町災害対策本部は、消防本部を介して県からの連絡を受けることになり、災害当日も重要な情報のなかに町災害対策本部に伝えられていないものがあった。

合併前はフェニックス防災システム端末がそれぞれの町に各１台設置されていたが、合併後は本庁舎に設置されている１台となっていたため、各地域対策部では、フェニックス防災システムからの情報収集はできなかった。

また、支所で取りまとめた地域の被災状況の情報をフェニックス防災システムで災害対策本部が共有することができなかった。

町では、平時に防災情報機器の操作研修などが行われず、フェニックス防災システムなどの操作に習熟した職員が少なかったことに加えて、初動時に、防災担当者に業務が集中したことなどにより、県へのフェニックス防災システムによる報告が遅れる結果となった。

防災関係機関相互の情報共有の改善への提言

提言 25　関係機関との情報共有のための体制整備が必要である。

神戸海洋気象台との情報連携、フェニックス防災システム等での情報収集・情報伝達及び県との情報連携のため災害時に関係機関との情報連携を行う専任の担当者を置くなどの体制整備が必要である。

また、平時からフェニックス防災システムをはじめとする防災情報機器の操作研修、神戸海洋気象台や県との電話での情報交換を行い、災害時に的確に情報共有できるよう努める必要がある。

提言 26　災害対策を行う職員及び県などの関係機関との連絡の徹底が必要である。

町は、日直からの連絡体制や本部と消防本部など防災関係機関内の連絡体制を明確にし、町長をはじめ、災害対策を行う職員などに気象や河川水位などの情報が迅速に伝達できる連絡体制が必要である。

また、町は、県に対して被害状況や本部の設置について確実に連絡する一方、県は、町災害対策本部の設置以降は、町への情報伝達は災害対策本部に行う必要がある。

再掲　フェニックス防災システム端末の支所への設置と機能の有効活用が必要である。

各支所でも気象情報や河川情報などを収集するため、各支所にフェニックス防災システム端末を設置する必要がある。

加えて、本部及び各支所間での情報共有を図るため、各支所で地域の被害状況などの入力を行い、本部や他の支所でも迅速に状況を把握できるよう、同システムの機能を有効に活用することが必要である。

また、フェニックス防災システム端末の増設など、合併市町におけるきめ細かな情報収集・伝達体制の構築について、県に対して協議、提案することが必要である。

（参考資料）

【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

１　気象情報等の収集伝達

（１）気象情報

神戸海洋気象台は、次の気象情報を発表する。

本町が属する予報区は、兵庫県南部（一次細分区域名）、播磨北西部（二次細分予報区）である。

■注意報・警報の種類

注意報	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・なだれ注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報
	洪水注意報、浸水注意報、地面現象注意報	
警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	洪水警報、浸水警報、地面現象警報	
記録的短時間大雨情報	１時間雨量で 100㎜ 以上の降水が観測された場合	

（２）水防活動用気象注意報・警報

神戸海洋気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。

発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

町（本部室）は、神戸海洋気象台から防災気象情報提供システムにより連絡を受け、町長へ報告するとともに、庁内関係者へ伝達する。

■水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

（３）水防警報

町は、水防警報の通知を受けたときは、消防団に待機又は出動の措置をとらせる。

（４）水位周知河川（水位情報周知河川）の情報

県は、次の河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達した時、その旨を町へ通知するとともに、報道機関へ伝達することになっている。

町は、県からの連絡を受け、住民等へ防災行政無線等で通知する。

■水位周知河川（水位情報周知河川）の対象河川

河川名称	水位計	はん濫注意水位（警戒水位）（m）	避難判断水位（特別警戒水位）（m）	はん濫危険水位（危険水位）相当水位（m）
千種川	上三河	2.10	2.50	

佐用川	佐用	2.80	3.00	
志文川	三日月	1.60	1.80	
千種川	久崎	3.60（注	4.20（注	
佐用川	円光寺	3.00（注	3.70（注	

（５）災害情報の伝達手段

①町は、災害の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力する。

②町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに町域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災システムに入力する。

③災害情報の報告を行うにあたり、必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用する。

④有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

⑤すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

（６）庁内の情報共有

地域対策部は、支所管内の被害状況及び応急対策実施状況等をとりまとめ、総務対策部に報告する。総務対策部は、町全体の状況をとりまとめ、地域対策部へファックス等により伝達する。

（７）防災関係機関との情報共有

町（総務対策部）及び防災関係機関は、被害状況や応急対策実施状況等の情報を相互に交換し情報共有に努める。なお、防災関係機関は、必要に応じて町対策本部へ連絡員を派遣する。

町の窓口	関係機関
総務対策部	県（西播磨県民局）、佐用警察署、ＪＲ西日本、神姫バス、関西電力、ＮＴＴ西日本、報道機関

（８）上下流域の市町との情報共有

千種川の洪水対策の参考とするため、町（総務対策部）は、県を通じて上流域である宍粟市、下流域である上郡町、赤穂市の気象、河川等の状況、災害対策の進展状況等についての情報収集を行う。

第４章　広域応援体制

１　広域応援体制

（１）県への支援要請と支援

検証項目１　**県への支援要請と支援**

検証の視点　**県への支援要請と支援の状況**

町は、被害規模がほぼ全町にわたる大規模な災害となったため、町が単独で災害対応するのは困難と判断し、８月１０日に「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき、県に対して職員派遣の要請を行った（表１）。

保健師や農業土木職員など専門職、技術職の派遣を要請したほか、被災者の生活再建へ向けた相談業務やボランティアセンター運営などに係る職員についても派遣要請を行った。

支援を要する業務の内容や人員の把握、県への依頼等支援要請に関する事務は、窓口を一本化し、災害対策本部の防災担当者が行った。主な支援内容は、避難所等における健康相談、心のケア業務、農地、農業用施設の被害状況調査、家屋被害認定の調査などであった（表２）。

ただし、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく上下水道施設の復旧など水道関係の支援要請に関する事務は、水道課が行った。

県では、県からの派遣職員の取りまとめ等の事務は、災害当初は市町振興課が窓口となって行い、後に防災企画課が窓口となって行った。

県では、専門職員の派遣など過去にない支援体制が組まれ、町は多くの職員の派遣を受けた結果、総数の確保はできたが、派遣された職員の専門的能力と町の現場でのニーズ把握や調整が困難を極め、一部では職員の能力と現場のニーズに合った配置ができないことがあった。

【主たる要因】

今回のような大規模な災害の対応は初めてであり、町の保健師は１０人、農業土木関係職員は４人と極めて少ない人員で膨大な量の専門的な業務を処理することは困難であるため、県に対して専門職、技術職の派遣を要請するとともに、被災者の生活再建などの相談業務や家屋被害の認定調査業務などに豊富な知識を有している職員の派遣を要請した。

なお、広域防災応援協定では、各協定に基づく応援に要した経費は、被応援団体である佐用町において負担すべきとされているが、佐用町における被害が甚大であったことから、兵庫県等に特段の配慮について要望を行い、県及び応援市町の支援を得て、県及び応援市町が負担することとなった。

（２）他市町への支援要請と支援

検証項目１　他市町への支援要請と支援

検証の視点　他市町への支援要請と支援の状況

県への支援要請と同様に、他市町に対して８月１０日に「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づき職員派遣等の要請を行った。他市町への派遣要請は、市町振興課が窓口となって連絡調整した。

土木技術職員、家屋被害認定調査の知識を有する職員のほか、避難所運営などに係る職員についても派遣要請を行った。

また、水道関係については「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、給水車の支援を要請し、ごみ、がれきの搬出、処理については「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、職員の派遣要請とともにパッカー車やダンプカーなどの支援要請を行った。

他市町の支援業務の内容や派遣人員のとりまとめなど支援要請に関する事務は、窓口を一本化し、災害対策本部の防災担当者が行ったが、給水やごみ処理関係の業務に関する事務は、それぞれの対策部が行った。

給水やごみ処理関係業務以外の主な支援内容は、公共土木施設の被害状況調査、災害査定業務、家屋被害認定の調査、避難所の運営、物資搬送支援などであるが（表２）、支援が必要な業務への職員数や派遣期間などの的確な把握ができないことがあった。

【主たる要因】

今回のような大規模な災害の対応は初めてであり、町職員だけでは人員が少なく災害対応できる状況ではなかったため、県下市町と結んでいる災害時の各種応援協定に基づき支援要請を行った。

特に、小規模自治体では技術職員や清掃関係職員が少ないのが現状であり、町の公共土木関係職員は５人、水道関係職員は６人、清掃関係職員は１５人で給水車は保有しておらず、パッカー車などの清掃車両は６台保有しているにすぎない。被害状況に対応できるだけの資機材がなかったため、職員派遣と併せて機材の支援を要請することとなった。

（３）広域防災応援協定の活用

検証項目１　広域防災応援協定の活用

検証の視点　**広域防災応援協定の活用状況**

広域防災応援協定には、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」、「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」及び「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」などがある。

災害時の被害規模が大きく、町単独での災害対応が困難であったため、これらの災害時相互応援協定に基づき、職員の派遣、防災資機材の提供、車両などの支援を要請した。

近隣市町との応援協定である「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」に基づく支援要請は行っていないが、近隣市町の自主的な判断により、多数の支援が行われた。

また、民間との災害時における応援協定として、ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター及びマックスバリュ西日本株式会社と「生活物資の確保及び供給に関する協定」を結んでおり、被災者の生活物資確保や資機材の確保にあたり協定を有効に活用できた。

【主たる要因】

町内における被害規模が甚大で、災害発生時から主に県と連絡・相談を行っていたため、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」に基づいて、職員の派遣などについて県及び市町へ支援を要請することとし、近隣市町との応援協定に基づく個別の支援要請は行っていない。

水道関係、ごみ・がれき処理関係、消防関係については、専門性が高い分野であることから「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」など、個別に締結している災害時相互応援協定に基づき支援を要請した。

今回の災害は非常に規模が大きく、町の有する職員数や資機材のみで、長期的、専門的な災害対応について、十分な対応ができないため、災害時における広域応援協定等による広域的、長期的、専門的な支援を得られたことは非常に有効であった。

また、現物備蓄が少ないなかで、民間流通事業者等との間で災害時の応援協定を結んでいたため、被災者の生活物資や食料などを円滑に確保することができた。

広域応援体制の改善への提言

提言 27　各関係機関への速やかな派遣要請が必要である。

災害応急復旧や被災者支援を迅速に行うため、災害対策本部は被害状況を早期・的確に把握し、町単独では災害対応できない業務や支援を必要とする業務などを早期に見極め、災害時応援協定などに基づく派遣要請を速やかに行う必要がある。

提言 28　広域的な応援体制の一層の充実強化が必要である。

水道業務や清掃業務など、業務内容が共通している市町職員の派遣は効果的であったことから、応援市町保有の機材等のさらなる活用など、より一層の広域的な応援体制の充実が必要である。

また、受け入れ側においては、退職職員の協力を得るなどにより、現地に精通していない他市町の派遣職員を誘導できる体制を整えるなど、派遣職員が円滑に業務を遂行できるよう配慮することが必要である。

提言 29　支援要請に関する事務を担当する部署を明確にする必要がある。

県、他市町への支援要請に関する事務は、窓口を一本化し、災害対策本部体制の中で明確化することが必要であり、支援要請にあたっては、大まかな被害状況や支援内容（人員や数量等）を把握する必要がある。

なお、災害時には、防災担当者は多忙を極めることから、防災担当者以外が支援要請に関する事務を担当する必要がある。

提言 30　家屋被害認定士などの育成、確保が必要である。

今回の災害においては、町には家屋被害認定の知識を有する職員が少なく、県や他市町職員の応援を受けることとなったが、今後の災害に備えるとともに、他市町での災害時に直ちに応援派遣できるよう、家屋被害認定士の育成を行う必要がある。

なお、地震災害に備えて建築士会と連携した応急危険度判定士の確保や育成などついても推進していくことが必要である。

提言 31　民間企業、災害関係ＮＰＯなどとの応援協定を拡充することが必要である。

災害時における民間流通を活用した生活物資等の調達、確保にあたり、協定締結は有効な手段であった。物資の運搬や重機によるがれきの除去など、災害時に協力してもらえる企業や災害救援を目的とするＮＰＯなどとも応援協定を結ぶなどの拡充を図る必要がある。

（参考資料）

【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

１．県への支援要請と支援

（１）県への支援要請と支援

①自衛隊への派遣要請

町長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、所管の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

ア災害の状況及び派遣を要請する理由

イ派遣を希望する期間

ウ派遣を希望する区域及び活動内容

エ派遣部隊の展開場所

オその他参考となるべき事項

・要請責任者の職氏名

・災害派遣時における特殊携行準備又は作業種類

・派遣地への最適経路

・連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

要請先

区　分	あて先	所在地
陸上自衛隊	第３特科隊長	姫路市峰南町１番 70 号
航空自衛隊	（第３師団長経由）	（伊丹市広畑１の１）

連絡先

【　県　】・・・災害対策本部設置時⇒災害対策本部事務局

災害対策本部未設置時⇒災害対策課（防災係）

【自衛隊】・・・第３特科隊（第３科）

②県への応援要請

町長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。（災害対策基本法第６８条）

③指定地方行政機関への応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第２９条第２項）

（２）他市町への支援要請と支援

①町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める。（災害対策基本法第６７条）

②災害時相互応援協定等に基づき、兵庫県、指定地方行政機関、他市町へ資機材、物資、

職員の派遣等の応援を要請する。（協定書は（表１）を参照）

③廃棄物対策において、近隣市町等で応援体制が確保できない場合は、災害廃棄物処理の相互応援に関する協定に基づき、広域的な支援の要請を行う。

④町（本部室）は、各対策部からの応援要請に基づき応援隊を配分する。また、町（各対策部）は、応援隊の案内用の職員を配置するとともに地図等の情報及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

（３）広域防災応援協定の活用

大規模災害時における広域消防相互応援協定に基づき、関係市町又は兵庫県に応援を要請する。

【災害時等応援協定締結状況】

№	締結年月日	応援協定名称	区分	締結相手先
1	H18.10.1	兵庫、岡山両県境間における消防相互応援協定	消防	赤穂市・宍粟市・東備消防組合・美作市
2	H17.10.1	消防業務の相互応援に関する協定	消防	たつの市
3	H18.9.1	兵庫県広域消防相互応援協定	消防	兵庫県下３０市町組合
4	H3.4.1	中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	消防	兵庫県下中国自動車道沿線１１市町組合
5	H18.10.1	中国自動車道作東インターチェンジから佐用インターチェンジまでの間における消防相互応援に関する協定	消防	美作市
6	H18.3.27	西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	災害	西播磨地域５市６町
7	H18.11.1	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	災害	兵庫県及び県内市町
8	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	災害	NPO 法人コメリ災害対策センター
9	H18.12.1	生活物資の確保及び供給に関する協定	災害	マックスバリュ西日本

2　表1

（表１）兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第１項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は次のとおりとする。

(1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
(2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
(3) 被災者の受入れ
(4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第３条　応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 前条第１号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(3) 前条第２号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
(4) 応援の場所及びその場所への経路
(5) 応援を必要とする期間
(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。

３　県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

４　第１項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

（市町を指定した応援要請）

第４条　被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

２　前項に規定する応援については、前２条の規定を準用する。

３　県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。

４　被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

（自主応援）

第５条　県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第３条又は第４条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる

２　前項の場合、第３条第１項の応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第６条　県又は市町が前３条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする

２　被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（他の協定との関係）

第７条　この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

（平時の活動）

第８条　県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
(2) 県と市町との連絡会等の開催
(3) その他必要な事項

（補則）

第９条　この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上､別に定めるものとする。

２　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする

附　則

この協定は、平成１８年１１月１日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各１通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

（表２）人的支援等一覧表

派　遣　元	期　間	支援内容、延べ人員など
県	8/10～	災害対策本部支援、家屋被害調査、被災者生活相談支援など 911名（12/25時点）
各　市　町	8/10～	給水支援、災害ゴミ収集、家屋被害調査など 1,218名（12/25時点）
自　衛　隊	8/9～8/23	捜索活動、給水支援 動員数996名、車両213台、給水138.1ｔ
警　察	8/9～	捜索活動 動員数5,253名（9/6時点）（※捜索活動継続中）
広域消防相互応援協定	8/10	姫路消防・たつの消防・相生消防より応援 指揮隊1台3名、救助隊2台8名、ボート隊4台11名

支援内容	期　間	延べ人員など
健康相談	8/11	町内各避難所の巡回健康相談実施（町保健師8名、龍野保健所保健師5名）
	8/11～8/15	防疫・健康調査の実施（計1,270世帯・延べ1,339名） 町保健師延べ26名、龍野・赤穂保健所保健師延べ26名、応援延べ89名
	8/16～8/17	要継続者への訪問（計60名、内、更に要継続フォロー21名） 町保健師延べ14名、龍野保健所保健師1名、その他1名
歯科健康相談	8/14～8/20	佐用郡歯科医師2名、病院歯科3名、その他1名、県衛生士2名、 財団法人5名、その他2名
こころのケア対策	8/20～3/17	医師57名、精神保健福祉士15名、看護師9名、県保健師59名
農林関係	8/11～8/18	農地・農業施設の被害初期調査、山林の初期被害調査、建物被害調査 普及センター12名・共済組合15名・県土地改良26名・県治山課12名
	9/11～11/18	災害査定、延べ人員234名
土木関係	8/25～12/25	被害調査・災害査定、15市町延べ544名
家屋被害調査・り災証明発行	8/13～8/23	家屋被害調査を11日間実施、2,325件の調査 毎日1班2名編成で20班、40名の調査員で実施 県職員延べ141名、市町延べ188名、り災証明発行8/25～9/30まで1,110件
	8/28～9/7	再調査、市町延べ24名、り災証明発行9月6日～30日まで327件
水道広域応援	8/10～8/20	給水車による応援給水及び応援物質 応援：27市町、2企業団、自衛隊　応援給水車：231台（内自衛隊34台） 保存飲料水：6,216本、ポリ袋：16,010枚、ポリタンク：583個
	8/11	現地調査のための人的支援、現地調査3名
	8/13～8/17	応急復旧のための人的支援、復旧支援延べ34名
下水道広域応援	8/10～8/21	県、6市町、1事業団、県技術センター、連合会、業者による支援
道路堆積土砂・ゴミの除去	8/13～8/23	各地域、兵庫県建設業協会（姫路・尼崎支部ほか）災害ボランティア活動
	8/20	町道暗渠・側溝清掃 兵庫県環境事業商工組合・中播磨環境整備事業組合ボランティア活動
災害廃棄物処理対策	8/11～8/26	応援24市町、延べダンプ464台、パッカー車209台、その他122台 兵庫県建設業者組合から多数支援あり

第５章　災害対応に係る資機材

１　防災資機材の備蓄

（１）防災物資、資機材の備蓄

検証項目１　**備蓄物資の確保**

検証の視点　**備蓄物資の確保の状況**

町地域防災計画では、災害時の食料及び物資の調達については、住民による自主備蓄、町、県等の備蓄拠点における現物備蓄及び流通備蓄による総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後３日間の非常物資等を確保すること、食料等については、住民等は発災から３日分を備蓄、町は発災４日目から被災者の２日分を備蓄、県は発災６日目の被災者の１日分を備蓄するよう努めることとなっている。

水害により住民の備蓄食料等は水没又は流出し、町の現物備蓄食料で発災翌日の朝食を賄うことはできたが、昼食と夕食は県西播磨地域広域防災拠点で備蓄していたアルファー化米に加え、ＪＡから購入した米を町給食センターで炊飯し、おにぎりにして配給した。また、不足した食料やトイレットペーパーなどの他の生活必需品等については、緊急購入により対応した。

非常用食料、防災資機材などの備蓄物資は、役場本庁、上月支所、南光支所、三日月支所、幕山小学校、上月小学校、久崎小学校及び三日月中学校の８箇所で保管していた（表１、表２）。

県は、西播磨地域４市２町での、災害時の備蓄物資の保管場所、災害対応の拠点として西播磨広域防災拠点を設置している。町では、同拠点の救援、救助物資から８月１０日アルファー化米２，８００食、１２日テント１式、１３日仮設トイレ１１０基、１５日と１６日ビニールシート１，０００枚を活用した。

【主たる要因】

町の備蓄物資の中にはアルファー化米等３，４００食分があったが、被害が甚大であったため、避難者が多く、また、水害で自宅で調理ができない被災者が多く、町の現物備蓄食料では１日分にも満たなかったが（表１）、米については、ＪＡが保管しており確保し易い状況であった。

（２）防災物資、資機材の配布、活用

検証項目１　備蓄物資の配布、活用

検証の視点　**備蓄物資の配布、活用状況**

町地域防災計画では、町は、緊急輸送路を活用した、被災者への食料、生活必需品等の搬送体制を整備するほか、広域的な物資の受入れについては、県の西播磨広域防災拠点等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制の整備に努めるとともに、被災者への食料、生活必需品等の受入れ、搬送及び配布についてのマニュアルを作成することとなっている。

８月１０日午前２時、生活対策部は、南光地域と三日月地域の被害が少なかったため、南光、三日月地域対策部に非常食・炊き出しを指示し、南光、三日月支所で備蓄していたアルファー化米をすぐに食べられるようにした上で、１０日の朝食を、昼食、夕食には、県西播磨広域防災拠点で備蓄していたアルファー化米に加え、ＪＡから緊急購入した米を町給食センターでおにぎりにして、各約２，５００食分を配給した。

水害により堆積した流木などのゴミや土砂が障害となり、道路がいたるところで渋滞しており、避難所等への搬送に多大の時間を費やすこととなり、食料の配布等に困難を極めた。

土のう袋をはじめ、現物で備蓄していた物資はほとんど全て活用され、さらに必要となった物資は緊急購入により賄った（表３）。

食料、生活必需品は、町役場敷地内にある勤労者体育センターを集積・搬送拠点として、公用車や無償で借り上げた職員の自家用車等により、町が避難所等まで搬送して配布したが、被災者への食料、生活必需品等の受入れ、搬送及び配布についてのマニュアルはなかった。

【主たる要因】

南光、三日月支所には被害がなかったため、発災翌日の朝から同支所の公用車を活用した配布活動ができたほか、職員の自家用車の無償借り上げにより、搬送車両を確保することができた。

被災世帯が町全体の３割にも及ぶ大災害であったため、現物備蓄では、到底賄うことができなかったが､民間流通事業者との協定を締結していたことにより、必要な物資を円滑に購入することができた。

防災資機材の備蓄の改善への提言

提言32　防災資機材の備蓄計画を策定する必要がある。

町における災害に備えるための防災資機材の備蓄については、県が広域防災拠点に備蓄している資機材を勘案しながら、洪水災害に対応するための救命用具やロープ、避難者のプライバシーに配慮した間仕切り、健康面を考慮した畳などや一時的に必要な毛布などを加えるなど、備蓄物資の品目、質、量等を見直すとともに、使用期限等を考慮した今後の購入や防災訓練での使用など、防災資機材の備蓄に係る計画を策定する必要がある。

提言33　防災資機材の備蓄場所の分散が必要である。

大災害では、備蓄場所が被災することがあるため、防災資機材等の備蓄は、各地域に分散しておくことが必要である。

提言34　住民による被災後３日分の食料等の備蓄を周知する必要がある。

災害が起きると輸送活動に大きな支障が生じるため、各家庭において被災後３日分の食料等を備蓄し、災害に備えておくことを周知する必要がある。

提言35　食料や生活必需品を円滑に配布できる仕組みづくりが必要である。

災害時に食料や生活必需品を円滑に配布するため、車両、人員の確保及び道路状況の把握などにより搬送手段を確保するとともに、自治会組織等と連携した配布体制や配布方法についての仕組みづくりに取り組むとともに、円滑に被災者に配布するためのマニュアルの作成が必要である。

また、主要道路が渋滞や寸断により利用できないことを想定した脇道を活用した輸送路の検討や、災害時に機動力を発揮するオートバイによる輸送方法なども検討しておくことが必要である。

（参考資料）

【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

１　防災資機材の備蓄

（１）防災物資、資機材の備蓄

①備蓄体制等の整備（地域防災計画 P.76、P.82～84）

多くの避難者に対し、避難者保護のために必要な食料品、生活必需品等の非常物資の確保と供給体制を確立する

②災害時の食料及び物資の調達については、住民による自主備蓄、町、県等の備蓄拠点における現物備蓄及び流通備蓄による総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後３日間の非常物資等を確保する

③住民等は、各々次表の区分に従って食料等を備蓄するよう努める

区　　分	住民による備蓄	行政による備蓄	
		町による備蓄	県による備蓄
発災から４日間	１人３日分 → （現物備蓄）	被災者の１日分相当量 （現物又は流通在庫備蓄） ↓	
発災から５日間		被災者の１日分相当量 （流通在庫備蓄）	→ ↓
発災から６日間			被災者の１日分相当量 （現物又は流通在庫備蓄）
合　　計	３日分	２日分	１日分

（注）矢印は、不足が生じた場合にカバーする手順を示す

④備蓄食料の給与対象者

・避難所等に収容されている被災者

・住宅が被災を受け、炊事ができない者

・病院、宿泊施設等の滞在者及び縁故先への一時避難者

・救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

⑤町は、小学校区レベルまたはコミュニティ域で被災者の２日分の食糧を備蓄するが、発災後すぐの対応が必要になることから、きめ細かな単位で備蓄する。なお、備蓄に当たっては、生活物資の確保及び供給に関する協定に基づき、流通在庫備蓄を行う備蓄倉庫の位置図は、（表２）のとおり

⑥町は災害時感染症対策活動として速やかに次の事項について消毒を実施し、そのために必要な薬剤を保管する

・家屋の消毒

・便所の消毒

・芥溜、溝渠の消毒

・患者輸送用器などの消毒

■薬剤所要量の算出方法

区　　分	薬剤の種類（例示）	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数　×200g
	普通石灰	全半壊戸数　×6kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数(概数)　×1340ml
	逆性石鹸	

・上水道の給水が停止した断水世帯数を対象に応急給水を実施する
・町は、発災直後の断水世帯に対し、最小限必要量の１人１日３リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する

＜ 給水目標水準 ＞		
(1) 災害発生から 3 日間	1人1日	3 リットル
(2) 4 日～10 日目	1人1日	3 リットル～20 リットル
(3) 11 日～20 日目	1人1日	20 リットル～100 リットル
(4) 21 日目以降	1人1日	100 リットル～被災前の水準

・非常給水においては、停電を想定し、関西電力と非常用発電機車の提供について協定を進める
・医薬品について町は、各医療機関に備蓄を奨励する
・町は、発災後３日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品の確保に特に留意する

（２）防災資機材の整備

①住民用資機材

町は、住民用資機材の計画的な整備に努めることとする

②救助用資機材

町は、県の自主防災組織緊急育成支援事業等の制度を活用し、住民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置する

町は、自治会への自主防災組織化を促進し、救助資機材の整備充実を図る

③水防資機材

町は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計等について、計画数を定めて不足分を補充する。このほか、風雨時・増水時の作業に当たっては必要と考えられる、作業衣（レインコートなど）、ライフジャケット、長靴といった装備品についても確保しておく

また、町は、エンジン付災害用ボート、トラック等、水害を想定した装備の充実に努める

④土のう用砂について町は、業者に備蓄を依頼する

2　表１～表３

（表１）緊急物資備蓄一覧表

品名	単位	仕様	役場本庁 東側備蓄室	役場本庁 消防倉庫	上月支所 支所内倉庫	幕山小学校 備蓄倉庫	上月小学校 備蓄倉庫	久崎小学校 備蓄倉庫	南光支所 備蓄倉庫	三日月支所 支所内倉庫	三日月中学校 備蓄倉庫	実備蓄数合計
ｱﾙﾌｧ化米白飯	食	50食用	50						400	100		550
ｱﾙﾌｧ化米五目	食	1食入×50袋			50			50	50	100		250
〃	食	50食用	700		200			100	900	100	200	2,200
ｱﾙﾌｧ化米山菜おこわ	食	1食入×50袋							100			100
〃	食	50食用						100			100	200
ｱﾙﾌｧ化米赤飯	食	1食入×50袋	50									50
わかめご飯	食	1食入×50袋	50									50
要援護者用食料	食											
おかず缶、ﾚﾄﾙﾄｶﾚｰ	食											
粉ミルク	缶		5									5
備蓄食糧小計	食		855		250			250	1,450	300	300	3,405
毛布	枚			200		30	77	70			300	677
タオル	枚	50枚入り			500	200	150				300	1,150
ほ乳瓶	本		10		10						10	30
トイレ紙セット	ｾｯﾄ	1ｾｯﾄ12ﾛｰﾙ入									22	22
ポリバケツ	個			200								200
ポリ袋	枚	10ﾘｯﾄﾙ用									150	150
生理用品	個					468	252				720	1,440
紙おむつセット	個	Mｻｲｽﾞ 57個入				164	212	158			570	1,104
大人用おむつセット	個				106						285	391
懐中電灯	個	電池入り		15							20	35
仮設トイレ	基			2		1	2	2		3		10
土のう袋	袋			5,000	10,000					800		15,800
給水土のう	袋				180		300			4,400		4,880
多人数用救急セット	個		1								1	2
携帯拡声器	個	電池入り					1				1	2
手袋等	枚			100								100
延長コード	本						3					3
ラジオ付ライト	個	電池入り					3					3
発煙筒、三脚等	個										1	1
非常用ローソク	本										70	70

（表２）役場庁舎及び備蓄倉庫位置図

備蓄倉庫	備蓄倉庫の有無
①役場本庁	有
②上月支所	有
③南光支所	有
④三日月支所	有
⑤消防本部	無
⑥幕山小学校	有
⑦上月小学校	有
⑧久崎小学校	有
⑨三日月中学校	有

（表３）水防資機材一覧表

平成19年3月31現在

■町保有資機材

品　　名	数量	品　　名	数量	品　　名	数量	品　　名	数量
ビニール袋等	38500	麻袋	400	ビニールシート	53	ハンマー	28
ロープ等	600	杭	330	針金	34	ペンチ	12
くぎ	1	オイルフェンス	1	油吸着剤	100	つるはし	37
スコップ	60	かけや	37	のこぎり	29	じょれん	25
斧	5	鎌	30	なた	44		

■消防本部保有資機材

品　　名	数量	品　　名	数量	品　　名	数量	品　　名	数量
剣先スコップ	8	角スコップ	2	くわ（半月型）	1	吹き流し	1
じょれん	8	大型クリッパー	1	つるはし	2	吹流し用ロープ	1
かけや	3	斧	6	一輪車	2	吹流し用ポール	1
ハンマー（大）	3	ハンマー（小）	1	バール（大）	3	番線	1
バール（小）	1	鉄筋杭打ち器	1	塩ビパイプ	1	木杭	15
たこ	2	ブルーシート	11	ビニール紐	2	鉄杭	31

■兵庫県佐用倉庫（消防本部敷地内の水防倉庫）

品　　名	数量	品　　名	数量	品　　名	数量	品　　名	数量
番線	2	鉄杭	94	トラロープ	2	鎌	10
釘（１５kg）	1	かすがい	102	ビニールシート	9	ビニール袋	
ペンチ	10	ハンマー	10	大型クリッパー	6	つるはし	11
じょれん	15	なた	7	なた鎌	3	斧	10
かけや	10	のこぎり	10	剣先スコップ	30	角スコップ	1
荒縄	25	麻縄	1	一輪車	3	油吸着材13m	2
油吸着・油フェンス５ｍ	4	耐候性大型土のう袋	200	吸着材マット50×50㎝	400	大型土のう袋１t用	200
油吸着材6.5m	4						

第６章　義援金、支援物資の対応

１　義援金、支援物資の対応

（１）義援金、支援物資の募集、配布、活用

検証項目１　**義援金の募集、配分、活用**

検証の視点　**義援金の募集、配分、活用の状況**

町地域防災計画では、町義援金に関する業務は総務対策部が行うこととなっている。

災害翌日の８月１０日から１９日の間に５金融機関の協力を得て募集口座を開設した。

８月１２日の記者会見で義援金募集を広報し、その後は口座開設の都度、報道発表を行った。８月１６日からは町ホームページにおいても公開し、ＰＲを行った。

９月３０日第１回義援金配分員会を開催し、義援金の配分方法、配分の対象及び配分の基準などを協議、決定した（表１）。配分基準は、人的被害に対し死亡３０万円、住家被害に対し全壊２０万円、大規模半壊・半壊１０万円、床上浸水５万円としたほか、商工業復興の趣旨から商工業者支援として店舗等の床上浸水以上の被害に対し、３万円の配分を行った。

県の協力を得て１０月１５日の第１次配分から、被災者に対して町の義援金と県の義援金を同時に給付することができた。

２月１０日第２回義援金配分委員会を開催し、人的被害に対し死亡１５万円、住家被害に対し全壊９万６千円、大規模半壊・半壊４万８千円、床上浸水２万４千円、商工業者支援として店舗等の床上浸水以上の被害に対し１万４千円を配分することとし、県の義援金と同時に第２次配分を３月２６日に行った。なお、第２次配分は口座振込を利用した。

また、町では義援金のうち９４４万円は災害遺児修学支援金として基金に積み立て、災害で保護者を亡くした児童・生徒５名に対し、高等学校卒業までの支援を行うこととした（表１）。

このほか、被災者の福祉・教育行政や昆虫館の復旧などに使途を指定した義援金も多く寄せられた。

寄せられた義援金の総額は 206,946,601 円（平成２２年３月３１日現在）となっている。

【主たる要因】

各金融機関は、浸水した店舗の復旧に追われるなか、義援金口座の開設を迅速に進め、町と県の募集に対して全国から温かい多くの義援金が寄せられた。

町では、応急復旧対策や被災者の生活再建に係る相談などの被災者支援に取り組むなか、被災者生活再建支援金と合わせた事務処理システムを構築し、２か月余りの期間で第１次配分を行った。

また、現行の被災者支援制度の中には、災害で保護者を亡くした児童・生徒の修学を支援する制度がないため、町では、高校卒業までの修学援助制度を設けた。

検証項目２　支援物資の募集、配布、活用

検証の視点　支援物資の募集、配布、活用の状況

町地域防災計画では、支援物資の受入れについて総務対策部が広報、受け入れ、仕分けを担当し、生活対策部が避難所等への配布を担当することとなっていたが、支援物資に関する広報は行っておらず、生活対策部が受け入れ、仕分けから配布までを行った。

災害発生の翌日から、道路状況を勘案し、大型貨物自動車の乗り入れが可能な佐用中学校体育館を支援物資の受け入れ場所とし、１０日未明に支援を要請していた日本赤十字社からの毛布、緊急日常生活用品セットなどを同日午前中に受け入れ、その日のうちに各市町からの毛布などの支援物資や各大手企業やメーカーなどから申し出のあったペットボトルの飲料水の受け入れを行った。

その後は道路状況及び搬入車両により直接配布可能な、また、各避難所等へ分類配布ができる役場敷地内の勤労者体育センターで保管配布を行った。

災害当初、生活対策部では、支援物資の申し出を断っていたが、全国から非常に多くの支援申し出があり、生活対策部の判断で受け入れることを決定した。

支援物資の受け入れにあたって、品目や質、量などについての町の基本方針がなく、受け入れの作業量や事務量が膨大になったが、申し入れがあったもののほとんどを受け入れた。

支援の申し出に対して電話では飲料水、カップ麺や医薬品などは品目や必要数量を伝え、衣料は新品に限定していることをお願いしていたが、インターネットなどを活用した広報をしなかったため、全国から善意により、予定以上の飲料水や古着などが送られてきた（表２）。

支援物資の受け入れは、支援の申し出に対し品目・数量・輸送手段・輸送ルート・到着予定日時などの確認を行い、搬入後の仕分けは職員、教職員及びボランティアなどが協力して行い、品目ごとに保管を行った。

被災者のニーズは、被災当初は水や食料の要望が多かったが、数日後には復旧作業のための長靴や手袋となるなど日々必要品目が変化するため物資の不足が生じることがあり、全ての被災者ニーズに応えることができず、直接関係企業に支援を依頼し確保した物資もあった。

支援物資は、毎日３回配送する食料と合わせて生活対策部が各避難所まで搬送し、各避難所では担当職員が受領して、自治会長等の代表者が被災者に配布していたが、個々の被災者ニーズの把握や、在宅避難者及び縁故先への一時避難者の把握が困難であった。各指定避難所、本庁及び支所で常時配布を行ったが、支援物資が十分に被災者に行き渡らない地域があるなど、きめ細かな配慮をした配布ができなかった。

当初受け入れを想定していなかった家具及び電化製品等の大型の物資についても、ＮＰＯやレンタル業者から申し出があったため急遽受け入れを決定し大型屋内施設である笹ヶ丘ドームで受け入れを行い、タンス、ベッドなどの家具及びテレビ、冷蔵庫、洗濯機など電化製品など約１，５００点全品を被災者に公開し、申し込みを受け２度に渡る公開抽選会により全品の配布を完了した（表３）。

なかでも、マスコミ各社が支援物資として募集していることを報じたタオルは膨大な量となり水害の後かたづけに活用された。残ったものについては、分類整理後、今後の全国の被災地域への緊急支援物資とするため、西播磨科学公園都市内の県の広域防災拠点に預けることとした。

また、災害後３カ月以上経過した時点でも全国からの物資支援の申し出が相次いだが、これらはボランティアが引き継ぎ、被災地の中心部や各イベントなどで衣類や食器などの配布を行った。

【主たる要因】

物資の提供については、全国から申し出があり、水害による被害であり被災者の方が全ての生活用品を必要としていたため、ほとんどの支援物資を受け入れることとしたことから物資の量も膨大であったが、本部において原則一元管理をすることで効率的に支援物資の受け入れ、配布、在庫管理等を行い、被災者に配布することができた。

被災直後、役場庁舎には大型自動車の乗り入れが困難で、復旧支援活動に支障を来すおそれがあったが、夏休み中で中国道佐用インターから最寄りの学校施設が物資の受け入れ場所として利用できたことが大きな利点であった。

災害当初の物資配布においては、被災により道路が寸断されていたこと、公用車が使用できなかったこと及び物資の受入れ、配布などの人員不足などのため、配布に時間がかかった。

各指定避難所、本庁及び支所における配布では、配布場所まで遠距離となる被災者や自動車など支援物資を持ち帰る手段がなかったことなどにより、受け取りが困難な被災者もあり、支援物資を必要とする個々の被災者に行き渡るようにきめ細かな配慮をした配布ができなかった。

多くの被災家庭で、家具や家電製品が使用できなくなったが、企業の社会貢献に加えＮＰＯ、多数のボランティアの協力により大型家具や家電製品などを被災者に届けることができた。

義援金、支援物資の対応の改善への提言

提言36　義援金募集にあたっては、積極的に広報活動を行う必要がある。

義援金は、被災者の生活再建を図る上で非常に重要な役割を果たすこと、特に、被災者の再建支援にあたり、現行の公的制度では支援の対象にならない被災者に対して地域の特性に応じた支援が可能となることから、大規模な災害では被災者の数が多く、一人あたりの給付額を被災者の支援に十分なものとするため、積極的な広報活動に努める必要がある。

提言37　被災地のニーズに合った支援物資の調達ができるよう、十分な広報が必要である。

全国から寄せられる支援物資には、生鮮食料品など保管に適さないものがあったほか、タオルは使い切れない膨大な量となった。必要な物資を必要なだけ調達できるよう、十分な広報に努めることが必要である。

提言38　物流事業者と連携した被災者ニーズに合った支援物資の調達、確保や民間ノウハウを活かした輸送体制の構築などに取り組むことが必要である。

物流事業者の協力を得て、全国から送られてくる支援物資のうち不必要な物の受け取りを制限し、被災者のニーズに合った物資だけを受け入れるシステムや民間ノウハウを活かした避難所への物資輸送体制の構築などに取り組むことが必要である。

また、支援物資の受け入れが長期間に及ぶことを考慮し、物資を保管・管理する場所をあらかじめ確保しておくことも必要である。

提言39　平時から、支援物資の配布体制等を検討しておくことが必要である。

災害時に全国から寄せられる膨大な量の支援物資を迅速に被災者に届けるため、平時から自治会組織等と連携した支援物資の配布体制や配布方法、ボランティアの支援も考慮した職員配備計画及び支援物資配布計画を検討し、民間ノウハウも活用したマニュアルを作成しておくことが必要である。

提言40　支援物資は、必要とする個々の被災者に行き渡るよう配布することが望ましい。

自治会長等の代表者が各避難所、集会所や在宅での避難者などに支援物資を配布するようになっていたが、災害時に自治会長は業務が多く支援物資の

配布にまで手が回らなかった。

このため、自主防災組織に物資班をおき、物資班は避難所などに必要な物資の品目、数量などを報告し配布を受けるなど役割を具体的に決め、地域住民も個々に役場などに物資を取りに行くのではなく、各地域の物資班を通じて個々のニーズを伝えて受け取る仕組みをつくるなど、支援物資が必要とする個々の被災者に行き渡るよう配布することが望ましい。

（参考資料）

【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

１．義援金等の対応

災害により、被災者への義援金の募集を必要とする場合、町は関係機関と共同し、又は協力して募集、受付、配分を行う。

ただし、県に募集委員会が設置された場合は、同委員会の規則に従う。

（１）義援金の募集

募集方法、募集期間を定めて広報する。

（２）義援金の受け付け、保管

義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

また、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。

（３）義援金の配分

義援金配分委員会を設置し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

２．救援物資等の対応

（１）救援物資の受入れ

県と連携して、受入れを希望する品目を取りまとめ、報道機関等を通して公表する。受入れ場所は、あらかじめ指定する物資集積拠点をあてる。また、物資提供の申し出に対し、次のことを確認の上受け入れる。

なお、受入れに際しては、物資の仕分けに手間がかからないよう留意する。

・品目、数量
・輸送手段
・輸送ルート
・到着予定日時

（２）受入れと仕分け

救援物資は、物資集積拠点で受入れ、町がボランティア等と協力して仕分け、保管する。

県が受け入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受け入れ日時等）を確認する。

（３）輸送と配布

救援物資の輸送は、供給先まで調達業者等に要請する。なお、調達業者が輸送できない場合や、物資集積場所に到着した物資については、町が供給先まで輸送する。

供給物資は、避難所担当職員（町職員、施設管理者等）が受領し、自治会長等の代表者が被災者に配布する

2　表1

（表１）佐用町・兵庫県義援金配分一覧表

１．佐用町義援金第1次配分

(円)

住家被害	配分額	件数	配分額計
全壊	200,000	139	27,800,000
大規模半壊	100,000	269	26,900,000
半壊	100,000	483	48,300,000
床上浸水	50,000	157	7,850,000
店舗・事業所	30,000	322	9,660,000
合計		1370	120,510,000

(円)

人的被害	配分額	人数	配分額計
死亡	300,000	18名	5,400,000
行方不明	300,000	2名	600,000
重傷者	30,000	3名	90,000
合計		23名	6,090,000

総計	126,600,000

２．佐用町義援金第２次配分

(円)

住家被害	配分額	件数	配分額計
全壊	96,000	139	13,344,000
大規模半壊	48,000	269	12,912,000
半壊	48,000	476	22,848,000
床上浸水	24,000	157	3,768,000
店舗・事業所	14,000	321	4,494,000
合計		1362	57,366,000

※半壊7世帯辞退

(円)

人的被害	配分額	人数	配分額計
死亡	150,000	18名	2,700,000
行方不明	150,000	2名	300,000
重傷者	15,000	3名	45,000
合計		23名	3,045,000

総計	60,411,000

３．災害遺児修学支援金

修学支援金	月額　２０，０００円
入学支度金	小・中・高　８０，０００円
人数	５名

総計	9,440,000

４．兵庫県義援金第1次配分

(円)

住家被害	配分額	件数	配分額計
全壊	220,000	139	30,580,000
大規模半壊	110,000	269	29,590,000
半壊	110,000	476	52,360,000
床上浸水	40,000	157	6,280,000
合計		1041	118,810,000

(円)

人的被害	配分額	人数	配分額計
死亡	220,000	18名	3,960,000
行方不明	220,000	2名	440,000
重傷者	110,000	1名	110,000
合計		21名	4,510,000
総計			123,320,000

５．兵庫県義援金第２次配分

(円)

住家被害	配分額	件数	配分額計
全壊	100,000	139	13,900,000
大規模半壊	50,000	269	13,450,000
半壊	50,000	476	23,800,000
床上浸水	20,000	157	3,140,000
合計		1041	54,290,000

(円)

人的被害	配分額	人数	配分額計
死亡	100,000	18名	1,800,000
行方不明	100,000	2名	200,000
重傷者	50,000	1名	50,000
合計		21名	2,050,000
総計			56,340,000

（表２）支援物資集計表

支援物資集計表（8月）

	水（単位：箱）				お茶（単位：箱）			食料（単位：個、食）			日用雑貨類（単位：枚、足）							衣類（単位：枚、式）			
	2L,1.5L	500mL	スポーツ飲料	その他	2L	500mL	その他	おにぎり	カップめん	その他	軍手	マスク	新タオル	古タオル	雑巾	ブルーシート	ゴミ袋	下着類	スポン類	靴下	その他
8月10日	70		12	13		9		2,500	140	7							20				
11日	126	15	5	4	6	16		3,850	308	1,301	1,000	800	4,250	2,000		30					
12日	10			16		20		1,220		172					900						
13日				10			15	385		1,361	1,080		1,300	300							
14日		20					1	400		202	720	15,500	61	226							3
15日	53			4	2		254	50		140			800	50							
16日	20			10	1	1		200		22	280	90	6,500	130				784			
17日	18		58	149	10	1,218			14		350	4,300	1,400	1,260		23	18,000				
18日	210		50	3		250					460	310	3,260	130							
19日	61	41		10		79		60		117	120	60	300	4,390	100		75			20	
20日	10		127								100	160	350	603				30		2	6
21日	15			7	4		200		290	10,080		30,000	200	300							500
22日			11							90	50	480	163	477							
23日				2									300	15							
24日													500	510							
25日				100					1,800					120							
26日	2		23	3					505		1,972			1,046			10				
27日																					
28日			1								100			312							
29日										42	10			232							
30日										30kg											3箱
31日												5,600									20
小計	595	76	287	331	23	1,593	470	8,665	3,057	13,534	6,242	57,300	19,384	12,051	1,000	53	18,105	814	0	22	529

支援物資集計表（9月）

	水（単位：箱）				お茶（単位：箱）			食料（単位：個、食）			日用雑貨類（単位：枚、足）							衣類（単位：枚、式）			
	2L,1.5L	500mL	スポーツ飲料	その他	2L	500mL	その他	おにぎり	カップめん	その他	軍手	マスク	新タオル	古タオル	雑巾	ブルーシート	ゴミ袋	下着類	スポン類	靴下	その他
1日																					
2日										3,360				20	30						20
3日										420	1,440		941		200						
4日													57	3,400							
5日										20	35		27	50							20
6日																		4			14
7日										240											
8日																					
9日										60				170							
10日													330	10							50
11日																				300	
12日																					
13日																					400
14日																					
15日																					
16日																					
17日										60											
18日	2									135											
19日										300											
20日																					
21日																					
22日																					
23日																					
24日																					
25日																					
26日																					
27日																					
28日																					
29日																					
30日																					
小計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4,595	1,475	0	1,355	3,650	230	0	0	4	0	300	504
合計	597	76	287	331	23	1,593	470	8,665	3,057	18,129	7,717	57,300	20,739	15,701	1,230	53	18,105	818	0	322	1,033

（表３）大型支援物資集計表

物資名	1回目	2回目	計
自動車	3	1	4
テレビ	59	140	199
洗濯機	14	47	61
冷蔵庫	18	71	89
炊飯器	8	59	67
電子レンジ	8	43	51
その他家電（炊飯器・電子レンジなど）	58	214	272
家具（タンス・テーブル・イス類）	53	73	126
寝具（フトン・ベッド）	19	52	71
畳	275	0	275
暖房器具（ストーブ・ファンヒーター）	14	104	118
その他雑貨	7	174	181
計	536	978	1,514

第２編　災害情報の伝達、避難の実施等

第１章　防災情報の収集と発信

１　町からの避難勧告等の発信

（１）避難勧告等の判断指標

検証項目１　**避難準備情報（洪水）の判断指標**

検証の視点　**避難準備情報（洪水）の判断指標**

避難準備情報とは、避難の準備、あるいは災害時要援護者が避難を開始するために発表するものである（表１）。

町地域防災計画では、避難準備情報の発信を判断する指標として、千種川上三河、佐用川佐用、志文川三日月のはん濫注意水位等を、はん濫注意水位の設定がない千種川久崎、佐用川円光寺では、はん濫注意相当水位（参考水位）を用いている（表２）。

災害当日、河川水位計（量水標）のはん濫注意水位到達時間は、佐用川佐用２．８m午後５時３０分、千種川上三河２．１m午後８時５０分及び志文川三日月１．６m午後１０時２０分で、佐用川円光寺のはん濫注意相当水位３．０m到達時間は午後４時３０分であったが（表３）、町では、この時間には避難準備情報を発信していない。

千種川久崎の水位計データは午後３時５０分以降２．８８mを示していた。

８月９日午後７時４５分に佐用川円光寺水位３.７m超過（避難判断相当水位）による河川監視警報システムのサイレン吹鳴があり、町では、避難準備情報として久崎地区に「１時間後には、はん濫危険相当水位に達する見込みであるため、今後の避難情報に注意してください」と防災行政無線による放送を行った。

また、佐用地区川原町の住民から家屋浸水の連絡を受け副本部長（副町長）が防災行政無線による放送を指示し、午後８時５６分と同５９分に避難準備情報として佐用地区川原町に対し避難を促す放送を行ったが、久崎地区、佐用地区川原町以外の地域に対しては、避難準備情報を発信していない。

【主たる要因】

町では、過去最大の災害（平成１６年９月の台風第２１号災害）の経験をもとに対応しようとしており、住民への情報発信は、はん濫注意水位超過だけではなく、気象などの状況が悪化することが明らかになった時点で発信するものと考えていた。

午後４時３０分、佐用川円光寺では、はん濫注意相当水位の３．０mを超過したが、雨は小降りであり、空も明るくなっていたことから、住民への避難準備情報の発信が必要ないと考え、情報の発信は行っていない。

午後５時３０分には佐用川佐用ではん濫注意水位に到達したものの、その後、降雨は小康状態となり一時河川水位が下がったことなどから、神戸海洋気象台は大雨洪水警報を継続していたが、状況が悪化するとは考えず、この段階では、町は避難準備情報の発信を行っていない。佐用地区において、避難を促す放送を行ったのは、住民からの連絡を受けて直ちにであった。

また、平成１６年９月の災害で最も早く浸水が始まった久崎地域の佐用川円光寺地点及び千種川久崎地点の水位上昇に、最大の注意を払っており、佐用川円光寺の水位は上昇を続けていたが、千種川久崎の水位計データは、午後３時５０分以降２．８８ｍ（はん濫注意相当水位以下）を示したまま水位の上昇が見られなかった（後日、故障が判明したが、当日は故障に気づかなかった）。

検証項目２　避難勧告（洪水）の判断指標

検証の視点　避難勧告（洪水）の判断指標

避難勧告は、対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものである（表１）。

町地域防災計画では、避難勧告の発令を判断する指標として、千種川上三河、佐用川佐用及び志文川三日月の避難判断水位、避難判断水位の設定がない千種川久崎及び佐用川円光寺では参考水位を用いており（表２）、避難判断水位に達した時、県は、その旨を町へ通知、町はこれを受けて、住民等へ防災行政無線等で通知することになっている。

災害当日、河川水位計（量水標）の避難判断水位到達時間は、佐用川佐用３．０m午後７時５８分、千種川上三河２．５m午後９時３８分及び志文川三日月１．８８m午後１０時５０分で、佐用川円光寺の避難判断相当水位３．７mの到達時間は午後７時４５分であったが（表４）、町ではこの時間には住民への通知は行わず避難勧告も発令していない。

午後８時半頃より、各地区から被害を訴える電話が急増する中、佐用地区新町の住民から山からの水で家屋が浸水しているとの連絡を受け、副本部長（副町長）が、避難勧告発令の指示を行い、午後９時１０分に防災行政無線で佐用地区新町に避難勧告の放送を行った。

さらに、地域からの被害の情報、河川監視警報システムで得た情報での佐用川円光寺の河川水位が上昇を続けていることに加え、フェニックス防災システムの情報では佐用地域の雨量が継続して増加していたことから、本部長・本部室部長・本部室副部長が協議し、午後９時２０分に全町に避難勧告の放送を行った。

避難判断水位到達と避難勧告発令の時間経過について今回の災害と平成１６年９月２９日の災害を比較した場合、今回は、避難判断水位到達から１時間２２分後に避難勧告を発令しており、平成１６年９月２９日旧佐用町では

１時間１５分後、旧南光町では１時間２０分後であり、旧上月町では避難勧告は発令されていない。避難判断水位等到達から避難勧告発令までには平成１６年９月２９日の佐用町における過去最大の災害と同様の時間を要している（表５）。

【主たる要因】

佐用地区新町においては、最初に避難勧告を発令したが、そのきっかけは、近傍観測点の避難判断水位を超えたことではなく、その後の住民からの浸水の連絡によるものであった。佐用町では、平成１５年以降、避難判断水位を超えた洪水が５回発生しており、うち３回は避難勧告を発令しておらず、被害も発生してない。（表５）

避難判断水位超過後に浸水被害が発生した洪水は、平成１５年以降では平成１６年台風第２１号災害のみであった。この際にも、避難勧告を発令したタイミングは、避難判断水位超過の時点ではなく、現場からの状況連絡に基づくものであった。こうした過去の経緯から、避難勧告発令の判断が、避難判断水位の超過のみならず、現場からの報告を重視する傾向となっていたと考えられる。

南光地域でも、千種川上三河の水位、三日月地域では志文川三日月の水位は避難判断水位に到達していなかったが、地域からの被害の通報情報などから、全町に避難勧告の放送を行うこととなった。

なお、町では、過去から避難準備情報と避難勧告を明確に区分しておらず、午後８時５６分と同５９分に佐用地区川原町に対して行った避難を促す放送と午後９時１０分に佐用地区新町への避難勧告の放送内容に大きな違いはない。

検証項目３　避難指示（洪水）の判断指標

検証の視点　避難指示（洪水）の判断指標

避難指示は、被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のために立ち退かせるものである（表１）。

町地域防災計画では、避難指示の発令を判断する指標となるような基準水位は設定をしておらず、堤防の決壊、堤防等からの漏水、越水を確認したときなどを指標として避難指示を発令することとしている（表２）。

今回の災害では、町では避難指示を発令していない。

【主たる要因】

町地域防災計画では、避難指示発令の指標となる水位の基準等を定めておらず、過去の災害においても避難指示を発令したことはなかった。

今回の災害では、午後９時２０分に全町に避難勧告を行ってほどなく、午

後９時３０分頃に役場玄関入口扉の破損により急激に浸水し間もなく停電したため、２階を災害対策活動の場とした。混乱した状況の中で、地域の被害状況の把握もままならず、避難勧告の避難指示への切替を検討できる状態ではなかった。

検証項目４　避難準備情報、避難勧告、避難指示（土砂災害）の判断指標

検証の視点　**避難準備情報、避難勧告、避難指示（土砂災害）の判断指標**

町地域防災計画では、土砂災害に係る避難準備情報・避難勧告の発信の判断は、県の土砂災害情報提供システムの情報を指標として行うこととしている。また、土砂災害に係る避難指示を発令するための現地情報による基準として近隣で土砂災害が発生したとき、近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたときを定めている（表６）。

県と気象台では連携して土砂災害警戒情報を発表しており、８月９日午後８時１０分宍粟市と佐用町に土砂災害警戒情報が発表された。

町では、ひょうご防災ネットのメール配信で土砂災害警戒情報を受信、本部長指示により、午後８時２９分全町を対象に「土砂災害警戒情報が発表されました。家の裏山の急なところは特に土砂災害に注意してください。危険を感じたらすぐに安全なところに避難してください。」と、防災行政無線による放送を行った。この時点で避難勧告は発令していない。

【主たる要因】

土砂災害警戒情報は、町全域を対象に発表される。佐用町では町全域にわたって土砂災害危険区域が多数指定されていることから、避難指示の発令が必要となるような、特に危険性が高く避難を必要とする地区を、土砂災害警戒情報だけで、直ちに特定することは難しい。

そこで、佐用町では全町に対して、土砂災害警戒情報の発表を周知するとともに、住民に対し危険を感じた際には自主的に避難するよう呼びかけることとなった。

（２）避難勧告等の発令判断のための情報収集

検証項目１　防災情報機器等による情報収集

検証の視点　**防災情報機器等による情報収集の状況**

町地域防災計画では、気象庁から提供される防災気象情報提供システム及び国土交通省から提供される市町村向け「川の防災情報」等を活用した情報収集を行い、住民等へ的確な情報提供及び避難誘導を行うこととしている。

気象情報については、防災気象情報提供システムに加え、フェニックス防

災システムにより、降水分布状況や雨雲分布予想などを確認していた。なお、午後８時１０分に宍粟市と佐用町に対して発表された土砂災害警戒情報については、県の「ひょうご防災ネット」のメール配信から取得した。

河川水位の状況については、市町村向け「川の防災情報」で各河川の観測点の水位情報を監視していた。ただし、最大の注意を払っていた千種川久崎の水位計データは、午後３時５０分以降２．８８ｍ（はん濫注意相当水位以下）を示したまま水位の上昇が見られなかった。後日、故障であったことが判明したが、当日は故障に気づかなかった。

ただし、久崎地区については、この地区専用に整備していた河川監視警報システム（千種川久崎、佐用川円光寺のみを対象）により、佐用川円光寺で避難判断相当水位の超過時点で覚知することができ、防災行政無線で住民への放送を行った。また、佐用川佐用、千種川上三河、志文川三日月の水位計については、避難判断水位を超過した段階で、フェニックス防災システムが、ポップアップで通知する機能があった。ただし、午後７時５８分の佐用川はん濫警戒情報（避難判断水位到達情報）について本部室ではその確認作業をしていない。

【主たる要因】

千種川、佐用川、志文川の水位データは、川の防災情報システム等により入手できるが、大日山川、幕山川などの小河川にはテレメーター水位計が設置されておらず、水位情報の収集ができなかった。

また、水位計データの収集にあたり、複数個所のデータを同時に確認することが不十分であったため、佐用町全域の状況把握や、水位計故障の覚知が難しかった。

フェニックス防災システムで伝えられた、午後７時５８分の佐用川警戒情報は、同時刻に東海地方の地震情報が多数ポップアップで通知されたため（午後７時５８分から午後８時の２分間に１６回）、見落としている。

検証項目２　パトロールや電話等による情報収集

検証の視点　パトロールや電話等による情報収集の状況

午後８時頃までは、各対策部や各地域対策部によるパトロールを行っていた。

建設対策部では、午後４時頃幕山川・大日山川合流地点のパトロールを行ったが異常はなかった。午後６時過ぎ甲大木谷集落の道路への土砂の流入現場の確認を行い、午後７時３０分頃には水谷線智頭線高架下道路で土砂の流入による通行止めを行った。午後８時から豊福、平福のパトロールを行い、午後９時過ぎ頃に帰庁しようとしたがすでに町中心部が浸水しており、本庁舎に帰ることができず町民プールで待機した。また、途中から対策本部に電

話がつながらなくなり連絡が取れなくなった。
　消防本部では、午後５時４６分危険箇所のパトロールに２隊出動し、午後７時２０分帰署（山田～幕山～大酒各地増水あるも異常なし）、午後７時３２分帰署（石井～三河～米田各地増水あるも異常なし）した。
　佐用地域対策部では、午後８時１８分頃から佐用川のパトロールを行い、川の越水はなかったが、山からの水や内水による一部浸水の確認を報告した。午後９時２０分頃、再度パトロールを試みたが、浸水によりできなかった。
　上月地域対策部では、午後７時４０分頃に久崎地区のパトロールを行い、同地区全体で内水による道路冠水が発生していることを確認し報告した。
　本部では、午後８時まで平成１６年９月の災害で被害が大きかった地区の自治会長などへの電話による情報収集、住民からの電話などによる各地域の情報収集を行っていた。

【主たる要因】

　各対策部がパトロールを行っていたが町域が広く、十分な情報を得ることができなかった。また、午後９時以降は急激な浸水によりパトロールに行くことができなかった。なお、パトロールの編成、監視ルート、頻度等についてのマニュアルは作成されていなかった。
　町における過去最大の災害（平成１６年９月の台風第２１号災害）の経験をもとに対応しようとしており、上月地域では平成１６年９月の災害で最も早く浸水が始まった久崎地区及び円光寺地区の自治会長には、町から電話で状況等を確認しているが、その他の地域の状況については、町からの積極的な情報収集を行っていない。
　また、町では夕方以降、住民から寄せられる電話を受け、情報の収集や土のうの手配などの対応をしていたが、午後８時半以降は２２回線の電話全てがふさがる状況となった。次々と寄せられる電話の内容を記録はしていたが、本部内で情報を十分に整理し、分析することは困難であった。
　町では災害対応にあたる職員が行うべき情報収集やその整理・分析などの具体的なマニュアルが整備されていなかった。

（３）避難勧告等の発令の総合的判断と発信

検証項目１　避難勧告等の発信時期

検証の視点　**避難勧告等の発信時期の状況**

　佐用川佐用では、避難準備情報の発表の指標となるはん濫注意水位は、２．８０ｍであった。９日は午後３時頃に雨脚が強まったことにより、午後４時に２．６３ｍ、午後５時には２．７６ｍ、午後５時半には瞬間的に２．８１

mに達した。しかし、午後５時頃から雨は小康状態となったため、水位は下降し、はん濫注意水位以下となった。

しかし、午後７時頃から雨が再び急激に降り始め、水位は急上昇し、日没後の午後７時２０分に再びはん濫注意水位を超過し、わずか３８分後の午後７時５８分には避難判断水位を突破した。

【主たる要因】

午後５時頃の時点では、雨が小康状態であったため、現況の降雨状況や河川水位のみで、避難準備情報の発表を判断することは困難であった。

町では、従前から災害時に神戸海洋気象台に協議した経験がなく、したがって、このたびの災害でも町から同気象台に雨量予測などを問い合わせすることはしていない。

検証項目２　避難勧告等の対象地域

検証の視点　避難勧告等の対象地域の状況

町地域防災計画では、地域別に避難勧告を発令する規定はない。今回の災害では、午後９時２０分に全町を対象として、避難勧告を発令している。

ただし、久崎地区に対しては、午後７時４５分に佐用川円光寺水位の３．７ｍ（避難判断相当水位）超過を受け、防災行政無線放送による避難準備情報を発信した。また、現地情報に基づき、佐用地区川原町には避難準備情報を、佐用地区新町には避難勧告を放送した。

【主たる要因】

町地域防災計画では、避難準備情報および避難勧告を判断する指標として、はん濫注意相当水位および避難判断相当水位を、町内５箇所の水位観測点において定めている。

今回の災害では、これらのうち複数の観測点で、避難判断相当水位を超過したが、そのタイミングには時間差が生じている。避難判断水位到達時間は、佐用川佐用３．０ｍ午後７時５８分、千種川上三河２．５ｍ午後９時３８分及び志文川三日月１．８８ｍ午後１０時５０分で、佐用川円光寺の避難判断相当水位３．７ｍの到達時間は、午後７時４５分であった。

ただし、町地域防災計画には地域別に避難勧告を発令する規定はないため、今回の災害では、水位に基づく、細かな避難勧告の対象範囲の設定は行われなかった。

また、河川水位計のない支流域の各集落などに対しては、避難勧告の指標となるような基準水位等はなく、同様に地域別に避難勧告を発令する規定もない。町には、住民から各集落の情報が多く寄せられたものの、本部内で情報を十分に整理し、分析することは困難であった。そのため、細かく対象範囲を設定した避難勧告の発令は行われなかった。

町からの避難勧告等の発信の改善への提言

提言 41　情報機器をより有効活用した観測情報の収集が必要である。

フェニックス防災システムをはじめ、河川監視カメラ、河川水位予測システムや、インターネットにおける「川の防災情報」など、様々な情報機器やシステムを有効に活用し、気象や河川水位の現況や予測に関する情報を収集する必要がある。河川監視カメラや水位計については、増設することが望ましい。

役場での情報の収集や整理にあたっては、収集する項目に漏れや遅れのないよう、担当者を定める。また、機器の操作手順や留意点（水位計の故障が疑われる場合等）などを記載したマニュアルを作成しておくことが必要である。

なお、河川監視カメラや水位計などの観測機器が設置されない地域については、橋脚等に設置する簡易的な水位指標を活用し、地域住民等による目視情報を収集する仕組みを構築する必要がある。

提言 42　気象台の予報官などとの電話連絡を密にし、より詳細な情報の収集が必要である。

情報機器から収集するデータだけを参考とするのではなく、神戸海洋気象台などの関係機関の担当者に電話連絡し、今後の降雨量の見通しなど、より詳細な情報を収集し、その後の災害対応の参考とすることが必要である。

なお、災害時には、役場には住民からの電話が集中することから、関係機関との連絡を確保するため、防災関係機関からの受電専用の非公開電話番号を設けるとともに、架電時には災害時優先電話を活用することが必要である。

提言 43　町内の各地域の情報をきめ細かく収集し、分析するための仕組みと人材の養成が必要である。

水位計等の観測機器やフェニックス防災システム、気象台等の関係機関からの気象・河川情報等の収集に加え、町内の各地域の状況（がけ崩れの予兆や道路冠水など）をきめ細かに収集する必要がある。そのためには、住民からの情報収集が有効であり、その情報を活用する必要がある。今回の災害においては、住民から電話があり、多くの情報が役場に集まったものの、その情報量が膨大であったため、的確に情報を整理することは容易ではなかった。

住民から寄せられる多くの情報を、効率的に処理・分析し、その後の災害対応に活かせるような仕組みを構築する必要がある。具体的には、本部要員が漏れなく受電内容を記録できるよう様式を統一するなど、情報収集・整理作業の効率化を図る。また、収集した情報のなかから、緊急性の高い情報については、迅速に本部内で共有化できるよう、作業フローも定める必要がある。さらに、電話を記録する担当者とは別途、収集・整理した情報の分析を

する担当者を設けるとともに、的確な分析ができるように、分析担当者となる人材を育成していくことが必要である。

なお、避難勧告等の発令については、収集した情報の分析等を行う本庁の災害対策本部が発令することを基本とする。支所は管轄地域の情報収集、本庁への連絡、消防団や自主防災組織との連携を担当することを基本とする。

災害時には、被害が大きな地域の情報が入らないことが多いため、情報が入ってこない所や孤立集落となる可能性がある所には、町から積極的に情報の収集に努める必要がある。

また、各地域の状況を漏れなく迅速に収集できるよう、あらかじめ各地域の自主防災組織などに、役場と情報交換を行う担当の町民を複数人定めておくなど、住民による「災害モニター（仮称）」制度を構築することも望まれる。

この場合、浸水の情報や被害情報など必要な情報の基本となるものや集落ごとに定点観測をする場所をあらかじめ決めておく必要がある。

提言 44　避難勧告等の発令の方針を明確にし、住民の理解を得ておくことが必要である。

今回の災害においては、避難勧告発令の基準となる避難判断水位超過から溢水までの時間が極めて短かった。浸水後の屋外での移動行動は危険であることから、屋外での避難行動を促すような避難勧告等を発令する場合には、遅れを避けるため、河川水位等を基に定めた基準超過後は迅速に発令することを基本方針とすることが望ましい。

特に、河川近傍で平屋に住む災害時要援護者など、その避難行動や、地域の支援活動に時間を要する者の安全な避難のためには、避難準備情報は、早期に出すことが必要である。夕方から夜間に向けての時間帯などでは、降雨の予想等によっては、基準水位到達前であっても、発令することが望ましい。

ただし、過去の記録を参照すると、基準に沿って避難準備情報や避難勧告を発令すると、空振りが多く発生することとなるため、あらかじめ住民に対し、その必要性等を周知し理解を得ておく必要がある。

なお、避難指示については、現地の情報などから早急な避災行動を必要とすると認められた場合、発令することが望ましい。

提言 45　対象範囲を細分化して避難勧告等を出すことが望ましい。

今回の水害においては、屋外への避難行動が適切となるタイミングは、町内の全域で同一ではなく、地区によって異なった。今後も、ある地区で早急に家屋から避難することが望ましい時に、他地区では既に屋外への避難は不適切な場合が想定される。その一方で、過度に広域への避難勧告等の発令を繰り返すことは、避難勧告等への信頼度を損ねるおそれがある。したがって、避難勧告等を発令する際には、適切な範囲に避難勧告等を出すことが望ましい。

水位観測点毎に、当該水位観測点で水位が上昇した際に、浸水等の危険の

想定される概ねのエリアをあらかじめ整理し、周辺住民に周知しておく必要がある。そして、洪水時、当該水位観測点で水位が上昇した際には、事前に整理したエリアを参考に、各種の情報機器や関係機関、住民や災害モニターから収集した情報から、総合的に判断し、避難勧告等の発令範囲を決定する必要がある。

参考となる水位観測点がない地域や、土砂災害の危険な地域に対して避難を勧告する場合にも、各種の収集した情報をもとに、支所単位などで発令することが望ましい。

提言46　避難勧告等の放送の内容を工夫する必要がある。

夜間や冠水時においては、避難所へ避難すること自体が危険で、自宅の２階や近くの安全な場所に避難することが望ましい場合など、放送する時間や避難すべき場所、周囲の状況等を踏まえ避難勧告等の放送内容を工夫する必要がある。

この場合、町及び自治会が発信する防災情報の内容や放送に伴った住民の行動など情報発信する情報の基準を整理する必要がある。

避難勧告等発令の判断から時間をおかずに放送を行うことができるよう、あらかじめ様々な状況に応じた放送文案を用意しておく必要がある。

提言47　避難勧告等以外にも、住民の避難や防災活動等を支援するため、きめ細かな情報発信が必要である。

住民や自主防災組織が、避難や災害時要援護者の支援など、防災活動を行うための参考情報として気象、河川水位などの情報を、きめ細かく発信する必要がある。

災害時に適切に情報を発信するため、あらかじめ災害の態様毎に発信する対象者、発信方法、広報内容などを計画しておく必要がある。例えば、土砂災害においては、土砂災害警戒情報が発表されたときには、危険箇所が全町に数多く分布することから、迅速に全町を対象に、全町一斉の防災無線や携帯メール等を用いて発信する。広報内容としては、土砂災害警戒情報の発表内容とともに、気象台から収集した今後の雨量の見通しなどの情報や、前兆現象の具体的な例示のほか、前兆現象を覚知した際には近隣への連絡に加えて早期に家を離れて避難することなどの行動指針を迅速に発表できるよう、計画・準備をしておくことが必要である。

提言48　自治会では、町からの情報や集落の状況に基づき、集落内放送をすることが望ましい。

自治会では、町から発信される避難勧告などの防災行政無線放送の放送内容を踏まえ、地区遠隔端末装置（集落内放送）を活用し、集落内に向けて、より集落に適した内容の放送をすることが望ましい。

また、規定などを整備し、緊急性が高い場合などには、町からの避難勧告

等の有無に関わらず、集落の状況に応じた放送を、独自に自治会が行うことができるようにすることが望ましい。この場合においては、速やかに自治会から町に報告する必要がある。

このため、町は、自治会が災害時に集落内放送を行う考え方・ルールを示す必要がある。集落では、町から示されたルールなどに即して、平時より、各集落に適した放送文案などを作成しておくことが望ましい。

提言 49　町から発信する防災情報やハザードマップに関する住民への周知啓発が必要である。

災害時に町から発信する防災情報の考え方や意味・内容等について、平時から、研修会の開催やパンフレットなどにより住民の理解や協力を得られるよう啓発活動が必要である。

ハザードマップについても周知を図ることが必要である。その際、今回の災害においては、ハザードマップ上で浸水シミュレーションの計算対象外となっていた支流域でも浸水被害が発生していることから、浸水深の着色がされていていない支流域についても浸水のおそれがあることも併せて周知しておく必要がある。

また、ハザードマップの作成にあたっては、浸水深を示すのみならず、自宅建物の条件や洪水時の流速などを勘案し、住民が安全確保をするための行動をとる際に参考となるように検討していくことが必要である。

（参考資料）

【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

１　気象情報等の収集伝達

（１）気象情報

神戸海洋気象台は、次の気象情報を発表する。

本町が属する予報区は、兵庫県南部（一次細分区域名）、播磨北西部（二次細分予報区）である。

■注意報・警報の種類

<table>
<tr><td rowspan="2">注意報</td><td>気象注意報</td><td>風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・なだれ注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報</td></tr>
<tr><td colspan="2">洪水注意報、浸水注意報、地面現象注意報</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警報</td><td>気象警報</td><td>暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報</td></tr>
<tr><td colspan="2">洪水警報、浸水警報、地面現象警報</td></tr>
<tr><td colspan="2">記録的短時間大雨情報</td><td>１時間雨量で 100㎜ 以上の降水が観測された場合</td></tr>
</table>

（２）水防活動用気象注意報・警報

神戸海洋気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。

発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

町（本部室）は、神戸海洋気象台から防災気象情報提供システムにより連絡を受け、町長へ報告するとともに、庁内関係者へ伝達する。

■水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

（３）水防警報

町は、水防警報の通知を受けたときは、消防団に待機又は出動の措置をとらせる。

（４）水位周知河川（水位情報周知河川）の情報

県は、次の河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達した時、その旨を町へ通知するとともに、報道機関へ伝達することになっている。

町は、県からの連絡を受け、住民等へ防災行政無線等で通知する。

■水位周知河川（水位情報周知河川）の対象河川

河川名称	水位計	はん濫注意水位（警戒水位）（m）	避難判断水位（特別警戒水位）（m）	はん濫危険水位（危険水位）相当水位（m）
千種川	上三河	2.10	2.50	
佐用川	佐用	2.80	3.00	
志文川	三日月	1.60	1.80	
千種川	久崎	3.60（注	4.20（注	
佐用川	円光寺	3.00（注	3.70（注	

2　避難の勧告・指示等の伝達

町は、防災行政無線、広報車、インターネット、ファクシミリ、サイレン等多様な情報伝達手段を準備、活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報をわかりやすく伝える。

本部室は、関係各対策部及び関係機関に、避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

（1）避難勧告・指示等の伝達経路

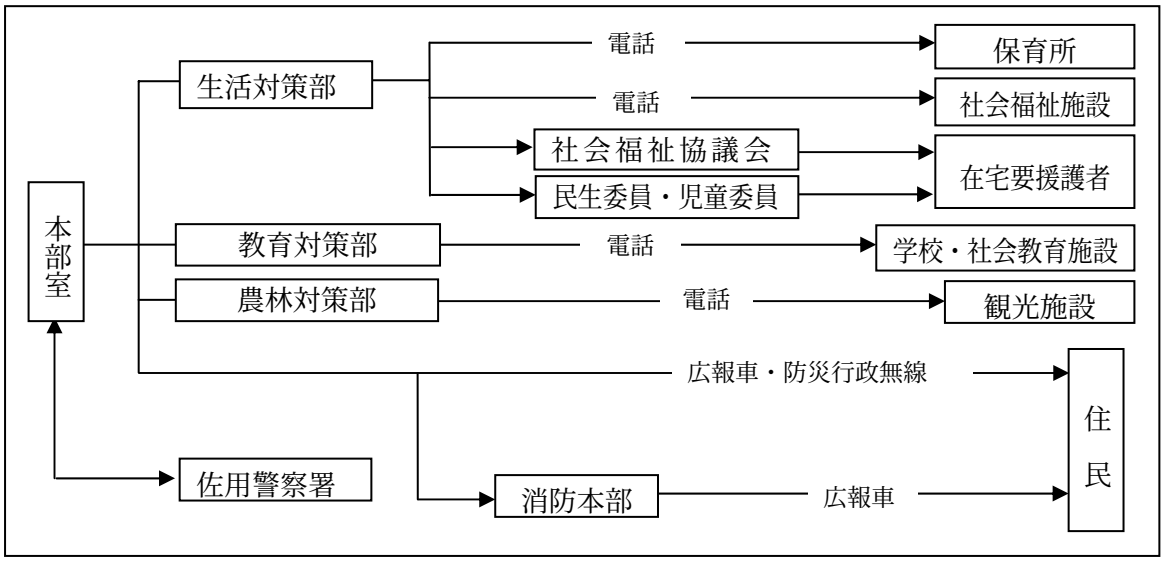

（2）避難時の伝達事項例

○避難の理由
○避難先
○避難時の服装、携行品等
○避難勧告・指示の対象区域
○避難経路
○避難行動における注意事項

（3）防災行政無線による伝達

□ **避難準備信号**

サイレン5秒　　サイレン5秒　　サイレン5秒
サイレン――― (休止10秒)――― (休止10秒)――― (休止10秒)
警　鐘　◎　休止　◎　休止　◎　休止
（○○川△△地点の水位が、避難判断水位に達しました。1時間半後には、はん濫危険水位に達する見込みです。○○集落の方は、避難情報に注意してください。）

□ **避難信号**

ｻｲﾚﾝ１分　　ｻｲﾚﾝ１分　　ｻｲﾚﾝ１分

サイレン――――――　(休止５秒)――――――(休止５秒)――――――

警　　鐘　　(乱 打)……

避難勧告　（○○集落に避難勧告が発令されました。○○川がはん濫する危険がありますので、○○○へ避難してください。）

避難指示　（○○集落に避難指示が発令されました。○○川はん濫の危険性が非常に高くなっています。ただちに○○○へ避難してください。）

（４）その他の伝達方法

広報車による伝達

町・消防本部等の広報車により避難地区を巡回して周知する。

さよう安全安心ネットによる情報発信

「さよう安全安心ネット」登録者に、携帯電話メールで情報発信する。

さようチャンネルによる情報伝達

CATV「さようチャンネル」で文字放送を基本に情報を伝達する。

３　避難の勧告・指示の発令等

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難の勧告・指示に先立ち、住民の避難準備と災害時要援護者等の避難開始を促すため、避難準備情報を伝達する。

避難勧告は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。

避難指示は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

なお、避難の状況判断にあたっては、上下流域の状況や、ホットラインを通じた気象台からの助言、河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

（１）避難の種類

区　　分	内　　容	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	・避難の準備、あるいは災害時要援護者が避難を開始するために発表するもの	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動開始
避難指示	・被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のために立ち退かせるもの	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

（２）避難勧告・指示等の基準

避難勧告・指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- □ 火災等の災害拡大により、住民の生命に危険が認められるとき
- □ がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき
- □ 洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等（下表）に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき
- □ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき
- □ その他災害の状況により、本部長（町長）が必要と認めるとき

（３）避難の種類及び発令基準（洪水）

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第 14 条）については、避難判断水位（特別警戒水位）（水防法第 13 条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行なう。

種　　類	水位周知河川 （水位情報周知河川）	左記以外の中小河川、又は川に排水できずにはん濫した水（内水）時
対象河川	千種川・佐用川・志文川	左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
避難準備情報	・基準観測点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測されるとき。 観測点　はん濫注意水位（m）（警戒水位） 《千種川》　上三河（県）　2.10 《佐用川》　佐　用（県）　2.80 《志文川》　三日月（県）　1.60 《千種川》　久崎　3.60(注 《佐用川》　円光寺　3.00(注	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。 ・各河川で堤防の決壊（破堤）、氾濫の危険性が高いとき。
避難勧告	・基準観測点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき。 観測点　避難判断水位（m）（特別警戒水位） 《千種川》　上三河（県）　2.50 《佐用川》　佐　用（県）　3.00 《志文川》　三日月（県）　1.80 《千種川》　久崎　4.20(注 《佐用川》　円光寺　3.70(注	・近隣で浸水が拡大
	・河川管理施設の異常（漏水（堤防等からの漏水）等）を確認したとき。	
避難指示	・はん濫危険水位（危険水位）（相当水位）に到達したとき。 観測点　はん濫危険水位(m)（危険水位） 《千種川》　上三河（県）　---- 《佐用川》　佐　用（県）　---- 《志文川》　三日月（県）　----	・近隣で浸水が床上に及んでいるとき。
	・河川管理施設の決壊(堤防の決壊)、大規模異常(亀裂、大きな漏水（堤防等からの漏水）等)、越水（堤防等から水があふれる）を確認したとき。	

(注)《千種川》久崎・《佐用川》円光寺は、避難判断水位を設定していないため、参考水位を表示

（４）避難の種類及び発令基準（土砂災害）

土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域については、県の土砂災害情報提供システムの土砂災害警戒情報を指標として判断する。また、判断にあたっては、気象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。なお、土砂災害情報提供システムが構築されるまでの間は、以下の表のとおり、現地情報によ

る基準、およびレーダ雨量、テレメータ雨量等を指標として、消防庁の基準により各土砂災害危険箇所の判断を行う。

種　　類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量（消防庁）		
区　　分	－	・前日までの連続雨量が100㎜以上あった場合	・前日までの連続雨量が40～100㎜の場合	・前日までの降雨がない場合
避難準備情報	・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。	・当日の日雨量が50㎜を超えたとき。	・当日の日雨量が80㎜を超えたとき。	・当日の日雨量が100㎜を超えたとき。
避難勧告	・近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。	・当日の日雨量が50㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。	・当日の日雨量が80㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。	・当日の日雨量が100㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。
避難指示	・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。	同上	同上	同上

4　避難勧告判断を行うための各種情報収集

（1）防災気象情報提供システム等の活用

町は、気象庁から提供される防災気象情報提供システム及び国土交通省から提供される市町村向け「川の防災情報」等を活用し、住民等へ的確な情報提供及び避難誘導を行う。

（2）通信機能の確保

町（本部室）及び防災関係機関は、勤務時間の内外を問わず、所管の通信、同報設備等の機能、電源等を確認し、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・ＦＡＸ	災害対策本部・地域対策部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台～災害対策本部・消防本部
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部・消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫県衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～地域対策部・県・近隣市町・防災関係機関
	町防災行政無線（固定系）	災害対策本部～住民等・災害現場・避難所・防災関係機関
	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場
	携帯電話	災害対策本部～災害現場

（3）通信設備・情報の管理

町（本部室）及び防災関係機関は、無線機等の管理、災害時情報連絡への専従者の配置等により、情報を一元管理する。

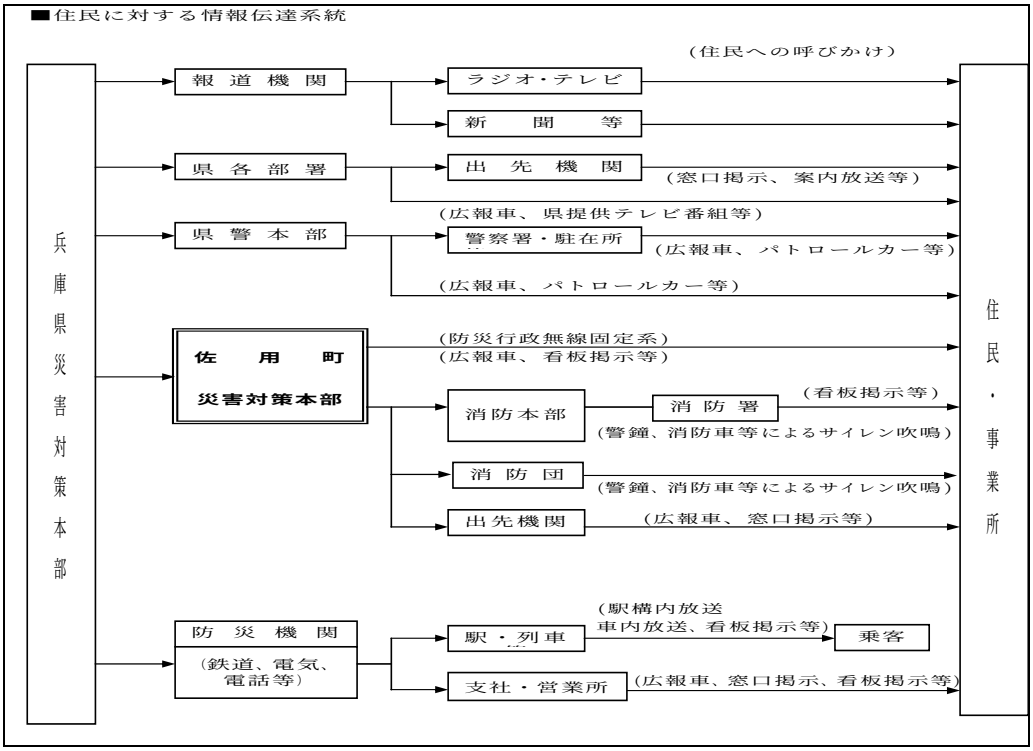

（4）発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある異常な現象（火災、異常水位、がけ崩れ、地すべり等）を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

本部室は、異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、神戸海洋気象台及びその事象に関係のある機関に通報すると共に、必要に応じて住民に周知徹底する。

5　表１～表６

（表１）避難の種類、避難勧告・指示等の基準

■避難の種類

区分	内容	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	避難の準備、あるいは災害時要援護者が避難を開始するために発表するもの	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動開始
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のために立ち退かせるもの	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

■避難勧告・指示等の基準

避難勧告・指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

□ 火災等の災害拡大により、住民の生命に危険が認められるとき

□ がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき

□ 洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等（下表）に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき

□ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき

□ その他災害の状況により、本部長（町長）が必要と認めるとき

（表２）避難の種類及び発令基準（洪水）

■避難の種類及び発令基準（洪水）

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第14条）については、避難判断水位（特別警戒水位）（水防法第13条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行なう。

種　類	水位周知河川 （水位情報周知河川）	左記以外の中小河川、又は川に排水できずにはん濫した水（内水）時
対象河川	千種川・佐用川・志文川	左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
避難準備情報	・基準観測点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測されるとき。 観測点　はん濫注意水位（m）（警戒水位） 《千種川》　上三河（県）2.10 《佐用川》　佐　用（県）2.80 《志文川》　三日月（県）1.60 《千種川》　久崎　3.60(注 《佐用川》　円光寺　3.00(注	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。 ・各河川で堤防の決壊（破堤）、氾濫の危険性が高いとき。
避難勧告	・基準観測点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき。 観測点　避難判断水位（m）（特別警戒水位） 《千種川》　上三河（県）2.50 《佐用川》　佐　用（県）3.00 《志文川》　三日月（県）1.80 《千種川》　久崎　4.20(注 《佐用川》　円光寺　3.70(注	・近隣で浸水が拡大
	・河川管理施設の異常（漏水（堤防等からの漏水）等）を確認したとき。	
避難指示	・はん濫危険水位（危険水位）（相当水位）に到達したとき。 観測点　はん濫危険水位(m)（危険水位） 《千種川》　上三河（県）　---- 《佐用川》　佐　用（県）　---- 《志文川》　三日月（県）　----	・近隣で浸水が床上に及んでいるとき。
	・河川管理施設の決壊(堤防の決壊)、大規模異常(亀裂、大きな漏水（堤防等からの漏水）等)、越水（堤防等から水があふれる）を確認したとき。	

（注）千種川（久崎）・佐用川（円光寺）についてはは ん濫注意水位、避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示

（表３）各種情報による「はん濫注意水位」到達時間

■はん濫注意水位到達時間（参考水位含む）

河川監視警報システム

・午後４時３０分佐用川円光寺下流地域の水位が３m超過（参考水位）
・午後５時００分千種川米田下流地域の水位が1.8m超過（はん濫注意水位）
・午後５時３０分佐用川佐用下流地域の水位が2.8m超過（はん濫注意水位）
・午後８時５０分千種川上三河下流地域の水位が2.1m超過（はん濫注意水位）
・午後１０時２０分志文川三日月下流地域の水位1.6m超過（はん濫注意水位）

フェニックス防災システム

・午後４時３０分西播磨県民局長の発する水防警報
（佐用川第２号（準備）発令・佐用川佐用地点の水位2.63m）
・午後９時００分西播磨県民局長の発する水防警報
（千種川（上三河）第３号出動・千種川上三河地点の水位2.25m）
・午後１０時２０分西播磨県民局長の発する水防警報
（志文川第３号出動・志文川三日月地点の水位1.61m）

（表４）各種情報による「避難判断水位」到達時間

■避難判断水位到達時間（参考水位含む）

○河川監視警報システム

・午後７時４５分佐用川円光寺下流地域の水位が3.7m超過（参考水位）
・午後７時５８分佐用川佐用下流地域の水位が3.0m超過（避難判断水位）
・午後９時３８分千種川上三河下流地域の水位が2.5m超過（避難判断水位）
・午後１０時５０分志文川三日月下流地域の水位1.88m超過（避難判断水位）

○フェニックス防災システム

・午後７時５８分佐用川はん濫警戒情報
（避難判断水位到達情報・佐用川佐用地点の水位が3.0m到達）
・午後８時１０分西播磨県民局長の発する水防警報
（佐用川第３号出動・佐用川佐用地点の水位3.4m）
・午後９時００分西播磨県民局長の発する水防警報
（千種川上三河第３号出動・千種川上三河地点の水位2.25m）
・午後９時３８分千種川はん濫警戒情報
（避難判断水位到達情報・千種川上三河地点の水位が2.5m到達）

・午後１０時５７分志文川はん濫警戒情報
（避難判断水位到達情報・志分川三日月地点の水位が1.8m到達）

○光都土木事務所から電話で情報伝達

・午後８時３４分光都土木事務所から消防本部に電話で情報伝達
佐用川はん濫警戒情報
（佐用川佐用地点水位3.59m超過・特別警戒水位3.0mを超過）

（表５）避難判断水位の超過履歴

■佐用町における過去の避難判断水位の超過履歴について

	千種川		佐用川		志文川	避難勧告発令の有無 発令時間、発令対象		浸水被害
	上三河	久崎	佐用	円光寺	三日月			
避難判断水位※	2.50	(4.20)	3.00	(3.70)	1.80			
H15.8.8	0.60	(1.71)	2.12	(3.88)	0.38	×		×
H16.8.31	3.58	(4.56)	2.55	(3.07)	1.84	×		×
H16.9.29	4.04	(5.93)	4.15	(6.75)	2.46	○	9/29　18:45佐用町490世帯 9/29　18:00南光町13世帯	○
H16.10.20	2.71	(4.30)	2.96	(4.01)	1.70	×		×
H18.7.19	3.19	(4.79)	3.27	(4.71)	2.16	○	7/19　05:00久崎集落186世帯 7/19　05:30家内集落26世帯	×

※　履歴対象はH15年7月～H21.8月水害前までの間

※　水位は毎正時データであり、当日の最高水位を記載

※　久崎(千種川)・円光寺（佐用川）は避難判断水位を設定していないため、参考水位を表示

※　黄着色は避難判断水位（参考水位含む）を超過

※　H16.9.29の避難判断水位到達時刻は、上三河16:40、佐用17:30

※　H18.7.19の避難判断水位到達時刻は、久崎04:10

（表６）避難の種類及び発令基準（土砂災害）

■避難の種類及び発令基準（土砂災害）

土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域については、県の土砂災害情報提供システムの土砂災害警戒情報を指標として判断する。また、判断にあたっては、気象台や県土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。なお、土砂災害情報提供システムが構築されるまでの間は、以下の表のとおり、現地情報による基準、およびレーダ雨量、テレメータ雨量等を指標として、消防庁の基準により各土砂災害危険箇所の判断を行う。

種　類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量（消防庁）		
区分	―	前日までの連続雨量が100㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100㎜の場合	前日までの降雨がない場合
避難準備情報	・近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50㎜を超えたとき。	当日の日雨量が80㎜を超えたとき。	当日の日雨量が100㎜を超えたとき。
避難勧告	・近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。
避難指示	・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。	同上	同上	同上

第２章　町からの避難勧告等の伝達

１　町からの避難勧告等の伝達

（１）町からの伝達

検証項目１　**防災行政無線による情報伝達**

検証の視点　**防災行政無線による情報伝達の状況**

町地域防災計画では、防災行政無線等の管理、災害時情報連絡への専任担当者の配置等により、情報を一元管理する計画となっていたが、今回の災害時には、専任担当者は配置されなかった。

また、防災行政無線を使った避難準備情報や避難勧告などは、サイレンを伴った「緊急時放送」により放送を行うことになっていたが、実際には、サイレンを伴わない「通常放送」を行った。（「緊急時放送」は、同時刻に集落放送が流れている場合に割り込み放送ができるが、通常放送は同時刻に集落放送が流れていると、発信内容が放送されない仕様となっている。今回の災害では、そうした事例はなかった。）

【主たる要因】

連絡の専任担当者については、町地域防災計画に記載されてはいたものの、具体的な個人への指定はなく、所属も定めていなかった。そのため、専任担当者は配置されなかった。

情報の収集、伝達は、総務対策部が行う役割分担となっていた。総務対策部には、平時に防災行政無線を扱っている職員が所属していたが、道路の冠水のため参集できなかった。そのため、本部室に所属する防災担当者が代行することとなった。しかし、防災担当者は、「緊急放送」の機能を知らなかったため、「通常放送」により放送を行った。

なお、佐用町災害復興計画検討委員会のアンケート調査では、避難した人のうち５４．３％と約半数の人は、防災行政無線の放送を聞いていなかった。

検証項目２　**防災行政無線以外による情報伝達**

検証の視点　**防災行政無線以外による情報伝達の状況**

地域防災計画では、緊急時の伝達手段として、防災無線以外に、さよう安全･安心ネット、佐用チャンネル及び広報車等を利用することとなっていた。しかし、さよう安全・安心ネット、佐用チャンネル及び広報車での情報発信は行われなかった。佐用チャンネル以外の放送機関に対しては、町から伝達を行う計画はなく、今回の災害でも情報発信は行われなかった。

また、計画では情報発信先として、社会福祉施設や観光施設などの関係機関に、各担当部署より電話連絡をする計画であったが、連絡は行われなかった。

【主たる要因】

さよう安全・安心ネットは、住民課、消防署、総務課など多くの課が、発信可能なアカウントを取得しており、機能的にはどのパソコンからも発信可能であった。しかし、平時に利用していたのは消防署のみであり、町役場では利用しておらず操作には習熟していなかった。そのため、今回の災害時にも、町役場からは発信されなかった。

なお、さよう安全・安心ネットの登録数は約８８０人（平成２１年８月９日現在）であり、町民の約４％相当にとどまっている。

ケーブルテレビによる「佐用チャンネル」は、操作できる者が、まちづくり課の職員に限定されていた。また、放送を行うには、複数人の職員の参集が必要であった。しかし、今回の災害時には、当日、自宅浸水により、操作可能な職員に参集できなかった者がいたため、必要人数がそろわず、放送ができなかった。なお、庁舎の水没により停電し、非常用発電機も水没したことから機能も停止した。

広報車による情報伝達は、防災行政無線の整備後は、行わなくなっていた。

また、各対策部では、社会福祉施設や観光施設などの関係機関への電話連絡体制・手順等を、事前には具体的に定めておらず、今回の災害時の混乱した状況の中で、連絡が行われなかった。

検証項目３　町からの情報伝達の内容

検証の視点　町からの情報伝達の内容

８月９日午後７時４５分に佐用川円光寺水位３．７m超過（避難判断相当水位）による河川監視警報システムのサイレン吹鳴があり、町では、避難準備情報として久崎地区に「千種川久崎地点　佐用川円光寺地点の水位が避難判断水位に到達したため、ただ今久崎小学校のサイレンが鳴りました。１時間後には、はん濫危険水位に達する見込みです。久崎集落の方は今後の避難情報に注意してください。」と防災行政無線による放送を行った。

ひょうご防災ネットのメール配信で土砂災害警戒情報を受信、本部長指示により、午後８時２９分に全町を対象に「佐用町に土砂災害警戒情報が発表されました。家の裏山の急なところは特に土砂災害に注意してください。危険を感じたらすぐに安全なところに避難してください。」と防災行政無線による放送を行った。

佐用地区川原町の住民から家屋浸水の連絡を受け、副本部長（副町長）が防災行政無線による放送を指示し、午後８時５６分と同５９分に避難準備情

報として佐用地区川原町に対し避難を促す放送を行った（放送内容の履歴なし）。

佐用地区新町の住民から山からの水で家屋が浸水しているとの連絡を受け、副本部長（副町長）が避難勧告発令の指示を行い、午後９時１０分に防災行政無線で佐用地区新町に「新町山側と佐用小の下から佐用川までの間の方は安全なところに避難してください。」と避難勧告を放送した。

地域からの被害の情報、河川監視警報システムの佐用川円光寺の河川水位が上昇を続けていることに加え、フェニックス防災システムでは佐用地域の雨量が継続して増加していたことから、本部長・本部室部長・本部室副部長が協議し、午後９時２０分に全町に「降り続く雨のため非常に危険な状況になっています。このため近くの安全なところに避難してください。避難の際は足元に十分に注意してください。」と避難勧告の放送を行った（表１）が、放送内容の定型化ができておらず、避難準備情報なのか避難勧告なのか明確でなかった。午後８時５６分の放送を避難勧告と思った住民もあった。また、避難指示は発令していない。

【主たる要因】

町では、避難準備情報や避難勧告を意識的に明確な区分をして運用してこなかったことから、今回の災害時に発信した情報の放送内容には時間によって大きな差異がなかった。

災害時に、防災行政無線で発信する内容の文案を用意していたが、１パターンのみであり、住民に状況に応じた行動指針・留意事項等を示す詳細なものではなかった。

町からの避難勧告等の伝達の改善への提言

提言 50　**住民などに迅速・確実に情報を伝達できるよう、既存の情報伝達機器をより有効に活用する必要がある。**

避難勧告等を迅速かつ確実に住民などに伝えるため、防災行政無線、さよう安全・安心ネット、屋外スピーカーの未設置地域や防災行政無線が聞こえにくい地域は広報車、マスコミ各社への様式を定めＦＡＸを送信するなど、多様な手段を用いて、伝達することが必要である。

また、他の情報についてもきめ細かく住民などに伝えられるよう、防災行政無線、さよう安全・安心ネット及び広報車を活用するほか、佐用チャンネルでも河川の増水時に河川監視カメラの映像をリアルタイムで放送する必要がある。

提言 51　**新たな情報伝達手段の導入について検討する必要がある。**

災害時には、適切な情報を多様な伝達手段により迅速に伝達することが必要であることから、より多くの媒体を整備することが望ましい。特に、大雨時に防災行政無線やテレビ等では、十分に伝達の対応ができない屋外の者へ伝達できる媒体である携帯メールについては、さよう安全・安心ネットに加え、町民以外の出張者・旅行者などにも、町から防災情報を伝達することができるエリアメールなどの導入を検討することが望ましい。

将来的には、数多くの伝達手段を通じて、効率的かつ確実に情報を伝達することができるよう、公共コモンズの実用化を視野に入れて検討する必要がある。

※エリアメールとは、ＮＴＴドコモが、国・地方公共団体に提供している有料サービスで契約している自治体では、避難勧告や津波への注意喚起などの防災情報を、自治体内の全てのサービス対応携帯端末へ一斉配信できる。現在は、自治体が発信できるサービスは、ドコモのみのサービスだが、気象庁の緊急地震速報では、他社も同様のサービスを実施するなど、技術的には、すでに実用化されており、加入自治体が増えてくれば、他社もサービス開始するものと期待される。

※公共コモンズとは地上デジタル放送をはじめとする各種メディアにより、地域の安心・安全に関する情報を迅速かつ効率的に地域住民に提供する仕組みで現在、実証実験が行われている。

提言 52　**各種情報機器の操作に習熟した職員の養成が必要である。**

各種の情報機器を緊急時において確実に操作を行うためには、平時から担当者だけでなく多くの者が操作に習熟する必要がある。そのためにはマニュ

アルの整備や研修、訓練を行う必要がある。

また、緊急時に適切かつ迅速に情報提供を行うために発信する伝達文を定型化しておくことも必要である。

再掲 **避難勧告等の放送の内容を工夫する必要がある。**

夜間や冠水時においては、避難所へ避難すること自体が危険で、自宅の２階や近くの安全な場所に避難することが望ましい場合など、放送する時間や避難すべき場所、周囲の状況等を踏まえ避難勧告等の放送内容を工夫する必要がある。

この場合、町及び自治会が発信する防災情報の内容や放送に伴った住民の行動など情報発信する情報の基準を整理する必要がある。

避難勧告等発令の判断から時間をおかずに放送を行うことができるよう、あらかじめ様々な状況に応じた放送文案を用意しておく必要がある。

（参考資料）

【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

１　情報収集・伝達手段の確保

（１）通信機能の確保

町（本部室）及び防災関係機関は、勤務時間の内外を問わず、所管の通信、同報設備等の機能、電源等を確認し、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。

なお、停電、機器の破損等の支障が生じた場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・ＦＡＸ	災害対策本部・地域対策部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台～災害対策本部・消防本部
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部・消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫県衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～地域対策部・県・近隣市町・防災関係機関
	町防災行政無線（固定系）	災害対策本部～住民等・災害現場・避難所・防災関係機関
	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場
	携帯電話	災害対策本部～災害現場

注）通信設備の概要、連絡先は資料編に示す。

（２）通信設備・情報の管理

町（本部室）及び防災関係機関は、無線機等の管理、災害時情報連絡への専従者の配置等により、情報を一元管理する。

（３）代替通信手段の確保

町（本部室）は、町が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

①非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「１０２」をダイヤルし、ＮＴＴ西日本のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

②アマチュア無線の協力要請

兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。

③非常無線通信協議会への要請

兵庫地区非常通信協議会の非常通信経路計画で選定された受付局に、非常通報の発信（伝送）を依頼する。

ア．通報内容

・人命の救助、遭難者の救助に関するもの
・犯罪、交通規制など秩序の維持に関するもの
・防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
・鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の調達、運搬要因の確保などに関するもの
・その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関係して緊急措置を要するもの

イ．設置機関

・警察通信設備
・国土交通省通信設備
・気象庁通信設備
・法務省無線通信設備
・NTT 無線通信設備
・JR 通信設備
・県無線通信設備
・町無線通信設備（消防無線を含む）
・高速道路会社無線通信設備
・関西電力通信設備
・KDDI 無線通信設備
・日本通運無線通信設備
・アマチュア無線局
・NHK、各民放、新聞社の無線通信設備
・各タクシー会社の無線通信設備

（４）情報の伝達系統及び伝達手段

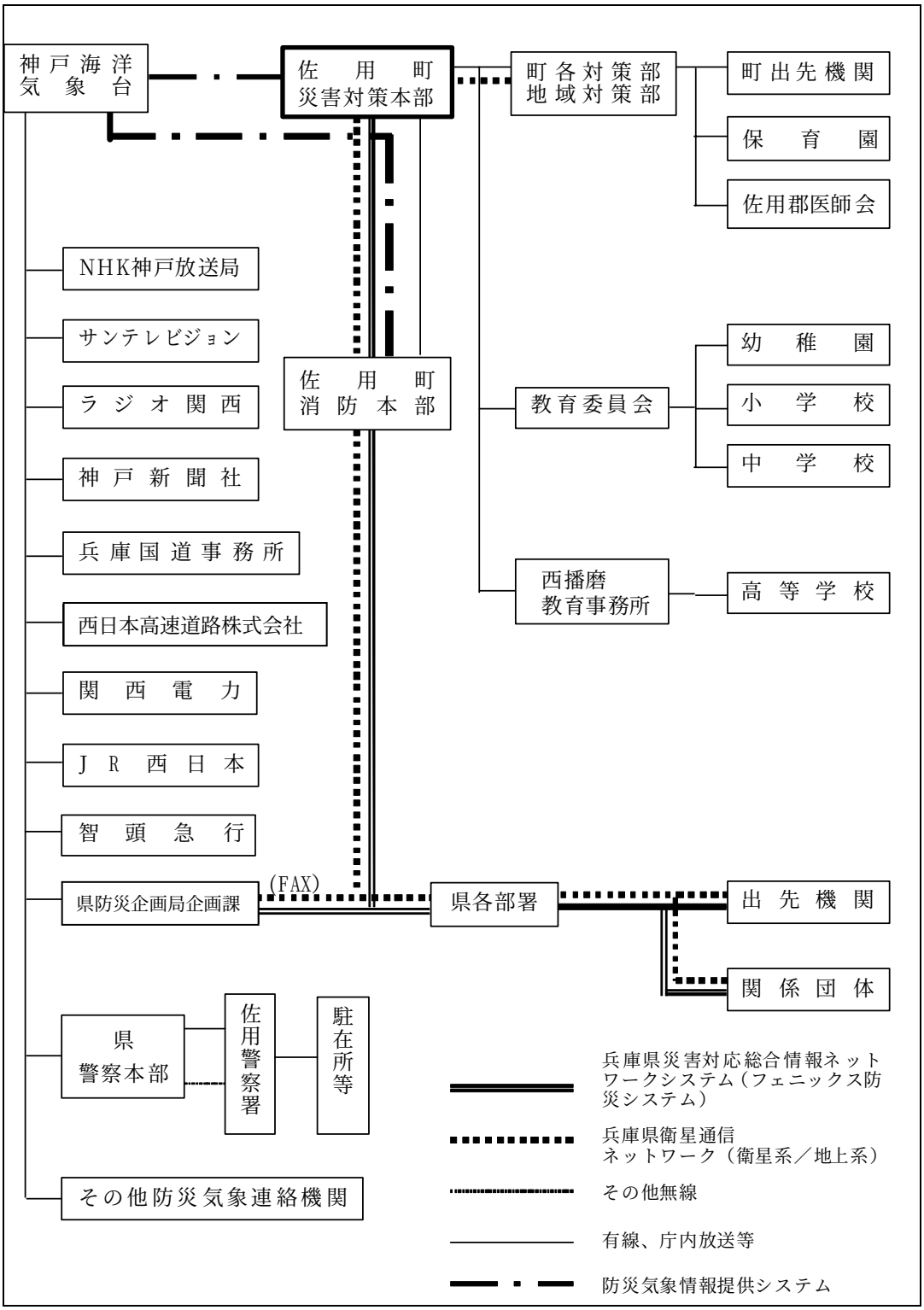

（5）住民に対する情報伝達系統

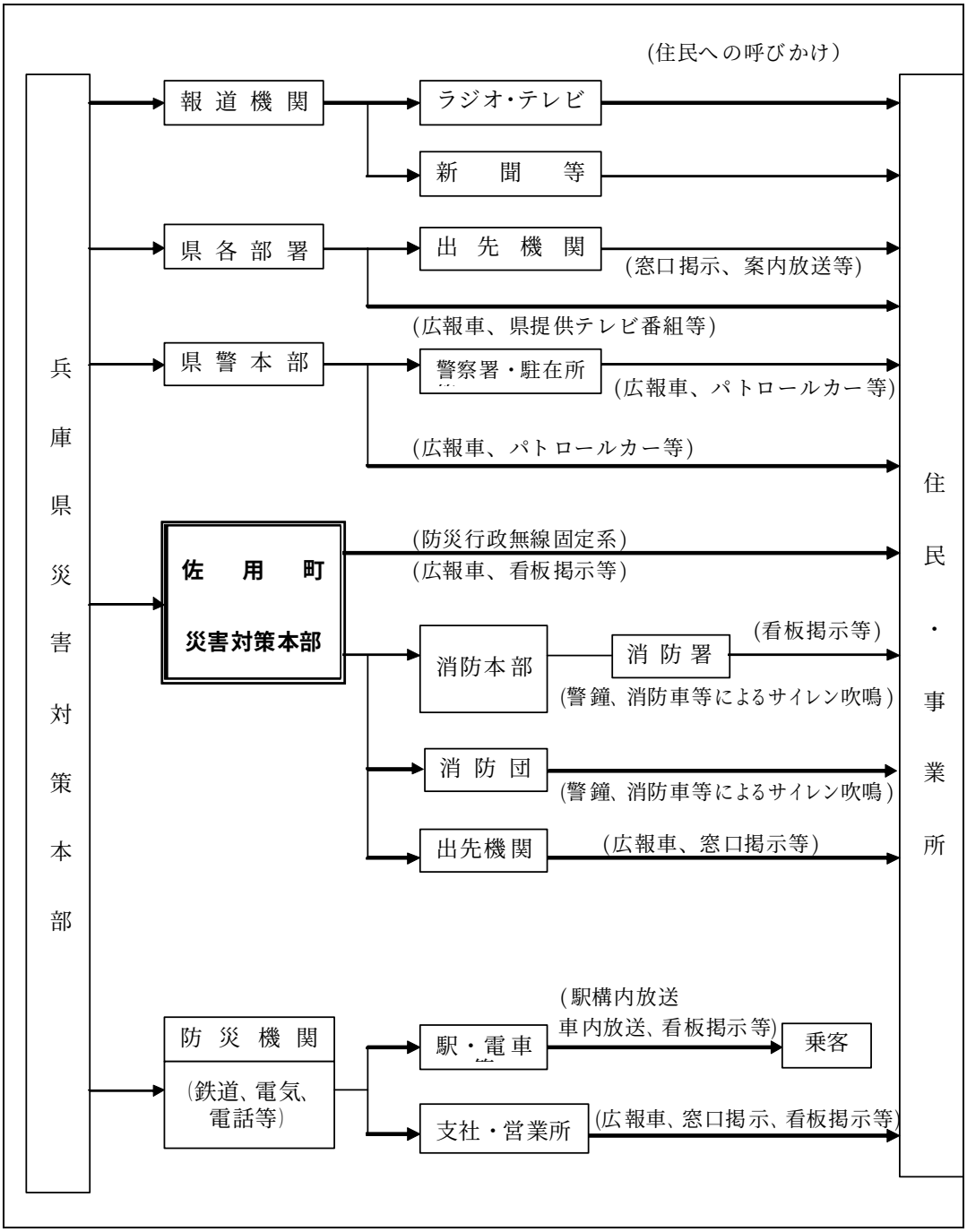

2　気象情報等の収集伝達

（1）気象情報

神戸海洋気象台は、次の気象情報を発表する。

本町が属する予報区は、兵庫県南部（一次細分区域名）、播磨北西部（二次細分予報区）である。

■注意報・警報の種類

注意報	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・なだれ注意報・着雪注意報・霜注意報・低温注意報
	洪水注意報、浸水注意報、地面現象注意報	
警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	洪水警報、浸水警報、地面現象警報	
記録的短時間大雨情報	１時間雨量で 100㎜ 以上の降水が観測された場合	

（2）水防活動用気象注意報・警報

神戸海洋気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。

発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

町（本部室）は、神戸海洋気象台から防災気象情報提供システムにより連絡を受け、町長へ報告するとともに、庁内関係者へ伝達する。

■水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

（3）水防警報

町は、水防警報の通知を受けたときは、消防団に待機又は出動の措置をとらせる。

（4）水位周知河川（水位情報周知河川）の情報

県は、次の河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達した時、その旨を町へ通知するとともに、報道機関へ伝達することになっている。

町は、県からの連絡を受け、住民等へ防災行政無線等で通知する。

■水位周知河川（水位情報周知河川）の対象河川

河川名称	水位計	はん濫注意水位（警戒水位）（m）	避難判断水位（特別警戒水位）（m）	はん濫危険水位（危険水位）相当水位（m）
千種川	上三河	2.10	2.50	
佐用川	佐用	2.80	3.00	
志文川	三日月	1.60	1.80	
千種川	久崎	3.60（注	4.20（注	
佐用川	円光寺	3.00（注	3.70（注	

3　避難の勧告・指示等の伝達

町は、防災行政無線、広報車、インターネット、ファクシミリ、サイレン等多様な情報伝達手段を準備、活用し、住民のニーズに応じた手段により、避難情報をわかりやすく伝える。

本部室は、関係各対策部及び関係機関に、避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

（1）避難勧告・指示等の伝達経路

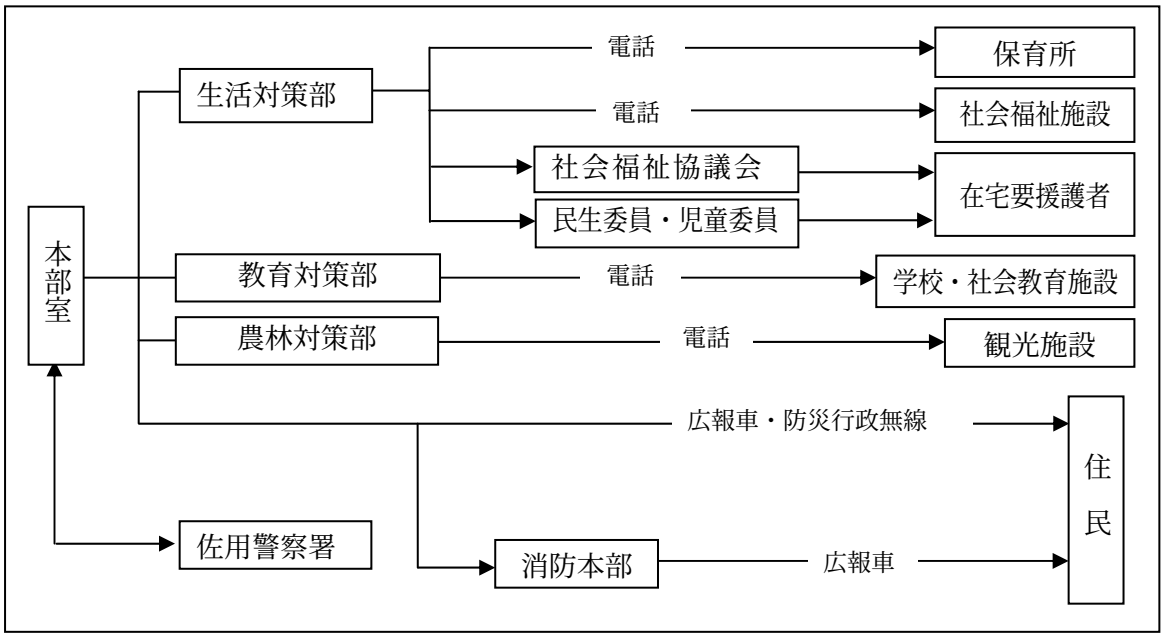

（2）避難時の伝達事項例

○避難の理由
○避難先
○避難時の服装、携行品等
○避難勧告・指示の対象区域
○避難経路
○避難行動における注意事項

（3）防災行政無線による伝達

□ **避難準備信号**

サイレン 5 秒　　サイレン 5 秒　　サイレン 5 秒
サイレン――――― (休止 10 秒)――― (休止 10 秒)――― (休止 10 秒)
警　鐘　◎　　休止　　◎　　休止　　◎　　休止

（○○川△△地点の水位が、避難判断水位に達しました。1時間半後には、はん濫危険水位に達する見込みです。○○集落の方は、避難情報に注意してください。）

□ **避難信号**

サイレン 1 分　　サイレン 1 分　　サイレン 1 分
サイレン――――――― (休止 5 秒)――――――(休止 5 秒)―――――――
警　鐘　(乱 打)……

<u>避難勧告</u>　（○○集落に避難勧告が発令されました。○○川がはん濫する危険がありますので、○○○へ避難してください。）

避難指示　（○○集落に避難指示が発令されました。○○川はん濫の危険性が非常に高くなっています。ただちに○○○へ避難してください。）

（４）その他の伝達方法

広報車による伝達

町・消防本部等の広報車により避難地区を巡回して周知する。

さよう安全安心ネットによる情報発信

「さよう安全安心ネット」登録者に、携帯電話メールで情報発信する。

さようチャンネルによる情報伝達

CATV「さようチャンネル」で文字放送を基本に情報を伝達する。

4　表１

（表１）台風第９号災害発生時の防災行政無線の放送内容

日付	開始時刻	終了時刻	通信時間	発信	放送対象	対象地区	放送内容
8月9日	19:45:48	19:47:40	0:01:52	本庁	久崎地区	久崎地区	千種川久崎地点　佐用川円光寺地点の水位が避難判断水位に到達したため、ただ今久崎小学校のサイレンが鳴りました。１時間後には氾濫危険水位に達する見込みです。久崎集落の方は今後の避難情報に注意してください。
8月9日	19:49:50	19:55:20	0:05:30	本庁	全町	全町個別一括	定時放送
8月9日	19:57:18	19:58:57	0:01:39	本庁	佐用地区	佐用地区個別一括	消防団出動要請（佐用地区）
8月9日	20:29:09	20:31:03	0:01:54	本庁	全町	全町個別一括	佐用町に土砂災害警戒情報が発表されました。家の裏山の急なところは特に土砂災害に注意してください。危険を感じたらすぐに安全なところに避難してください。
8月9日	20:37:03	20:37:21	0:00:18	上月支所	上月地域	上月支団	不明
8月9日	20:39:31	20:40:57	0:01:26	上月支所	上月地域	上月地域	消防団上月支団から連絡します。現在町内各地で災害が発生しています。各分団においては管轄危険箇所を巡回してください。必要に応じて担当副団長と連絡を取り合ってください。
8月9日	20:51:19	20:51:40	0:00:21	本庁	江川地区	江川地区	不明
8月9日	20:52:06	20:53:25	0:01:19	本庁	江川地区	江川地区	消防団招集「不明」
8月9日	20:56:01	20:57:33	0:01:32	本庁	佐用地区	佐用地区川原町	避難を促す放送
8月9日	20:59:03	21:00:35	0:01:32	本庁	佐用地区	佐用地区川原町	避難を促す放送
8月9日	21:03:43	21:04:57	0:01:14	三日月支所	三日月地域	三日月地域	消防団会議の招集
8月9日	21:06:34	21:07:14	0:00:40	本庁	江川地区	江川地区	不明
8月9日	21:07:26	21:07:29	0:00:03	本庁	―	南光地区	強制停止
8月9日	21:08:20	21:09:51	0:01:31	本庁	全町	全町個別一括	不明
8月9日	21:10:17	21:11:45	0:01:28	本庁	佐用地区	佐用地区,新町	新町山側と佐用小の下から佐用川までの間の方は安全なところに避難してください。(避難勧告)
8月9日	21:20:03	21:22:00	0:01:57	本庁	全町	全町個別一括	降り続く雨のため非常に危険な状況になっています。このため近くの安全なところに避難してください。避難の際は足元に十分に注意してください。(避難勧告)
8月9日	21:49:54	21:51:27	0:01:33	南光支所	―	―	国道１７９号太田井橋～下徳久駅前冠水のため通行止め 県道３７３号下徳久住宅前冠水のため通行止め
8月9日	21:51:42	21:53:03	0:01:21	本庁	全町	個別拡声全町一括	屋内の安全なところに避難するよう放送
8月9日	22:14:09	22:17:32	0:03:23	本庁	全町	個別拡声全町一括	自衛隊に派遣要請したこと、屋内の安全な場所に避難するように放送
8月9日	22:18:48	22:20:11	0:01:23	本庁	全町	個別拡声全町一括	前段不詳 危険を感じた場合は外へ出ず、建物の２階などへ避難してください。
8月9日	22:24:25	22:27:28	0:03:03	本庁	全町	個別拡声全町一括	自衛隊に派遣要請したこと、屋内の安全な場所に避難するように放送
8月9日	23:20:42	23:22:37	0:01:55	本庁	全町	個別拡声全町一括	不明
8月9日	23:43:22	23:45:10	0:01:48	本庁	全町	個別拡声全町一括	雨の状況は峠を越え水位もやや下がりつつありますが、土砂災害には依然として厳重な注意が必要です。また危険ですので不用意な見回りはせず、安全なところで避難を続けてください。

第３章　地域における情報伝達と避難誘導

１　地域における情報伝達

（１）防災行政無線（集落内放送）等による情報伝達

検証項目１　**防災行政無線による情報発信**

検証の視点　**防災行政無線による情報発信の状況**

防災行政無線を用いて、各集落で集落内に一斉放送ができるシステム「地区遠隔端末装置」が、全１４２集落のうち１０９集落に設置されていた。このうち、今回の災害時には地区遠隔端末装置を用いて、集落内への一斉放送が行われた集落は、１９集落であった。集落によって、防災行政無線の利用の有無・頻度に大きな差があった。

なお、４８の集落では、役員と消防団が連携して防災行政無線、電話、訪問等により、集落の住民へ避難の呼びかけなどを行った。

【主たる要因】

各集落による防災行政無線の利用の有無・頻度に差が生じた要因としては、まず、地区遠隔端末装置の設置がされていない集落（佐用地域３３集落）がある。また、装置が設置されていても、浸水により使用不能となった集落もあった（表１、表２）。

さらに、装置があっても、平時から集落内でのお知らせなどに利用していた集落では、災害時にも頻繁に利用することができたが、平時から利用していなかった集落では、災害時に利用することができなかった。

検証項目２　**防災行政無線による放送内容**

検証の視点　**防災行政無線による放送内容の状況**

地区遠隔端末装置を用いた集落内放送を活用し、集落の状況に応じた、きめ細かな放送が多く行われた。例えば、越水前に公民館等への避難を促す放送、越水後に浸水で通行できなくなった箇所を伝える放送、外出せずに自宅の２階への避難を呼びかける放送などが行われている（表２）。

その一方で、地区遠隔端末装置を用いた集落内の放送を行わなかった集落もあり、活用状況には差があった。

【主たる要因】

平時に防災行政無線の地区遠隔端末装置を利用しておらず、操作に不慣れな集落があった。また、災害時に集落で地区遠隔端末装置を利用するタイミングや、集落の住民に対して放送すべき内容などは明確になっていなかった。

検証項目３　防災行政無線の聴取

検証の視点　防災行政無線の聴取の状況

佐用町では、防災行政無線の受信装置として、町内３９箇所に屋外拡声器を設置するとともに、原則、全戸に戸別受信機を配備していた。

しかし、今回の水害時の受信状況については、佐用町災害復興計画検討委員会のアンケート調査の結果によると、避難した人のうち５４．３％と約半数の人が、防災行政無線の放送を聞いていなかった（表３）。

【主たる要因】

屋外スピーカーについては、その設置場所が小学校などに限られており、設置場所から離れた世帯では、平時でも放送内容を十分に聞きとることは難しい。さらに豪雨時では、設置場所の周辺にある世帯であっても、雨音や窓を閉め切った場合、聞こえにくい状況となる。また、屋外にいる者も、豪雨時の雨音で、屋外スピーカーの放送内容を十分に聞き取ることは難しい。

戸別受信機は、屋内に設置されているが、豪雨時には、やはり雨音で音が聞き取りにくい状況となった。また、屋外で防災活動をしていた自治会の役員などは、防災行政無線の戸別受信機による放送を聞くことができなかった。

なお、屋外アンテナを設置しなくても、防災行政無線を受信できる町内の一部地域では、戸別受信機を持ち出し、屋外でも使用することが可能であった。しかし、そうした携帯利用が可能であることを事前に周知していなかったため、今回の災害時に屋外に持ち出す者はいなかった。

（２）消防団、自主防災組織による避難誘導

検証項目１　消防団による避難誘導

検証の視点　消防団による避難誘導の状況

町地域防災計画では、避難の誘導は町職員が行い、消防団及び自主防災組織は避難誘導に協力することとなっている。しかし、今回の災害では、町職員のみでは、現地で避難誘導することは十分にはできなかった。

消防団では、８月９日午後３時３０分頃から地域の要請及び分団長の指示などにより、多くの分団が地域情報の把握、避難誘導及び住民の救助などの活動を行った。延べ７分団が住民の安否確認、延べ２１分団がポンプ付積載車による警戒放送やサイレン吹鳴により住民の避難誘導を行い、地域住民の被害軽減に貢献した。また、自治会役員や町職員と連携し、通行止めや交通整理を行い町外者、特に自動車移動者の避難誘導を行った。（町外避難者２７５名）

ただし、災害対策本部では、各地域の消防団が確認していた情報を、十分に収集することができなかった

【主たる要因】

今回のように広範囲に及ぶ災害においては、町職員のみで全ての地域の避難誘導を行うことは極めて困難であった。地域の消防団は、町職員が町役場から地域に行くよりも、災害時にいち早く駆けつけ、災害対応を行うことができた。

ただし、通信手段の不備、救出活動等による多忙、また、消防団において水害時の役割分担が不明確であったこともあり、今回の災害では、災害対策本部への連絡については、十分には行われなかった。

検証項目２　自主防災組織による避難誘導

検証の視点　自主防災組織による避難誘導の状況

町地域防災計画では、避難の誘導は町職員が行い、消防団及び自主防災組織は避難誘導に協力することとなっている。しかし、今回の災害では、町職員のみでは、現地で避難誘導することは十分にはできなかった。

各地域の自主防災組織は、地域住民の安否確認、避難誘導のため、４８集落で役員と消防団が連携し、電話、訪問及び防災行政無線等を活用して住民の安否確認、避難の呼びかけや避難誘導などを行った。

また、町外者の避難誘導のため、１０集落で自主防災組織の役員と消防団及び町職員が連携し、町外者、特に自動車移動者の避難誘導を行った。（町外避難者２７５名）

ただし、災害対策本部では、各地域の自主防災組織が確認していた情報を、十分に収集することができなかった。

【主たる要因】

今回のように広範囲に及ぶ災害においては、町職員のみで、全ての地域の避難誘導を行うことは極めて困難であった。

町では、以前から集落自治会を中心としたコミュニティの結びつきが強く、平時においても祭りや地区の清掃などのコミュニティ活動が活発に行われていた。そのため、今回の災害においても、地域を守るための自主防災組織による防災活動が積極的に行われた。

ただし、自主防災組織において、役場に連絡を行うなどの役割分担を明確に定めていない自治会もあり、今回の災害時には、十分に連絡は行われなかった。

地域における情報伝達の改善への提言

提言53　住民は、防災情報に日頃から注意する必要がある。

住民は、テレビ・ラジオなどによる気象情報や、町や自治会が発信する防災情報などに日頃から注意する必要がある。町は、さよう安全・安心ネットの登録促進や、佐用チャンネルによる河川情報の発信とその住民への周知を行う必要がある。

提言54　戸別受信機の整備・管理及び使用方法の周知を徹底する必要がある。

災害時に、戸別受信機が確実に活用されるよう、町と自主防災組織が一体となり、電池交換の徹底や故障対策、未設置箇所の調査など整備・管理を徹底する必要がある。

また、今回の災害では、９日の夜、家を離れて防災対策などを行っていた住民は戸別受信機を持ち出さなかったため、防災行政無線放送を受信できなかった者が多い。屋外でも防災行政無線を聴取できるよう、町民に戸別受信機が屋外に持ち出しが可能であることを周知する必要がある。

提言55　地区遠隔端末装置（集落内放送）の未設置箇所の解消を図ることが望ましい。

今回の災害では、地区遠隔端末装置を用いることにより、多くの自治会でそれぞれの地域特性や河川水位・浸水等の状況に応じた防災情報を集落内で放送することができた。

しかし、地区遠隔端末装置が整備されていない自治会があるため、早期に未設置箇所の解消を図ることが望ましい。

提言56　自治会は、平時から集落内放送の操作に習熟する必要がある。

集落内放送を有効に活用することは、各地域の安全性を高めるために重要である。このため、より一層、災害時に防災行政無線を有効に活用できるよう、平時から集落内放送を利用し、地区遠隔端末装置の故障の有無確認や、操作に習熟することが必要である。

さらに、防災訓練の際にも集落内放送を行い、災害時の放送内容などを、集落の住民に、あらかじめ周知しておくことが必要である。

再掲　自治会では、町からの情報や集落の状況に基づき、集落内放送をすることが望ましい。

自治会では、町から発信される避難勧告などの防災行政無線放送の放送内

容を踏まえ、地区遠隔端末装置（集落内放送）を活用し、集落内に向けて、より集落に適した内容の放送をすることが望ましい。

また、規定などを整備し、緊急性が高い場合などには、町からの避難勧告等の有無に関わらず、集落の状況に応じた放送を、独自に自治会が行うことができるようにすることが望ましい。この場合においては、速やかに自治会から町に報告する必要がある。

このため、町は、自治会が災害時に集落内放送を行う考え方・ルールを示す必要がある。集落では、町から示されたルールなどに即して、平時より、各集落に適した放送文案などを作成しておくことが望ましい。

提言 57　地域における避難誘導体制の見直しが必要である。

今回の災害では、実際に避難誘導を行ったのは消防団及び自主防災組織であった。局所的な大雨により急激に水位が上昇する場合、町職員のみで避難誘導を安全に行うことは極めて難しい。町地域防災計画を見直し、消防団及び自主防災組織と連携した避難誘導体制の構築に取り組む必要がある。

提言 58　消防団及び自主防災組織において、住民の避難誘導などを行う体制を強化することが望ましい。

住民の避難誘導にあたって、消防団と自主防災組織は大きな役割を果たしている。このため、消防団や自主防災組織において、住民の避難誘導や、役場との連絡などを行う体制の強化が望ましい。

提言 59　水害など災害の態様に合せた住民の避難訓練が必要である。

今回の災害までは、水害を想定した地域の防災訓練は実施されていなかった。今後は、水害時に町などから受信した情報をもとに、住民が安全性の高い避難路や避難先（指定避難所、集会所や自宅の２階等）などを判断することができるよう、水害を想定した防災訓練を実施することが望ましい。

その際、各集落においては、水害時に安全性が高い避難路などについて、住民にアドバイスできる水防専門家等の助言を受けながら、町、自主防災組織や消防団が連携し、避難訓練等を行うことが必要である。併せて、自主防災組織や消防団による避難誘導訓練、災害時要援護者に対する避難訓練なども行うことが必要である。

なお、防災訓練は集落単位で行い、小学校単位で連携するなどの仕組みの強化が必要である。

２　地域における住民の避難行動

（１）避難場所及び経路

検証項目１　**避難場所の事前設定**

検証の視点　**避難場所の事前設定の状況**

町では、災害で被災した住民が避難生活を送る場所として、避難所を指定していた（指定避難所）。指定避難所は小中学校と体育館が１５箇所、保育園等が２４箇所であった。このほか、福祉避難所として上月保健福祉センターと南光地域福祉センターの２箇所を指定していた（表４）。

今回の災害で、床上浸水被害を受けた指定避難所は２箇所であった（図１～図６）。さらに、施設自体は浸水しなかったものの、施設周辺の道路浸水や、土砂災害の危険を避けるためなど、避難所として使用できなかった施設もあった。

また、水害当日には、各集落で指定避難所以外に、避難行動をとる際の一時的な避難場所として、集会所等を使用した場合が多かった。これらの集会所等も浸水したり、その施設周辺が冠水した箇所があった。

【主たる要因】

町では概ね小学校区を避難圏域と考え、計４１箇所を指定していた（表４）。避難所は、公共施設を避難場所として指定していたため、水害に対応した避難場所の設定になっていない場合があった。指定避難所は、ハザードマップの浸水想定区域内に９箇所、土砂災害危険区域内に１５箇所を設定している。

今回の災害で使用した避難所で、床上浸水した２箇所のうち、1 箇所（久崎小学校）はハザードマップの浸水想定区域内の施設であった。もう１箇所（江川小学校）は、ハザードマップの浸水のシュミレーションの計算対象外の地域であった。

指定避難所は数が限られるため、近くには存在しない地域もある。こうした地域では、家から指定避難所まで避難しようとすると、時間を要する。そのため、各集落では、平時から利用している集落内の近傍の集会所等を、一時的な避難場所として利用することとなった。

ただし、これら集会所等は、水害時に安全性の高い場所に建設されているとは限らないため、今回の水害でも浸水した集会所等があった。なお、地域によっては全域が浸水し、集会所も浸水した地域もあった。

検証項目２　避難経路の事前設定

検証の視点　避難経路の事前設定の状況

今回は夜間の災害であったため、暗闇のなかを避難し、道路が冠水していないところでも危険を感じた事例もあった。住宅から指定避難所や集会所までの避難経路が浸水し、徒歩での避難途中に被災した事例があった。

【主たる要因】

浸水がなかった場所でも、町では街路灯及び防犯灯が少ない地域もあり、屋外では視界を十分に確保できなかった。そのため、障害物や側溝などを判別することができず、屋外の避難は危険となった。

さらに浸水した地域では、夜間の避難行動は、暗い中で避難経路中の目前の流速等を把握することができず、極めて危険性の高い行動となった。日没後の避難勧告の発令前に、屋外避難を始めた事例もあった。

これまで、水害を想定し、指定避難所や集会所までの避難を行う訓練などは行われていなかった。また、今回の水害前に、平時から、道路が冠水した場合や、浸水深や流速によって歩行が困難となり徒歩による避難が危険であること、避難所への屋外避難が危険な場合には２階への避難を行う方が安全な場合があることなどを、町は住民に周知していなかった。

このほか、避難勧告等の発令の際に、住民が周囲の状況等を踏まえ適切な行動を判断できるような内容を整理した、放送文案も準備していなかった。

検証項目３　避難の場所

検証の視点　避難の場所の状況

８月９日、町の指定避難所への避難者は３９６名（町外１００名）、その他避難所１，２３７名（町外１７５名）、総避難者数は１，６３３名（町外２７５名）、ピーク時の避難者総数は２，２９１名であった。佐用町災害復興計画に係る住民アンケート調査結果報告書では、避難した方の避難先は、自宅２階が４６．４％で最も多かった。次いで公民館・集会所が１７．２％、近所・隣家が９．３％、指定避難所（小学校）は６．０％であった。

犠牲及び行方不明となった方は、屋外では指定避難所への避難経路で１０名（幕山、佐用地区）及び集会所への避難経路で１名（上月地区）、屋内では家屋（平屋）で避難できなかった１名の方が犠牲となった（佐用地区）。

【主たる要因】

今回の災害で、２階に避難した方には人的被害が発生しなかった。屋内の２階に留まった場合で犠牲となった可能性は、久崎地区の破堤近くの家屋に

あったが、住民が家から離れていたので回避された。このように、堤防近くで破堤のおそれのある場合は、２階があっても家から早期に避難することが必要であり、今回のような事前避難は有効である。

浸水地域であっても、その流速が遅い箇所では、家屋の倒壊のおそれは低く、２階への避難は危険性の低い行動となり、被害は避けられた。

しかし、家屋が倒壊しなかった浸水地域であっても、平屋の居住者には犠牲者がでている。こうした場合は２階への避難ができず、屋外の避難場所への避難が必要となる。今回の水害で、「公民館・集会所」、「近所・隣家」、「指定避難所」に避難した後に、犠牲となった方はいない。平屋の居住者の場合、近傍に避難できる施設を確保することが必要となる。

今回の水害では、指定避難所や集会所への避難する途中で犠牲者及び行方不明者が発生している。浸水後の夜間における、屋外の避難行動は極めて危険であるため、避難を抑制することが必要となる。

検証項目４　ハザードマップと住民の避難行動

検証の視点　ハザードマップと住民の避難行動の状況

ハザードマップ（佐用町防災マップ）は平成１８年に作成し全世帯に配布していた。

佐用町災害復興計画検討委員会のアンケート調査では、ハザードマップを持っている者が 29.4%、持っていないが見たり聞いたりしたことがある者が 29.2%であることが報告されている。また、東京大学及び NPO 法人環境防災総合政策研究機構、人と防災未来センターの「平成２１年台風第９号佐用川流域における避難と情報に関する住民調査レポート」では５地区（平福、長谷、佐用、上月、久崎）の浸水が発生した地域で実施したアンケート調査では、水害前にハザードマップを見たことがあった者は約２割程度に留まることが報告されている。

今回の水害では、浸水想定区域（佐用、上月地区）のみならず、浸水のシミュレーションの計算対象外の地区（幕山地区等）においても浸水が生じ、避難途中に犠牲者が発生したケースがあった。

【主たる要因】

ハザードマップは、千種川などの主要河川を対象に概ね１００年に１回起こりうる降雨で越水した場合に、浸水が想定される区域と浸水深を示しているが、支流域については浸水シミュレーションの計算対象外となっている。

ハザードマップについては、配布後も周知啓発していくことが必要であり、浸水想定がされている区域はもちろんのこと、浸水シミュレーションの計算対象外の区域も水害時には浸水の可能性があることをあらかじめ住民に周知しておくことが必要である。

地域における住民の避難行動の改善への提言

提言 60　**水害時の安全性を高めるためには、住民一人ひとりが、それぞれの状況に応じた安全な避難方法を判断できることが望ましい。**

水害時の状況は地域によって異なり、さらに、安全な避難場所も、個々の住宅の場所や建物の種類などによって異なる。したがって、地域の安全性をより高めるためには、住民一人ひとりが水害時に、地域の状況を踏まえ自分で判断し行動できるようになっていることが望ましい。そのためには、集落単位での防災訓練を行うなど、水害に強い地域づくりに向け、行政・地域・住民が協力して、町全体で取り組むことが重要である。

提言 61　**水害時の安全な避難の考え方を、住民に周知する必要がある。**

町は、水害時の様々な状況毎に、住民が安全を確保するための方法を整理し、わかり易く住民に周知する必要がある。

例えば、土砂災害危険区域や河川に隣接して居住する住民の場合は、土石流発生時や破堤時などには住居が破壊される危険があるため、水害時には早期に家から離れて避難をする。

これに対して、内水はん濫の地域などで、すでに周辺道路が冠水している状況では、自宅や近隣の２階に避難することが安全な場合がある。

このように、町は、水害時の安全な行動を判断するための基礎となる考え方などを整理し、平時から住民に周知するとともに、避難勧告発令時等には、防災行政無線などを通じて適切な情報を伝える必要がある。

再掲　**町から発信する防災情報やハザードマップに関する住民への周知啓発が必要である。**

災害時に町から発信する防災情報の考え方や意味・内容等について、平時から、研修会の開催やパンフレットなどにより住民の理解や協力を得られるよう啓発活動が必要である。

ハザードマップについても周知を図ることが必要である。その際、今回の災害においては、ハザードマップ上で浸水シミュレーションの計算対象外となっていた支流域でも浸水被害が発生していることから、浸水深の着色がされていていない支流域についても浸水のおそれがあることも併せて周知しておく必要がある。

また、ハザードマップの作成にあたっては、浸水深を示すのみならず、自宅建物の条件や洪水時の流速などを勘案し、住民が安全確保をするための行動をとる際に参考となるように検討していくことが必要である。

提言62　**指定避難所の安全性を災害ごとに、明示する必要がある。**

町は、災害後に被災した住民が避難生活を送る場所として、避難場所を指定している（指定避難所）。指定避難所については、災害の種類を問わず同じ場所を利用できることが望ましい。

しかし、指定避難所のなかには、災害種別によっては、危険な領域に設置されている施設もあるため、各種災害のハザードマップ（浸水想定区域、土砂災害危険区域）などに基づき、災害ごとに、指定避難所の安全性を明示する必要がある。なお、ハザードマップ未整備地域については、過去の浸水実績などを含めて検討する必要がある。

なお水害の場合には、指定避難所が遠い地域では、浸水のおそれが迫っている場合などには指定避難所まで避難を行わず、近傍の集落集会所等を一時的な避難場所として、利用することが必要である。

提言63　**各家庭や地域では、それぞれに適した避難場所・経路について日頃から話し合っておく必要がある。**

住民は、水害時の避難場所や、避難の経路、避難の方法などについて、日頃から家庭や地域で話し合っておく必要がある。

避難場所としては、町が示した水害時の安全な避難の考え方などに基づき、各家庭や地域の状況を踏まえ、指定避難所への避難、あるいは、一時的な避難所（集会所）の利用などを検討する。特に平屋の住民などは、水害の危険時に、近傍で避難できる施設や家屋などを確保できるよう相談をしておくことが必要不可欠である。

提言64　**避難場所への安全な避難のため、施設や避難経路の整備を図ることが望ましい。**

町は、避難場所（指定避難所や集会所）に対する浸水対策やバリアフリー化のほか、避難経路となる道路に対しては、避難経路の安全性を高めるための施設整備を、地域の自主防災組織や消防団と相談しながら優先度の高いものから順次整備していくことが望ましい。例えば、夜間の視界を確保するための街路灯及び防犯灯の設置・増設、遠方からでも覚知できるよう蛍光色を用いた標識の整備、側溝への蓋の設置などの整備を進めることが望ましい。

提言65　**屋外避難においては、早期の行動が必要である。**

浸水後に屋外避難することは極めて危険なため、避難経路が機能している段階での避難行動を行うことが必要である。そのため、町は避難準備情報等を遅れることなく発信することや、地域では早期に災害時要援護者の避難支援活動等を始めることなどが望ましい。

３　災害時要援護者への支援

（１）在宅の災害時要援護者への支援

検証項目１　**事前の取組み（情報収集、支援体制の構築など）**

検証の視点　**事前の情報収集及び要援護者台帳の作成状況**

災害時要援護者台帳については、民生児童委員が個別に作成していた。また、町福祉課、民生児童委員や自治会長のほか、社会福祉協議会、ケアマネージャー、ホームヘルパーなどが、それぞれ関連する災害時要援護者の情報を所有しているが、横断的に情報が共有されていなかった。

【主たる要因】

個人情報保護の問題から、災害時要援護者情報の共有化が進んでいない。

検証項目２　**避難の支援**

検証の視点　**避難の支援の状況**

町では、高齢者（一人暮らし、二人暮らし）、身体障がい者（１級、２級）、知的障がい者（療育手帳Ａ）、要介護者（要介護３～５）、乳幼児、妊婦、外国人は合計５，３８５名となっている。

町地域防災計画では、町（生活対策部）は災害時要援護者の避難対策として、消防署と協力して、名簿等の活用により居宅に取り残された災害時要援護者に迅速に対応すること、自治会長、自主防災組織、民生児童委員、消防団、福祉関係者など、地域住民と協力して、災害時要援護者の避難誘導に努めることとなっていたが、十分に連携することができなかった。

また、町地域防災計画への記載をもって、「災害時要援護者支援マニュアル（全体計画）」としているが、個別計画は作成されておらず、各災害時要援護者一人に対して複数の避難支援者を定めておくなどの、具体的な避難支援計画は策定されていなかった。

9 日夜の当日時点では、災害時要援護者台帳やマップは作成されていたが、これらを利用した避難支援活動は、あまり行われなかった。

地域では、災害時要援護者の避難誘導にあたり、避難する途中、支援にあたった近隣住民が危険な状態になった例があった。

【主たる要因】

今回のような急激に状況が変化する広域災害においては、災害対策本部に

おいても、的確に個別の対応を行うのは困難であった。

佐用町では、一人の民生児童委員で複数の自治会エリアを担当している。そのため、担当する災害時要援護者が広域に散在する場合が多い。こうした場合は、一人の民生児童委員で、担当する全ての災害時要援護者の避難支援活動を行うことは不可能である。特に今回の災害では、災害発生までの時間が短く、また、民生児童委員自身が被災した場合も多く、災害時要援護者の支援活動を行うことは困難であった。

また、災害時要援護者台帳や防災マップは事前に作成されていたが、地域の自主防災組織・消防団などの関係機関とは情報を共有できておらず、地域の協力体制までは未構築であったため、台帳・マップ等を活用した、地域住民による支援活動は行われなかった。

検証項目３　障がい者・外国人等への情報伝達

検証の視点　障がい者・外国人等への情報伝達の状況

町地域防災計画では、情報を受信することが困難な障がい者に対する情報提供ルールを定めていた。しかし、今回の災害当日には、特に障がい者に配慮した避難情報の発信は行っていない。

また、町地域防災計画では、町（生活対策部）は県と協力して、外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととなっている。しかし、今回の災害当日には、外国語による避難情報の発信は行っていない。

【主たる要因】

聴覚障がい者等に対する情報提供については、町地域防災計画に伝達手段を定めていたものの、具体的な方法・役割分担等が決められていなかった。そのため、ＦＡＸ等による情報発信が行われなかった。

また、災害当時、町では外国人への避難情報を行わなければならないという意識が薄かったことに加え、町に在住する外国人は中国語圏の人が多いが、町には中国語で情報発信できる職員がいない。町に在住する外国人は、平成２２年５月現在９８名いるが、日本語の理解できる人や、会社の寮等に居住し日本人の世話役がいることなどから、外国語による情報提供、相談を行うことはなかった。

（２）社会福祉施設への支援

検証項目１　社会福祉施設の避難支援

検証の視点　社会福祉施設の避難支援の状況

佐用町には、社会福祉施設のうち、高齢者福祉施設は２１箇所（介護老人福祉施設４箇所、介護老人保健施設２箇所、介護療養型医療施設１箇所、認知症対応型共同生活介護施設１箇所、通所介護事業所６箇所、通所リハビリテーション事業所２箇所、小規模多機能型居宅介護事業所４箇所、養護老人ホーム１箇所)、障がい者福祉施設は１２箇所、幼稚園は１箇所ある。今回の災害では、このうち高齢者福祉施設６箇所、障がい者福祉施設４箇所、幼稚園１箇所で被害が発生した。

町地域防災計画では、生活対策部が施設に対し、避難勧告等の電話連絡をすることとなっているが、施設における避難支援等についての定めはない。今回の災害では、社会福祉施設への個別の電話連絡は行われず、組織的な避難支援も行われなかった。

なお、町役場近傍の自治会から依頼を受け、本庁舎に参集した職員が協力して、小規模多機能型居宅介護事業所から入居者の避難を支援した事例があった。

【主たる要因】

町地域防災計画では、生活対策部より社会福祉施設へ、避難勧告等を電話連絡する計画となっていたが、電話連絡の役割分担や手順等を、具体的には定めておらず、連絡が行われなかった。

災害時要援護者への支援の改善への提言

提言66　地域による災害時要援護者マップの作成が必要である。

民生児童委員が作成している現行の災害時要援護者マップを、災害時要援護者の住居の位置などに加え、避難場所や地域の危険箇所、浸水実績ラインなども記載した「支え合いマップ」に作り直すことが必要である。

マップの作成範囲は、現行の民生児童委員の担当範囲よりも小域となる自治会単位を基本とする必要がある。作成にあたっては、民生児童委員だけでなく、自治会が中心となって地域の関係組織と協力して進めることが望ましい。

なお、単独の自治会で「支え合いマップ」の作成が困難な場合は、より広域な地域づくり協議会で検討して作成する必要がある。

災害時要援護者やその支援者についても地域で共通認識を持つことが重要である。

提言67　災害時要援護者に関する事前の情報収集と情報共有が必要である。

民生児童委員が作成している現行の災害時要援護者台帳について、対象者の範囲を明確にする必要がある。その際、現状では対象外としている健常者と同居している高齢者等についても、対象とすることを検討することが望ましい。

掲載項目としては、平時の健康状態等を見守ることのできる支援者が近隣住民にいる場合には、合わせて記載することも望まれる。災害時には、これら支援者や、地域全体で災害時要援護者の避難支援を行う体制を構築する必要がある。

作成した災害時要援護者台帳の情報（住所、身体の状態、情報伝達体制、災害時の支援内容、避難支援者の有無、緊急時の連絡先など）は、関係機関で共有化を図ることが望ましい。災害復旧期の支援活動を円滑に行うため、災害時要援護者及び家族の同意のもと、社会福祉協議会や介護保険事業者などと、あらかじめ共有化のルールについて検討しておく必要がある。

また、地域において、情報把握が困難な転入者等については、町が災害時要援護者台帳の作成の支援を行うことが望ましい。

提言68　地域全体で災害時要援護者を支援する仕組みを構築する必要がある。

各地域においては、災害時要援護者に対して隣保で避難させるなど、地域全体で支援することを認識する必要がある。自主防災組織が中心となり、消防団、民生児童委員や福祉委員と連携した災害時要援護者支援体制を確立する必要がある。具体的には、各地域で「支え合いマップ」の作成を進めるとともに、災害時要援護者の避難支援を含む避難訓練等を実施する。

また、町は、こうした地域の活動を支援する必要がある。福祉部署や防災部署が協力して、地域における「支え合いマップ」の作成、避難訓練等の企画立案、民生児童委員協議会や自治会などの連携推進などを支援する。さらに、町は、兵庫県の「災害時要援護者支援指針」「災害時要援護者支援市町モデルマニュアル」等を参考に、より詳細な「災害要援護者避難支援マニュアル（全体計画）」の検討・策定を行う必要がある。

なお、一人暮らしの高齢者が緊急に援助を必要とする場合に、緊急通報装置を利用し、消防署に通報し速やかに援助する「緊急通報システム」を運用している。災害時においても、同システムを活用した支援方法を検討することが望ましい。

提言 69　災害時要援護者に対する避難準備情報等を迅速・的確に伝達する必要がある。

災害時要援護者の避難には時間を要するため、地域における災害時要援護者の避難支援が適切に行えるよう、町は防災行政無線で避難準備情報を迅速・的確に伝達する必要がある。

また、町は防災行政無線の受信が困難と想定される、障がい者や外国人に対する情報伝達手段を確保する必要がある。

・聴覚障がい者には、ＦＡＸや携帯電話のメール等
・外国人には、町への転入時に、外国語によるひょうご防災ネットの加入案内やパンフレットの配布による注意喚起

提言 70　災害時要援護者施設と緊急避難の支援体制の構築を図る必要がある。

高齢者福祉施設や障がい者福祉施設等、災害時要援護者が入所している施設については、町は各施設と協議の上、避難準備情報や避難勧告等の情報の伝達方法を定め、施設との連携を図る必要がある。

各施設においては、火災以外の水害等に対する避難訓練も実施し、町はそうした施設の取り組みを支援することが望まれる。さらに、各施設においては、地域と一緒に防災訓練等を実施・参加し、災害時における避難支援体制を確立することが望ましい。また、防災訓練に限らず、平時より様々な機会を通じて、周囲の地域住民との交流を深めておくことが、災害時の安全性を高めることにつながると期待される。

提言 71　災害時要援護者の避難生活支援のため、町内の福祉施設を活用できるよう、協定を締結しておくことが望ましい。

今回の災害後の避難生活のなかで、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児及び病弱者などは、通常の指定避難所では生活に支障が生じた。町では、指定していた福祉避難所以外の、より設備の充実した福祉施設に高齢者・障がい

者及び病弱者などの受け入れを依頼し、全員を受け入れることができた。

佐用町では、介護保険施設や養護老人ホームなどの施設が充実していることから、これら各施設と事前に協定を結び、迅速に施設で受け入れることが望ましい。協定締結にあたっては、受け入れ可能な人数や日数などの事項が必要である。

４　自動車移動者への情報伝達と誘導

（１）自動車移動者への情報伝達と誘導

検証項目１　**町内の道路状況の情報収集**

検証の視点　**町内の道路状況の情報収集の状況**

町地域防災計画では、町は警戒段階でパトロールを行い、警察署と緊密に連携し、所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握すること、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとなっている。

町では８月９日午後４時ごろから順次、建設対策部や消防本部、佐用及び上月地域対策部が町内の危険箇所を中心にパトロールを行い、午後７時の時点では道路通行に支障となる被害は確認していなかった。

午後７時３０分頃、土砂流入による危険箇所を確認したため、智頭線高架下の町道通行止め措置を行った。午後７時４０分以降に実施したパトロールでは、一部で内水による道路冠水や浸水を確認できたが、町内全域の情報を十分には得ることはできなかった。そして、午後９時以降は急激な浸水により、パトロール自体の実施が不可能となった。

また、町がパトロールによって収集したこれらの情報を、関係機関に連絡し、共有することはできなかった。

【主たる要因】

佐用町が所有する車両や職員数では、町域の広さや地形・形状から、管理する道路のパトロールを行うには時間を要する。今回の水害では、急激な増水により浸水域が短時間で拡大した。そのため、パトロールでは浸水状況の急変に対応した状況把握を行うことは困難であった。

また、道路の被災状況や通行の禁止又は制限に関して収集した情報を、関係機関と連携し情報を伝達・共有する仕組みを、事前に構築していなかった。

検証項目２　**高速道路など周辺道路の交通規制に関する情報共有**

検証の視点　**高速道路など周辺道路の交通規制に関する情報共有の状況**

兵庫県地域防災計画では、ＮＥＸＣＯ西日本は山崎ＩＣ～佐用ＩＣ区間で連続雨量が２００㎜に達した場合、直ちに通行止めを実施したうえ、速やかに点検を行うこととし、交通規制を実施する場合は、県警察本部及び周辺道路の道路管理者に必要な協議、通知を行うこととなっている。

降り続く降雨のため、ＮＥＸＣＯ西日本は、警察の広域管制センターへ通

行止めの検討を要請し、９日午後７時５１分に中国自動車道山崎ＩＣ～佐用ＩＣ区間の通行止め、午後７時５５分に山崎ＩＣ～美作ＩＣ区間の通行止めを行った。

町は、高速道路通行止めが実施されたことについて、その状況や内容を知らされなかった。

【主たる要因】

ＮＥＸＣＯ西日本（高速道路管理者）は、高速道路の通行規制実施に際し、周辺の道路管理者に必要な協議や通知を行う計画であったが、県との協議などは行われず、また、佐用町は協議や通知の対象に含めていなかったため、佐用町には情報が伝わらなかった。

一方、町地域防災計画には、高速道路規制状況の情報収集に係る具体的な業務が示されておらず、町では、高速道路等の交通規制の状況を把握するため、ＮＥＸＣＯ西日本のホームページの確認や同社への問い合わせなどの情報収集を行っていなかった。

検証項目３　自動車移動者への情報伝達及び流入車両の誘導

検証の視点　自動車移動者への情報伝達及び流入車両の誘導状況

町地域防災計画では、道路管理者である町は、警察署と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとなっている。また、旅客者の安全確保に関する記載はあるものの、自動車移動者を対象として、地域の状況を伝達することについての記述はない。

午後９時以降、佐用地域と上月地域で急激な浸水が始まり、町ではパトロールや通行止めなどの対応ができなかった。また、県（国道、県道管理者）も急激な浸水により、通行止めなどの対応ができなかった。

自主防災組織及び消防団、町職員などが、佐用地域、南光地域、三日月地域において通行止めなどの措置を行い、佐用地域と上月地域への車の流入を防いだ。

また、高速道路を下ろされたり、高速道路の通行止めで一般道に流れたりしたと思われる多くの自動車が町外から流入した。これら車両が、降雨により通行不能となった箇所で留まったため、自主防災組織や消防団などがその交通整理や避難させるための誘導を行った。（町外避難者２７５名）

東京大学及び NPO 法人環境防災総合政策研究機構、人と防災未来センターの「平成２１年台風第９号佐用川流域における避難と情報に関する住民調査レポート」によると、水害後に５地区（平福、長谷、佐用、上月、久崎）の浸水が発生した地域で実施したアンケート調査では、水害の最中に車に乗ったと回答した者は約２割との報告がされており、町外の自動車移動者が４名（佐用、上月地区）、町内の自動車移動者で４名（佐用地区）が犠牲又は行方不明となった。

【主たる要因】

町及び県は、広範囲に及ぶ水害が発生したため、迂回路を設定し通行止めを行うことは実質不可能であった。特に、午後９時以降、佐用地域と上月地域では急激な浸水が始まっており、通行止め処置や対応のために職員がその場所に向かうこと自体が危険な状況であった。

なお、自動車移動者は、町が発信した防災行政無線を聞くことはできないため、町からの避難勧告などの防災情報が届かなかった。そのため、浸水などにより、危険な地域となっていることを知ることができなかった。

一部の自主防災組織などでは、過去の浸水経験などから危険性を認知したため、独自に通行止めなどの措置を行った。

自動車移動者への情報伝達と誘導の改善への提言

提言 72　各関係機関で交通に関する情報連携を行うことが必要である。

今回の災害では、町では高速道路の通行止め状況などについて、十分に連絡を受けていなかった。また、高速道路管理者は、管内の各市町村の避難勧告等の発令状況を把握することが困難であった。

町、県、警察及びＮＥＸＣＯ西日本などの関係機関は、災害時における各管理道路の被害状況や通行止めの措置状況など、交通に関する情報や町が発令する避難勧告等の情報を相互に伝達し、迅速で正確な情報共有が必要である。そのためには、平時から関係機関で協議等を行い、災害時の情報連絡体制の確立に努める必要がある。

提言 73　災害時における高速道路から危険地域への流入車両の抑制のため、関係機関による協力体制を平時から構築しておく必要がある。

今回の災害では、高速道路通行止めによって町内へ流入したと思われる車両に被害が生じた。

ＮＥＸＣＯ西日本は各道路管理者と連携し、高速道路通行止め実施の際、高速道路本線やＩＣ出口の電光掲示板で一般道路の浸水状況や浸水危険地域での出口では降りられないことを明示し、危険地域の一般道への流入規制を行う、また、状況によっては高速道路のパーキングに一時的に避難させるなど、自動車移動者を危険地域へ流入させない対応をとることが望ましい。

そのためには、平時から関係機関で協議等を行い、災害時の協力体制の確立に努める必要がある。

提言 74　地域において、危険個所への車両流入を抑制できるよう、取り組みを強化することが望ましい。

国道、県道などの通行止めをする際には、道路管理者は地域の被害状況を踏まえ、流入車両を抑制する必要がある。しかし、町域が広く道路延長も長いため、今回の災害では全ての地域で迅速・的確に通行止めなどの処置をとることができなかった。そうしたなか、いくつかの地域では、地域住民が危険地域への車両の流入を抑制し、車両移動者の被害を未然に防いだ。

今後は、各道路管理者や町、消防団などが連携し、より円滑に通行止め処置が行えるよう対応することが望ましい。例えば、町は、道路管理者等から入手した道路の通行止めの状況や予定などの情報を、関連する地域の消防団に伝達し、消防団による活動を支援することが望まれる。

提言 75　**町から自動車移動者等へ防災情報を発信するため、新たな情報伝達手段の導入を検討する必要がある。**

今回の災害では、町が有していた情報伝達手段（防災行政無線、さよう安全安心ネット、ケーブルテレビ）で、自動車移動者に対しては情報を伝達することは物理的に不可能であった。

今後は、自動車移動者や、町内への旅行・出張者等へ情報伝達を行うための新たな手段（例えば、エリアメールシステム等）の導入を検討する必要がある。

※エリアメールとは、ＮＴＴドコモが国・地方公共団体に提供している有料サービスで、契約している自治体では、避難勧告や津波への注意喚起などの防災情報を自治体内の全てのサービス対応携帯端末へ一斉配信できる。現在は、自治体が発信できるサービスは、ドコモのみのサービスであるが、技術的には標準化されており、気象庁の緊急地震速報では他社も同様のサービスを実施済・予定である。

提言 76　**水害時における車での移動の危険性を周知する必要がある。**

今回の水害では、ハザードマップの浸水想定区域において、自動車移動者に被害が発生した。

町はハザードマップの広報を図り、水害時に危険となることが想定される道路箇所について、周知することが必要である。また、国や自治体は、一般的に自動車は２０㎝ 程度の浸水深で機関が停止してしまうことや、さらに浸水すると水圧でドアを開けることができなくなることなど、水害時における車での移動の危険性を周知することも必要である。

そして、住民は豪雨時の運転の危険性を十分に理解し、不要不急な自動車での移動は控える必要がある。

（参考資料）

【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

1　地域における情報伝達

（1）住民の避難行動

避難の誘導は、町職員が行う。

消防団及び自主防災組織は、避難誘導に協力する。

避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。

避難にあたっては、高齢者、幼児、傷病者等の災害時要援護者を優先させる。ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総務対策部が準備した車両で避難させる。

なお、避難誘導する者は、避難に当たっての携行品を必要最小限度（貴重品、必要な食料、衣料、日用品等）とするよう適宜指導する。

2　地域における住民の避難行動

（1）避難所の設定

避難所は、概ね小学校区を避難圏域と考え、小中学校、体育館、保育園、地区センター等とする。

火災や浸水などの災害時における優先避難所として、小中学校及び勤労者体育センターを一次避難所に位置づける。

特に、小学校（10 箇所）については、物資や応援人員等が供給されるコミュニティ単位の拠点として拠点避難所に位置づける。なお、避難する者が最寄の避難所として一時的に避難所として利用する場合も受け入れる。

火災や浸水などの災害によって避難生活が長期に渡る場合で、一次避難所だけでは収容しきれないときの避難施設として、町内の保育園、地区センター、文化センター、ふれあいセンターなどの公共施設を二次避難所として位置づける。

（2）避難路の整備

一次避難所及び二次避難所を連絡する道路を避難路として位置づけ、円滑な避難活動が可能となるよう、道路幅員の確保や段差の解消などの対策に努める。また、避難路と緊急輸送路のネットワークも確保し、避難所への物資や応援体制が円滑に供給されるように努める。

（3）避難誘導標識の整備

避難所及び避難路については、標識の設置などに努め、地域住民への周知の徹底を図り、円滑な避難活動の実現に努める。

3　災害時要援護者への支援

（1）情報提供

町（生活対策部）は、県と協力し、高齢者・障がい者等災害時要援護者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

○情報伝達ルート･･･自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、福祉ボランティア等

○伝達手段･････････広報資料、広報誌(紙)、防災行政無線、文字放送、ファクシミリ、インターネット、電子メール等

（2）避難対策

町（生活対策部）は次の措置を講じる。

○消防署と協力して、名簿等の活用により居宅に取り残された要援護者を迅速に発見する。

○自治会長、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者など、地域住民と協力して、災害時要援護者の避難誘導に努める。

○避難所等において要援護者の把握とニーズ調査を行う。

○県と協力して、援護の必要性の高い者について、福祉避難所もしくは設備の整った特別施設や社会福祉施設における受け入れを進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる

受け入れ先への搬送にあたって、町有車両で不足する場合には、県や福祉関係者に搬送を要請する。

（3）外国人への情報伝達等

町（生活対策部）は、県と協力して、外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う。

○外国人の被災情報の把握

・安否確認

県、県警察本部、外国人団体等と相互に連絡して、安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。

・ニーズの把握

外国人団体等に照会してニーズを把握する。

○外国人等への情報提供

インターネットなどによる多言語での情報提供メディアを通じて、外国人及び関係者に広報するとともに、必要に応じて、ボランティア、ＮＧＯ団体の協力を確保して、相談窓口や多言語による情報提供を行う。

4　自動車移動者への情報伝達と誘導

（1）被災情報及び交通情報の収集

①警戒段階でパトロールを行い、道路管理者は警察署と緊密に連携し、所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

②道路管理者は、警察署と緊密に連携するとともに、県、町の防災情報ネットワークや、電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集に努める。

（２）陸上交通の確保

道路管理者は、警察署と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

①道路法（第 46 条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、もしくは危険になると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

②被災区域への流入抑制

町は、警察署と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

5　表１～表４

（表１）防災行政無線の設置状況

旧町名	自治会（集落数）	防災行政無線の設置状況				世帯数	人口		
		戸　別受信機	地区遠隔端末装置	屋外拡声器の設置	ファクス受信機		男	女	計
		通常時はＡＣ電源で、停電時は電池で可動し、持ち出しも可能（世帯数）	各集落から集落単位に放送できる設備	屋外にスピーカを設置し、その場所から放送できる設備	各集会所に設置				
旧佐用町	58	2,878	25	5	56	2,878	3,738	4,161	7,899
旧上月町	38	1,714	38	4		1,714	2,463	2,613	5,076
旧南光町	20	1,479	20	3		1,479	1,994	2,182	4,176
旧三日月町	27	1,148	27	27		1,148	1,501	1,638	3,139
合　計	143	7,219	110	39	56	7,219	9,696	10,594	20,290

※戸別受信機は、全世帯に一台設置し、企業・事務所においても設置
※地区遠隔端末装置は旧佐用町の５７％で未設置
※屋外拡声器は旧三日月町の全集落に、それ以外では小学校区単位に設置
※ファクス受信機は旧佐用町の９７％の集落に、それ以外には設置なし

（表２）台風第９号災害発生時の防災行政無線の放送内容

日付	開始時刻	終了時刻	通信時間	発信	対象	放送内容
8月9日	7:00:07	7:02:45	0:02:38	集落	集落内	不明
8月9日	8:09:50	8:11:30	0:01:40	集落	集落内	地域行事の案内
8月9日	9:14:53	9:16:27	0:01:34	集落	集落内	集落行事について
8月9日	15:59:53	16:01:26	0:01:33	集落	集落内	集落行事について
8月9日	19:03:52	19:06:18	0:02:26	集落	集落内	不明
8月9日	19:24:53	19:26:44	0:01:51	集落	集落内	不明
8月9日	19:31:53	19:36:02	0:04:09	集落	集落内	部落の皆さんこんばんは。今朝方よりたくさんの雨が降っておりますが、午後から更に雨脚が激しくなり、部落三役も午後3時から集落内を点検したり、○○さんの横の谷川からの増水のため道路に土のうを置いたりと措置はしております。その後集落内を点検しておりまして、6時半に家に帰って食事をしておりましたところまた更に雨脚が激しくなって播磨南西部、あるいは北西部につきましても大雨洪水警報が発令されております。○○病院の下の水門も既に閉めておりまして今は集落内を流れている水は集落の裏山より流れ出る水だけが流れております。
8月9日	20:10:53	20:12:24	0:01:31	集落	集落内	皆さん今朝から大変大雨が降っておりまして、今晩もかなり降っております。それで、裏の高い家とか危険のある家の方は夜は十分気をつけて監視しておいていただきたいと思います。繰り返します・・もし危険があった場合はうちの方へ連絡してもらいますようお願いします。
8月9日	20:19:52	20:22:24	0:02:32	集落	集落内	ただ今大雨警報が出ております。○○川、○○川の水が氾濫して溝から吹き上げております。避難のことですが、住宅の方など避難が必要と思われたらクラブの方で避難場所を用意しております。早めにこちらへ避難してください。これから明日にかけて相当降るように思います。○○川もほとんど満水です。○○川と○○川の水はけが非常に悪いので１６年のときのように、逆流ということもありますので、心配な方は早く避難してください。なお、１０、１１隣保の隣保長は溝の加減をよくみてください。また、放送しますが至急避難の必要な方は公民館のほうへ避難してください。お願いします。
8月9日	20:20:52	20:22:12	0:01:20	集落	集落内	土のう積みを要請
8月9日	20:23:53	20:24:40	0:00:47	集落	集落内	川の水が大変増えて○○さんの方へ入っておりますので至急皆さんに出動をお願いします。
8月9日	20:29:53	20:31:10	0:01:17	集落	集落内	ただ今大雨のために○○川も氾濫寸前になっております。非常に危険になっております。消防分団員の方は直ちに出てください。また部落役員の方も現場のほうに集合してください。繰り返します。
8月9日	20:37:03	20:37:21	0:00:18	上月支所	上月地域	不明
8月9日	20:37:53	20:39:11	0:01:18	集落	集落内	河川の増水が大きく上がっております。川の水位はほぼ、○○さんの裏側の国道の面まで上がっておりますので１隣保、２隣保、３隣保の皆さんは特に警戒に入ってください。繰り返します。４隣保の人も注意をお願い申し上げます。
8月9日	20:42:52	20:44:23	0:01:31	集落	集落内	自治会放送、これについては緊急放送なんでそのつもりで聞いてください。ただ今大雨の影響で水が出まして危険な場所があるんで、○○防災組織の役員及び出動できる方はスコップを持って○○公民館に集合してください。
8月9日	20:46:52	20:48:37	0:01:45	集落	集落内	河川の増水についてお知らせします。今現在○○さんとこの裏の河川の増水によって国道を越して上側から入る道から地区内に水が流れ込んでいる状況です。１隣保、２隣保、３隣保の方特にそういう状況でありますので気を付けて次の段取りをお願い申し上げます。繰り返します　１隣保、２隣保、３隣保の皆さん、床下浸水があったら困りますので十分気を付けてもらうようにお願い申し上げます。４隣保の方も特に状況を判断して注意方お願い申し上げます。
8月9日	20:53:53	20:55:27	0:01:34	集落	集落内	今回の放送は、この雨で○○川が増水をしております。危険を感じておりますので今○○の集会所を避難場所として開設いたしました。前もって皆さんには、危険を感じられたら集会所の方へ避難をお願いします。繰り返します。
8月9日	20:57:53	20:58:50	0:00:57	集落	集落内	○○川が氾濫しております。○○川付近の住民の方は、すぐに避難をしてください。
8月9日	20:59:53	21:00:43	0:00:50	集落	集落内	○○川が氾濫しております。○○川付近の住民の方は、すぐに高台に避難をしてください。
8月9日	21:06:52	21:08:13	0:01:21	集落	集落内	○○川が大変危険な状況になっております。河川沿線の方は至急避難をしてください。避難場所は公民館を開放しております。繰り返します。
8月9日	21:17:53	21:18:39	0:00:46	集落	集落内	大変な事態になっておりますので自分とこの家で高いところにあがってください。外はほとんど○○から下は歩けませんのでなるべく高いところで避難しておいてください。

日付	開始時刻	終了時刻	通信時間	発信	対象	放送内容
8月9日	21:23:12	21:24:59	0:01:47	集落	集落内	○○川の○○堤防が越水間近、堤防を乗り越える状況になってきました。避難を今すぐしてください。なお、元気な方は今現在消防団が土のうを積んでおりますのでそちらの方へ怪我のないように事故のないようにご協力願えたらと思います。なお避難される方は対策本部を○○集会所に設けておりますのでそちらのほうへ避難してください。
8月9日	21:27:53	21:29:53	0:02:00	集落	集落内	ただ今集中豪雨が降っておりまして大変危険な状態となっております。町からの緊急放送もお聞きのことと思いますが、公民館を点灯して開けておりますので危険な場合は退避に使っていただきますようお願いいたします。山からの水も溢れております。危険な状態で道路も冠水状態が続いておりますので、危険な状態が感じられました公民館をご利用いただきますようお願いを申し上げます。まず各おうちの安全を確認されまして各消防団とかに連絡をしていただきたいと思います。お互いにこういうことは例のないことでございますが、落ち着いて行動していただきますようよろしくお願いします。
8月9日	21:29:07	21:30:58	0:01:51	集落	集落内	不明
8月9日	21:34:07	21:36:27	0:02:20	集落	集落内	不明
8月9日	21:35:52	21:37:12	0:01:20	集落	集落内	緊急放送、緊急放送をいたします。川の水がいまだに増える一方なんで、避難する人は外へは出ないで、自宅の２階の高いところへ避難してください。もう道は使えませんので、外へは出ないでください。よろしくお願いいたします。繰り返します。川が増水する一方なんで外へは出ないでください。避難する場合は自宅の２階の高いところへ避難してください。
8月9日	21:46:52	21:47:50	0:00:58	集落	集落内	大変な大雨になっております。ただ今公民館を開放して様子を見ております。もし異常がありましたら公民館まで電話ください。○○－○○○○です。皆様方の安全を祈ります。
8月9日	21:48:53	21:49:55	0:01:02	集落	集落内	○○さんが家を出られてからの足取りがつかめておりません。何処へ寄られておるかわかりませんので、もしわかりましたらクラブまで電話してください。○○○○です。
8月9日	21:51:37	21:53:10	0:01:33	集落		不明
8月9日	21:52:53	21:54:35	0:01:42	集落	集落内	このたびの雨で水位が大変高くなってきております。土のうを積んだり作業はしておりますけど、まず一番必要なのは○○隣保の方について連絡させていただきたいと思います。上の水門のところが、あと50㎝位いになっております。避難しなければいけない状況が起きるかもわかりませんので貴重品の準備だけはしておいていただきたく思います。再度放送したときには集会所の方に避難していただくようにしていただきたいと思います。現在、水門のところの道路では、あと50㎝というところまで水が上がってきております。○○隣保の方は避難できるように準備をしていただきたいと思います。
8月9日	22:00:08	22:01:30	0:01:22	集落	集落内	○○センター開放と注意喚起
8月9日	22:11:53	22:13:52	0:01:59	集落	集落内	水位がどんどん上がってきております。上の水門をあと５分ほどで越すかもわかりません。○○隣保の方は集会所の方へ避難してください。○○隣保の方は全員集会所の方へ避難していただきたいと思います。その際、軽い布団があればお持ちいただけたらと思います。公民館のほうへ少しでも多くの方に避難していただくようにお願いしたいと思います。自治会の方で裏山が不安定な方がございましたら同じように避難していただいても結構です。水門のところの溝を越したら下の十字路まで水が上がってきておりますのですぐ一杯になると思います。そのむね十分にお考えの上、早急に避難していただきますよう、お願いします。
8月9日	22:31:53	22:33:31	0:01:38	集落	集落内	前回の大水のときよりも水位が上がってきております。○○隣保の方につきましては避難をしていただきたいと思います。集会所の方で避難して頂いて水位が下がるのを待ちたいと思います。下には水が抜けませんので上から入ってきた水はすぐ一杯になります。大丈夫と思わずに集会所の方に避難してください。また、○○隣保以外の方でも裏山が不安な方については集会所の方に避難していただけたらと思います。まず人命が一番大切でございますので大丈夫と思わずにすぐに避難をしていただきたいと思います。くれぐれもよろしくお願いいたします。
8月9日	23:42:52	23:44:28	0:01:36	集落	集落内	大水が出まして皆さん方には大変ご心配のことと思います。公民館にお集まりいただいております皆さん方、各家で待機をしておられる皆さん方、とりあえず集落といたしましては、12時に避難場所を解散いたします。公民館は終日開けておりますので避難される方は公民館のほうにも避難してください。高台の家の方にも伝えておりますので、そうしたお家にも避難していただいて結構です。○○集落は全員無事との連絡を受けておりますので安心をしておりますが、今後の雨によってはどうなるかわかりませんので各自それぞれの緊急的な避難はそれぞれでお願いします。

（表３）町災害復興計画検討委員会アンケート結果

問 4－4．防災行政無線の受信状況

避難した方の防災行政無線の受信状況は、「聞いていない」が 54.3%、「聞いた」が 27.8%となっており、防災行政無線を聞いていない方が約 5 割となっています。

＜防災行政無線の聴取状況＞

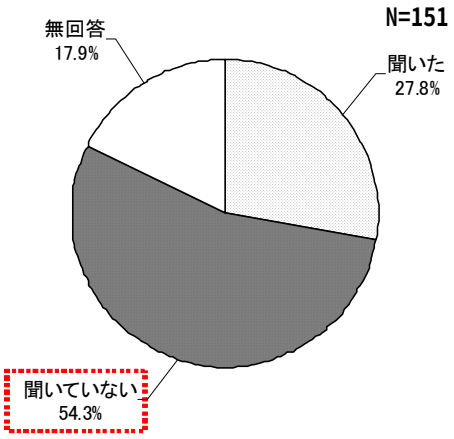

（表４）避難所一覧

一次避難所

地　域	公共施設名	情　報 連絡所	収　容 人　員	所在地	電　話 番　号	鍵　保　管 場　　所	施　設 管理者	土砂災 害危険 区域内	浸　水 想　定 区域内
佐　用	佐用中学校	○	409 人	本位田	82-2102	職員室	学校長	△	○
	江川小学校	○	316 人	豊福	84-0002	〃	〃	○	○
	佐用小学校	○	334 人	佐用	82-2824	〃	〃	○	○
	利神小学校	○	327 人	口長谷	83-2100	〃	〃	○	○
	勤労者体育ｾﾝﾀｰ	○	300 人	佐用	82-3336	生涯学習課	所管課長	○	×
上　月	上月中学校	○	483 人	上月	86-0027	職員室	学校長	○	○
	久崎小学校	○	280 人	久崎	88-0016	〃	〃	×	×
	上月小学校		178 人	上月	86-0029	〃	〃	○	○
	幕山小学校	○	178 人	本郷	87-0002	〃	〃	×	○
南　光	上津中学校		510 人	下徳久	78-0018	職員室	学校長	×	○
	中安小学校	○	366 人	米田	78-0030	〃	〃	○	×
	徳久小学校	○	401 人	西徳久	78-0038	〃	〃	×	○
	三河小学校	○	384 人	上三河	77-0004	〃	〃	×	○
三日月	三日月中学校		382 人	乃井野	79-2013	職員室	学校長	×	○
	三日月小学校	○	236 人	乃井野	79-2021	〃	〃	×	○
計	１５箇所							８箇所	３箇所

二次避難所

地　域	公共施設名	情　報 連絡所	収　容 人　員	所在地	電　話 番　号	鍵　保　管 場　　所	施　設 管理者	土砂災 害危険 区域内	浸　水 想　定 区域内
佐　用	石井保育園		50 人	上石井	85-0044	職員室	園長	○	○
	江川保育園		100 人	豊福	84-0001	〃	〃	○	○
	佐用保育園		100 人	佐用	82-2946	〃	〃	○	○
	長谷保育園		50 人	口長谷	83-2902	〃	〃	×	○
	平福保育園		100 人	平福	83-2225	〃	〃	○	×
	長谷体育館		200 人	口長谷		生涯学習課	所管課長	○	○
	石井体育館		200 人	上石井		〃	〃	○	○
上　月	久崎保育園		100 人	久崎	88-0011	職員室	園長	○	×
	上月保育園		100 人	上月	86-0103	〃	〃	○	○
	幕山保育園		100 人	本郷	87-0009	〃	〃	△	○
	幕山地区ｾﾝﾀｰ		100 人	福吉	87-0020	事務室	所管課長	○	○
	笹ヶ丘荘		300 人	円光寺	88-0149	〃	〃	○	○
	上月文化会館		50 人	上月	86-0331	〃	〃	△	○
	上月体育館	○	500 人	上月	86-0441	〃	〃	○	○

二次避難所

地　域	公共施設名	情　報 連絡所	収　容 人　員	所在地	電　話 番　号	鍵　保　管 場　　所	施　設 管理者	土砂災 害危険 区域内	浸　水 想　定 区域内
南　光	三土中学校		200 人	中三河	77-0231	職員室	学校長	△	○
	中安保育園		50 人	米田	78-0040	〃	園長	○	×
	徳久保育園		50 人	下徳久	78-0059	〃	〃	○	×
	三河保育園		50 人	上三河	77-0028	〃	〃	×	○
	南光文化ｾﾝﾀｰ	○	200 人	下徳久	78-0123	事務室	所管課長	○	×
	南光地域福祉ｾﾝﾀｰ		100 人	東徳久	78-0200	〃	〃	○	○
	中安ふれあいｾﾝﾀｰ		50 人	安川	78-0272	〃	〃	○	×
	三河ふれあいｾﾝﾀｰ		50 人	上三河	77-0002	〃	〃	○	○
三日月	三日月保育園		100 人	三日月	79-2221	職員室	園長	△	○
	三日月文化センター	○	200 人	三日月	79-2001	事務室	所管課長	×	○
計	２４箇所							７箇所	６箇所

福祉避難所

地　区	施　設　名　称	収容可能人員	所　在　地	電話番号
上　月	上月保健福祉センター （やまびこ）	100 人	福吉 705	87-8020
南　光	南光地域福祉センター （センターひまわり）	100 人	東徳久 1946	78-0200

5　図１～図６

（図１）浸水想定図（佐用地区）

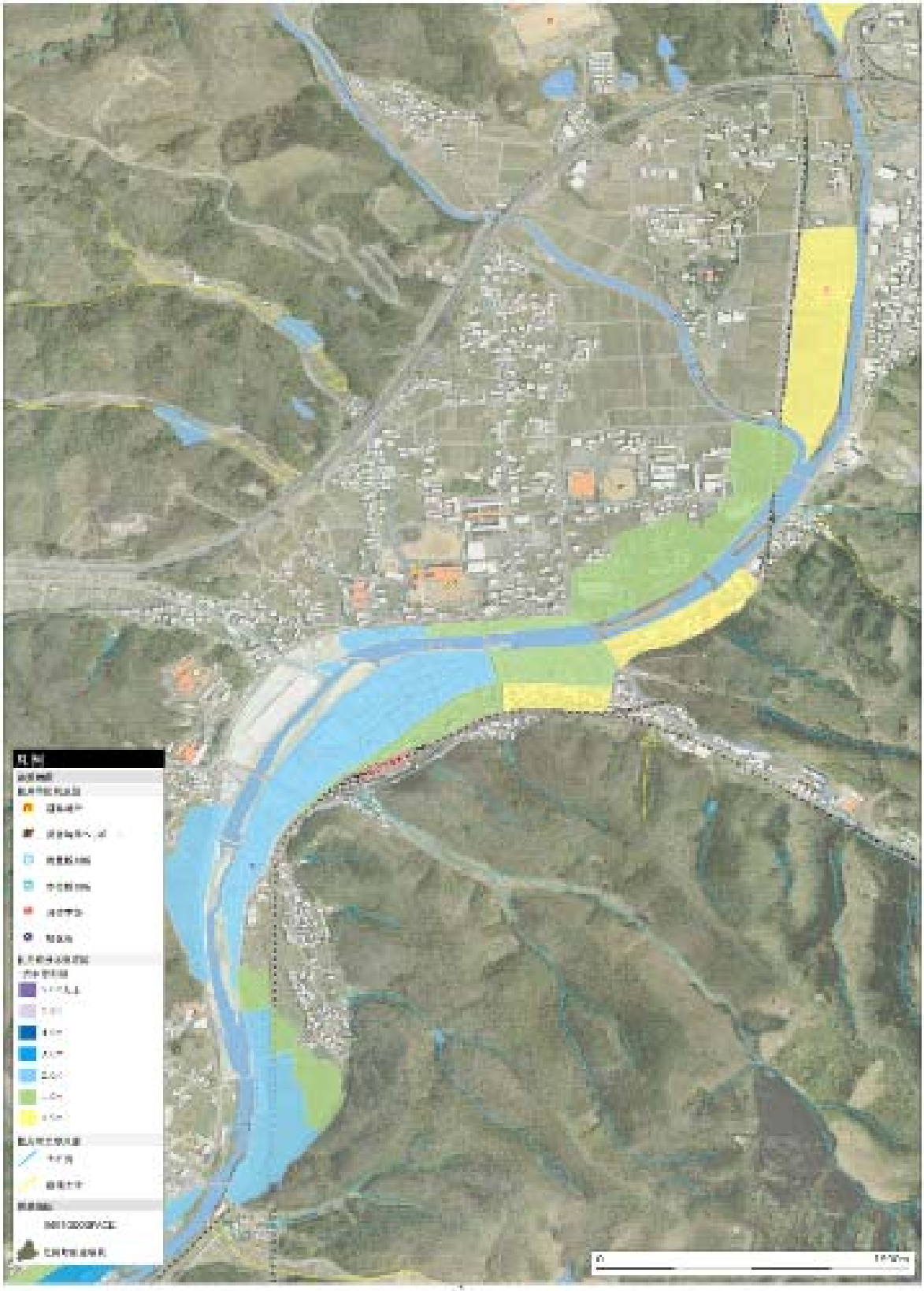

（図２）浸水想定図（平福・長谷地区）

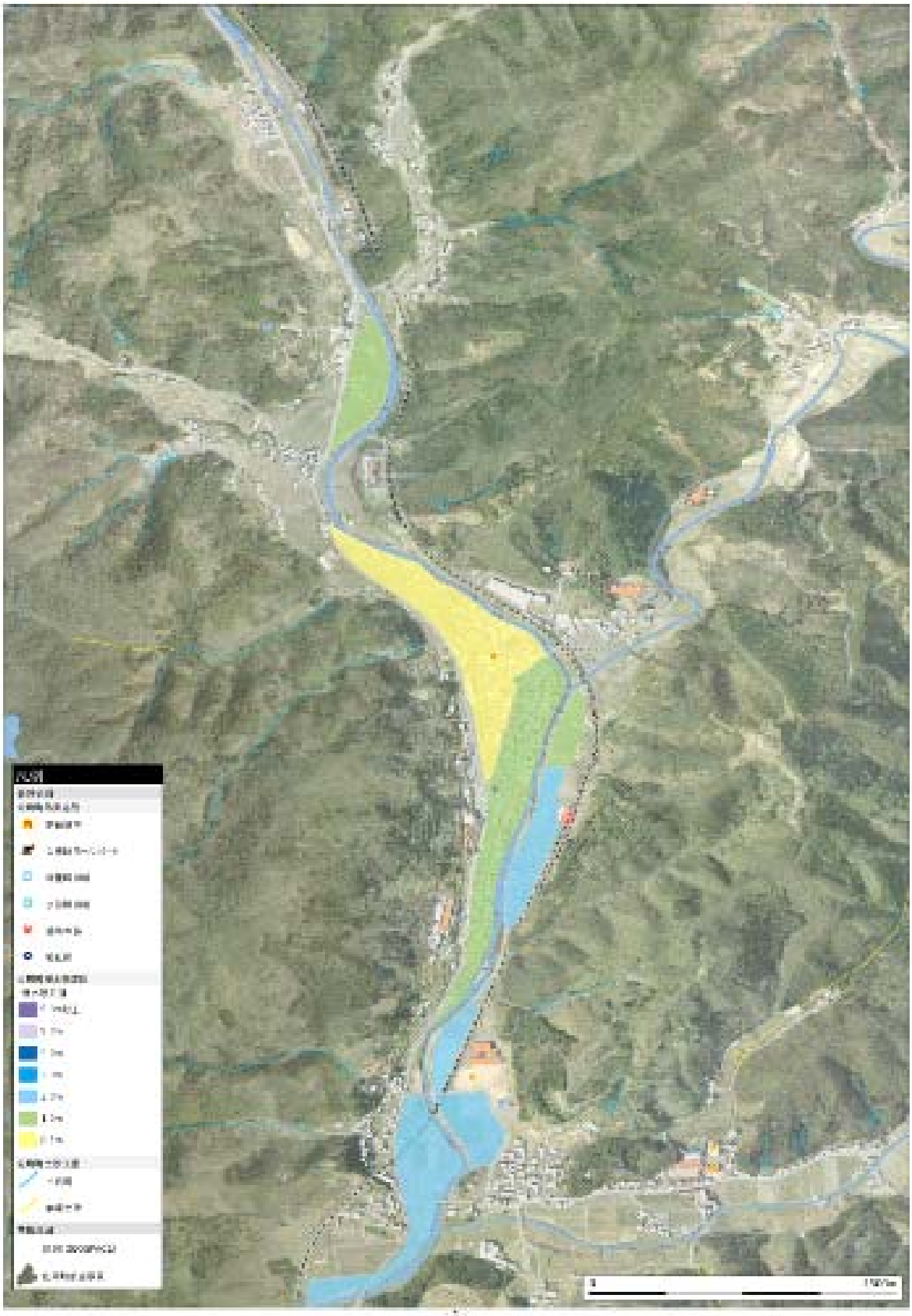

（図３）浸水想定図（上月地区）

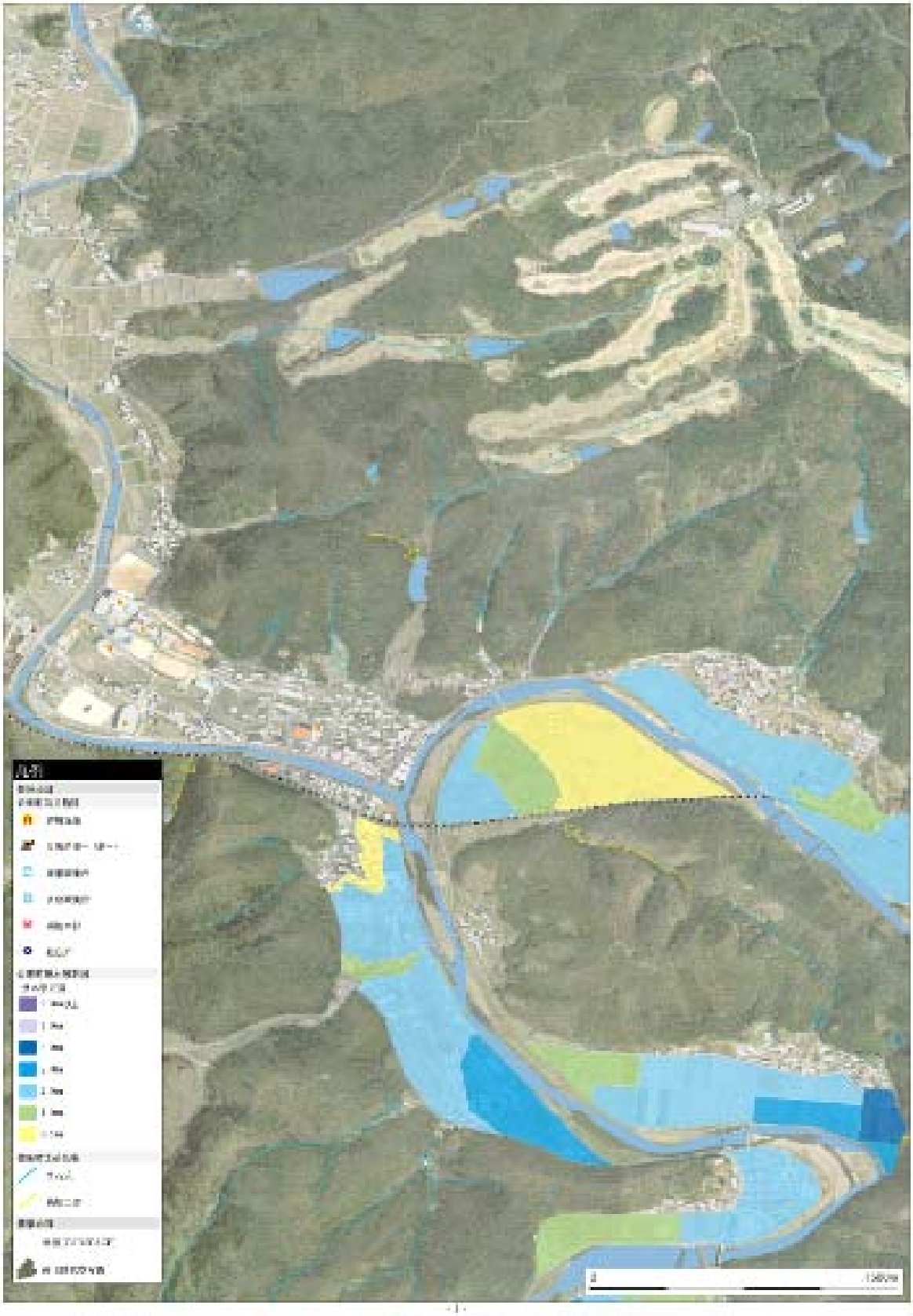

（図４）浸水想定図（久崎・円光寺地区）

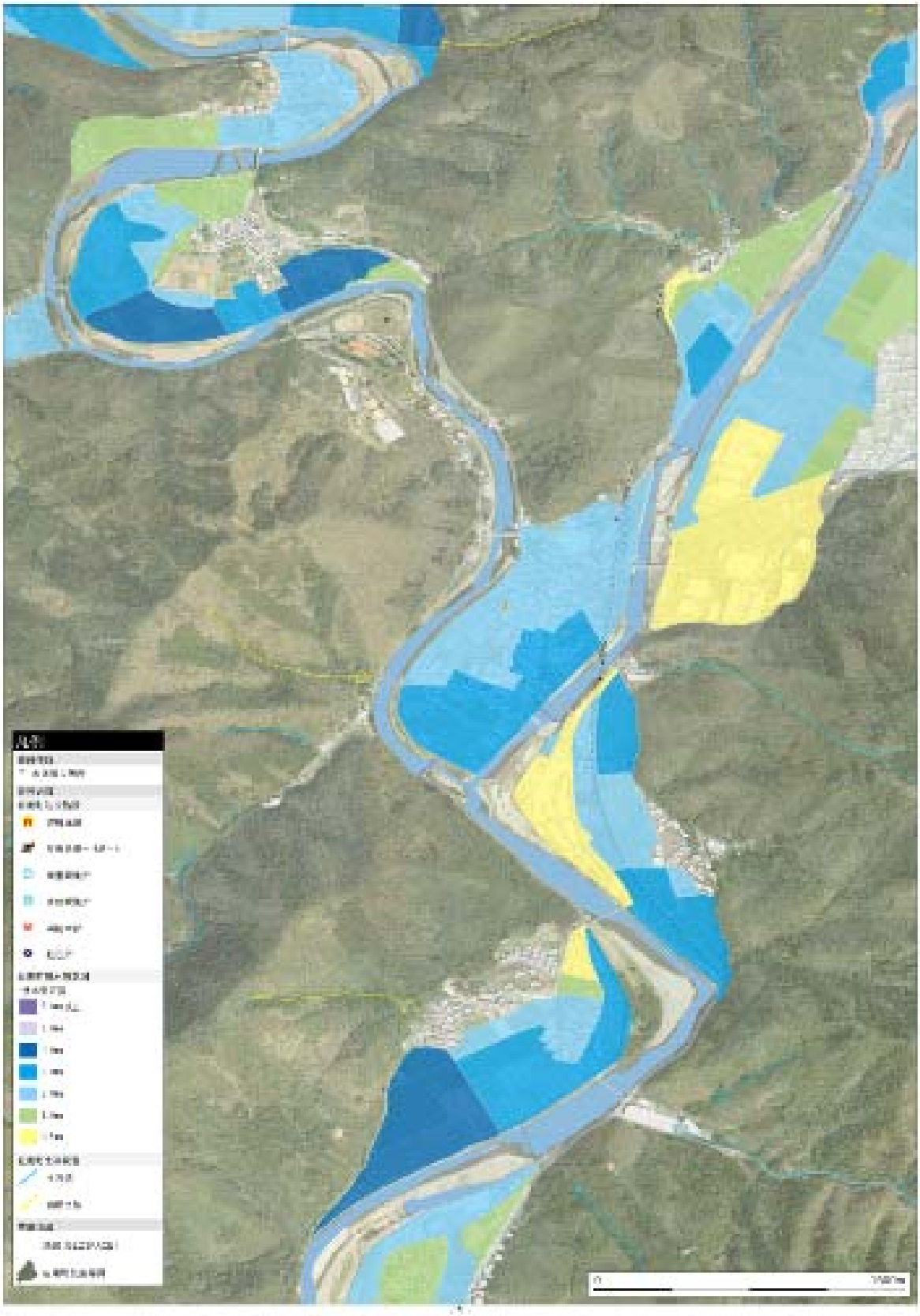

（図５）浸水想定図（幕山地区）

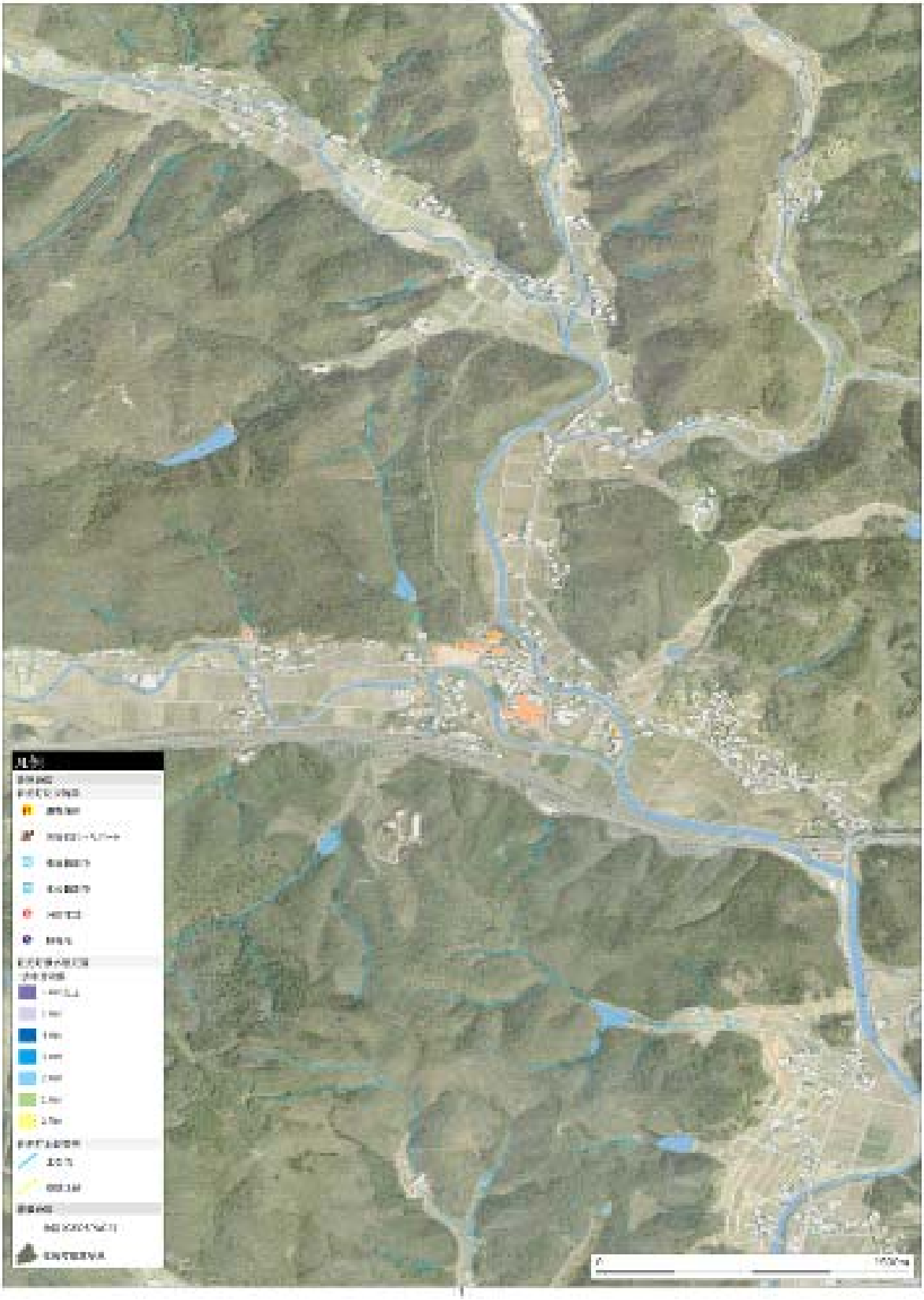

（図６）浸水想定図（須安・力万地区）

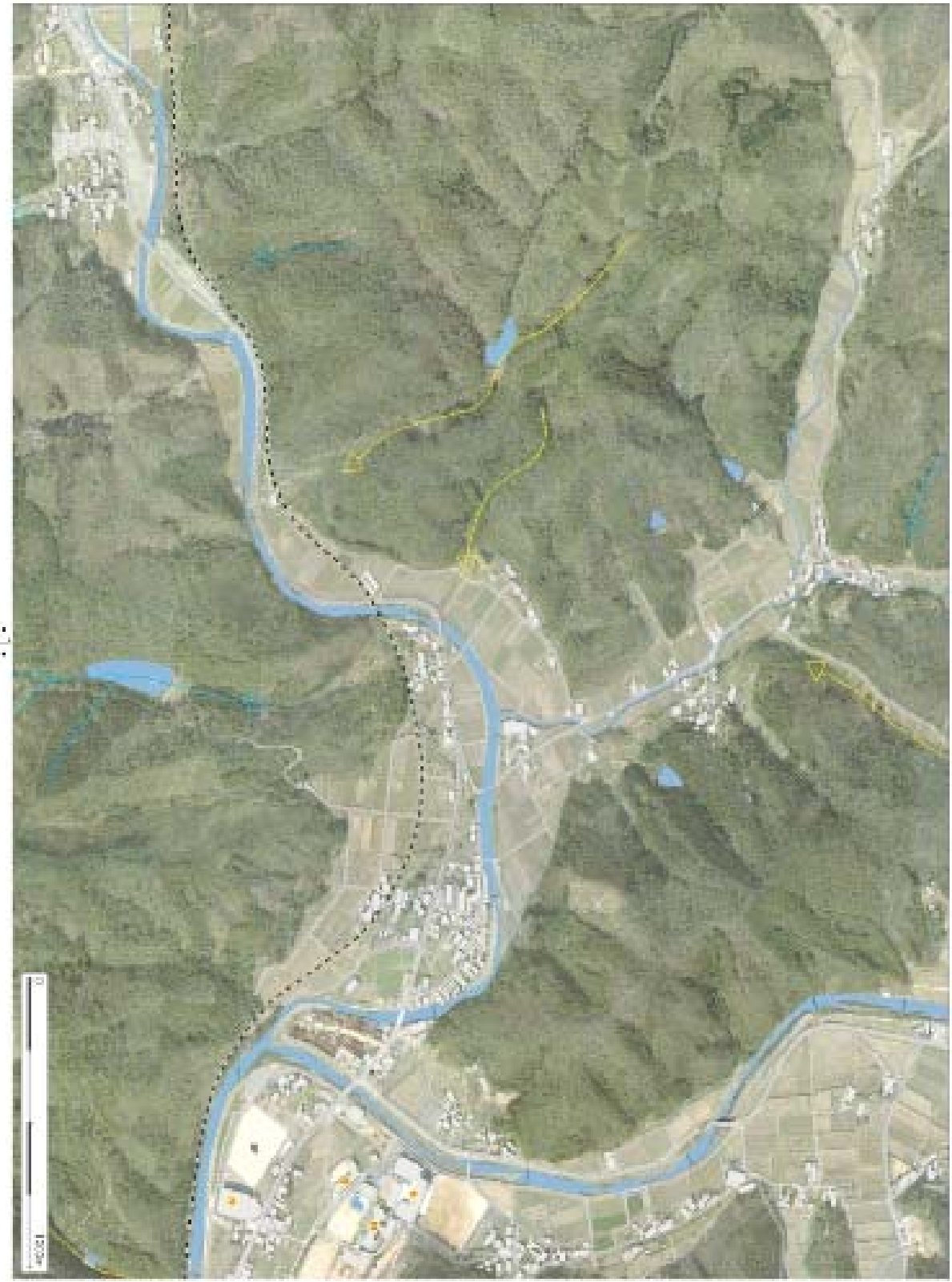

第４章　避難所の設置・運営

１　避難所の設置・運営

（１）避難所の設置・開設

検証項目１　**指定避難所の開設**

検証の視点　**指定避難所の開設状況**

町地域防災計画では、災害対策本部長は避難所開設の必要があると判断した場合、指定避難所のうちから選定して開設を指示すること、但し、地域の住民が自主的に避難している場合は、その避難場所を避難所に指定すること、一次避難所は、原則として施設管理者が解錠し、地域対策部が開設準備及び運営を担当すること、二次避難所は、生活対策部、教育対策部及び地域対策部が連携して開設準備及び運営を行うこと、福祉避難所は、原則として施設管理者が解錠し、生活対策部及び地域対策部が連携して開設準備及び運営を行うこと、自主避難者には、自治会又は自主防災組織の避難所を利用してもらうよう呼びかけることとなっている。

８月９日午後７時３０分に上月地域対策部の職員２名が久崎小学校避難所（一次避難所）を開設、午後８時１０分に教職員１名が上月小学校避難所（一次避難所）を、午後８時１８分に南光地域対策部の職員１名が南光文化センター（二次避難所）を開設した。

午後８時２０分に、生活対策部が各対策部の判断で避難所を設置するよう指示し、各地域対策部及び教育対策部が所管施設の避難所開設を指示したが、避難所の開設に時間を要した施設があった。

開設した避難所は、久崎小学校、上月小学校、南光文化センター及び佐用小学校など１５箇所であった（表１）。

幕山小学校避難所は、耐震工事中のため開設できず、地域住民によって幕山保育園を避難所として開設した。

【主たる要因】

災害対策本部は被害状況の把握、電話対応及び現場での応急対応に追われ、各地域の詳細な状況を集約できず、開設する避難所を選定できなかったため、生活対策部が各対策部に対し、それぞれの判断で避難所を開設するよう指示した。

各地域対策部及び教育対策部は、各地域の避難所開設を指示したが、道路の通行止めや土砂崩れなどのため、避難所まで行くことができなかったり、避難所の鍵を町職員及び施設管理者しか持っていなかったため、開設に時間を要した施設があった。

検証項目２　福祉避難所の設置

検証の視点　福祉避難所の設置状況

町地域防災計画では、県と協力して、援護の必要性の高い者について、福祉避難所もしくは設備の整った特別施設や社会福祉施設における受け入れを進め、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じることとなっている。福祉避難所は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者を収容する避難所である。ただし、今回の水害では福祉避難所の開設は行っていない。

【主たる要因】

生活対策部では、要援護高齢者４５名に対して、町内の介護保険施設や養護老人ホームなどの施設へのショートステイなどで対応したため、福祉避難所は開設しなかった。

検証項目３　指定避難所への職員派遣

検証の視点　指定避難所への職員派遣の状況

町地域防災計画に基づき、各関係対策部長は避難所の運営にあたる避難所派遣職員をあらかじめ指定していた。各地域対策部長は、生活班員のうちから避難所ごとに派遣職員２～３名を、生活対策部長及び教育対策部長は、各対策部員のうちから避難所運営職員（一次避難所支援職員を含む）をあらかじめ指定していた。また、計画に基づき、二次避難所及び福祉避難所の施設管理者は、当該避難所の運営職員に指定されていた。

避難所派遣要員は、参集連絡によって避難所へ参集する計画であったが、今回の災害では、連絡が届かなかった職員があった。

また、各地域対策部及び教育対策部においても、それぞれの地域の避難所開設指示を行った。しかし、派遣要員、教職員が避難所開設準備に行くことができず、開設が遅れた避難所があった。

【主たる要因】

連絡網によって職員へ連絡する手順が徹底できておらず、連絡を急ぐあまり定められた連絡網によらず、既存の住所録などにより手近なところから連絡し、連絡が届かなかった職員があった。

各地域対策部等から、避難所開設の指示を受けた職員のなかには、担当する避難所が自宅から遠い地域に設定されており、避難所への参集に時間を要する職員があった。また、自宅から遠い教職員が避難所となる学校の鍵を保管していたため、開設の遅れた避難所があった。

検証項目４　避難所の設備・備品

検証の視点　**避難所の設備・備品の状況**

町地域防災計画では、生活対策部は、避難生活に必要な設備・備品を確保し設置すること、特に、季節の特性や災害時要援護者等に配慮することとなっている。

発災後、学校は多くの被災者を受け入れて避難所として機能したが、一次避難所に指定している江川小学校体育館と久崎小学校体育館は、水害により一部床上浸水した。そのため、避難者は身体が濡れたままの状態で避難所にいなくてはならなかった。

また、扇風機やエアコンなども配備されていなかった。

【主たる要因】

避難所は、各地区からの距離などの立地条件や収容人員を考慮し、小学校区を避難圏内と考え、小中学校の体育館、保育園及び地区センター等を避難所に指定していた。地区によっては全域が浸水想定区域となっており、他に適当な施設がなく、施設の浸水対策も十分ではなかった。

避難所には非常通信網（電話、ＦＡＸなど）が未整備で、情報の発信ができなかったため、職員個人の携帯電話を使用し情報の発信を行った。また、防災行政無線受信機やラジオなどを設置していなかったため、町などからの情報を受信できなかった。

避難所に毛布、タオルや救急用品など避難生活に必要な物資が備蓄されていなかったため、避難者は身体が濡れたままの状態で避難所にいなくてはならなかった。

また、避難所は主として小中学校の体育館などであったため、扇風機やエアコンなどが配備されておらず、避難者は暑さを我慢するしかなかった。

（２）避難所との情報連絡・運営

検証項目１　避難所との連絡体制

検証の視点　**避難所との連絡体制の状況**

町地域防災計画では、町は避難所との情報伝達手段・ルートを確保することとなっている。

本部室と各地域対策部及び教育対策部との連絡体制は、避難所運営マニュアルでは、電話・ＦＡＸ・無線等により連絡することとなっていたが、主に個人の携帯電話を使用し、電池切れなどにより連絡が十分行き届かなかった。

【主たる要因】

本部室と各地域対策部及び教育対策部との連絡体制は、避難所に電話などの通信設備などが不足していたため、連絡が十分行き届かなかった。

また、避難所との連絡は職員の携帯電話に頼っていたため、避難所派遣職員の携帯電話の電池切れや避難所派遣職員の交代時に連絡できなかった避難所もあった。

避難者への連絡は、避難者が昼夜を問わず仕事や被災した自宅の片付けなどで避難所を出入りしていたため、十分に行うことができなかった。

検証項目２　避難者への情報伝達

検証の視点　避難者への情報伝達の状況

町地域防災計画では、避難者への広報は掲示板への掲示、館内放送によって行うこと、災害時要援護者を考慮し、避難所の自主組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮することとなっている。

避難者への広報は、避難所には防災行政無線受信機などが備わっていなかったことや、自主運営体制がとれなかったため十分ではなかった。

また、避難者名簿の追加や変更の更新、運営記録簿の作成が困難であったことから、避難者を正確に把握することができなかった。

【主たる要因】

避難所が体育館などであったため、避難者へ情報伝達するための防災行政無線受信機などの設備を設置していなかった。

避難者が昼夜を問わず避難所を出入りし、避難者名簿の追加や変更が困難であったことに加えて、運営職員の人員不足から運営記録簿などの作成が困難であったため、避難者を正確に把握することができなかった。

また、自治会長、自主防災組織などとの連携がとれず、避難者などによる自主運営体制ができなかったことなどにより、避難者への情報伝達は十分にできなかった。

検証項目３　避難所の運営体制

検証の視点　避難所の運営体制の状況

町地域防災計画では、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自治会長、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図ることとなっているが、避難者などによる自主運営を行う体制がとれなかった。

被害が大きく避難所生活が長期間に渡ると考えられたため、総務対策部は、各対策部長から受けた避難所の状況報告を踏まえ、１１日午前１０時から支所等の職員を避難所運営職員として配置するとともに、学校が夏休み期間であったため１０日から教職員の協力も得て、２５日まで避難者の受け入れを行った。

避難所の運営は、避難所運営マニュアルに沿った運営ができない避難所があったことや避難所運営の人員が不足したため、避難者名簿の変更や運営記録簿作成などができなかったほか、同じ職員が連続して避難所の運営を行う状態となった。

【主たる要因】

避難所運営においては、町、自治会長、自主防災組織などは、当面の災害対応に追われたため、連携がとれず、避難者などによる自主運営を行う体制がとれなかった。

長期間の避難所運営に対応できる職員派遣計画がなかったことにより、人員が不足し、同じ職員が続けて運営する状態となった。

避難所運営マニュアルを置いていない避難所があったり、職員の事務分担が明確に定められていなかったため、マニュアルに沿った運営ができなかった。

避難所派遣職員が道路の通行止めや土砂崩れなどのため、避難所まで行くことができなかったことにより人員が不足し、運営記録簿などの作成ができなかった。

（３）避難者の健康管理及び避難所の衛生対策

検証項目１　避難者の健康管理

検証の視点　**避難者の健康管理の状況**

町地域防災計画では、町（生活対策部）は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、あらかじめ定める救護所の設置予定場所について、救護班による巡回活動を行うこと、町（生活対策部）は県健康福祉事務所と協力し、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施することとなっている。

救護所は、久崎小学校体育館と佐用小学校体育館の２箇所に設置した。久崎小学校体育館では、１０日から日赤兵庫県支部医療班、日本看護協会チームが活動を行い、佐用小学校体育館では、１１日から県災害本部救護医療チームが活動を行った。

健康相談は、１１日に町保健師及び龍野健康福祉事務所保健師が各避難所の巡回健康相談を実施、１２日から１５日まで町保健師、龍野・赤穂健康福

祉事務所保健師などが各避難所を含め健康調査を実施、１６、１７日は町保健師、龍野健康福祉事務所保健師などが災害時要援護者を訪問し健康相談を実施、２０日に町保健師が各避難所の巡回健康相談などを実施したが（表３）、生活対策部は、初動時に巡回健康相談や栄養相談などの対応ができなかった。

【主たる要因】

健康相談や栄養相談などの業務は、保健師や栄養士が有する専門的な知識が必要なため、交代要員の確保が困難であるが、保健師や栄養士は、１０日まで各地域対策部における当面の対応に動員されたため、保健活動に参加できない者もおり、初動時には、巡回健康相談や栄養相談などの対応できなかった。

検証項目２　避難所の衛生対策

検証の視点　避難所の衛生対策の状況

町地域防災計画では、県は食品衛生監視員を避難所に派遣するなど、食品の衛生管理に配慮すること、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止することとなっている。

１３日午後６時３０分頃、平福下町集落において食中毒が発生し、食品衛生監視員が派遣された。

【主たる要因】

食中毒患者が発生し、所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い被害の拡大を防止するため、県健康福祉事務所から食品衛生監視員が派遣された。以降、食中毒の発生はなかった。

避難所の設置・運営の改善への提言

提言 77　**住民の安全な避難場所を確保するため、指定避難所を迅速に開設する体制の整備が必要である。**

避難勧告等の発令時点までに、住民の安全な避難場所が確保されている必要がある。町では、早期に避難所派遣要員などを派遣し、指定避難所の準備・開設を行う必要がある。ただし、突発的な災害発生時に備え、地域の代表（自治会長など）も指定避難所の鍵を保管しておくことが望ましい。

提言 78　**浸水対策や非常用通信機器など、避難所施設の整備の充実が必要である。**

小中学校の体育館及び保育園は、多くの被災者を受け入れ、災害時における緊急の指定避難所として重要な役割を果たした。今後は、児童生徒や避難住民の安全確保を図る上から、浸水対策などの防災機能の強化やバリアフリー化などに努めることが大切である。また、ライフライン途絶時の自立性を高めるために、非常用通信機器、非常用電源、照明機器などの設置、井戸の活用検討などが、必要である。

さらに、被災者の支援活動の拠点となる指定避難所には、救命救急や救援物資搬出入のためのスペースや食料を備蓄できる場所等を確保する必要がある。

提言 79　**避難所運営マニュアルの見直しが必要である。**

町は、避難所運営マニュアルを作成していたが、個々の職員が、何をするのか役割分担や実施内容が明確に定められていなかった。今後は、実際の場面に即した運営マニュアルに見直すとともに、避難所運営者の研修と訓練を行う必要がある。

提言 80　**避難所の運営体制の構築が必要である。**

指定避難所を長期にわたって運営できるよう、職員数を適正に配置するとともに、職員の健康に配慮したローテーションを組むなど、配備計画を作成する必要がある。

また、長期間の指定避難所の運営は、町職員だけでは限界があることから、避難住民からリーダーを定め、必要に応じて班を編成するなど組織化し、避難所を自主的に運営できるよう、町の避難所派遣職員、自主防災組織、施設管理者やその他関係機関等が協力し、早期に体制を確立する必要がある。

提言 81　**避難所への連絡体制を見直す必要がある。**

指定避難所に防災行政無線の戸別受信機や掲示板などを備える必要がある。また、指定避難所や避難者などへの連絡体制は、災害対策本部からの連絡は、避難所派遣職員から、リーダーや班を通じて避難者に迅速・的確にできるよう連絡体制を見直し、避難所の長期間の運営に対応できるように構築する必要がある。

提言 82　**避難所での避難者の健康管理に配慮する必要がある。**

避難所として指定している施設の多くは教育施設である学校の体育館であり、日常の生活を送るための機能が備わっていない。そのため、教育施設（体育館等）が避難所として開設された場合、避難者の寒暖に対する体調管理などに配慮する必要がある。

避難者の体調を維持するため、被災者の支援活動の拠点となる避難所には、県健康福祉事務所や佐用郡医師会等関係機関などと連携を図り、救護所を開設し、医療や衛生対策などの専門職を派遣するとともに、他市町からの応援を受け、全ての避難所を保健師や栄養士等が適宜巡回することが望ましい。

再掲　**災害時要援護者の避難生活支援のため、町内の福祉施設を活用できるよう、協定を締結しておくことが望ましい。**

今回の災害後の避難生活のなかで、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児及び病弱者などは、通常の指定避難所では生活に支障が生じた。町では、指定していた福祉避難所以外の、より設備の充実した福祉施設に高齢者・障がい者及び病弱者などの受け入れを依頼し、全員を受け入れることができた。

佐用町では、介護保険施設や養護老人ホームなどの施設が充実していることから、これら各施設と事前に協定を結び、迅速に施設で受け入れることが望ましい。協定締結にあたっては、受け入れ可能な人数や日数などの事項が必要である。

（参考資料）

【佐用町地域防災計画及び佐用町水防計画の規定】

１　避難所の設置

（１）避難所の開設

災害対策本部長は、避難所開設の必要があると判断した場合、指定避難所のうちから選定して開設を指示する。但し、地域の住民が自主的に避難している場合は、その避難場所を避難所に指定することがある。

①一次避難所は、原則として施設管理者が解錠し、地域対策部が開設準備及び運営を担当する。

②二次避難所は、生活対策部、教育対策部及び地域対策部が連携して開設準備及び運営を行うものとする。

③福祉避難所は、原則として施設管理者が解錠し、生活対策部及び地域対策部が連携して開設準備及び運営を行うものとする。

④自主避難者には、自治会又は自主防災組織の避難所を利用してもらうよう呼びかける。

（２）避難勧告・指示等の伝達経路

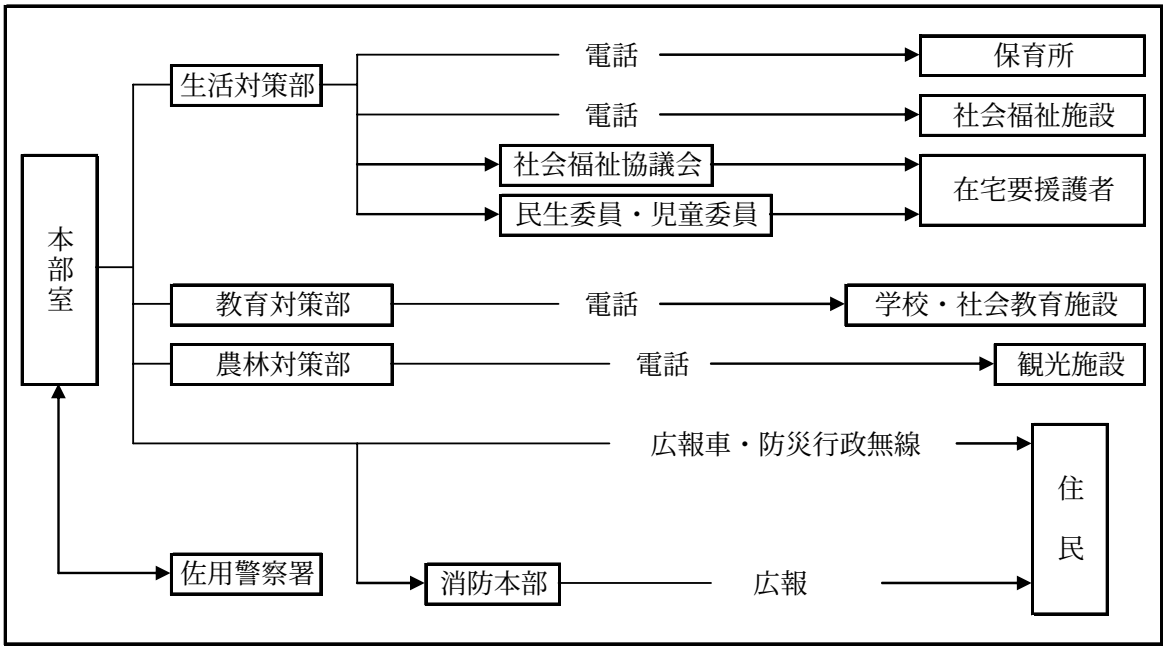

（３）避難所派遣要員

各関係対策部長は、避難所の運営にあたる避難所派遣職員をあらかじめ指定しておくこととする。

①各地域対策部長は、生活班員のうちから避難所ごとに派遣職員として２～３名を、生活対策部長及び教育対策部長は、各対策部員のうちから避難所運営職員（一次避難所支援職員を含む）をあらかじめ指定しておくこととする。

②二次避難所及び福祉避難所の施設管理者は、当該避難所の運営職員に指定されるものとする。

（４）避難者の受け入れ

生活対策部は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。また、避難者の概数を把握し、本部室に報告する。

なお、災害救助法の基準では、原則として、避難所の収容対象者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者であり、収容期間は災害発生の日から７日以内である。

（５）避難所設備の整備

生活対策部は、避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。

特に、季節の特性や災害時要援護者等に配慮する。

２　避難所の運営

（１）避難所の運営

避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自治会長、自主防災組織等とも連携して、円滑な初動対応を図る。

災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は７日以内を原則としている。

①施設等解放区域の明示
②避難者誘導・避難者名簿の作成
③情報連絡活動
④食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
⑤ボランティアの受入れ
⑥炊き出しへの協力
⑦避難所運営組織づくりへの協力
⑧重傷者への対応

（２）避難者の健康管理

町（生活対策部）は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、あらかじめ定める救護所の設置予定場所について、救護班による巡回活動を行う。

救護所の設置予定施設は「医療・助産対策」の項に示す（表４）。

（３）保健活動の実施

町（生活対策部）は県健康福祉事務所と協力し、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。（「健康対策」の項を参照（表５））

（４）仮設トイレの確保

町（生活対策部）は、避難所の状況により仮設トイレ（洋式を含む）を設置、管理する。

その確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。（「し尿処理対策」の項を参照（表６））

（５）入浴、洗濯対策

町（生活対策部）は、仮設風呂や洗濯機を設置、管理する。

その確保が困難な場合、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を求める。

（６）食品衛生対策

県は、食品衛生監視員を避難所に派遣するなど、食品の衛生管理に配慮する。

（「食品衛生対策」の項を参照（表７））

（７）宿泊施設、社会福祉施設等の活用

町（生活対策部）は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所の確保、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

（８）避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。

災害時要援護者を考慮し、避難所の自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

３　表１～表７

（表１）開設避難所一覧

開設時間	公共施設名	避難所の種別	解　錠　者
９日 19:30	久崎小学校	一次避難所	職員２名／教職員０名
20:10	上月小学校	一次避難所	職員０名／教職員１名
20:18	南光文化センター	二次避難所	職員１名／教職員０名
20:30	佐用小学校 江川小学校 徳久小学校	一次避難所 一次避難所 一次避難所	職員２名／教職員０名 職員１名／教職員１名 職員０名／教職員１名
20:36	勤労者体育センター	一次避難所	職員２名／教職員０名
21:00	三河ふれあいセンター	二次避難所	職員３名
21:20	上月中学校	一次避難所	職員０名／教職員１名
21:30	三日月中学校	一次避難所	職員０名／教職員１名
22:00	中安小学校 三日月小学校	一次避難所 一次避難所	職員２名／教職員０名 職員１名／教職員１名
22:50	幕山保育園	二次避難所	住民
23:00	上津中学校	一次避難所	職員０名／教職員１名
１０日 10:14	幕山小学校	一次避難所	職員０名／教職員３名

※８月９日幕山小学校避難所は、耐震工事中で開設できず、地域住民により幕山保育園を開設

（表２）避難所の受け入れ状況

８月９日

■一次避難所

地　域	公共施設名	避難者数
佐　用	江川学校	17 名
	佐用小学校	120 名
	勤労者体育センター	51 名
上　月	上月中学校	6 名
	久崎小学校	65 名
	上月小学校	37 名
南　光	上津中学校	8 名
	中安小学校	10 名
三日月	三日月中学校	3 名
	三日月小学校	7 名
計	１１箇所	324 名

■二次避難所

地　域	公共施設名	避難者数
上　月	幕山保育園	12 名
南　光	南光文化センター	60 名
	三河ふれあいセンター	58 名
計	３箇所	130 名

８月１０日

■一次避難所

地　域	公共施設名	避難者数
上　月	幕山小学校	15 名
計	１箇所	15 名

（表３）健康管理、衛生対策活動状況

要請日	要請先	開始日	終了日	活動内容	実施人数	活動機関
8 月 9 日	日赤兵庫県支部に応急医療依頼	8 月 10 日 8 月 11 日		医療活動 医療活動		日赤兵庫県支部 県災害医療班
8 月 11 日 17:00	西播磨県民局総務防災課に保健師派遣依頼	8 月 11 日 8 月 20 日		各避難所巡回健康相談 各避難所巡回健康相談	日中は数人	町保健師 8 人 龍野健康福祉事務所保健師 5 人 町保健師 3 人
		8 月 12 日	8 月 15 日	防疫、健康調査	1,270 世帯 延べ 1,339 人	町保健師延べ 26 人 龍野・赤穂健康福祉事務所保健師延べ 26 人 応援保健師延べ 89 人
		8 月 16 日	8 月 17 日	災害時要援護者の訪問	60 人（更に継続 21 人）	町保健師延べ 14 人 龍野健康福祉事務所保健師 1 人 応援保健師 1 人
		8 月 10 日		食中毒予防・水分摂取等声かけ 個別栄養相談	30 件	生活班 栄養士
8 月 13 日	県及び県歯科衛生士会に応援依頼	8 月 11 日 8 月 13 日 8 月 14 日 8 月 14 日 8 月 24 日	8 月 18 日 8 月 25 日	避難所訪問を開始 災害時臨時歯科救護所設置 臨時歯科診療 各避難所の巡回歯科相談、衛生指導 朝霧園歯科衛生指導	14 人 延べ 36 箇所	県保健師、町保健師、町歯科衛生士
8 月 17 日	県へ精神科救護所設置要請	8 月 20 日 9 月 2 日	8 月 31 日 9 月 30 日	精神科救護所設置（こころのケア相談室） 被災者遺族へのケア 仮設住宅入居者の訪問	来所 ・延べ 15 件 訪問 ・延べ 124 件 5 家族	精神科医師、精神保健福祉士、龍野・赤穂健康福祉事務所保健師、町保健師

（表４）医療・助産対策

第３　医療・助産対策
〔実施機関：町（生活対策部、消防本部）、医療機関、地域医師会〕

１　救護所の設置
(1) 町は、次の場合に救護所を設置する。また、県は、救護所では対応しきれない場合に、救護センターを設置する。
① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合
② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と護送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の護送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

救護所の設置予定施設

設置予定場所	所在地	収容人員（人）	電話番号
佐用町保健センター	佐用2609-2	50	82-2079
佐用町長谷地域交流センター	長谷580	50	83-2718
佐用町江川地区文化センター	豊福285-4	50	84-0660
幕山地区センター	福吉681-1	100	87-0020
上月文化会館	上月787-2	100	86-1153
久崎老人福祉センター	久崎283-2	50	88-0001
三河基幹集落センター	上三河158-1	50	77-0001
南光文化センター	下徳久1005-1	200	78-0123
南光地域福祉センター（センターひまわり）	東徳久1946	150	78-0200
中安ふれあいセンター	安川239	50	78-0272
三日月文化センター	三日月1110-1	200	79-2982

(2) 救護所では、次の活動を行う。
① 傷病者のトリアージ
② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
③ 傷病者の応急処置
④ 助産
⑤ 死亡の確認
⑥ 遺体の検案
(3) 町、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、地域医師会と協議の上、救護所を廃止する。

（表５）健康対策

第２　健康対策
〔実施機関：町（生活対策部）、県健康福祉事務所（保健所）〕

１　巡回健康相談の実施
町（生活対策部）は次の措置を講じる。
(1) 県と協力して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
(2) 県と協力して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
(3) 保健・医療・福祉等のサービスの提供、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートについて、県に助言、協力を求める。
(4) 県と協力して、巡回健康相談の実施にあたり、連携して災害時要援護者はじめ、被災者の健康状況の把握に努める。

２　巡回栄養相談の実施
町（生活対策部）は次の措置を講じる。
(1) 県と協力して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。また、県健康福祉事務所（保健所）は、給食施設等の巡回指導等を実施する。
(2) 避難所生活が長期化する場合には、食事等について県に助言を求める。
(3) 県と協力して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
(4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、連携して災害時要援護者はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

（表６）し尿処理対策

第２　し尿処理対策
〔実施機関：町（生活対策部）〕

１　応急対策
町（生活対策部）は、次のとおり、し尿処理を24時間以内に実施する。

(1) 情報の収集及び連絡
避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数や、し尿の収集・処理見込みを把握する。
(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握
し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、応急復旧体制を確保するとともに、仮設トイレを避難所等に設置する。
なお、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。
仮設トイレの調達先は、資料編の災害用トイレの供給者リストに示す。
(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保
仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。
(4) し尿収集・処理計画
仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。
(5) 県等への応援要請
① し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。
② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

２　し尿処理施設

名　　称	箇所数	種　類	処理能力(日量)
佐用衛生公苑	1	標準脱窒方式	30ｔ

（表７）食品衛生対策

第３　食品衛生対策
〔実施機関：町（生活対策部）、県健康福祉事務所（保健所）〕

１　食中毒の防止
県健康福祉事務所は、次の措置を講じる。
(1) 食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行う。
(2) 食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を行う。
(3) 食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

２　食中毒発生時の対応方法
県健康福祉事務所は、食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

３　食品衛生に関する広報
町（生活対策部）は、県と協力して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第３編　災害救援ボランティア活動の支援体制

第１章　災害ボランティアの支援体制、ニーズの把握、募集、活動支援

１　町と町社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの開設・運営及びこれに対する応援の体制

（１）災害ボランティアセンターの拠点の確保、支部の開設

検証項目１　**災害ボランティアセンターの拠点の確保、支部の開設**

検証の視点　**災害ボランティアセンター本部・支部の設置状況**

８月１０日午前８時頃、町災害対策本部と町社協が「佐用町災害ボランティアセンター（以下災害ＶＣという。）の設置等に関する協定」に基づき、午前１０時に南光地域福祉センター内に災害ＶＣを設置した（表１）。

西播磨ブロック市町社会福祉協議会災害発生時相互支援協定に基づき、幹事社協の姫路市社協と兵庫県社協に応援を要請した。また、兵庫県社協から先遣隊２名が午後に到着したので、災害ＶＣに対するコーディネーター等のスタッフ職員の派遣を要請した。

８月１０日から３１日の間に、災害ＶＣの運営を支援するスタッフとして、兵庫県社協、全社協、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議※（以下、支援Ｐという。）、兵庫県内市区町社協、近畿ブロック府県社協、災害系ＮＰＯ等から延べ７０９名の派遣があった。

被災地に直接入ったり、災害対策本部に来たボランティアが、登録のため南光に設置した災害ＶＣ本部に行った後、再び被災地に引き返すこととならないよう、８月１４日から佐用高校内に災害ＶＣ佐用支部、久崎小学校内に久崎支部を設置し、本部と合わせて３ヶ所で対応を行った（図１）。

ニーズ件数、ボランティア活動の進捗状況を勘案しながら、久崎支部を８月２３日、佐用支部を３０日に閉鎖、９月１日からは復興支援センターに移行して活動を行った。

８月１０日から３１日までのボランティア活動者数は、団体での受付が１０，８４８人、個人での受付が５，１０７人の合計１５，９５５人（図２）であった。

※災害ボランティア活動支援プロジェクト会議とは、企業・社会福祉協議会・ＮＰＯ・共同募金会が協働するネットワーク組織で、災害ボランティアが活動するために必要な人材、資機材・物資、資金を提供するなどの現地支援を行っている。

【主たる要因】

１０日の朝、災害対策本部と町社協が災害 VC 設置について協議し、設置場所は災害対策本部近傍で開設することを検討したが、本部周辺一帯が浸水被害に遭っており、ボランティアを受け入れるための駐車場確保が困難であったことに加え、上下水道等のライフラインが被災して機能不全となっていたため、災害対策本部近傍では適切な施設はなかった。早急な災害 VC 設置が必要であったため、被害が発生していないことや、効率的な運営面を考慮し、町社協が業務を行っている南光地域福祉センターに災害 VC を設置することとした。

しかしながら、遠方からのボランティアは中国道佐用 IC から被災地である佐用町中心部を経由して南光地域福祉センターで受付した後、再び佐用中心部に派遣されるなど、時間的ロスが発生することがあったことや、被災やボランティア活動の状況把握が困難であったため、県との協議を踏まえ、１４日に佐用町中心部に近い佐用高校内に災害 VC 佐用支部を設置し、久崎小学校には久崎支部を設置して円滑な災害 VC 運営に努めた。

町社協は前年度に「災害ボランティアセンターマニュアル」を策定し、これに基づき設置訓練も実施していたため、センター開設のイメージは持っていた。しかし、初めての災害ＶＣの設置であり、ノウハウの不足、スタッフも地元町社協職員だけでは足りなかったため、兵庫県社協を通じてコーディネーター等の災害ＶＣ運営を支援するスタッフの派遣を依頼した。

閉鎖については、被災者からのニーズ件数の減少、利用していた高校の夏休みが終了し、授業が再開されること、平成１６年台風２３号後に開設した豊岡市水害ＶＣが３週間で閉鎖していることなどから総合的に判断し、支部に続き本部を閉鎖した。

ただし、９月１日からは、災害ＶＣの一部機能を維持し、被災者の復興支援並びに地元ボランティアの活動を支援するため、「復興支援センター」を開設した（現在に至る）。

検証項目２　ボランティアの募集や募集停止の経緯

検証の視点　募集や募集停止についての協議・決定状況

町社協、兵庫県社協、全社協、支援Ｐ、近畿ブロック府県社協、災害系ＮＰＯなど、災害ＶＣの運営に関わる諸団体のスタッフで、災害ＶＣ活動後にスタッフミーティングを開催し、被災地情報、ボランティアの活動状況など当日の動きを共有するとともに、翌日のスタッフのシフト、ニーズの状況とその対応に必要なボランティア活動者数などを協議し、ボランティアの募集や募集停止について決定した。

募集対象者については、８月１０日の災害ＶＣ開設時は、兵庫県内在住者とし、１１日に町災害対策本部長（町長）が、記者発表の場でボランティア

募集を発表した。１５日からは募集対象者を兵庫県外に拡大した。
　募集停止については、８月２５日以降、新規の団体ボランティアの受付を中止し、３１日以降は西播磨地域内に限定した。
　ボランティア募集の情報発信は、町防災行政無線を通じて町内各戸に、また町の外へもマスコミや行政による記者発表に加え、全社協・県社協・町のＨＰや、後で開設された町社協による災害ＶＣのブログ（後述）などで実施した。
　最終的には、兵庫県社協、各市町社協や各種団体などが調整した「ボランティアバス」及び団体ボランティアなど、団体として受け入れを行ったボランティアが、活動者数全体の６７．９パーセントを占めた。

【主たる要因】

　災害ＶＣの設置は、佐用町として初めての経験であり、災害対応や災害ＶＣの運営経験を持つ人のアドバイスが必要であったため、町社協以外の関係者も含めて、朝、昼、夕方と定期的にスタッフミーティングを行った。支部を設置してからは朝と夕方に実施し、本部支部間の情報交換、共有、意思の統一を図った。
　ボランティア募集については、被害状況を十分に把握しきれなかったため、ニーズ件数の予測がしにくく、またボランティア参加者数も予測不可能であったため、当初兵庫県内に限定した。
　被災者に災害ＶＣが認知されてからは、ニーズ件数が増加し、ボランティア不足となったため、兵庫県外へも募集範囲を拡大した。さらに、被害状況やボランティア募集についての報道がマスコミを通じて全国に伝えられると、ボランティア数も増加した。
　その後、ニーズ件数が減少し始めたため、８月２５日以降は新規の団体ボランティアの活動申し出については受け付けず、さらに９月１日以降は「復興」を念頭に置き、地元ボランティアの活動を中心とする「復興支援センター」としての活動を開始するため、西播磨地域内に限定した募集を行った。

検証項目３　ボランティアニーズの把握方法

検証の視点　**被災者にとって必要な支援ができたか**

　８月１０日午前１０時に災害ＶＣを設置し、町防災行政無線を通じて被災者への周知を行い、電話でのニーズ受付を開始した。同時にニーズ調査班を組織し、被災エリアの自治会長や避難所などを訪問し、災害ＶＣの周知とニーズの把握、災害時要援護者の動向、被害状況等の聴き取りを実施した。
　４地区の自治会では、自治会長や民生児童委員がニーズを取りまとめた。この中には、配給の弁当を配付すると同時に翌日のボランティアニーズを取りまとめ、災害ＶＣにＦＡＸでニーズを送信してくる地域もあった。

災害ＶＣでは、居住部分の災害復旧活動を優先して受け付け、ボランティアの送り出しを行っていたが、それ以外でのボランティア活動を実施する場合もあった。

８月１９日頃から、被災地へのボランティア送り出し状況を地図に落とし込み、再度ニーズ調査班を組織し、その地図を基にローラー調査※を行った。

※ローラー調査とは一般に、凸凹を無くすためにかけるローラーのように悉皆で行う調査。今回の災害では、災害ＶＣスタッフ等が被災地域を個別訪問し、ボランティア活動の現況調査と被災者のニーズ把握を行い、地域の住宅地図にマッピングして対応した。

【主たる要因】

当初、災害ＶＣは南光地域福祉センターに設置されていたが、被災エリアから離れていたため、受付けは主に電話で行った。しかし、既存の電話４回線のみを使用したため、回線が混雑し、つながりにくい状況が続いた。被災して電話が不通となる地域もあり、電話をかけられない被災者もいた。

当初、被災者は、災害ＶＣや災害ボランティア活動を知らなかったため、ボランティアを受け入れる状況ではなかったが、ニーズ調査班の活動、また、隣近所のボランティアによる復旧活動を見た被災者が、ボランティア活動を知るようになり、ニーズ件数も増加した。４地区では自治会長がニーズを取りまとめたことで、ボランティアと地域ニーズのマッチングがスムーズに行われ、コミュニティと連携した支援活動ができた。

その後、ニーズ件数は減少していったが、見過ごされていたり、ボランティア活動の必要性があるにもかかわらず、声を出せない被災者を探し出すために、ローラー調査を行い、ボランティア活動のニーズを把握した。

（２）災害対策本部と災害ＶＣの連携と情報共有

検証項目１　災害対策本部と災害ＶＣの連携・情報共有のあり方

検証の視点　**災害対策本部と災害ＶＣの連携・情報の共有状況**

町社協が主体となり、災害ＶＣの運営を行ったが、開設当初は町災害対策本部と情報共有ができなかった。当時、各課の窓口に個別に問い合わせていたが、被災者と被災地の状況を十分に把握できず、情報不足に陥っていた。

災害廃棄物の処理などに対する被災者からの支援要請は、災害対策本部に寄せられていたが、連絡を受けた職員が、行政が対応すべき業務にもかかわらず、災害ＶＣに問い合わせたり依頼したりするような状況もあった。

８月１１日には、災害ＶＣを担当する町職員が明確になったものの、災害対策本部員としての活動も抱えており、連絡が取れない状況が続いた。

８月１２日からは、町社協の災害ＶＣ担当者が、災害対策本部会議に出席

し、情報を共有できるようになった。
８月１４日には災害ＶＣの佐用支部、久崎支部を開設したが、その立ち上げのため、災害対策本部から人的支援、資機材提供などがあった。以降、携帯電話の借用、ボランティア活動者の熱中症対策用の物資提供、不足した資機材の提供などの支援を受けた。

【主たる要因】

発災直後は、町災害対策本部が設置されていた町役場自体が被災し、混乱していたこと、また、災害ＶＣが設置された南光地域福祉センターの場所が災害対策本部と離れていたことから、情報の共有・連携が十分に行えなかった。さらに、災害ＶＣを運営する町社協は、佐用町地域防災計画を熟知しておらず、ボランティアの受入や町社協との調整を災害対策本部生活対策部福祉班が担当であること等を知らなかった。
町職員と被災者の中に、災害ＶＣや災害救援ボランティア活動についての認識や理解が不足していた者がいたため、本来、ボランティアは対応すべきではない危険を伴う災害廃棄物処理などにも対応させられることとなった。
町災害対策本部会議に災害ＶＣを運営する町社協職員が出席し、生活対策部が災害ＶＣの調整、支援を開始して以降は、窓口も明確になり情報の共有と連携ができるようになっていった。

検証項目２　災害対策本部と災害ＶＣの情報の発信

検証の視点　災害対策本部と災害ＶＣの情報の発信状況

災害ボランティアの募集やボランティア活動情報については、町防災行政無線、全社協ＨＰ、県社協ＨＰ、町ＨＰ及び県や町の定例記者会見で発信した。行政の記者会見の後、災害ＶＣに対して報道関係者から電話や訪問による取材があったため、災害ＶＣ独自で定期的に記者発表の時間を設けた。
町社協は情報を発信するため「佐用町災害ボランティアセンター」のブログを開設し、日々の被災地の状況、ボランティア活動の状況、活動参加者への事前準備や注意事項などを発信した。

【主たる要因】

町社協独自のＨＰを開設していなかったため、関係機関のＨＰを活用した。災害ＶＣでは、報道関係者への対応はセンター長が行い、電話や訪問による取材があるたびに個別に対応しなければならないこともあり、災害ＶＣの運営に支障を来すことがあった。

（３）災害ボランティアの安全衛生対策

検証項目１　災害ボランティア活動の状況と安全衛生面の確保

検証の視点　災害ボランティア活動の状況と安全衛生面の確保状況

佐用町災害ボランティアセンターマニュアルでは、救護班の設置を規定しており、今回の災害でも、災害ＶＣ内に救護所などを設置し、社協介護支援課の看護職員がここに配属され、応急処置を行った。しかしながら、十分な場所を確保できなかった。

ボランティア活動に必要なマスクや手袋の配付、安全対策用の啓発チラシや掲示板での注意喚起も行ない、活動後のボランティアに対しスタッフがうがいと手洗いの徹底を促していた。支部を開設した８月１４日からは熱中症対策として塩飴や飲み物などをボランティアに配付した。

活動後の報告では、異常やケガがないか聴き取りを行った。釘の踏み抜き、切り傷、熱中症など２８件の報告があった。

【主たる要因】

介護サービスを休止していたため、救護班を担当する看護職員を確保することができた。また、そのことが災害ボランティアの安全衛生環境の確保に寄与した。

救護班では、熱中症など細かな課題への対応まで想定していなかった。

また、災害ＶＣ内は十分なスペースがなく、ケガの処置や休憩のための機能を確保できなかった。

災害救援ボランティア活動は危険を伴うものであるが、軽装で被災地に来るボランティアがいるなど、ボランティア自身が、被災地でのボランティア活動の危険性を認識していない場合があった。

（４）災害ＶＣの運営資金、災害ボランティア保険の取り扱い

検証項目１　災害ＶＣの運営資金

検証の視点　災害ＶＣの運営資金の状況

町と町社協は、災害ＶＣの開設・運営に関する協定を結んでおり、災害ＶＣの運営資金は町が負担することになっていた。これに基づき、災害ＶＣの職員人件費や資機材の購入費は町が負担したが、このほかに兵庫県共同募金会の災害準備金助成制度※から１，８００，０００円と、災害ボランティア活動支援のために寄せられた寄附金５，６５２，９１６円を活用した。このた

め、災害ＶＣの運営資金は問題なく確保できた。

※災害準備金助成制度とは、共同募金会が赤い羽根募金を財源として設置した災害ボランティア活動支援のための助成制度

【主たる要因】

災害ＶＣの設置協定を締結していたため、運営資金確保に不安はなかったが、これまでの他市町の被災経験から、共同募金会の災害準備金助成制度を活用し、災害ＶＣの運営資金の一部を賄うことができた。

また、募金活動はしなかったものの、被災経験や災害ＶＣ設置経験のある市町社協を中心に、企業や団体・個人からも災害ボランティア活動支援のために寄附金が多く寄せられた。

検証項目２　災害ボランティア保険

検証の視点　災害ボランティア保険の取り扱い状況

災害ボランティア保険は、災害ＶＣの受付で加入の有無を確認し、未加入者には加入を必須とした。災害救助法適用型に加入が可能となったため、掛け金３００円の保険を取り扱い、１３，９２４名分４，１７７，２００円の保険料を町が負担した。

【主たる要因】

通常取り扱っている兵庫県ボランティア・市民活動災害共済の掛け金は５００円で加入受付の翌日から効力を発する。災害救助法適用型は掛け金が３００円と低額であり加入受付日から効力を発生するが、保障内容が著しく低かった。

団体ボランティアは、事前に参加者名簿を提出するか当日持参することで、スムーズに加入手続きを行うことができたが、個人ボランティアは、ボランティア登録とボランティア保険加入手続きが別様式となっていたため、ボランティア側、事務局側共に手続きが煩雑となった。

最終的に保険会社代理店が、保険加入の有無や重複加入を確認したため、費用負担が軽減された。

町と町社会福祉協議会による災害ＶＣの開設・運営及びこれに対する応援の体制の改善への提言

提言 83　**平時から行政、町社協、関係機関・団体とのネットワークの強化を図る必要がある。**

災害ボランティアが円滑かつ効果的に、安心して活動できるようにするために、平時から「防災ネットワーク会議（仮称）」などを開催し、行政、町社協及び関係機関・団体との連携を密にする必要がある。

なお、災害時には災害対策本部との情報の共有、連携を図るため、災害対策本部会議に、災害ＶＣを運営する町社協代表などの出席を求めることが望ましい。

提言 84　**災害ボランティア活動に係る意識啓発と災害ボランティアをコーディネートできる人材の発掘、育成、訓練などを実施することが望ましい。**

地域住民が、町外からのボランティアを無条件に受け入れるとは限らない。地域外のボランティアの力をうまく引き出した活動をするためには、地域を良く知ったキーパーソンの関与が不可欠である。町と町社協は、災害ボランティア活動や受入に係る意識啓発を図り、理解を深めるため地域住民や職員の研修を実施する必要がある。

平時から災害ボランティアをコーディネートし地域の受入環境を構築できる人材を発掘し、育成するための訓練を実施することが望ましい。

提言 85　**災害ＶＣ本部（または支部）は、活動現場にアクセスしやすく、かつ安全性が確保された場所に設置するとともに、災害対策本部と緊密な連携がとれる環境を整備することが必要である。**

ボランティアを受入れ、活動先に送り出す前線本部となる災害ＶＣ本部（または支部）は、被災エリア（活動現場）にアクセスしやすい場所に設置するとともに、ボランティア活動に必要な情報の収集・資機材の調達をはじめ、適切なニーズ把握に基づくボランティア募集情報の発信などを迅速かつ適切に行えるように、災害対策本部と緊密な連携がとれる物理的・組織的環境を整えることが必要である。

提言 86　**災害ボランティア活動の安全衛生環境を確保するため、保健・医療・福祉関係者などが、災害ＶＣと連携して活動することが望ましい。**

災害ボランティア活動の安全衛生環境確保のため、保健・医療・福祉の専門職（兵庫県の場合、県災害救援専門ボランティア等の制度もある）が、災害ＶＣと連携して、安全・衛生指導、助言、相談などの専門的な支援活動をすることが望ましい。

第２章　災害ＶＣの運営と福祉支援活動との関係

１　災害ＶＣの運営と福祉支援活動との関係

（１）町社協が運営する介護サービス事業の災害時対応

検証項目１　**災害ＶＣの運営と介護サービスの運営体制**

検証の視点　**災害ＶＣの運営と介護サービスの運営状況**

８月１０日から１３日までの間、訪問介護は一部実施したが、ほとんどの介護保険サービスは、提供を休止した。また、久崎老人福祉センターの通所介護事業所が床上浸水し、長期間休止する事態となった。

８月１０日から介護サービス利用者の安否確認を行い、翌１１日夕方までに全利用者の安否を確認することができた。

【主たる要因】

被災した介護職員もおり、介護サービスを提供するスタッフが不足したこと、また、被災状況に関する情報が不足しており職員の安全確保に不安があったこと、被災による断水や停電等のためサービスを提供できなかったこと等の理由により、サービスを休止せざるを得なかった。さらに、サービス休止により、介護サービス職員がスタッフとして災害ＶＣの運営支援に回ることになったこともサービスの復旧に影響を与えたと考えられる。

床上浸水した事業所の介護サービス利用者４８名は、町社協が運営する他の事業所などに振り替えることでサービス利用は継続された。

利用者の安否確認は、介護サービス職員が中心となり電話や訪問により確認した。本人や家族と連絡がとれない利用者については、自治会長や民生児童委員、担当ケアマネジャーを通じて確認をした。

災害ＶＣの運営と福祉支援活動との関係改善への提言

提言 87　**平時から、災害によって福祉支援を必要とする人に生じる新たな生活・福祉的課題（支援需要）への対応を検討しておく必要がある。**

平時、町社協では、福祉活動団体やボランティアグループとともに安否確認、見守り、巡回などの福祉活動を推進している。

災害時は、被災により生じた新たな生活･福祉課題を解決するための支援も必要となる。従って、災害ＶＣの運営に注力するだけでなく、こうした新しい福祉課題への対応も視野に入れながら、地域の福祉活動団体（地縁団体含む）との連携を含めて検討しておく必要がある。

提言 88　**災害時も介護サービスの提供を維持できる体制を構築する必要がある。**

災害時、介護施設の浸水や災害ＶＣ運営スタッフの確保等、様々な理由から介護サービス事業を一時的に休止することになった。しかし、利用者は継続的なサービスを必要としており、災害等非常時を想定した各事業所間の連携・相互支援体制を構築するなど、サービスを継続できるような環境・体制を維持・構築していく必要がある。

第３章　その他の被災者支援活動等

１　その他の被災者支援活動等

（１）近隣相互の応援、専門職による応援等

検証項目１　**その他の地域支援活動と専門職による応援**

検証の視点　**その他の地域支援活動の状況**

町防災行政無線を活用し町内ボランティアを募集したところ、比較的被害が少なかった南光、三日月地域から多くの参加者が得られた。

特徴的な活動としては、地域づくり協議会が中心となり、ボランティア活動に使用する資機材の運搬、土のう袋や廃棄物の運搬に従事する軽トラック部隊が組織された。

ボランティア活動に参加した町内の業者の中には、一輪車や土のう袋など、資機材の運搬に協力したり、子どもの被災者のため、お菓子などの飲食物を提供するものもあった。

また、町ボランティア連絡会に所属する地元ボランティアが、災害ＶＣスタッフとして活動した。

このほか、独自に炊き出しボランティア活動を実施したり、配給された弁当や給水車の水を、高齢者等災害時要援護者の自宅まで届けたりする自治会があった。

連続の日程で活動するボランティアは、宿泊先が確保できず美作市内や相生市内のホテルを紹介したが、テントで生活しながらボランティア活動を行ったり避難所に泊り込んで活動した者もいた。

地域外のボランティアは、マイクロバスで送迎を行った。

有料道路を利用して被災地に入るボランティアに対応するため、ＮＥＸＣＯ西日本をはじめ有料道路事業者の協力により中国自動車道などの通行料が免除された。

【主たる要因】

比較的被害が少なかった南光、三日月地域の住民や町内の業者がボランティア活動に参加し、地元住民ならではの活動を行った。

災害ＶＣでは、炊き出しボランティア活動の申し出も多数あったが、被災者からのニーズも把握できておらず調整できなかった。

ボランティアが、被災地まで自家用車で移動すると道路が混雑し、復旧活動の妨げとなるため、マイクロバスで送迎を行った。

また、ＮＥＸＣＯ西日本をはじめ各有料道路事業者に県災害対策本部が通行料の免除申請を行い、ボランティア活動等を支援するため、通行料が免除された。

検証項目２　専門職によるボランティア活動

検証の視点　専門職によるボランティア活動の状況

専門的な技能を活かしたボランティアとして、兵庫県建設業協会、神戸市従業員労働組合、兵庫県環境事業商工組合、県下各地の造園組合やＮＰＯ法人など、多くの企業型ボランティアが活動した。

重機や専門技術を用いたボランティア活動や災害の記録を残す映像ボランティア活動もあったが、災害ＶＣに届くニーズとマッチングできるものはほとんど無かったこともあり、災害ＶＣを介さない個別の活動となった。

また、町社協が設置した災害ＶＣ以外に、任意団体が独自に支援拠点を設置して活動したケースもあった。

【主たる要因】

地域の外からも、多くの企業型ボランティアが活動に参加した。またＮＰＯ法人などは、すでに災害に備えたネットワークを構築しており、ネットワークを通じてボランティアが集まり、通行の障害となっていた土砂や流木などを除去するなど、専門的で機動力のあるボランティア活動が行われた。

重機や専門技術を用いたボランティア活動は、コーディネートの難しさから、原則受け入れないこととしていたが、スタッフに徹底できておらず一部を受け入れた。

佐用チャンネルには、住民が自ら製作する番組があったため、町内外の映像ボランティアが連携し番組制作にあたった。

町社協災害ＶＣとは別に、任意団体が支援拠点を設置し、必要時には町社協災害ＶＣと情報交換を行いながら、熱心な活動を展開した。

その他の被災者支援活動等の改善への提言

提言 89　地域内で災害ボランティア活動に取り組めるようボランティアの活動環境の整備を図る必要がある。

地域の既存の団体と連携・協力を図りながら、地域住民と共に、防災・減災活動に取り組んでいく人的・物的環境を整備する必要がある。例えば、地域内で日常的に活動している団体の把握と、そうした団体が普段行っている活動の充実を図っていくこと、さらにこれらの団体とその活動が、災害後のどのような場面で活躍できる可能性があるのかを検討し、普段の地域活動の中で、災害に対する意識を高めておくことが必要である。

また併せて、こうした地域内の団体や活動者を対象に、災害後の救援・復旧、復興支援活動に必要な知識とノウハウについての研修や、団体・活動者間のネットワーク化を推進することが必要である。

提言 90　専門的技能を活かした支援活動を受け入れる体制を検討しておく必要がある。

保健・福祉・医療、土木技術など災害時に必要とされる専門的技能を活かした支援活動の受け入れについては、他の関係機関との連携や災害関連制度との調整が求められるため、災害ＶＣによるコーディネートに限界がある場合も多く、災害対策本部との連携を念頭においた体制を検討しておく必要がある。

また、専門的技能を持った人達が活動しやすい環境を整備（町の施設開放、活動に必要な資機材及び情報の提供など）していくことも必要である。

（参考資料）

【佐用町地域防災計画、佐用町水防計画、佐用町ボランティアセンターマニュアルの規定】

1　災害ボランティア活動の支援体制の整備

（1）災害時ボランティア活動の支援マニュアルの作成

町は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が平成 13 年度に作成した「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、「災害ボランティア活動支援マニュアル」の作成に努める。

①災害ボランティア活動支援の基本的考え方

・阪神・淡路大震災を踏まえた支援

・ボランティアの自主性・自発性を尊重した支援

・災害ボランティア活動支援に係る行政の役割

②災害時の対応・支援

・災害ボランティア窓口の明確化

・災害ボランティア本部の立ち上げ・運営・解散

・災害ボランティア本部への支援

③平常時の対応・支援

・ボランティア団体等とのネットワークの構築

・ボランティア・コーディネーターの養成支援

・災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

（2）受入体制の整備

町は、県内で大規模災害等が発生した場合の、県災害救援専門ボランティアの活用体制を整備する。

（県災害救援専門ボランティアの活動分野）

・救急・救助

・医療（医師、看護師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士）

・介護

・建物判定

・情報・通信

・手話通訳

・ボランティアのコーディネート

・輸送

県災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入体制の整備に努める。

・災害情報、生活情報等の収集、伝達

・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
・救援物資、資機材の配分、輸送
・軽易な応急・復旧作業
・災害ボランティアの受入事務

また、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体との意見交換の場を持って、地域防災計画等の見直しや、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練の実施に努める。

（３）ボランティア活動の支援拠点の整備

町は、平時における各種のボランティア活動が、災害時にも生かされるとの考え方のもとに、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

（４）災害ボランティア活動の環境整備

町は、県に協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア活動拠点の整備、ボランティア活動資機材の整備、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。

また、ボランティアのための活動マニュアルの作成、ボランティア活動資機材の整備に努める。

２　災害ボランティアの要請・受け入れ

（１）災害救援専門ボランティアの派遣要請

町（生活対策部）は、大規模災害等が発生した場合必要に応じて、県災害救援専門ボランティア（ひょうご・フェニックス救援隊－「ＨＥＡＲＴ－ＰＨＯＥＮＩＸ」）の派遣を要請する。

①災害救援専門ボランティアの活動分野
・救急・救助
・医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
・介護
・建物判定
・通訳
・情報・通信
・ボランティアのコーディネート
・輸送

②派遣の手順

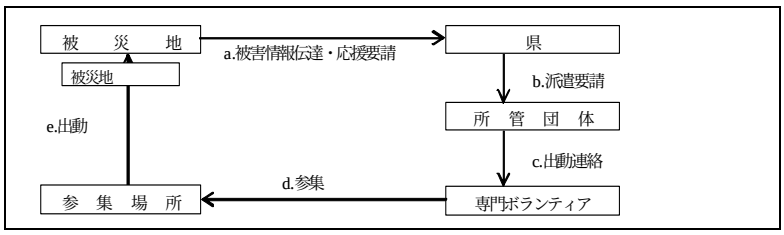

（2）災害ボランティアの受け入れ

町社会福祉協議会は、次の受け入れ措置を講じる。

①受入窓口等の開設

大規模災害等が発生した場合、災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入窓口を開設する。

・災害情報、生活情報等の収集、伝達
・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
・救援物資、資機材の配分、輸送
・軽易な応急・復旧作業
・災害ボランティアの受入事務

特に町は、ボランティアの受入窓口となる災害ボランティアセンター、災害ボランティア本部などを設置する場合は、できるだけ早期に本庁舎内及び支所内に設置し、相互に緊密な連携をとれるよう努める。

②災害ボランティアの確保と調整

町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

③災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。

・ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。
・ボランティアに対し、被災地に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
・ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。
・ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケアの期間を持つよう配慮すること。
・被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
・災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努める。

3　佐用町災害ボランティアセンターについて

（1）設置目的

災害時の被災者支援ボランティア活動は、今や不可欠なものとして広く認識されており、災害時に被災者・被災地の復興支援において重要な役割を果たしています。

佐用町においては、山崎断層帯（岡山県美作市から兵庫県三木市にかけて西北西―東南東方向に走り総延長約 80ｋｍの活断層）が走っており、佐用町北部を延長約 10ｋｍにわたって横断しています。想定地震規模はM7.2～7.7 と予想されています。また、他にも大阪湾断層帯、有馬高槻構造線～六甲断層帯、養父断層も佐用町に近い断層として考えられ、風水害による被害も平成 16 年の 21 号台風による千種川の氾濫により、佐用地域と上月地域を中心に浸水などの被害が発生しました。今後も、河川の氾濫や土砂崩れなどが最も身近に発生すると考えられています。

佐用町地域防災計画にも行政が設置し、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が中心となり運営する公設民営の「災害ボランティアセンター」（以下、「センター」という。）を設置することが明記されています。

設置にあたっては、行政と協議して設置場所を決め、関係機関や、団体、ＮＰＯなどと協力しながら、被災者と被災地の一日も早い復興を行うため、ボランティア活動を効果的に展開することを目的に設置します。

（2）役割

センターは、災害発生時に行政と社協が協力し、集中的に被災者と被災地復興支援のボランティア活動を行うための「災害復興支援に特化した臨時のボランティアセンター」とします。

「行政」は統括的役割を担い、「社協」はボランティアの受給調整などの中心となり運営します。なお、その他必要なことは関係機関と協力し対応するものとします。

4　センターの運営について

（1）センターの運営方針について

「センター運営方針」を基準として関係機関などと協議し、センター運営方針を定める（表２）。

（2）センターの統括責任者について

センターの統括責任者として、センター長１名、副センター長１名を置く。

センター長は事務局長があたり、事務局長が被災などにより勤務不可能の場合は、勤務可能な職員の中から社協会長が指名する。また、副センター長はセンター長を補佐する。副センター長は、職員の中からセンター長が指名する。

（3）運営時間について

センターの運営時間は、8 時 30 分から 17 時 00 分とする。ただし、状況に合わせた弾力的な運営を行うこととする。

（4）センタースタッフについて

センタースタッフは、次の手順に基づき、センター長の判断により必要な人員の確保

を行うものとする。なお、スタッフの確保にあたっては、以下に掲げる事項に留意する。

第１段階　社協内でのスタッフの確保

・職員の被災状況や社協の復旧作業に必要な人員を確認の上、職員を可能な限りセンタースタッフとして配置する。

第２段階　町内からのスタッフ募集

・町内においてボランティアや福祉委員、町民などからスタッフを募集し、協定による西播磨ブロック内社協へ応援を要請する。

第３段階　県内及び県外からのスタッフ募集

・上記によりスタッフが不足する場合は、県社協と連携し、県内社協及び県外社協に対し、人的支援を要請する。

スタッフ確保の留意事項

A　災害救援活動の経験豊富なＮＰＯや経験のある他社協職員などのノウハウを活用する。

B　県外からのスタッフは、地理や地域の社会資源、関係団体、住民感情などの地域性に不案内であることから、被災地域内及びその周辺から一定数のスタッフを確保するように努める。

C　業務の継続性を確保するために、長期滞在できるスタッフの確保に努める。

（５）センター設置場所について

センターの設置場所は、災害による損傷や二次災害のおそれが少ない施設の中から町災害対策本部と協議の上、センター長が決定する。

■設置検討場所一覧

区　　分	電話番号	備　　考
役場本庁舎	82-0660	住民課
役場上月支所	86-1211	地域振興課
役場南光支所	78-0123	地域振興課
役場三日月支所	79-2982	地域振興課
南光地域福祉センター	78-1212	社協

（６）センター出張所

特に被害が大きい地域、または被災地に近い場所で継続した支援体制が必要な場合にセンター出張所を設置し、ボランティアの派遣や休憩所及び資器材の管理、情報収集などの調整を行う。

（７）センター運営資金と資器材の確保

センターを運営する財源は、行政との協定に基づいて、資金収集に努めることとする。また、各義援金や資金援助、募金などの利用も検討する。

■参考

兵庫県共同募金会 「災害活動義援金」	災害救助法の適用を原則基準とし、県共同募金会の判断により金額、配分決定がなされる
全社協 「福祉救援活動資金援助制度」	センターの初期対応資金として、全社協より都道府県社協に対し配分され、県社協が被災地の状況に応じ市町社協に配分を行う

センターの実施による義援金	センター独自に災害義援金を募る
災害系の基金や助成団体からの借入	日本財団など

5　センターの組織について

（1）センターの組織について

センターの組織は、次の組織を参考に災害救援本部において協議し決定する。なお、時間の経過による被災者の状況変化を勘案して適宜、組織を見直す。

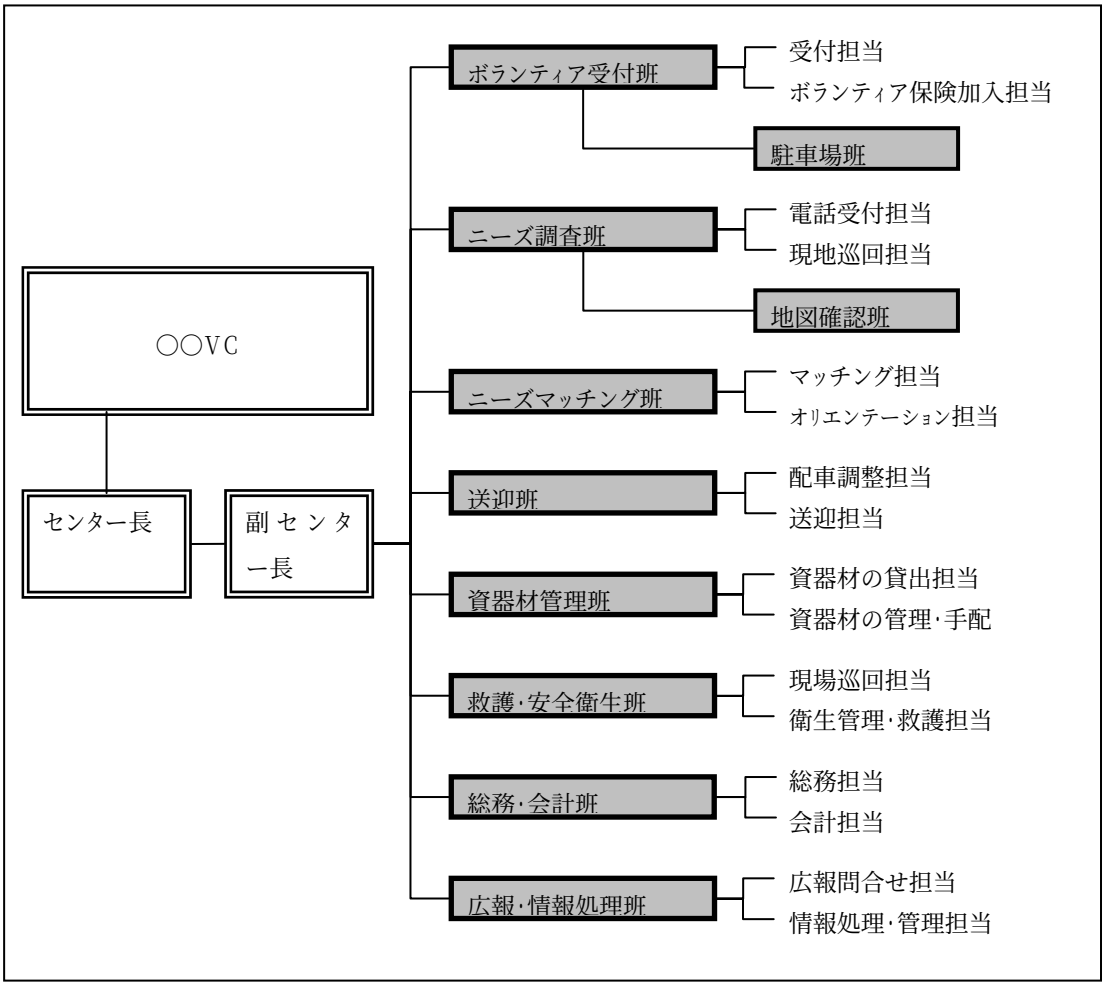

■スタッフの配置についての注意事項

①センタースタッフなど、経験がある者が各班に分散する。

②各班に統括リーダーを設置する。

③活動の継続性や一貫性を保つため、長期間活動できる人が各班に分散する。

④被災地の地理や地域性などに詳しい人が各班に分散する。

⑤各人が持っている資格や技術を活用できるような配置をする。

⑥各班の業務量は、時期や曜日、時間帯によっても異なることから、各班の間で柔軟に応援体制を組む。

6　センターの活動内容について

（1）各班活動内容について

被災状況や住民状況を考慮し、次の各班の活動内容を参考にスタッフ協議を行い、班ごとの活動内容や手順を決定する。

※各班の主な活動内容

ボランティア受付班	・ボランティア受付及び活動報告書受領、ボランティア保険受付、登録総合案内
（駐車場班）	・駐車場や受付への誘導
ニーズ調査班	・電話や来所による被災住民のニーズ調査 ・避難所訪問調査
（地図確認班）	・活動先の場所や位置、現地状況の確認など
ニーズマッチング班	・被災者ニーズとボランティア活動希望のマッチング連絡調整 ・活動現場に送り出す際の活動諸注意の説明やニーズの説明などのオリエンテーション
送迎班	・配車調整し、活動先への移送及び車両の管理
資器材管理班	・ボランティア活動に必要な資器材の整備受渡や管理
救護・安全衛生班	・応急処置や健康チェック及び被災地の巡回
総務・会計班	・全体の取りまとめ及び会計事務 ・ニーズ調査班からのニーズ受付の調整
広報・情報処理班	・広報活動や情報処理及び情報管理 ・関係機関やメディア、一般住民への情報発信及び取りまとめ ・電話など問い合わせの総合対応

※各班の活動手順詳細については、「各班所掌事務手順書」を確認する。

7　災害ボランティアの募集について

災害ボランティアの募集は、次の手順に基づいてセンター長の判断により募集範囲を決定する。なお、広域でのボランティア募集は県社協と連携を図ることとし、以下に掲げる事項に留意する。

（1）ボランティアの募集手順について

第１段階（町内でのボランティア募集）

町内において、次の方法によりボランティアを募集する。

・防災行政無線やチラシ

・町登録ボランティアや民生委員児童委員、福祉委員などへの協力依頼

※事前に地元の専門ボランティアなどを確保しておき、活動が可能かどうか確認する。

第２段階（県内各市町へボランティアの募集）

上記によりボランティアが不足する場合は、県社協と連携して、県内の被災地以外の市町社協に対し、ボランティア募集の応援要請を行う。

・県社協、西播磨ブロック社協災害発生時相互支援協定で結んでいる近隣社協

・災害専門ＮＰＯ法人などの団体

第３段階（県外からのボランティアの募集）

県内で必要なボランティアが確保できない場合は、県社協を通じて、県外の都道府県社協に対し、ボランティア募集の応援要請を行う。

・行政や県社協、ひょうごボランタリープラザのホームページ
・マスメディア

ボランティア募集の留意点について

・被災者からのニーズは、被災の時期により内容や件数も大きく変化する。また、被災直後はニーズがあっても避難勧告・避難指示が解除されないなど、被災地に派遣できないケースも想定される。募集を行う際には、日々のボランティア活動に関する状況を的確に把握し、活動内容や必要な人数を正確に情報発信する。
・ボランティア希望者の動向は、マスメディアによる報道やホームページでの発信内容に大きく影響される。マスメディアなどへの情報発信にあたっては、個人の判断ではなく必ず複数名でのチェックを行い、必ずセンター長の判断を仰ぎ、担当１名が発信する。
・ボランティアへの説明時には、活動の際に個人で準備して欲しい物資や活動上の留意点についてできる限り詳細に、情報発信する。
・ボランティアの希望者数は、土日に集中して平日に減少するなど、曜日や時期によって人数の増減が生じることも考慮に入れて募集を行う。

（２）ボランティアの区分について

以下の区分により、その性質や技術などを最大限に活動へ活かせるように留意する。

①職能による区分

一般ボランティア
専門知識や技術に関係なく労力や物資、場所、情報などを提供するボランティア
専門ボランティア
医師や看護師、被災建築物の危険度判定できる建築士、障がい者や外国人などに対する専門的な知識や技能を活用するボランティア（必要物資などの提供企業も含む）

②所属による区分

個人ボランティア
組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア
団体ボランティア
学校や企業などの団体に属し、組織の一員として活動するボランティア

（３）ボランティア保険について

ボランティア活動希望者の受付及び登録は、ボランティア保険への加入を条件とし、センターで加入するボランティア保険は、兵庫県ボランティア・市民活動災害共済とする。

※特に要望がある場合は、ボランティア・市民活動災害共済などの比較表(平成 19 年度)を参考に任意で加入していただく。

①保険の加入

保険未加入者は、兵庫県ボランティア・市民活動災害共済加入申込書兼加入者名簿を受付時に記入して保険に加入することとする。未加入者の保険料についてはセンター負担とする。

②保険の加入手続きと保険金請求について

保険に加入している活動者がケガをした場合は、速やかにセンターへ報告し、事故報告書兼証明書を作成し保険会社へ送信する。

その後、保険会社とケガをした本人が保険金請求書などの事務手続きを行う。また、提出書類や現場確認など必要に応じてセンターが協力して支援を行うものとする。

（4）ボランティア活動証明書について

ボランティア活動証明書を希望する者については、活動終了後に総務・会計班により証明書を作成し、発行する。また、ボランティア活動証明書発行一覧を作成する。

8　センターの情報管理について

（1）個人情報の管理について

センターは、被災者のニーズ調査やボランティア登録などを通じて、様々な情報を収集することになるが、スタッフやボランティアは日々、人が入れ替わることになるため、個人情報などに係るトラブルが発生しやすい状況である。

センタースタッフは、この点に十分注意の上、広報・情報処理班を中心に、個人情報の適切な処理及び管理に努めるとともに、各班のリーダーは適宜、班内の個人情報の取り扱い状況をチェックし、情報管理に努めなければならない。

①個人情報保護に関する基本的な考え方と取扱い

基本的な考え方

・センターは、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令を遵守し、実施するあらゆる活動において、個人情報を慎重に取り扱います

・センターは、収集した個人情報を利用目的の範囲内でのみ利用します

・センターは、個人情報を適切に管理し、紛失や漏えい、き損などを防止します

・センターは、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、スタッフ及びセンターから派遣するボランティアに個人情報保護に関する基本的な考え方とその取扱いについて周知徹底します

利用目的　取扱い方法

■個人情報の利用目的

被災者へのボランティアの派遣や必要な福祉サービスの提供を通じ、救援や生活復旧を図ることを目的として、個人情報を取得し利用します

■個人情報の種類

次の各書類にセンター利用者が記載した事項及びスタッフが相談などの方法により把握し、記載した事項を指します

・ボランティア受付票（個人、団体）、団体ボランティア受付名簿

・ボランティア依頼受付一覧表

・ボランティア依頼票（ニーズ受付票）、依頼受付一覧表

・活動指示書兼報告書

（2）情報の混乱防止について

センターでは、各班で様々な情報が収集されるとともに、多くの問い合わせが寄せられる。こうした中で、情報の混乱を防ぐために重要な情報については、１ヶ所（広報・

情報処理班）に集め、情報の整理と取捨選択の上、必要な班やスタッフ、関係機関にスムーズに情報を伝達する。（重要情報書類の色を統一して印刷する）

また、日々のスタッフミーティングの時間を定時に確保するとともに、各班で出てきた問題点や重要事項についてスタッフ全員で共有し、スタッフ用掲示板の活用や資料の配布により周知徹底する。

９　センターの設備・備品・資器材について

（１）電話回線の確保について

電話回線は、町災害対策本部へ依頼して確保する。また、回線は最低５回線を確保することが望ましい。（災害規模により増減する）

①被災者用（相談受付）
②ボランティア用（問い合わせ一般）
③ＦＡＸ用（聴覚障がい者、書類送信）
④スタッフとセンター間の連絡用
⑤そのほか、使用可能な携帯電話や無線機などを必要数
※ケーブルテレビ、ＡＤＳＬなどのインターネット回線を別途準備する。

（２）車両の確保について

移送車両の確保については、町災害対策本部と連携しながら、以下の事項に留意し、確保及び管理にあたる。

①近隣社協や行政、福祉施設などから借用（乗用車、バス、自転車）
②車両持込可能な移送ボランティアの募集
③レンタカー会社から借用（乗用車、バス）
※借用する場合は保険内容を必ず確認する。

（３）備品・資器材の確保及び管理について

備品・資器材の確保及び管理については、町災害対策本部と連携しながら、以下の事項に留意する。

①町災害対策本部から備品・資器材を譲渡または借り受ける。
②県社協を通じての確保及び町内の商工会や企業、ＮＰＯ、一般住民などに協力を依頼する。また小売店での購入も検討する。
③備品・資器材は、可能な限り「購入したもの」、「無料借用したもの」、「有料借用したもの」、「寄付されたもの」に分類して保管する。
④増加する備品・資器材の保管場所をあらかじめ明確にしておく。
※必要な備品・資器材は「災害ボランティアセンター設置に係る備品・資器材一覧」を参考にする。

１０　センターのレイアウトについて

（１）センターのレイアウトについて

センター内の班レイアウトは、センター設置場所が決定後、次の留意点をふまえてセンタースタッフが協議の上、決定する。

【留意点】

・ボランティア受付やコーディネート、派遣の動線を短く、シンプルに分かりやすく
・ボランティア受付のために広いスペースを確保
・各班が相互の状況を把握しやすいように配置に留意

■レイアウトの参考（玄関から入ると）

①ボランティア受付（広く）　：記入と人の流れが円滑になるよう考慮
②名札記載所　：受付とは別に設置
③ボランティア活動掲示板　：目立つ場所で見やすい高さに設置
④オリエンテーションスペース：話がしやすい机や椅子を準備（周囲にも配慮）
⑤資器材受渡場所　：仕分けして置ける十分なスペースを確保
⑥送り出し場所　：安全性と利便性を考慮

１１　センターの閉鎖について

ボランティアニーズの内容変化や依頼件数をはじめ、今後の支援体制など様々な要因を勘案し、ボランティアセンターの閉鎖の時期を協議検討する。

（１）閉鎖協議（例示）

①緊急救援の機能や役割はどうか。
②方向転換することによって、より身近な活動へ移行できるのではないか。
③災害ボランティアセンターとしての役割はどうか。
④閉鎖するタイミングはあっているか。
⑤ボランティアやスタッフは疲れていないか。
※協議の結果、閉鎖をすることが方向性として定まった場合、その後の対応を含め町災害対策本部や関係機関と協議の上、決定する。

（２）閉鎖後の業務（例示）

①残ったニーズを引き継ぐ。
②借用している資器材を返却する。（返却をしない物は有効活用する）
③決算報告や活動報告書をまとめる。
④余剰金の使い道を検討する。（今後の災害のために役立つ検討）
⑤ボランティアや応援スタッフへお礼状を送付する。
※閉鎖決定後、県社協への連絡とともにマスメディアを使って閉鎖することを情報発信し、ボランティアや住民、関係機関への周知に努める。

１２　表１～表２

（表１）佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

佐用町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定

佐用町(以下「甲」という。)と社会福祉法人佐用町社会福祉協議会(以下「乙」という。)とは、次のとおり佐用町災害ボランティアセンターの設置に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条　この協定は、佐用町地域防災計画に基づき乙が設置する佐用町災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターを設置するものとする。

(1) 甲において、災害対策本部が設置され甲が乙にセンターの設置を要請したとき。

(2) 甲が乙にセンターの設置を要請したとき。

(3) 乙がセンターの設置の必要があると判断したとき。

（センターの設置場所）

第3条　乙は、センターを佐用町役場本庁舎内および支所内に設置するものとする。ただし、佐用町役場本庁舎内および支所内に設置することが困難な場合は、甲と乙が協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの業務）

第4条　センターが行う業務は、次のとおりとする。

(1) 災害ボランティア(甲と災害ボランティア等に係る協定等を締結しているものを除く。)の受入れ及び派遣に関すること。

(2) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。

(3) その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務。

（設置の要請内容）

第5条　甲は、乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所その他センターの設置に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2　乙は、センターを設置したときは、その旨を文書により甲に報告するものとする。

（関係団体との協力体制）

第6条　甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれら団体等との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

第7条　甲と乙は、協力してセンター設置に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

（費用負担）

第8条　第４条各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2　乙は、前条に規定する費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

3　第１項に規定する費用の支払方法は、別に定める。

（損害賠償等）

第９条　災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、ボランティア保険により対応するものとする。

2　前項のボランティア保険の加入に係る費用は、甲が負担するものとする。

（報告）

第10条　甲は、センターの運営状況について報告を求めることができる。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

上記、協定締結の証として、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ１通を保管する。

平成２０年 ４月 １日

（甲）　佐用町佐用 2611 番地 1

佐用町長　庵逧　典章

（乙）　佐用町東徳久 1946 番地

社会福祉法人　佐用町社会福祉協議会

会　長　小　嶋　逸　也

（表２）佐用町災害ボランティアセンター運営方針

１．センターの使命について

１）　センターは、地元住民が自力では復旧・復興できない部分、行政が取り組むことができない部分の復旧・復興支援を行う

２）　センターは、原則として被災住民の衣食住が保護され、仮設住宅の整備などにより家族単位で一定の生活を営むことができるまでの支援を行う

３）　復旧・復興の主役は地元住民であり、センターはその地元住民の力を引き出すための自立支援を行う

２．センターの機能について

１）　被災者のボランティアニーズの把握

２）　災害時要援護者の安否確認などによる状況把握

３）　ボランティアと支援を必要とする地元住民のマッチング・コーディネート作業

４）　被災状況や被災者のニーズの把握及び関係機関への情報提供や支援要請

５）　ボランティアの受入及びボランティア保険加入手続き

６）　その他、被災状況や時期により必要と認められる事項

３．ボランティアの派遣基準について

１）　ボランティアの安全が確保できること

２）　行政が取り組むことのできない活動であること

３）　人の手助けが必要な災害時要援護者を優先すること

４）　被災直後を除き、企業や商店への派遣は基本的に行わないこと

４．センター運営にあたっての留意事項について

１）　ボランティアの安全を確保するとともに、ボランティアの自主性や柔軟性、創意工夫、資格などの専門技術を実際の支援に活かすこと

２）　様々な関係機関や個人の集合体であることを考慮し、意思疎通を十分図り、各種情報の共有に努めること

３）　被災地情報やボランティア募集などの情報発信にあたっては、混乱をきたさないよう正確性を確保すること

４）　この基本方針の内容に疑義が生じた場合は、スタッフ間で十分協議の上、必要に応じて、センター長の判断により内容の変更を行う

１３　図１～図２

（図１）災害ＶＣ本部及び支部の設置場所

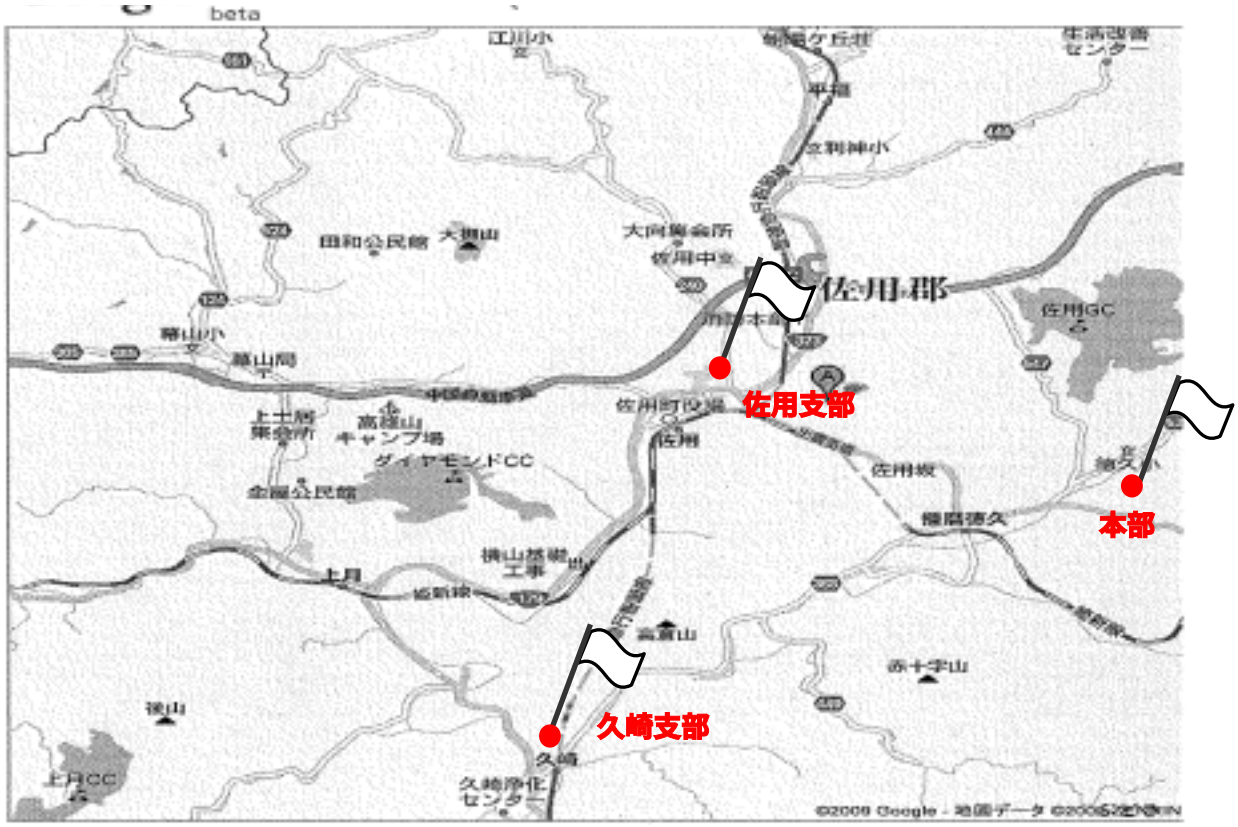

（図２）ボランティア数とニーズ件数

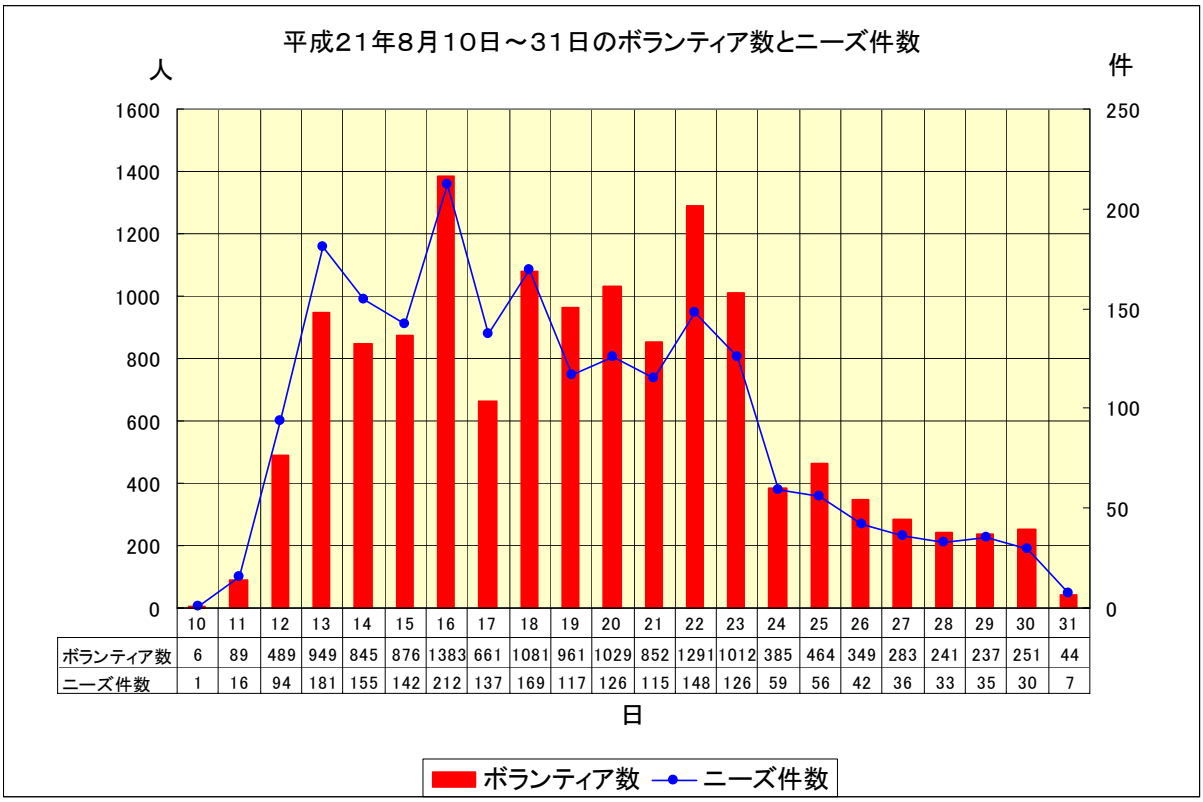

日	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
ボランティア数	6	89	489	949	845	876	1383	661	1081	961	1029	852	1291	1012	385	464	349	283	241	237	251	44
ニーズ件数	1	16	94	181	155	142	212	137	169	117	126	115	148	126	59	56	42	36	33	35	30	7

佐用町台風第９号災害検証委員会

氏　名	所　属・役　職
宇田川　真之	人と防災未来センター主任研究員
○齋藤　富雄	（財）兵庫県国際交流協会理事長
菅　磨志保	関西大学社会安全学部准教授
前林　清和	神戸学院大学防災・社会貢献ユニット長
◎室﨑　益輝	関西学院大学災害復興制度研究所長

（五十音順　◎：委員長　○：副委員長）

平成２２年７月１６日発行

企画・編集
佐用町台風第９号災害検証委員会
〔事務局：佐用町役場企画防災課復興企画室〕

〒679-5380　兵庫県佐用郡佐用町佐用２６１１番地１
TEL　０７９０－８２－２４６０
FAX　０７９０－８２－０１３１